令和5年度
包括外部監査報告書

「長野県に人を呼び込む諸施策」
に係る財務事務の執行

令和6年3月

長野県包括外部監査人
公認会計士　弓場　法

目　次

第1　外部監査の概要 1

Ⅰ．包括外部監査の概要 1

1. 外部監査の種類 1
2. 選定した特定の事件 1
3. 外部監査の対象期間 1
4. 事件を選定した理由 1
5. 外部監査の実施期間 1
6. 監査対象機関 1
7. 監査従事者 2
8. 利害関係 2

Ⅱ．包括外部監査の視点と方法 4

1. 監査対象とした事業 4
2. 「長野県に人を呼び込む諸施策」の監査の基本的視点 6
3. 包括外部監査の方法 8

第2　選定した特定の事件の概要 9

1. 国の取組 9
2. 長野県の取組 10

第3　監査の結果及び意見の総括 15

1. 包括外部監査の総括 15
2. 監査の結果及び意見の総括 17

第4　監査の結果及び意見 32

Ⅰ．全般的事項 32

1. 「長野県に人を呼び込む諸施策」のこれまでの取組の評価 32
2. 観光施策に関する長野県の歳出額の状況 47
3. 補助金における消費税相当額返還の取扱いについて 50
4. 予算関連業務システムの課題と提言 63

Ⅱ．観光部 74

1. 全般的事項 74
2. 観光地域づくり推進事業 97
3. 観光情報発信事業 102
4. 観光振興指導調査費 104
5. 観光客安全対策推進事業 105
6. 山岳遭難防止対策事業 106
7. 山小屋の公益的機能等応援事業 109
8. 安全登山普及推進事業 110
9. 信州登山案内人利用促進事業費 112
10. 山岳総合センター管理運営事業費 113
11. 観光おもてなし推進事業 114
12. 観光業就業促進・生産性向上対策事業 115
13. ユニバーサルツーリズム推進事業 118
14. JAPAN ALPS CYCLING ブランド構築事業 119
15. 信州フィルムコミッションネットワーク推進事業 120

目　次

16. 観光誘客促進事業 121
17. しあわせ信州観光キャンペーン事業 124
18. アルクマを活用した長野県PR事業 126
19. 観光情報の戦略的発信強化事業 127
20. MICE誘致促進事業及びスポーツコミッション運営事業 128
21. スノーリゾート等満喫事業 131
22. 国内誘客回復緊急事業 134
23. 体験型修学旅行誘致促進事業 137
24. インバウンド誘致促進事業 140
25. インバウンド支援センター設置事業 141
26. インバウンド需要緊急回復対策事業 142

Ⅲ. 教育委員会事務局 144

1. 県営体育施設管理運営事業費 144

Ⅳ. 企画振興部 152

1. 地域間幹線バス路線確保維持事業 152
2. 運輸事業振興助成補助金 158
3. 公共交通乗換案内サイト構築事業 160
4. みんなのタクシー利活用促進事業 162
5. 多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業 167
6. 地域公共交通最適化推進事業 169
7. 公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業 173
8. 鉄道振興対策事業費 175
9. 北陸新幹線建設促進費 180
10. しなの鉄道設備投資等借入金損失補償 181
11. 信州まつもと空港活性化事業費 183
12. 空港管理費 194
13. 移住・交流推進事業費 197

Ⅴ. 県民文化部 203

1. 文化施設管理運営事業 203

Ⅵ. 環境部 213

1. 自然公園管理事業 213

Ⅶ. 産業労働部 215

1. リゾートテレワーク推進事業 215
2. 信州首都圏総合活動拠点運営事業費 217

参考 219

第1　外部監査の概要

Ⅰ. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の執行

3. 外部監査の対象期間

原則として令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて令和 3 年度以前及び令和 5 年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

国では、「まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)」に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少克服、地方創成のための政策を実行している。長野県においても、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、県が実施すべき施策を策定し実行している。これらの施策は、長野県総合 5 か年計画である「しあわせ信州創造プラン」に取り込まれ、計画の骨子を構成している。

令和 4 年度までの「しあわせ信州創造プラン 2.0」の政策推進の基本目標のひとつには「人をひきつける快適な県づくり」が掲げられており、県はその実現に向けて様々な施策を実行してきた。政策の効果に加え、コロナ禍による地方回帰の流れも背景に、令和 4 年度は、長野県人口の社会増減は 22 年ぶりに社会増となった。これらの政策の成果と課題は、令和 5 年度から実施される「しあわせ信州創造プラン 3.0」に引き継がれている。

人をひきつけるためには、観光等での誘客、移住・交流の推進等が重要と考えられる。

そこで、観光に加え、移住・交流等、長野県に県外から人を呼び込むことに関連する各事業に係る財務事務の執行が、法令・規則等に準拠して適正に行われているか、また、経済的、効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。

よって、「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

令和 5 年 8 月 8 日から令和 6 年 3 月 7 日まで

6. 監査対象機関

長野県企画振興部、県民文化部、環境部、産業労働部、観光部、教育委員会事務局、一般社団法人長野県観光機構

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	弓場　法
監査補助者	公認会計士	宮本　和之
同	公認会計士	岡本　俊也
同	公認会計士	川崎　要介
同	公認会計士	作本　遠
同	公認会計士	高頭　貴之
同	公認会計士	中島　英明

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

元号の表記

一部の元号については次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S63＝昭和 63 年
H	平成	H13＝平成 13 年
R	令和	R 元＝令和元年(平成 31 年)
		R4＝令和 4 年

端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として長野県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。監査対象とした組織から入手した資料については、原則として数値等の出典を明示していない。

報告書の数値等のうち、長野県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

Ⅱ．包括外部監査の視点と方法

1. 監査対象とした事業

次表の事業を監査対象事業とした。なお、次表の決算額は令和４年度の金額で、前年度からの繰越額及び補正予算額に対する決算額を含んでいる。

(1)観光部

表 監査対象とした観光部の事業　（単位：千円）

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業等	決算額
―	―	1	全般的事項	―
山岳高原観光課	観光戦略推進事業	2	観光地域づくり推進事業	80,671
		3	観光情報発信事業	62,177
		4	観光振興指導調査費	7,564
		5	観光客安全対策推進事業	1,291
	山岳高原観光推進費	6	山岳遭難防止対策事業	43,372
		7	山小屋の公益的機能等応援事業	59,820
		8	安全登山普及推進事業	5,519
		9	信州登山案内人利用促進事業費	3,028
		10	山岳総合センター管理運営事業費	28,592
観光誘客課	観光産業受入環境向上事業	11	観光おもてなし推進事業	1,078
		12	観光業就業促進・生産性向上対策事業	1,203
		13	ユニバーサルツーリズム推進事業	2,540
		14	Japan Alps Cycling ブランド構築事業	4,150
		15	信州フィルムコミッションネットワーク推進事業	6,108
	観光誘客魅力発信事業	16	観光誘客促進事業	14,585
		17	しあわせ信州観光キャンペーン事業	67,229
		18	アルクマを活用した長野県PR事業	6,654
		19	観光情報の戦略的発信強化事業	25,400
		20	MICE誘致促進事業	6,045
			スポーツコミッション運営事業	706
		21	スノーリゾート等満喫事業	1,139,574
		22	国内誘客回復緊急事業	29,671,464
		23	体験型修学旅行誘致促進事業	93,497
国際観光推進室	インバウンド戦略推進事業	24	インバウンド誘致促進事業	51,230
		25	インバウンド支援センター設置事業	12,553
		26	インバウンド需要回復緊急対策事業	20,088

(2)教育委員会事務局

表 監査対象とした教育委員会事務局の事業　（単位：千円）

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
スポーツ課	生涯を通じたスポーツ機会の充実事業費	1	県営体育施設管理運営事業費	143,153

(3)企画振興部

表 監査対象とした企画振興部の事業　　(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
交通政策課	バス等振興対策事業費	1	地域間幹線バス路線確保維持事業	303,960
		2	運輸事業振興助成補助金	317,258
		3	公共交通乗換案内サイト構築事業	1,980
		4	みんなのタクシー利活用促進事業	6,214
		5	多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業	149
		6	地域公共交通最適化推進事業	39,040
		7	公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業	2,356
	鉄道振興対策事業費	8	鉄道振興対策事業費	540,556
		9	北陸新幹線建設促進費	1,800
		10	しなの鉄道設備投資等借入金損失補償	―
松本空港課	信州まつもと空港利活用・国際化推進事業費	11	信州まつもと空港活性化事業費	36,987
		12	空港管理費	398,137
信州暮らし推進課	移住・交流推進事業費	13	移住・交流推進事業費	59,453

(4)県民文化部

表 監査対象とした県民文化部の事業　　(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
文化政策課	文化芸術による心豊かな暮らしの実現推進事業	1	文化施設管理運営事業	1,374,921

(5)環境部

表 監査対象とした環境部の事業　　(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
自然保護課	自然公園管理事業	1	自然公園管理事業	211,292

(6)産業労働部

表 監査対象とした産業労働部の事業　　(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
産業立地・IT 振興課	IT産業振興事業費	1	リゾートテレワーク推進事業	16,216
営業局	営業推進事業	2	信州首都圏総合活動拠点運営事業費	179,281

2.「長野県に人を呼び込む諸施策」の監査の基本的視点

(1)「長野県に人を呼び込む諸施策」について

平成 26 年 11 月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」の第 1 条には、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」ために、「まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)」の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する旨定められている。

同法第 2 条には基本理念、第 3 条には国の責務、第 4 条には地方公共団体の責務が定められ、長野県も「まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととなる。

長野県では、同法施行を受けて、平成 27 年度から、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～(以下「信州創生戦略」という。)」を策定し、基本方針、基本目標、施策展開、推進体制について定めて取り組んできた。

「信州創生戦略」は、平成 30 年度からは長野県の総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」に継承されている。

「しあわせ信州創造プラン 2.0」では、「確かな暮らしが営まれる美しい信州～ 学びと自治の力で拓く新時代 ～」を基本目標として掲げ、その中で次の 6 つの政策推進の基本方針を定めている。

このうち、「人をひきつける快適な県づくり」及びそれに関連する重点政策や施策展開は、「信州創生戦略」の 4 つの施策展開のうち、「社会増への転換」、「仕事と収入の確保」、「人口減少下での地域の活力確保」に関連する取組である。

表 「しあわせ信州創造プラン 2.0」と「信州創生戦略」の施策の相関関係

「しあわせ信州創造プラン 2.0」総合的に展開する重点政策 ＼ 「信州創生戦略」施策展開	1 自然減への歯止め	2 社会増への転換	3 仕事と収入の確保	4 人口減少下での地域の活力確保
1 学びの県づくり		○		○
2 産業の生産性が高い県づくり		○	○	○
3 人をひきつける快適な県づくり		○	○	○
4 いのちを守り育む県づくり			○	○
5 誰にでも居場所と出番がある県づくり	○		○	○
6 自治の力がみなぎる県づくり				○

(出典:「しあわせ信州創造プラン 2.0」参考資料 4「信州創生戦略」の施策との主な相関関係より監査人作成)

そこで、「信州創生戦略」も踏まえた「しあわせ信州創造プラン 2.0」の「人をひきつける快適な県づくり」の取組を「長野県に人を呼び込む諸施策」と捉え、監査の対象とした。

(2)「長野県に人を呼び込む諸施策」の監査の基本的視点

本年度の包括外部監査では、次の①～②を基本的視点として包括外部監査を実施した。

①「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の合規性に問題はないか

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務について、合規性に問題はないかを包括外部監査の基本的視点として下記事項を検討した。

○関連する法令・条例・規則・長野県(以下「県」という。)の定めた要綱などに準拠しているか
○社会通念上著しく適正性を欠いていないか
○個人情報は適切に取り扱われているか

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務に関連する法令として、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則、県の財務規則等への準拠性を検討した。

②「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の経済性、効率性及び有効性は十分に確保されているか

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務が、効率的に実施され、経済性・有効性は十分に確保されているかを包括外部監査の基本的視点とした。

より少ない経費で一定の成果を実現しているかを経済性、一定の経費でより多くの成果を実現しているかを効率性、経費と成果が住民の福祉の増進に結びついているかを有効性と定義し、「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務が、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などの制定目的に準拠し、経済性、効率性及び有効性が十分に確保されているかを検討した。

3. 包括外部監査の方法

本年度の包括外部監査の方法は次の**(1)**～**(3)**のとおりである。

(1)「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の概要の把握

「長野県に人を呼び込む諸施策」は、「しあわせ信州創造プラン 2.0」に定められていることを把握し、次の手続を実施した。

○監査対象事業の概要を把握するため、監査対象部署より事業内容に関する説明資料を入手し、調査分析を実施した。
○監査対象部署へのヒアリングを実施した。
○監査対象事業の活動実績等を示す書類の閲覧等を実施し、監査対象事業は関連する法令・条例・規則等にしたがって実施されているか、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して実施されているかを検討した。

※各監査対象機関から入手したデータ

1)令和 2 年度から令和 4 年度までの当初予算額、決算額、令和 5 年度の当初予算額
2)令和 4 年度の当初予算額と決算額の節科目別の金額
3)各事業の令和 4 年度の細事業別の当初予算額と決算額
4)その他

(2)節科目に応じた監査手続の実施

地方公共団体の支出内容は、委託料、備品購入費、補助金(負担金補助及び交付金)など 27 種類の節科目に区分される。

監査対象とした事業について、節科目に応じた監査手続を実施した。

たとえば、補助金については、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているか、経済性・効率性の観点から、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

委託事業については、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

そのほかの節科目についてもその性質に応じた監査手続を実施した。

(3)現地機関の監査

監査対象とした現地機関の一部において、視察及びヒアリングを実施した。監査を実施した現地機関は次のとおりである。

○白馬ジャンプ競技場
○長野県立美術館
○ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)
○長野県立武道館
○信州まつもと空港
○銀座 NAGANO(移住交流・就職相談コーナー)

第2 選定した特定の事件の概要

1. 国の取組

国は、平成 26 年(2014 年)11 月、「まち・ひと・しごと創成法(以下「創成法」という。)」を公布し、政府はそれに基づき、人口減少・地方創成のための 5 か年戦略である「まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「国の総合戦略」という。)」及び我が国人口問題の将来ビジョンとしての「「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(以下(国の長期ビジョン)という。」を決定した。

創成法制定の背景である当時の日本の現状認識は、次のようなものである。

○ 平成 25 年(2013 年)の国の人口 1 億 2700 万人を基準とし、合計特殊出生率、出生性比、生命表による死亡率を一定と仮定した場合(国際人口移動ゼロと仮定)の将来人口推計は、2100 年には約 5,200 万人、2200 年には約 1,391 万人である

○ 日本の出生数・出生率は長期的に減少しており、合計特殊出生率は人口置換水準(人口が維持される水準)の 2.07 を下回る状態が 1975 年以降続いている

○ 地方から東京圏への人口移動が続いている(東京一極集中)が、地方では高齢者数も減少する見込み。大都市圏では高齢化問題が顕在化し医療・介護需給がひっ迫の見込み

○ 地方経済と大都市経済で格差が存在

これを踏まえて、国は、2060 年に 1 億人程度の人口を確保する長期ビジョンを提示し、これを達成するため国の総合戦略(2015 年~2019 年の政策目標・施策)を策定した。

国の総合戦略では、基本的な考え方として、人口減少の歯止めと東京一極集中の是正を達成するため、若い世代が安心して働ける「しごと」の創生、地方への移住・定着、安心して結婚・出産・子育てができる「ひと」の創生、地方で安心して暮らせるよう地域特性に即した課題を解決する「まち」の創生を掲げている。

国は、令和元年(2019 年)12 月に国の長期ビジョン(令和元年改訂版)及び第 2 期の国の総合戦略(2020 年度から 2024 年度)を策定したが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和 2 年(2020 年)12 月に総合戦略を改定している。これは、感染症による地方移住への意識の高まりやテレワークなどの行動変容を踏まえた内容となっている。

さらに、令和 4 年(2022 年)12 月には、感染症の影響で、デジタル・オンライン活用が進み、テレワークやワーケーションが普及したことなどを踏まえ、第 2 期の国の総合戦略を改定し、「デジタル田園都市国家構想」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。

デジタル田園都市国家構想とは、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想であり、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、これまでの地方創成の取組をデジタルの力で加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとしている。

以上、累次の総合戦略の改定が行われているが、いずれも人口減少、特に地方の人口減少と、東京一極集中の是正という基本的な考え方は変わっていない。

2. 長野県の取組

(1)創成法が求める対応

創成法第 9 条において、県には「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定める努力義務が定められている。

県は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)の長野県総合 5 か年計画である「しあわせ信州創造プラン」のうち、人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組をさらに深化・展開するものとして「信州創生戦略」を策定し、これを「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、平成 27 年度(2015 年度)から取組を始めた。

信州創生戦略は当初 5 年間の計画であったが、県の平成 30 年度(2018 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの総合計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」を策定する際に、信州創生戦略の内容を継承した。そのため、「しあわせ信州創造プラン 2.0」は、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての位置づけも兼ねていることになる。

なお、令和 5 年度(2023 年度)からは、県の新たな総合 5 か年計画である「しあわせ信州創造プラン 3.0」に沿って県の行政が行われている。

表 「しあわせ信州創造プラン 3.0」

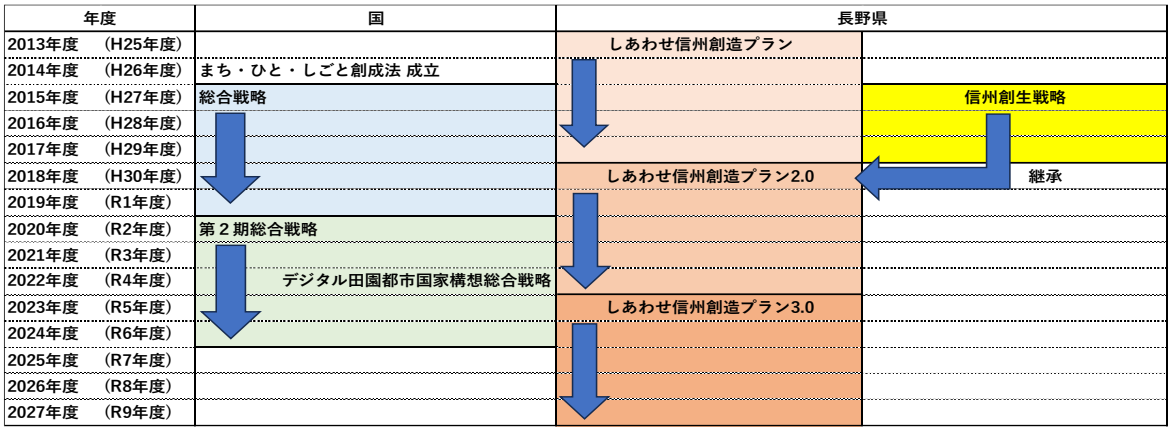

(出典:県の総合計画、および信州創生戦略より監査人作成)

(2) 「しあわせ信州創造プラン 2.0」における「長野県に人を呼び込む諸施策」

①「しあわせ信州創造プラン 2.0」について

平成 30 年度(2018 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの総合計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」では 8 つの重点目標を設定している。

表 「しあわせ信州創造プラン 2.0」における 8 つの重点目標

項目		成果指標
クリエイティブな社会をつくる	付加価値を高め、経済成長を実現	労働生産性
	県民の豊かさ全国トップレベルを維持	県民 1 人当たり家計可処分所得
	人口の社会増を実現	社会増減
	インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加	観光消費額

項目		成果指標
安心で希望あふれる社会をつくる	2025 年に県民希望出生率 1.84 を実現	合計特殊出生率
	様々な人の労働参加を全国トップに	就業率
	健康長寿日本一を維持	健康寿命
	再生可能エネルギー100%地域をめざし自給率を上昇	再生可能エネルギー自給率

「しあわせ信州創造プラン 2.0」の重点目標までの内容は次のようなものとなっている。

第1編　現状と課題
　第1章　長野県を取り巻く状況
　　1　急激な人口減少と東京圏への人口流出
　　2　技術革新とグローバル化の急速な進展
　　3　人生100年時代へ
　　4　貧困・格差の拡大
　　5　東京オリンピック・パラリンピックの開催
　　6　広域交通ネットワークの充実
　　7　SDGsなど持続可能な社会をめざす気運の高まり
　第2章　長野県の特性
　　1　豊かな自然環境
　　2　大都市圏からのアクセスの良さ
　　3　多様な個性を持つ地域
　　4　全国トップレベルの健康長寿
　　5　自主自立の県民性
　第3章　これまでの取組の成果
　　1　しあわせ信州創造プラン(平成25年度～平成29年度)
　　2　信州創生戦略(平成27年度～平成31年度)
第2編　基本目標
　　確かな暮らしが営まれる美しい信州　～学びと自治の力で拓く新時代～
第3編　政策推進の基本方針とめざす姿
　第1章　政策推進の基本方針とめざす姿
　　1　学びの県づくり
　　2　産業の生産性が高い県づくり
　　3　人をひきつける快適な県づくり
　　4　いのちを守り育む県づくり
　　5　誰にでも居場所と出番がある県づくり
　　6　自治の力みなぎる県づくり
　第2章　重点目標
　　クリエイティブな社会をつくる
　　1　付加価値を高め、経済成長を実現
　　2　県民の豊かさ全国トップレベルを維持
　　3　人口の社会増を実現
　　4　インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加
　　安心で希望あふれる社会をつくる
　　1　2025年に県民希望出生率1.84を実現
　　2　様々な人の労働参加を全国トップに
　　3　健康長寿日本一を維持
　　4　再生可能エネルギー100%地域をめざし自給率を上昇

（出典:「しあわせ信州創造プラン 2.0」より監査人作成）

第１編では、県を取り巻く環境変化、県の特性、これまでの取組の成果を分析し、課題を明らかにしている。この中で、特に、県人口の将来展望と課題については、次のように述べている。

少子化の進展により、我が国の人口は今後も減少が続きます。国、県、市町村が「地方創生」に取り組み、一部に地方回帰の動きがみられるものの、東京圏への人口の一極集中は依然として進んでいます。

本県の人口は、信州創生戦略（平成 28 年 3 月）に沿って人口減少に歯止めをかける政策を講じることにより、将来、合計特殊出生率が回復（2025 年に県民希望出生率である 1.84、2035 年に人口置換水準である 2.07）し、社会増減がゼロ（2025 年に転入・転出が均衡）となった場合でも、2080 年頃に 150 万人程度で定常化するまで減少し続ける見込みです。

世帯数は、2015 年の 81 万世帯から 2060 年には 60 万世帯に減る見込みです。

また、生産年齢人口（15 ～ 64 歳人口）についても、2015 年の 120 万人から 2060 年には 84 万人に減少する見込みです。

このような人口等の減少、特に生産年齢人口の減少が、地域社会や産業の担い手不足、需要の減退につながり、その結果、地域活力の低下を招くことが懸念されます。

〔課題〕

- 社会保障やインフラ整備などについて、人口減少下でも持続可能な仕組みとすることが求められます。
- 担い手が不足する中で、一人ひとりが経験や知識を最大限に発揮し、地域活力の維持・向上につなげていくことが不可欠です。
- 人口減少に歯止めをかけるために、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てができ、多様な人材が定着する環境をつくることが求められます。
- 国・地方の財政が持続できず、安定的に行政サービスを提供できなくなる懸念があります。

長野県人口の将来展望

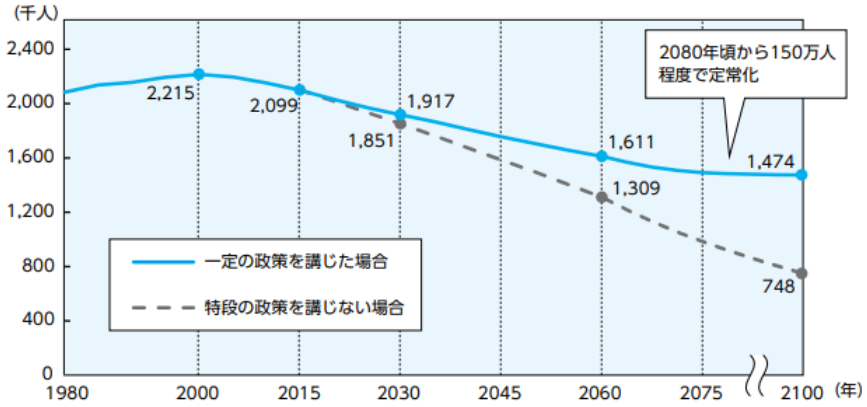

出典：2015 年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計
「一定の政策を講じた場合」は、国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の推計
「特段の政策を講じない場合」は、「日本の地域別将来推計人口 平成 25 年 3 月」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に現状の継続を前提として推計

第２編では第１編の分析を踏まえ基本目標を、第３編では政策推進の基本方針や８つの重点目標を定めている。重点目標のうち、「人口の社会増を実現」や「インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加」などは、今回の監査テーマに直接関連する目標である。

これらを踏まえて、第４編では、政策推進の基本方針ごとに、該当する重点政策を掲げている。

重点政策のうち、「3　人をひきつける快適な県づくり」を、「信州創生戦略」を踏まえた「長野県に人を呼び込む諸施策」の主な内容と考え、監査の対象とした。

第４編　総合的に展開する重点政策

政策推進の基本方針	該当する重点政策
1 学びの県づくり	1－1　生きる力と創造性を育む教育の推進 1－2　地域とともに取り組む楽しい学校づくり 1－3　高等教育の振興による知の拠点づくり 1－4　生涯を通じて学べる環境の整備
2 産業の生産性が高い県づくり	2－1　革新力に富んだ産業の創出・育成 2－2　地域内経済循環の促進 2－3　海外との未来志向の連携 2－4　収益性と創造性の高い農林業の推進 2－5　地域に根差した産業の振興 2－6　郷学郷就の産業人材育成・確保
3 人をひきつける快適な県づくり	3－1　信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大 3－2　世界を魅了するしあわせ観光地域づくり 3－3　心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興 3－4　2027 年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けたスポーツ振興 3－5　市街地の活性化と快適な生活空間の創造 3－6　中山間地域での暮らしの価値の再発見 3－7　先端技術の積極的な活用・導入 3－8　生活を支える地域交通の確保 3－9　本州中央部広域交流圏の形成
4 いのちを守り育む県づくり	4－1　県土の強靱化 4－2　ライフステージに応じた健康づくりの支援 4－3　医療・介護提供体制の充実 4－4　生命・生活リスクの軽減 4－5　地球環境への貢献
5 誰にでも居場所と出番がある県づくり	5－1　多様性を尊重する共生社会づくり 5－2　女性が輝く社会づくり 5－3　人生二毛作社会の実現 5－4　若者のライフデザインの希望実現 5－5　子ども・若者が夢を持てる社会づくり
6 自治の力みなぎる県づくり	6－1　個性豊かな地域づくりの推進 6－2　信州のブランド力向上と発信 6－3　地域振興局を核とした地域課題の解決

なお、「人をひきつける快適な県づくり」は、他の基本方針と相互に関連しており、他の基本方針に基づく重点政策が効果を発揮すれば、より人をひきつける県となることは間違いない。

②「人をひきつける快適な県づくり」と個別の事業の関係

県は、重点政策に基づき、様々な個別の事業を実施している。監査対象とした個別の事業と、総合計画の重点政策の関係は、県の事業改善シートによれば、次のとおりである。

重点政策 / 監査対象とした事業	3-1 信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大	3-2 世界を魅了するしあわせ観光地域づくり	3-3 心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興	3-4 2027年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けたスポーツ振興	3-5 市街地の活性化と快適な生活空間の創造	3-6 中山間地域での暮らしの価値の再発見	3-7 先端技術の積極的な活用・導入	3-8 生活を支える地域交通の確保	3-9 本州中央部広域交流圏の形成
観光戦略推進事業		○							
山岳高原観光推進費		○							
観光産業受入環境向上事業		○							
観光誘客魅力発信事業		○							
インバウンド戦略推進事業		○							
生涯を通じたスポーツ機会の充実事業費				○					
バス等振興対策事業費						○	○	○	
鉄道振興対策事業費								○	○
信州ほっともと空港利活用・国際化推進事業費									○
移住・交流推進事業費	○								
文化芸術による心豊かな暮らしの実現推進事業			○						
自然公園管理事業		○							
IT産業振興事業費									
営業推進事業	○	○							

第3 監査の結果及び意見の総括

1. 包括外部監査の総括

監査を実施した総括は次のとおりである。

(1)観光部及び一般社団法人長野県観光機構について

長野県に人を呼び込む諸施策は、県の多くの部署が推進しているが、特に観光振興は中心的な施策のひとつである。

県の観光振興を担う長野県観光部及び一般社団法人長野県観光機構(以下「観光機構」という。)には、今回、主に次のような問題があった。

① 観光機構の事務処理の問題点

観光機構が内閣府に提出している公益目的支出計画実施報告書は、観光機構の社員総会で報告された同報告書と一致していなかった。また、社員総会で承認された同報告書の内容は関連費用の配賦に問題があり、正しいとはいえない。

さらに、観光機構の作成している計算書類と、観光機構の税務申告の根拠となっている計算書類についても、正味財産額が一致していないなどの不備があった。

観光機構は、上記のような基本的で重要な事務について正しく処理がなされなかった原因を調査し、今後、同様の問題が起きないような体制を整備する必要がある。

② 補助金についての問題点

体験型修学旅行誘致促進事業補助金については、補助金の交付要綱に記載された趣旨が実現されたことを確認する資料が整備されていない。

要綱によれば、補助金の趣旨は、体験型修学旅行等や合宿の催行に要する経費に対する補助である。

しかしながら、修学旅行等の経費について補助した事実が確認できない。これらの補助金の補助対象者には、学校等以外に旅行業者が含まれており、旅行業者に交付した補助金が、どのように体験型修学旅行等や合宿の催行に要する経費を補助したかの根拠資料が整備されていないためである。

補助事業を行う際には、事業の趣旨を明確にし、それを交付要綱に正しく記載し、それに沿って事業が実施されたことを確認する必要がある。

③ 観光機構が観光部に提出している負担金の実績報告の妥当性

令和4年度において、県は観光機構に対して、225百万円の「長野県DMO連携事業負担金」を支出している。

負担金については、県と観光機構との間で締結された「令和4年度長野県DMO連携事業に係る協定書」(以下「協定」という。)が、その支出の根拠となっている。

協定は、16事業を一括して締結されているが、別表が付されており、事業ごとにその内容、また、その事業に係る県負担経費の金額(予算額)が記載されている。また、事業が完了したときには、観光機構は30日以内に経費内訳書とともに実績報告書を作成し、県に提出することとなっている。

当該実績報告書では、16 事業のうち 13 事業で、協定予算額と実績報告書の金額が一致していた。このように、支出予算と支出実績が一致することは通常考えられないが、これは、「その他の事務費」等の費目により事業の合計を一致させるべく調整が行われたことによる。

また、観光機構が作成した計算書類のひとつである正味財産増減計算書内訳表に記載された事業費と、実績報告書に記載された事業別の支出額も不一致である。

観光機構は実績額の根拠を明らかにして県に報告を行う必要があり、また、県は観光機構から提出された実績報告の内容を十分吟味し、観光機構への負担金の金額確定を行う必要がある。

(2)予算関連業務システムの課題と提言

県の部局を横断する監査を行った結果、県職員が様々な資料を作成するにあたって、相当な量の excel を利用した作業を行っていることが判明した。そこで、原因調査を行い、提言をまとめることとした。

ここでは予算関連業務を計画・予算・執行・決算・評価といった関連する一連の業務群を指すものとする。

県では、計画書、予算書、決算書、事業点検といった外部報告資料を作成している。

しかしながら、データ集計に共通する「事業」という単位の設定方法や連携方法が十分でないため、「事業」ごとの評価が正しく行われているのか(正確性)、「事業」の集計単位が全体の予算の中でどのような位置づけなのか(網羅性)が検証し難い状況である。

今後、県が予算関連業務システムの見直しを行う際には、次のような点に留意が必要である。

○「事業」定義を明確にし「計画」「予算」「決算」「事業点検」間で 1 種類に統一する
○「計画」システムを導入し、当初「予算」の”要望書”「事業」の原始データとしてデータベース化する
○予算議案から「事業」の展開ができるようにする
○「会計」システムの「事業コード」は「予算」システムで確定した「事業」「細事業」「細細事業」コードに連携する
○「事業点検」と「計画」「予算」「決算」データの整合が容易に確認できるようにする
○補正予算分や「配当・「再配当」前後の予算と実績も「事業」別にも対応表示ができるようにする
○事業ごとの「区分経理」業務を削減する

なお、この予算業務関連システムの整備は、現在部門横断的な責任部署がなく、それぞれの個別システムの責任部署によりばらばらに運営されている。当業務は、他部署間のデータ連携が必須であるため、横断的に検討できる責任部署や委員会を設置することが望ましい。

(3)補助金に係る消費税相当額の返還事務について

補助金に係る消費税相当額の返還事務については、インボイス制度導入に伴う経過措置もあり、より複雑になっている。そのため、県が返還事務を適切に行うにあたっては、様々な困難がある。

そうであれば、国や地方公共団体が税金を原資とする補助金を交付する場合には、必ず消費税相当額を含めて交付することにし、本来、不課税である補助金を課税取引と擬制することで、補助金の返還義務を事業者の納税義務に転換してしまうよう制度変更を国に働き掛けることも考えられる。

しかしながら、そのような制度変更には時間がかかり、また、実現の可能性も不明である。したがって、県としては、職員向けの手続書の整備や、補助事業者向けの説明資料の作成等を行い、公金を原資とする補助金に係る消費税相当額の返還漏れが生じないような制度の整備が必要であると考える。

2. 監査の結果及び意見の総括

(1)監査の結果及び意見の項目数

監査対象項目	結果	意見
Ⅰ. 全般的事項	―	6
Ⅱ. 観光部	7	21
Ⅲ. 教育委員会事務局	―	2
Ⅳ. 企画振興部	3	19
Ⅴ. 環境部	―	―
Ⅵ. 県民文化部	―	2
Ⅶ. 産業労働部	―	―
合計	10	50

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

(2)監査の結果及び意見の要約

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
Ⅰ. 全般的事項			
3. 補助金における消費税相当額返還の取扱いについて **① 補助対象経費に消費税相当額を含めない取扱いについて(意見 1)** 今回監査対象とした事業に係る補助金から任意に 11 件を抽出し、対象部局にアンケートを配付し、回答を依頼した。 令和 4 年度に係るアンケート結果より、企画振興部、産業労働部、観光部では、補助対象経費に消費税相当額を含まないことを要綱で定めている、あるいは、明文化していなくても運用で同様の取扱いをしているとの回答があった。このような場合には、免税事業者や課税売上割合が低い事業者は、自己負担が重くなるので留意が必要である。 補助対象事業者には丁寧に説明を行い、申請主義を盾に、事情を知らない事業者から申請がないため消費税相当額を交付しなかったというようなことがないように努める必要がある。		○	**59**
② 消費税の取扱いを明文化しておらず、返還義務の有無を確認していない点について(意見 2) 教育委員会事務局では、文化財総合対策事業補助金について、補助金に係る消費税相当額の返還について明文化していないと回答している。		○	**59**

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
文化庁の文化財補助金会計要項のうち、「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」には、消費税相当額の返還が明記されていることから、県が要綱等で明文化しない理由はないと考えられる。また、明文化されたルールがないことから、令和４年度の補助対象事業者から返還を受けるべき消費税相当額があるのかどうかも定かでない。 今後、教育委員会事務局関係の補助金に係る消費税相当額の返還については、要綱等に明示する必要がある。			
③ 免税事業者等からの仕入に係る消費税相当額の返還義務について（意見３） 令和５年度に係るアンケート結果より、令和５年 10 月１日からインボイス制度が導入されたことに伴う激変緩和措置として、制度導入後６年間は、適格請求書発行事業者登録をしていない免税事業者等からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合（令和８年９月末までは 80%、その後令和 11 年９月末までは 50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。 この経過措置に対応する消費税相当額についても、補助金の返還義務があるかアンケートで確認したところ、企画振興部松本空港課のみが返還義務があると回答した。企画振興部交通政策課や教育委員会事務局、観光部は返還義務について検討していなかった。 これまで返還義務について定めていない部局においては、要綱等に定めておく必要がある。		○	60
④ ２割特例を適用した場合の消費税相当額の返還について（意見４） 補助対象事業者が、いわゆる「２割特例」を適用する事業者である場合に、補助金に含まれる消費税相当額の返還について検討しておく必要がある。 今回のアンケート結果では、企画振興部交通政策課や教育委員会事務局は、この特例の取扱いについて検討していなかった。返還義務は発生しないものの、制度の変更に応じて対応方針を事前に検討しておく必要はあったものと考える。		○	60
⑤ 補助金に係る消費税相当額の返還事務について（意見５） 補助金に係る消費税相当額の返還事務については、インボイス制度導入に伴う経過措置もあり、より複雑になっている。 制度が仮に改善されるとしても、それには時間がかかると推測される。そうであれば、県としては、その間、補助金に係る消費税相当額が正しく返還されるような対応が必要となる。 今後、補助金交付に関わるすべての部局で、補助金交付時の消費税相当額の返還に関して、職員向けの手続書の整備や、補助事業者向けの説明資料の作成等を行い、公金を原資とする補助金に係る消費税相当額の返還漏れが生じないような制度の整備が必要であると考える。		○	61
４. 予算関連業務 **① 予算関連業務の課題について（意見 ６）** 各現場の予算関連業務に関して、単に一部門に留まらず、横断的な課題があると考える。予算関連業務に関する課題は次のとおりである。		○	69

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
ア.「事業」集計をめぐる課題 イ.「区分経理」手作業集計の課題 ウ.「事業」には集計されない予算があること 予算関連業務の課題に対する提言は次のとおりである ア.「事業」定義を明確にし「計画」「予算」「決算」「事業点検」間で１種類に統一する イ.「計画」システムを導入し、当初「予算」の”要望書”を「事業」の原始データとしてデータベース化する ウ. 予算議案から「事業」の展開ができるようにする エ.「会計」システムの「事業コード」は「予算」システムで確定した「事業」「細事業」「細細事業」コードに連携する オ.「事業点検」と「計画」「予算」「決算」データが整合していることが容易に確認できるようにする カ. 補正予算分や「配当」「再配当」前後の予算と実績も「事業」別に対応表示できるようにする キ. 事業ごとの「区分経理」業務を削減する ク. 担当部署を明確にする ケ. ホームページに計画・予算・決算・事業評価照会システムを導入する			
Ⅱ. 観光部			
1. 全般的事項 **① 内閣府提出公益目的支出計画実施報告書との不一致について（結果 1）** 令和 4 年度分として、観光機構が内閣府に提出した「公益目的支出計画実施報告書」は、社員総会に提出された「公益目的支出計画実施報告書」と公益目的財産残額が不一致であった。 観光機構は、過年度に遡って調査を行い、差異を修正する必要がある。	○		85
② 令和４年度の公益目的支出計画実施報告書の記載について（結果 2） 観光機構の作成する計算書類等のうち、正味財産増減計算書内訳表は、「実施事業等会計」と、それ以外の事業収支を記載する「その他会計」及び法人管理業務の収支を記載する「法人会計」の３つに区分されている。 これら３つの区分、あるいはそれらのうち２つの区分に関連して発生する費用については、適正な基準で配賦しなければならない。 観光機構は、移行認可の際に採用した配賦基準について、その後見直しを行っていない。このことにより、平成 28 年６月以降軽井沢町への特定寄付分 2.5%が過大に「実施事業等会計」に配賦され、また、令和４年度は「その他会計」に集計すべき租税公課が過大に「実施等事業」に配賦されている。この結果、令和 4 年度末現在の公益目的財産残額は正確ではない。	○		86

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
観光機構は、公益目的支出計画認可時の計画内容と現状の事業内容に差異がないかを確認し、公益目的支出計画の見直しの要否を検討する必要がある。 **③ 実績報告の吟味に基づく負担金額の確定について（結果 3）** 県は、観光振興を地域経済の活性化に結びつけるために、観光機構に多くの事業に係る費用相当額を、一括して負担金として交付している。 16 事業について、県負担経費の金額（予算額）と、観光機構が県に提出している実績報告書に記載されている実績（支出）額を比較すると、3 つの事業以外は予算と実績報告書における支出額が一致している。 予算に実績を一致させるような報告書をもって、県の負担金額を確定することには問題がある。実績額の根拠が明らかとはいえないからである。 今後、観光機構は実績額の根拠を明らかにして県に報告を行う必要があり、また、県は観光機構からの実績報告の内容を十分吟味し、観光機構への負担金の金額確定を行う必要がある。	○		87
④ 事業費用の会計数値との不一致について（結果 4） 観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的に全額県が負担しているため、本来、観光機構の会計数値（正味財産増減計算書）における受取県負担金並びに事業費、及び実績報告書における支出額は一致することとなる。 しかしながら、実績報告書における支出額は、正味財産増減計算書内訳表における「実施事業等会計」の事業区分ごとの事業費とは一致していない。 観光機構は、正味財産増減計算書内訳表の決算額に基づき実績報告書を作成するか、もしくは、配賦による差異が合理的であることを説明できるよう対応する必要がある。	○		89
⑤ 過大な負担額について（結果 5） 観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的に全額県が負担している。ここで、県から交付される負担金以外に他の主体から負担金が交付されている事業が存在している。 県以外の他の主体からの受取負担金が計上される事業については利益が計上される可能性があるが、本来事業費を負担する趣旨の負担金で利益が計上されることとなり妥当ではない。 今後、県は、協定の記載を変更し、県以外からの負担金がある場合には、事業費から当該負担金相当額を控除して支給することとするなど、過大な負担とならないよう対応する必要がある。	○		90
① 負担金により一括で支出することの問題点について（意見 7） 他の都道府県の自治体 DMO の正味財産増減計算書等を見ても、多額の負担金を支出している県は確認できず、補助金として処理している例が多い。 仕様書で詳細な設定が可能な事業は委託事業とし、裁量の幅を持たせるべき事業は、複数事業をまとめて現状の実質的な事業及び費目間流用に可能性を持たせた柔軟な補助金とすることなど、現状の負担金については、あり方の検討が必要と考える。		○	91

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
なお、現状でも、実質的に委託と判断される場合には、法人税法上は収益事業に、消費税法上は課税売上となり、観光機構の納税額に影響がでる可能性があるため、県と観光機構はその点にも留意が必要である。 **② 観光機構における事業別原価計算について（意見 8）** 観光機構は、事業ごとの計数管理を行えるよう、たとえば工数管理の仕組みを整備するなどし、適切な事業別原価計算ができるような体制を構築することが求められる。そのうえで、県への予算要求や事業ごとの実績報告を原価計算に基づき行うことで説明責任を果たしていく必要がある。 一方、県は、観光機構に係る事業の予算化の際には、事業内容に基づく積算内容等を吟味し、所要金額について実質的な審査を行う必要がある。また、観光機構から提出される実績報告については、予算書との突合だけでなく、実績数値の集計の妥当性についても確認する必要がある。		○	94
③ 観光機構の正味財産増減計算書内訳表における配賦基準の合理性について（意見 9） 観光機構においては、事業別原価計算制度を構築する際には、関連費用の配賦をどのように行うかの検討も重要である。 適正な会計処理表示、並びに公益目的支出計画の適切な履行の観点及び業績管理の観点からも、適切な配賦基準に基づき設定した費目別の配賦率を適用する必要がある。		○	94
④ 退職給付引当金の計上額の見直しについて（意見 10） 観光機構の令和 4 年度末の貸借対照表に計上されている退職給付引当金は 49,099 千円であるが、従来の退職金規程による期末退職金要支給額は 48,971 千円である。 令和 4 年度末の退職給付引当金は、既に確定している退職金支給額の見直し前の金額である 48,971 千円を計上する必要がある。		○	95
⑤ 退職給付引当金の会計方針の記載について（意見 11） 観光機構の退職給付引当金の計算方法は、中小企業退職金共済からの給付額を控除して計算することになっており、つぎのように会計方針を記載する必要がある。 「職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額から、中小企業退職金共済の給付予定額を控除した金額を計上しております。」		○	95
⑥ 令和 4 年度の貸借対照表について（意見 12） 観光機構の令和 4 年度の社員総会承認済の貸借対照表と税務申告用の貸借対照表について、流動資産が 40,000 千円、流動負債が 19,950 千円、正味財産は 59,951 千円の差異がある。また、正味財産増減計算書は、一般正味財産期首残高が 59,951 千円不一致となっている。観光機構は、過年度に遡って原因を調査の上、いずれかの計算書類を修正する必要がある。		○	96
2. 観光地域づくり推進事業 **① 補助金の申請内容の適正な審査について（結果 6）**			

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
補助事業が終了し、観光機構が実績報告書を提出した際に、県は補助事業に従事した職員であっても常勤職員の人件費や管理費は補助対象として認めず、補助金額を 6,050 千円から 252 千円へと減額している。 補助金の交付要綱では、経常的な経費は対象外とされており、人件費については経常経費との切り分けが困難であったため減額となったとのことである。補助金の交付決定後の減額については補助事業実施主体者である観光機構に与える影響も大きい。 補助事業実施主体の人件費等を適切に措置できる仕組みを検討すべきであった。	○		99
① 専務理事への県職員OBの登用及び人件費負担金について（意見 13） 観光機構の専務理事には、以前に観光部に所属していた県職員の OB が就任しており、当該県職員 OB に支払う理事報酬については、県が観光機構に対し負担金として支払っていた。その後、OB が専務理事を退任し、県は負担金の支出を取りやめている。 県職員 OB が専務理事であれば人件費を負担し、プロパー職員や外部人材であれば人件費を負担しないとすることは県の方針に矛盾するともいえ、今後留意が必要である。		○	99
② 専門人材の配置に係る負担金について（意見 14） 専門人材の配置事業は、県の DMO である観光機構の人的リソースを負担金として支出する事業であり、専門人材の人件費につき県が負担金を支出している。 対象となる専門人材は本来的には一事業のみではなく、各事業の実施のために配置される人員である。専門人材の配置に係る負担金として一括計上するのではなく、該当する各事業予算に配分される必要がある。 また、各事業予算とその成果を対比して事業の効率性を測定する際にも、専門人材の人件費は各事業で適切に集計される必要がある。		○	100
③ 信州の観光地魅力向上実践事業補助金の想定事例の作成について（意見 15） 信州の観光地魅力向上実践事業補助金は、観光事業者等が所定の事業を行うにあたり必要とする事業費の一部と、補助金の事務に要する事務費を県が観光機構に交付するものである。 観光機構は 22 団体の想定事例を作成し 55,000 千円の補助金額を申請したが、実際には 13 団体 22,233 千円の応募に留まっている。 観光機構の想定事例の内容はあくまでも観光機構の想定であり、募集後、申請することになる観光事業者等に対する補助金交付の適否や補助金額の適正性を判断する上で必須とは言い難い。また、想定事例の作成は観光機構に対し過度な事務負担となるもので、補助金の申請にあたり不要であったとも考えられる。 補助金に係る事務の効率化のため、補助金の申請資料については、その目的と必要性、効果を十分に検討したうえで決定する必要がある。		○	100
④ 観光機構を通じて実施する補助事業に対する事務費の補助方針の統一について（意見 16） 観光機構で発生する県の補助事業に関する経費を県がどこまで負担するかは、県の観光機構に向けた補助金交付要綱に定められているが、事業によって大きく異なっている。		○	101

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
観光機構が実施する補助事業について、観光機構が負担する事務費のうちどの部分を負担するかについては、県と観光機構の双方が納得できる統一的な方針を持ち、県民に説明できるように整理しておく必要がある。			
6. 山岳遭難防止対策事業 **① 遭難防止対策事業の成果指標について（意見 17）** 県は、山岳遭難防止対策事業の成果指標として、遭難による死傷者の人数を用いている。しかしながら、遭難者の増減要因は登山者の人数に比例するもので、登山者のうち遭難する者の割合を把握することは困難であること、救助活動等は警察本部の管轄であるため、遭難者が登山届を提出していたのかどうか等の県の事業との関係を知りうる立場にないことなどから、死傷者数を県の事業の成果と関連付ける根拠は乏しい。 安全対策や普及啓発活動など、県の努力に連動する活動やその結果を成果指標にすることが望ましい。		○	108
8. 安全登山普及推進事業 **① 登山計画書の義務化と安全意識の普及・徹底ついての登山者への更なる周知について（意見 18）** 県は、山岳遭難防止対策協議会と協力し、登山口の登山ポストを維持管理し、登山計画書やアンケートの回収に努めている。印刷された登山計画書の配置が効率的でない登山口にも、県の登山計画書の電子申請窓口の QR 化や義務化の周知等の PR など、今後もより多くの登山者からのアンケートの回収に努め、登山者の安全登山に対する意識の啓発に努めていくことが望ましい。		○	111
② 登山計画書回収事務費補助金の性質と事業の実施主体について（意見 19） 登山計画書回収事務費補助金は、各地区の山岳遭難防止対策協会が登山ポストに投函された登山計画書を回収して県に提出するための通信費、交通費や人件費などの経費に充当される。 登山計画書の回収は、県と各地区の山岳遭難防止対策協会との役割及び責任を明確したうえでの共同事業として実施されるものであり、山岳遭難防止対策協会自らの単独事業ではないため、県が協定に基づき負担すべきものとして、負担金に該当すると考える。登山計画書回収事務費補助金の取扱いを再検討する必要がある。		○	111
12. 観光業就業促進・生産性向上対策事業 **① 人材確保に向けてのアンケート結果のフィードバックについて（意見 20）** 観光関連団体及び観光関連事業者へのアンケートが実施されており、FAX 他文書又はヒアリングで一定数の回答を入手しているが、当該アンケート調査結果を取りまとめるための文書化が実施されていなかった。 アンケート結果から県の観光産業としての人材確保等の課題抽出がなされ、現状認識が共有されるとともに、今後取り組むべき政策、事業を策定する際の有益な情報を提供するものとして、事業結果の総括が文書化されるなど適切なフィードバックが望まれる。		○	116

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
県がアンケートを実施する場合には、結果を取りまとめて文書化し、必要に応じて公表する必要がある。 **② アクションプランの実行について（意見 21）** 県は、部門横断的に長野県就業促進・働き方改革戦略会議を実施しており、分野別のアクションプランを策定している。 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行もあり、一時的に悪化していた需要が急回復したため多方面で供給が追い付かない状況が続いている。とりわけ、観光業においては、インバウンド消費の拡大が顕著となるなか、企業の人手不足感が増加している。 アクションプランにおいて、受け皿となる宿泊業等の就業促進及び外国人材の活用のための施策が急務であり、対応を進めていく必要がある。		○	116
16. 観光誘客促進事業 **① 長野県観光マップの有効活用について（意見 22）** 長野県観光マップについては、作成部数の縮小を踏まえ、さらに環境対策等も鑑み、デジタル・Web 媒体でのマップ等を公開することも意義あるものと考える。 長野県観光マップがより有効に活用されるよう努めていくことが望ましい。		○	123
17. しあわせ信州観光キャンペーン事業 **① 観光機構内の予算稟議と県予算要求との不整合について（意見 23）** 本事業は、関西地区からの県内を周遊する旅行商品に対して助成することで、県内長期滞在プランの商品造成を促し送客につなげる事業である。 観光機構は、負担金の対象となる経費として予算 150 万円（30 万円／社×5 件）を県へ申請しているが、観光機構内部の予算稟議では 90 万円（30 万円／社×3 件）としており、県への申請額が過大となっている。 同事業内の他の事業及び費目への流用が認められているため実質的な影響は大きくはないが、各事業において予算策定段階での精緻な積算に基づき県に負担金の申請を行い、予算と実績との乖離を適切に把握する仕組みが必要である。		○	125
21. スノーリゾート等満喫事業 **① 営業期間と補助対象期間との整合性について（意見 24）** スノーリゾート受入環境整備事業支援事業補助金は、県内索道事業者が行う利用客の利便性向上や生産性向上、人手不足対策を目的とした DX 推進やインバウンド対応等の機材購入や予約システム構築費用等を支援するものである。 当該補助金の補助対象期間は 11 月中旬から 3 月末までと、スノーリゾートの営業期間と同じであり、環境整備のために、営業を一時的に中止することは現実的ではなく、通常の営業に支障のない範囲内での環境整備に留まらざるを得ない。 スノーリゾートの整備に対する補助など季節性の高く、営業できる期間が限られている産業に対する補助は、通常の営業に支障のない適切な内容と適切なタイミングで実施する必要がある。 **② 雪を確保するための持続可能な支援体制について（意見 25）**		○	132

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
スノーリゾートには、気候変動による雪不足のため、営業開始時期の遅れや、滑走可能日数の減少などのリスクがある。また、雪不足で悪天候等により、スノーリゾートで行われる大会などが中止となる事例も見受けられる。 このような状況が今後も生じる可能性を考慮した上でスノーリゾートの持続を図るのであれば、県をはじめとする外部からの一定の支援は今後も必要と思われる。 今後も、スノーリゾートに対して持続可能な支援に努めていくことが望まれる。		○	133
23. 体験型修学旅行誘致促進事業 **① 補助金が適切に使用されていることを確認する手続の不備について（結果 7）** 体験型修学旅行等誘致促進事業補助金について、申請・交付決定に関する各種資料を閲覧したところ、学校または団体自らが申請した事例は数件に留まっており、ほとんどが旅行会社による申請であった。 旅行会社による補助金の申請のうち任意の 50 件について、旅行会社から提出を受けた実績報告書と、旅行会社が学校等に宛てた旅行代金の明細書、精算書、請求書等を閲覧したところ、49 件は修学旅行等の旅行代金や合宿の催行費用から県の補助金が控除されていることを示す記載がなく、県の補助金がどのように利用されているのかを確認できない状況であった。 旅行会社に対して補助金を交付する場合は、当該補助金はどのように使用され、補助目的が達成されたかどうかを確認する必要がある。そのことが確認できる書類を入手しておく必要がある。	○		138
① 補助対象ごとの補助金額及び件数の把握について（意見 26） 体験型修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱では、補助対象者を、学校から依頼を受けて長野県内の体験型修学旅行等を手配する旅行会社とし、学校や団体が自ら手配あるいは催行する場合は当該学校や団体を補助対象者としている。県は、令和 4 年度に 584 件の補助を行っているが、旅行会社に対する補助と学校や団体に対する補助がそれぞれ何件あるのか、その内訳を把握していない。補助金の利用状況を把握し、その効果を測定するためにも、補助対象者の状況を把握しておく必要がある。		○	139
26. インバウンド需要緊急回復対策事業 **① 実際の補助事業者からのエビデンスの徴収について（意見 27）** 「**1）新規ツアー造成に対する支援**」について、令和 4 年度に観光機構は、タイにある旅行代理店 3 者への助成を実施しており、観光機構は、助成金の公募やその後の手続を現地のコーディネータに委託している。 現地旅行会社への助成金の支払については、観光機構からコーディネータへ支払い、コーディネータから旅行会社へ再送金される運用となっているが、コーディネータから現地旅行会社への送金が適切になされたかについて確認できていない。 本事業は新たな事業であり、その仕組みや運用の有効性、効率性等についてモニタリングする必要性はより高いと考える。現地旅行会社が助成金を受領していることを確認できる仕組み・運用とする必要がある。		○	143

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
Ⅲ. 教育委員会事務局			
1. 県営体育施設管理運営事業費 **① 長野県立武道館使用料の算定方法の見直しについて（意見 28）** 長野県立武道館の指定管理者の令和 4 年度の収支報告書においては、利用料収入が予算の 29,917 千円に届かず、収入合計の 13.8%に留まっている。 新型コロナウイルス感染症の行動制限の解除や、イベント等の実施により、令和 4 年度の利用者数、利用料金収入は共に令和 3 年度よりも増加しているが、施設の運営に必要なコストを賄えているとはいえない。 受益者負担の観点と、発生するコスト、コロナ禍後の利用料収入の動向を注視し、状況に応じて見直しを検討する必要がある。		○	150
② ネーミングライツ制度の検討について（意見 29） 県は、所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称をつけることができるネーミングライツ制度を導入している。 長野県立武道館においても、施設の魅力を高め、また、新たな財源の確保を行うためにも、ネーミングライツ制度の導入を視野にいれる必要がある。		○	151
Ⅳ. 企画振興部			
1. 地域間幹線バス路線確保維持事業 **① 補助対象路線の補助理由の開示について（意見 30）** 令和 4 年度の系統別確保補助金の実績は 7 事業者 29 系統で、この 29 系統は県ホームページで開示されている。しかしながら、維持計画、系統別計画とも開示されておらず、地域住民の生活のために確保・維持が必要と認めた経緯を把握することは困難となっている。 当初から赤字が見込まれているバス路線を国・県が補助を行ってまで運行する目的・必要性を広く開示する必要性は高いと考える。系統確保補助金の補助対象路線の補助理由をホームページに記載するなどして広く開示することが望ましい。		○	156
② 現在の補助制度について（意見 31） 系統確保補助金は、補助対象路線の見込みの経常費用と見込みの経常収益の差額である運行欠損費（赤字分）を補助するものである。あくまでも赤字の補てんであり、補助対象路線が利益を生み出すことまでは想定していない。 利益の確保が想定されない事業を民間企業が担わざるを得ない状況については、現在の補助制度は十分なものではないことに留意しておく必要がある。		○	156
③ 人員不足の状況について（意見 32） 令和 6 年 4 月から労働規制が強化される、いわゆる「2024 年問題」は乗合バス事業者も対象であり、バス運転手の人手不足に拍車をかけるともいわれている。 状況の改善に向けて県、市町村、乗合バス事業者等は、それぞれの役割を早急に明確化する必要がある。地域公共交通を維持させていくうえで、バス運転手の人手不足の解消は大きなテーマと考える。状況の改善に向けて積極的に対応を図っていく必要がある。		○	156

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
3. 公共交通乗換案内サイト構築事業 **①信州ナビに蓄積されたデータの取扱いについて（意見 33）** 地域連携 IC カードの導入は令和 7 年春を予定している。地域連携 IC カードは信州ナビの機能をすべて代替するものではなく、地域連携 IC カード導入後も信州ナビのサービスを続けることに特段の問題はないと考える。信州ナビと地域連携 IC カードでデータの入手方法が複数あることも不効率とはいえないが、このことについては、それぞれのデータをどのように活用するか方針を明確にしておくことが前提となる。地域連携 IC カードの導入を踏まえて、信州ナビのデータの取扱いを明確化する必要がある。		○	161
4. みんなのタクシー利活用促進事業 **① タクシー乗務員の状況について（意見 34）** タクシー乗務員について長野県は、60 歳以上の割合が高く、40 代の割合が低い。女性乗務員の割合は全国合計よりも高いが、60 歳以上の女性乗務員の割合が全国合計より高い。 バス運転手と同様にタクシー乗務員についても人材不足の状況がうかがえる。 タクシー事業支助金は一定の成果をあげていると考えるが、人手不足の抜本的な解消については、問題の所在を明確にして、その解決方法を検討するなど、より深い考察が必要である。 **② UD タクシーの普及状況について（意見 35）** 長野県のタクシーの総車両数は 2,321 台で 47 都道府県中 22 番目、UD タクシー車両数は 130 台で 24 番目、UD タクシー車両数の総車両数に占める割合は 5.6%で 31 番目となっている。 47 都道府県の中ではタクシーの総車両数に占める UD タクシー車両数の割合が比較的に低い状況となっている。UD タクシーの導入が進むよう、今後も対応を図っていく必要がある。		○ ○	163 165
5. 多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業 **① 多角連携型モビリティ・アドバイザーの派遣について（意見 36）** 多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業は、地域交通の最適化・充実等に対して、複合的な観点から助言等を行うサポート人材を県が委嘱または招聘し、課題を抱える市町村等へ派遣するものである。 地域公共交通ネットワークをどう維持するかが課題とされているなかで外部専門家の知見を得る意義は高いと考えるが、執行率が低い状況が続いている。 市町村等にとって最新の情報・情勢に接しておくことは重要と考える。事業の有効性を高めるよう、事業の意義をより積極的にアピールしていくことが望ましい。 **6. 地域公共交通最適化推進事業** **① 長野県地域公共交通計画（素案）における観光の取組について（意見 37）** 長野県公共交通活性化協議会は令和 5 年度に長野県地域公共交通計画（素案）をまとめている。		○ ○	167 170

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
「長野県に人を呼び込む諸施策」の観点からみると、観光における地域公共交通の諸施策は、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者の担う役割が大きいと思われる。また、二次交通の整備など早急に解決できない課題も多い。 複数の公共交通事業者が委員として参加している県協議会で協議を行い意義は高いと考える。観光における地域公共交通のあり方について、県協議会での検討が進むよう、対応を図っていくことが望ましい。			
② 長野県内市町村の地域公共交通計画の作成状況について（意見 38） 令和 5 年 11 月時点では、県内 77 市町村のうち 42 市町村が地域公共交通計画を作成している。 関係者の間で問題点を共有し、役割や目標を明確にするという意味で地域公共交通計画を作成することは重要である。大部分の市町村が地域公共交通については何らかの課題を抱えていると思われる。少しでも課題解決に近づくよう、引き続き、市町村の地域公共交通計画の作成をサポートする必要がある。		○	170
③公共交通情報オープンデータにおける市町村への対応について（意見 39） 素案では、公共交通情報を国が定めるデータ形式（GTFS-JP）で整備し、オープンデータ化することで、バス路線の情報を経路検索サービス等で検索できる環境を整備するとしている。 GTFS－JP データの作成は市町村・バス事業が行い、オープンデータの維持・管理は、それを自ら行うことが困難な市町村・交通事業者については、令和 5 年度は委託事業者が一括して更新を行うとしている。 令和 6 年度以降もオープンデータの維持・管理を行う必要があるが、市町村・バス事業者の負担のあり方は議論を行うとしている。市町村・バス事業者に過度の負担とならないよう、また、データの維持・管理が効率的、効果的に行われるよう対応する必要がある。		○	171
④ デマンド交通、定額タクシーや相乗りタクシー、貨客混載などの取組について（意見 40） 県協議会でもデマンド交通については深い協議はなされていない印象を受けた。 デマンド交通のメリットが拡大する一方で、複数の圏域で既存の交通事業者に影響を与えている状況が生じていることを踏まえると、県協議会においてデマンド交通と既存の地域交通の関係を議論する余地はあると考える。 地域公共交通におけるデマンド交通のあり方についても検討していくことが望ましい。		○	172
7. 公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業 **① 交通系 IC カードの全県での普及促進について（意見 41）** アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社以外のバス事業者への導入を進めることがポイントである。また、令和 5 年度の補助金は県内に営業所を有する乗合バス事業者を対象としており、鉄道事業者は対象とされていないが、鉄道事業者への導入も課題の一つである。		○	174

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
全県での早期導入を目指し、令和5年度から令和7年度までの3年間で集中的に支援を実施するとしているが、速やかに全県での導入が図られるよう、積極的に対応を図っていくことが望ましい。 **8. 鉄道振興対策事業費** **① 鉄道駅及び軌道停留場のバリアフリー化の状況について（意見42）** 県内の総駅数は258駅、そのうち段差が解消されている駅（解消駅）は64駅、解消駅数の割合は24.8%で、これは47都道府県中38番目である。県の総駅数は47都道府県中9番目、解消駅数は19番目で、駅が多く、解消駅数も多い方ではあるが、総駅数に占める解消駅数の割合は低い。公共交通事業者や地元市町村と対応を検討していく必要がある。		○	177
11. 信州まつもと空港活性化事業費 **① 助成事業における助成対象経費の消費税等の取扱いについて（結果8）** 消費税等の取扱いに関する明記が必要と考えられるにもかかわらず、これが明記されていない要綱が6件存在した。一方、実際の運用面においては、消費税等相当額部分は助成金の対象から除外される運用となっていた。この点、要綱上も、消費税等の取扱いに関する明記を適切に行うべきであった。 また、令和5年10月からは適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まっている。免税事業者が適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった場合の経過措置（いわゆる2割特例）に助成事業者が該当するか否か、さらに、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられたことから、助成事業者の対象経費がこの経過措置に該当するか否かなど、助成事業における取扱いにおいて慎重に確認をしていく必要がある。	○		190
① 松本空港の県内各地域の居住者への訴求について（意見43） 中信地区以外の居住者への松本空港の利用促進は今後の課題である。 松本空港は、県が設置し管理している県下唯一の空港である。その運営管理に係る事業費は、県がこれを負担することにより空港の維持管理が成り立っていることから、全県下の居住者が松本空港の恩恵を受けられるような施策、たとえば中信地区以外の地域への集中的なPRや空港アクセスの充実などが望まれる。		○	191
② 「就航路線の認知度拡大」事業における補助事業者からの提出書類の様式について（意見44） 公益社団法人ひょうご観光本部との相互送客事業（SNS事業等）に関して、「ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業」の令和4年度連携費用として同観光本部から34万円の請求を受けているが、同観光本部から受領したとされる請求書には押印等がなされておらず、第三者の模倣が容易な書式による請求書であり、実際に同観光本部から提出されたことが客観的に証明できないものとなっていた。 一般論として請求書の書式に法律上の決まりはないものの、提出された請求書が対象事業者等から確かに提出されたものであるという客観性が担保できるよう、要綱等で請求書の		○	192

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
様式を定める、あるいは、対象事業者等から提出されたことが客観的に証明できる書式での提出を求めるなどの対応をとる必要がある。 **③ 県のホームページで公開されている書類（PDF 形式）のタイトルについて（意見 45）** 県のホームページで公開されている松本空港課の PDF 形式の書類（事業の概要、助成金交付要綱等）を閲覧すると、一部の書類に関して、内容に対して適切とはいえないタイトルが付されているものが散見される。 要綱等の書類作成にあたっては他県の優れた事例を大いに参考にすべきであると考えるが、要綱等の書類を県のホームページ上で公開する際には、公開される書類の内容に合った適切なタイトルを設定する必要があり、また、公開前にそれらを確認する体制を構築する必要がある。		○	192
12. 空港管理費 **① 令和 4 年度「ハイジャック等防止対策事業費補助金」に係る予算編成について（結果 9）** 予算編成の際に、補助相当額（42,008 千円）を見積もり、当該見積り額に消費税相当額を加えて予算要求額（46,209 千円）を決定し、この金額が予算として決議されている。一方、対象の事業者に対しては、消費税を乗じる前の金額（42,008 千円）を令和 4 年 3 月 30 日に内示している。予算編成時において、消費税相当額を予算に含めるべきか否かの検討が不十分であったと思われる。 なお、当該補助金を規定する「松本空港ハイジャック等防止対策事業費補助金交付要綱」において、消費税相当額が補助金に含まれるか否かは明記されていない。今後の予算編成において留意するとともに、要綱の見直しが必要である。	○		195
② 着陸料免除の出口戦略について（意見 46） 松本空港と国内の他の地点との間において航行する航空機については、着陸料が免除されている。 他の地方管理空港について見てみると、一部減免、時限的な減免、新規路線開通時の時限的免除などの事例が見られるが、着陸料の全額免除をしている地方管理空港の例は見当たらない。 現行の着陸料免除の規定はあくまで「当分の間」の措置であって、着陸料免除の規定に関する一定の出口戦略（期限・条件の設定等）の検討は必要と考える。		○	195
13. 移住・交流推進事業費 **① 事業者への委託に関する再委託の取扱いについて（結果 10）** 「空き家 DIY イベント開催支援」業務に関して、第三者へ事業の一部を再委託しているが、これに関しては委託契約書に従い委託者たる県に文書で協議を申し出ており、県も再委託を承諾している。一方、「情報発信の実施」やこれに関連する業務についても受託者とは異なる別の個人や法人がその役割を担うこととなっているが、協議のための文書は県に提出されておらず、委託契約書第 15 条に違反する状態になっているように見受けられる。 仕様書上、協議が必要な再委託と協議が不要な再委託が明確に区分定義されておらず、この点を明確にしておく必要がある。	○		201

内　　容	区分 結果	区分 意見	頁
① 業務仕様書上求められている書類が未提出であることについて（意見 47） 業務仕様書によれば、受託者は当該業務報告として、(1)相談受付カード、(2)業務状況報告書、(3)業務日誌、(4)業務状況一覧を毎月県に提出することとされている。しかしながら(1)相談受付カードについては、県に提出されていなかった。 (1)に記載された内容は、(2)、(3)、(4)に要点を抜粋して記載されているため、これらの書類のみでも相談者の相談内容や、受託者の業務が適正になされていることは確認できるとのことである。 (1)についても書類の提出を受託者に求めるか、(2)、(3)、(4)のみで県の監督責任が果たせるということであれば、業務仕様書を改訂し(1)の書類は提出を求めないこととする等の対応を図ることが望ましい。		○	202
② SuuHaa に掲載される県関係サイトのリンク集のメンテナンスについて（意見 48） 県への移住検討・関心層のうち、特に 20～30 歳代の年齢層をターゲットとした記事コンテンツを制作し、これを長野県移住総合 Web サイト「SuuHaa」に掲載して広く発信している。 「SuuHaa」は、移住に関する様々な県の関連サイト（「移住に役立つサイト」）へリンクするためのポータルサイトとしても機能しているが、令和 5 年 10 月 11 日現在、いわゆる「リンク切れ」になっているサイトが計 5 件確認された。 県の移住施策に関してのポータルサイト的な立ち位置であり多くの移住希望者の目に触れることとなることなどから、今後も定期的なメンテナンスを行っていくことが望ましい。		○	202
Ⅴ. 県民文化部			
文化施設管理運営事業 **① ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）の駐車場問題について（意見 49）** 人を呼び込む観点からは、 会場に観客が集まる際の駐車場についての投資を検討する必要があると考える。 問題の認識・検討を行っているが、将来的に駐車場の有料化、周辺の民間駐車場との連携、また、JR 長野駅に近い立地から、公共交通機関の利用等で、混雑緩和を図り、利便性の向上に努める必要がある。		○	208
② ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）の利用料比較について（意見 50） 利用料見直しによるホールの利用率への影響も考慮する必要はあるが、5,000 円を超える入場料を徴収する場合のホール利用料について検討の余地があると考えられる。 経営基盤の強化は、広域的な文化振興を担う地域の文化拠点施設として、県民が様々な文化芸術に親しむ機会や、文化芸術の発信を行う場の確保を図るために重要である。今後も他の公立ホールの利用率や収益を増やすための工夫なども参考にしながら、さらなる経営基盤の強化に努めていくことが望まれる。		○	208

第4 監査の結果及び意見

Ⅰ. 全般的事項

1.「長野県に人を呼び込む諸施策」のこれまでの取組の評価

(1)概要

① 目標の達成状況

1)「しあわせ信州創造プラン 2.0」の重点目標の達成状況

県の「令和 5 年度 しあわせ信州創造プラン 2.0(長野県総合 5 か年計画) 政策評価報告書(以下「評価報告書」という。)によれば、8 つの重点目標の結果は次のとおりである。

労働生産性
(最新値2020年度)

(単位:千円/人)

年度	実績値	目標値
2014	7,277	8,060
2015	7,547	8,060
2016	7,483	8,060
2017	7,832	8,060
2018	7,942	8,060
2019	7,813	8,060
2020	7,690	8,060

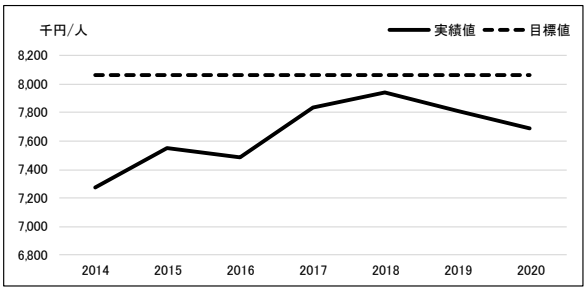

県民1人当たり家計可処分所得
(最新値2020年度)

(単位:千円)

年度	実績値	目標値
2014	2,432	2,815
2015	2,481	2,815
2016	2,510	2,815
2017	2,510	2,815
2018	2,519	2,815
2019	2,492	2,815
2020	2,577	2,815

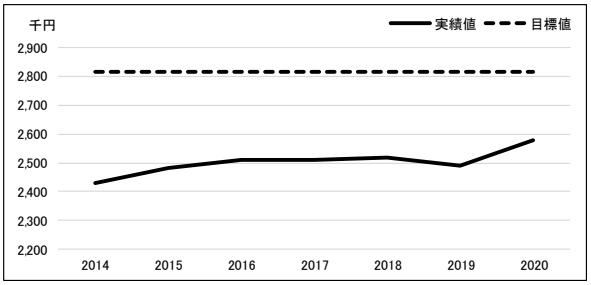

社会増減
(最新値2022年度)

(単位:人)

年度	実績値	目標値
2017	△ 739	0
2018	△ 956	0
2019	△ 2,088	0
2020	△ 2,440	0
2021	△ 1,760	0
2022	3,112	0

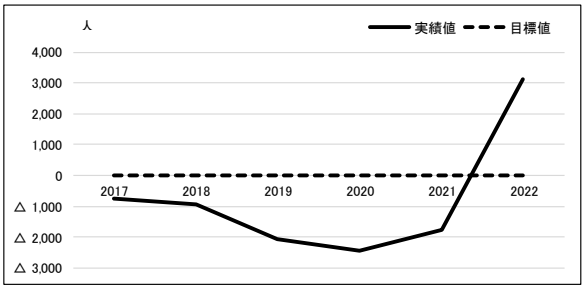

観光消費額
(最新値2022年度)

(単位:億円)

年度	実績値	目標値
2016	7,320	8,100
2017	7,093	8,100
2018	8,146	8,100
2019	8,769	8,100
2020	7,087	8,100
2021	5,154	8,100
2022	6,023	8,100

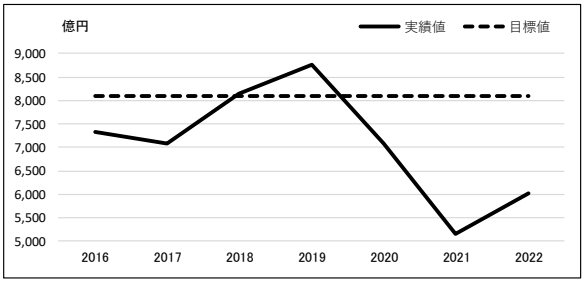

合計特殊出生率
（最新値2022年度）

（単位：人）

年度	実績値	目標値
2016	1.59	1.76
2017	1.56	1.76
2018	1.57	1.76
2019	1.57	1.76
2020	1.46	1.76
2021	1.44	1.76
2022	1.43	1.76

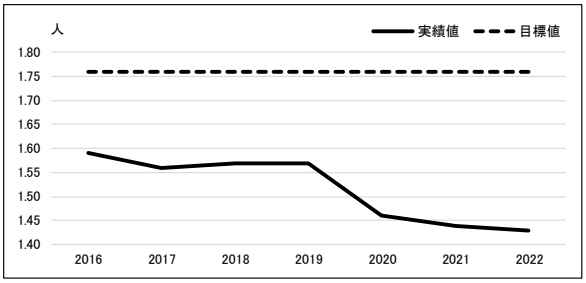

就業率
（最新値2022年度）

（単位：%）

年度	実績値	目標値
2016	61.0	62.0
2017	61.6	62.0
2018	62.7	62.0
2019	63.0	62.0
2020	63.0	62.0
2021	62.5	62.0
2022	61.5	62.0

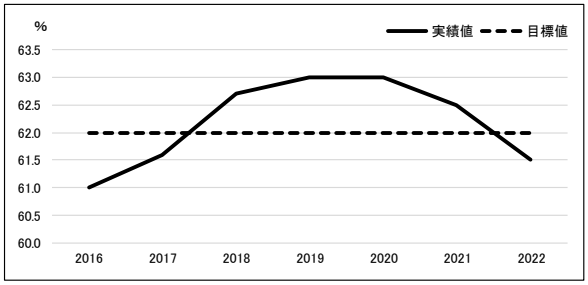

健康寿命
（最新値2021年度）

目標：全国１位維持

（単位：歳）

年度	男性	女性
2013	79.8	84.3
2017	80.7	84.7
2018	81.0	84.9
2019	81.1	84.9
2020	81.1	85.2
2021	81.4	85.1

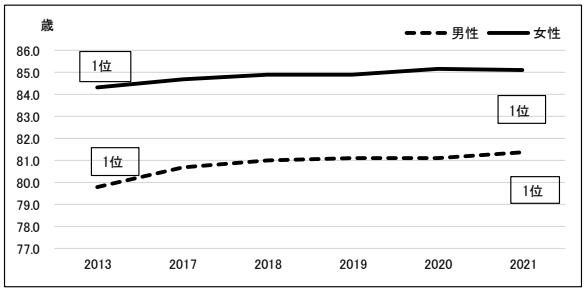

再生可能エネルギー自給率
（最新値2020年度）

（単位：%）

年度	実績値	目標値
2015	8.2	12.9
2016	8.9	12.9
2017	9.3	12.9
2018	9.7	12.9
2019	10.5	12.9
2020	11.3	12.9

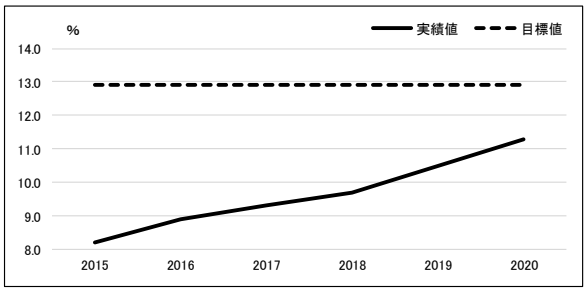

（出典：評価報告書より監査人作成）

人口減少の歯止めの重要指標である「合計特殊出生率」は、2016 年の 1.59 から 2022 年には 1.43 に低下し、目標値からの乖離が大きい。

監査テーマに直接関係する「社会増減」について、県は次のように評価、分析している（下線部監査人）。社会増減は増加に転じたが、これはコロナ禍による入国制限解除に伴い、外国人県民が増加したことが要因である。

社会増減 評価概要

(1) 目標値に対する最新値の状況

・ 2022 年実績は、2000 年以来 22 年ぶりの社会増(＋3,112 人)となり、目標を達成した。

・ 国内移動は、コロナ禍による地方回帰の流れを背景に、2020 年以降社会減の減少幅が改善し、756 人の社会増なった。全国順位は、2017 年の 22 位から 2022 年の 10 位へ大きく順位を上げた。

・ 国外移動は、コロナ禍による入国制限の解除等に伴い、3年ぶりの社会増(＋2,356 人)となった。

(2) 達成状況の要因分析

①男女別の転入・転出・社会増減の状況(国内移動)

・基準年(2017 年)と比較すると、男女ともに社会減から社会増へと改善。特に、30～50 代及びその子ども世代(0～14 歳)の社会増が拡大した。一方、10 代後半及び 20 代前半は大きな社会減が続いており、特に 20 代前半女性の社会減は、全年代の男女を通じ最も大きい。

②移住者数の状況

・市町村や民間団体との連携により人や企業を呼び込む「信州回帰プロジェクト」を推進。若者・子育て世代を主要ターゲットに、仕事と暮らしをセットにした移住相談や、UIJ ターン就業・創業移住支援金の拡充などの取組を実施し、移住者数と移住相談件数はそれぞれ 2022 年度に 3,334 人、9,515 件と集計開始以来最大となった。

③日本人と外国人の社会増減の状況

・2022 年実績は、日本人は社会減(△67 人)、外国人は社会増(＋3,179 人)。外国人材受入企業サポートセンターによる支援や、多言語による生活相談など、県内企業への外国人材受入れと外国人県民が安心して暮らせる地域づくりを推進した。

やはり監査テーマに関連する「観光消費額」については、2022 年実績は 6,023 億円と、コロナ禍の影響により基準値の 7,320 億円(2016 年)を下回る結果となった。国内旅行者の観光消費額は 5,987 億円で、2016 年実績の約 85%、一方、国外旅行者(インバウンド)の観光消費額は 37 億円で、2016 年実績の約 15%に過ぎなかった。県は、コロナ後の環境変化を踏まえ施策の方向性として、従来から来訪者の多いアジア圏の需要回復と、より旅行消費単価の高い市場(欧・米・豪)開拓の軸でプロモーション等を実施していくことなどを検討している。

2)「人をひきつける快適な県づくり」に関連する目標の達成状況

それでは、「人をひきつける快適な県づくり」に関連する目標の達成状況はどのようになっているであろうか。評価報告書によれば、次のとおりである。

（主な成果）

県の取組の成果が表れた各指標は次のとおりである。

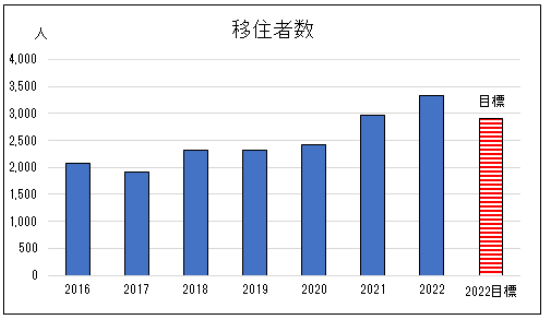

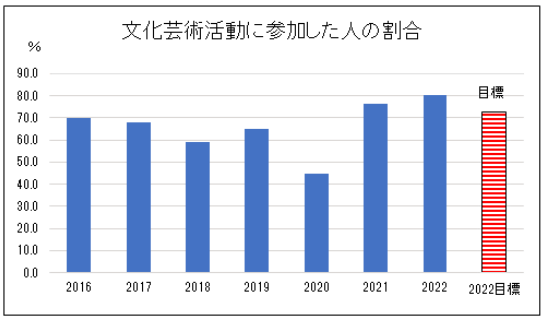

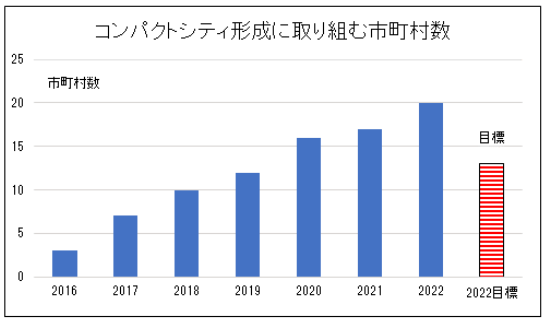

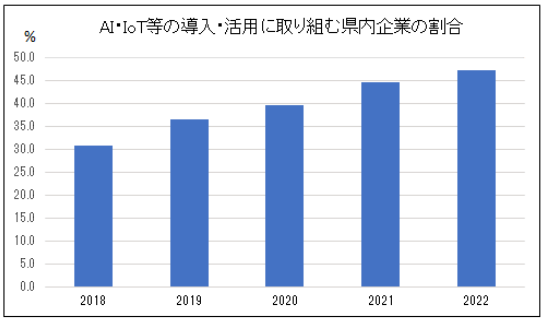

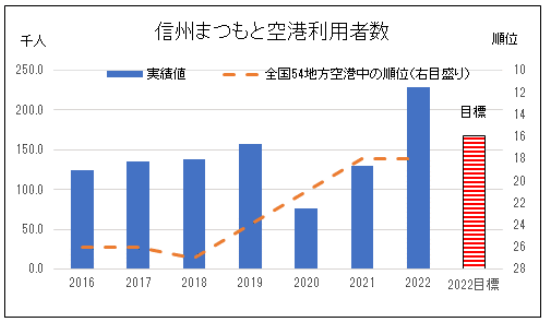

（出典：評価報告書より監査人作成）

県への移住・二地域居住を促進するため、三大都市圏に移住相談窓口を設けているほか、包括サイトによる情報発信や、市町村、関係団体と連携した移住セミナー等のイベントの開催に取り組み、また、コロナ禍を契機とした地方への関心の高まりも相まって、2022 年度は移住相談件数が大幅に増加し、移住者数も最高となった。

信州まつもと空港利用者数は、国内既存路線の拡充と新規路線の開設に向けて、航空会社への働きかけや、県内・就航先における需要確保のための路線の広告宣伝、旅行会社へのセールス・助成を実施したことや、季節運航便の松本・丘珠線就航、松本・神戸線の複便化等の効果から、2022 年度に 228.5 千人を記録し、1997 年以来の 200 千人越えを達成している。

（主な課題）

一方、目標が達成できず、今後に課題を残した指標は次のとおりである。

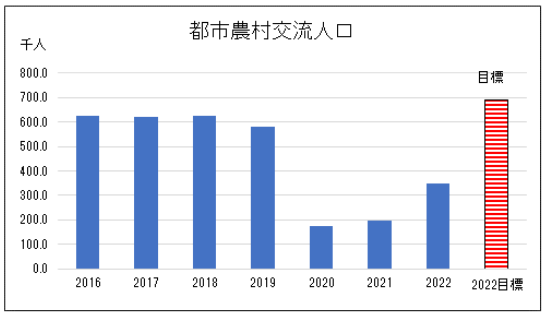

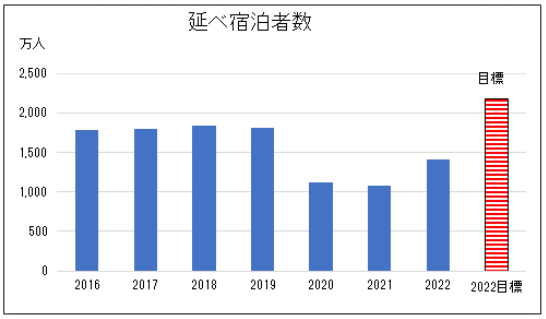

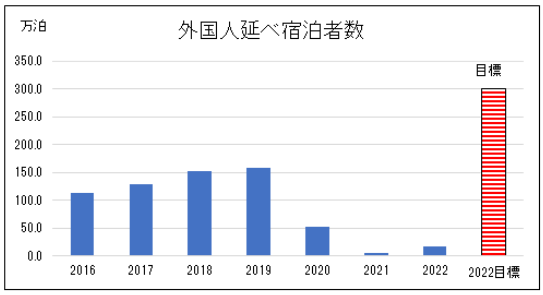

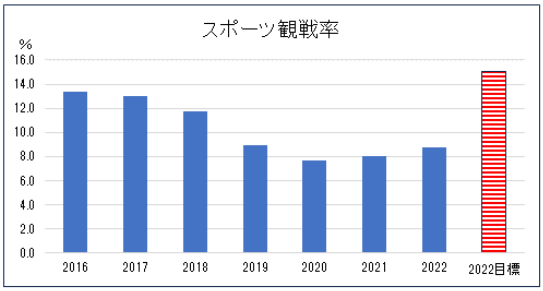

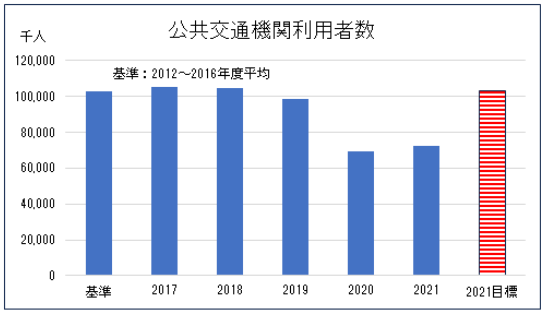

（出典：評価報告書より監査人作成）

いずれも、コロナ禍の影響を強く受けたことが見て取れる。アフターコロナを見据えた対応が課題とされている。

② 主な指標の比較分析

1）社会増減の分析

ア. 他県との比較

長野県の社会増減の特徴を明らかにするため、2022 年とコロナ禍前の 2019 年の社会増減について、他県との比較を行うと、次のとおりである。

次図は、RESUS（地域経済分析システム）から人口の社会増減の From-to 定住人口データを入手し、転入超過数（他県からの転入と他県への転出の差）を、監査人がまとめたものである。

図　長野県社会増減(転入超過数)2019 年と 2022 年の比較

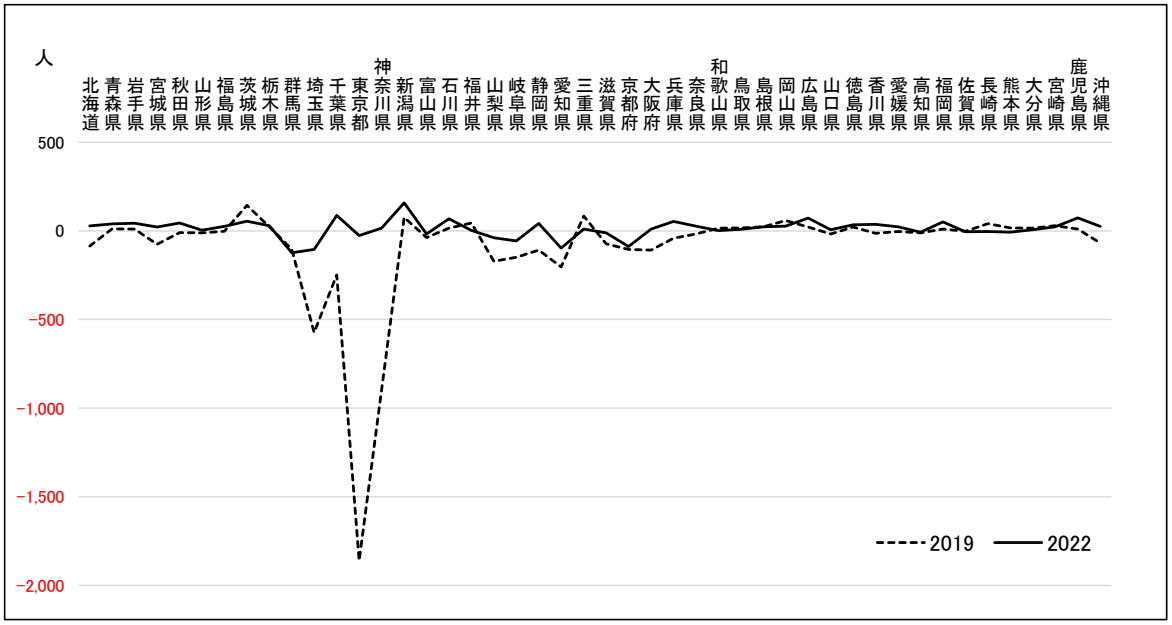

上図を見ると、長野県では、コロナ禍前は首都圏への人口流出が大きかったが、コロナ後の 2022 年には人口流出は止まっている。

近隣の新潟県、栃木県、山梨県について同様のグラフを作成すると、次のとおりである。

図　新潟県社会増減(転入超過数)2019 年と 2022 年の比較

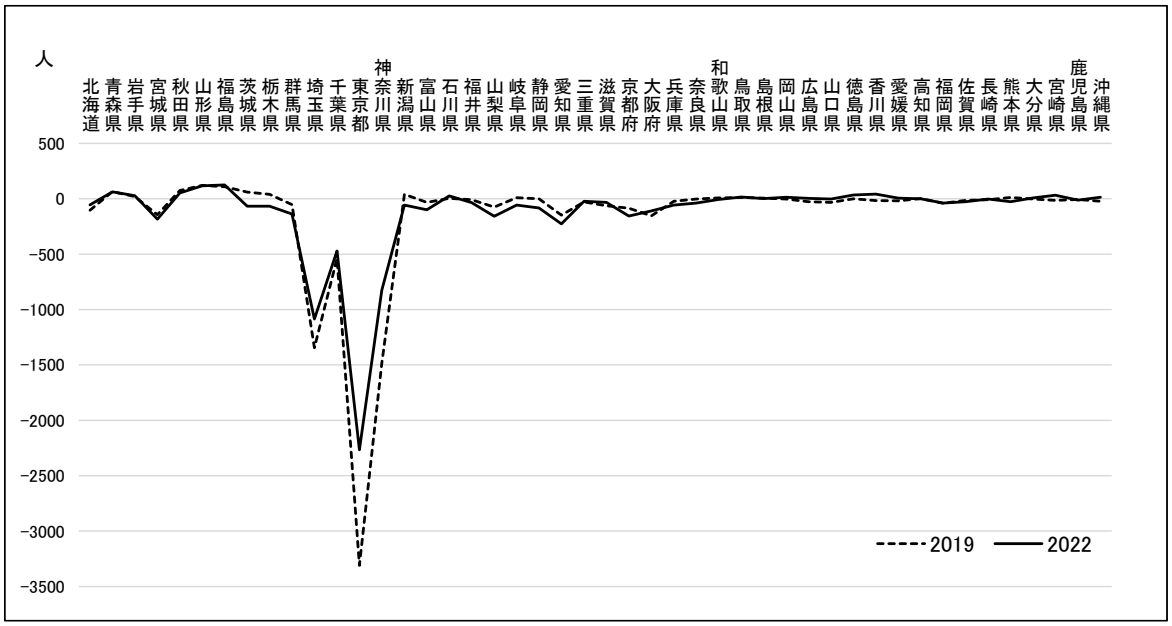

図　栃木県社会増減(転入超過数)2019 年と 2022 年の比較

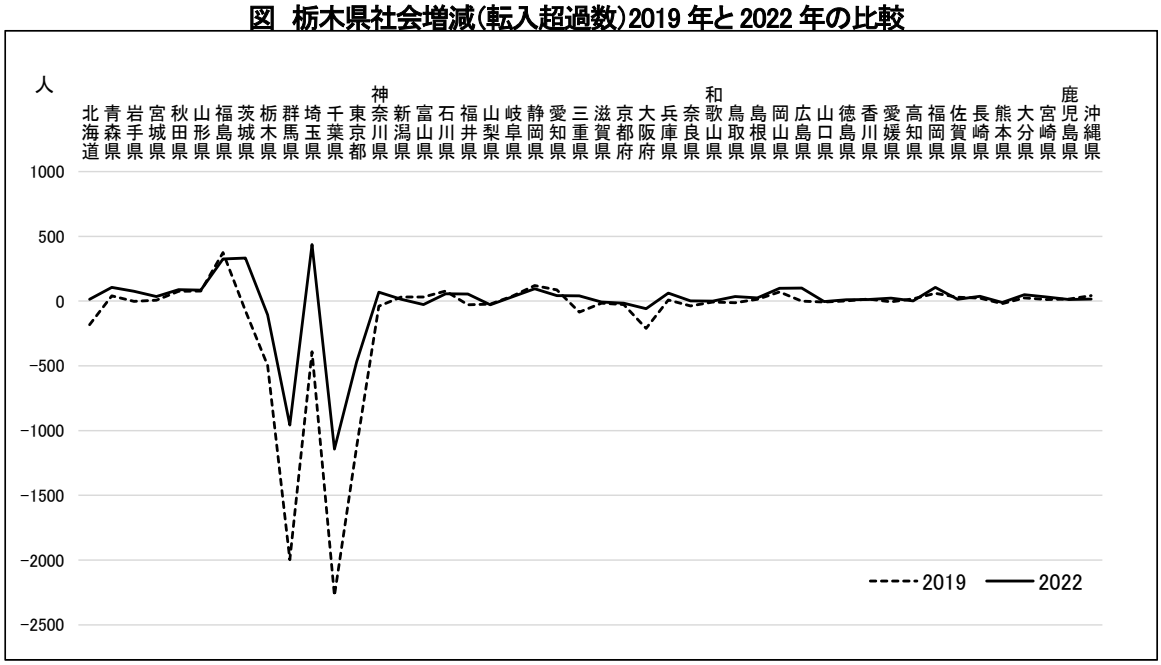

図　山梨県社会増減(転入超過数)2019 年と 2022 年の比較

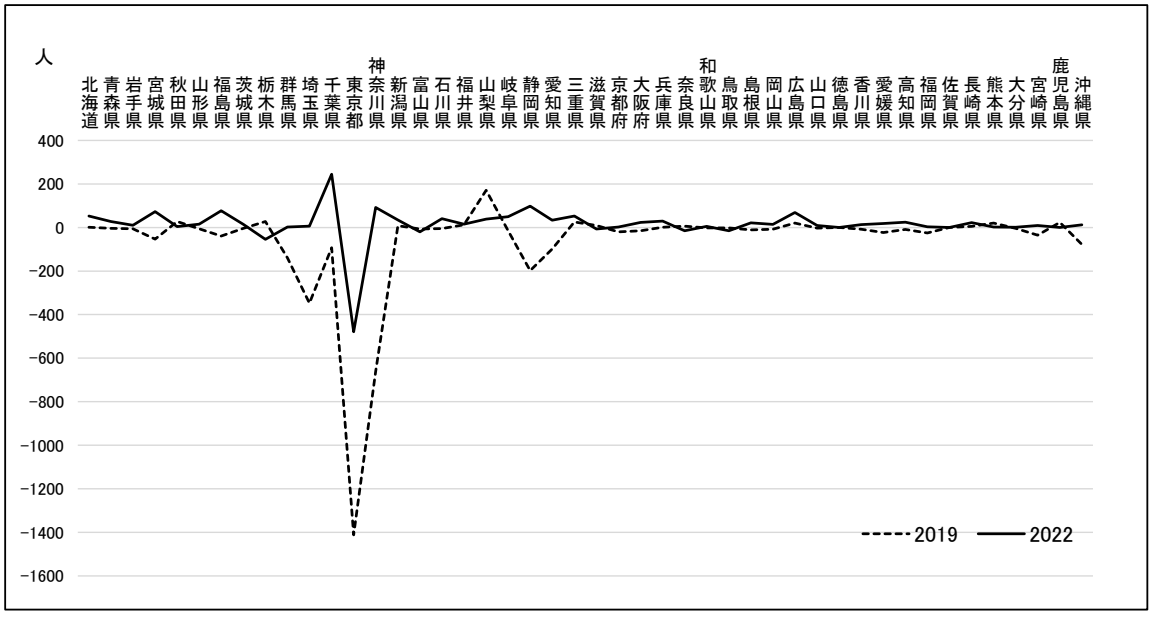

これら 3 県は、コロナ禍前ほどではないが、コロナ後の 2022 年においても首都圏への人口流出はとまっていない。これは、長野県とともにコロナ禍時に移住希望先として人気が高かった山梨県でも同様の傾向である。

反対に、全国からの人口の主な流入先である東京都の社会増減について分析した結果は次のとおりである。

図　東京都社会増減(転入超過数)2019 年と 2022 年の比較

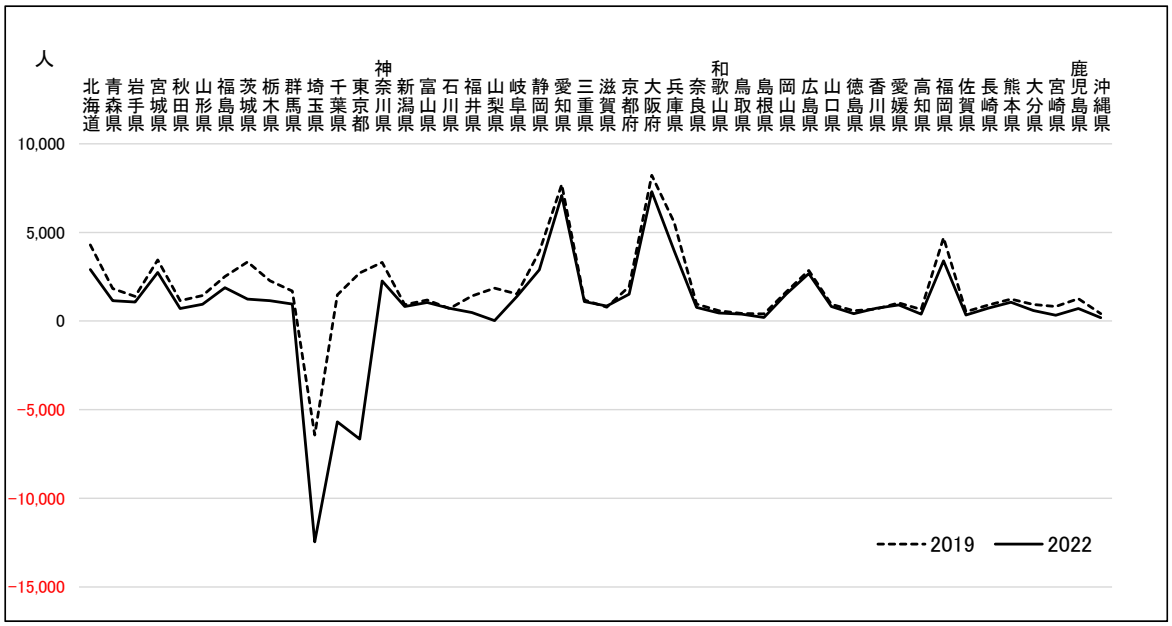

東京都への転入は、主に中京圏、近畿圏からであり、この傾向はコロナ禍前後で変わっていない。一方、コロナ禍前の 2019 年に東京都からの転出が超過となったのは埼玉県のみであったが、2022 年は埼玉県、千葉県、神奈川県の 3 県に拡大し、転出人口も増加している。

このような中で、長野県から東京都への転出超過人数(東京都からすると転入超過人数)は、コロナ後の 2022 年には 26 人となり、転出入はほぼ均衡している。

表　東京都の転入超過人数　2022 年上位 20 件　　(単位:人)

順位	相手先都道府県名	2019 年	2022 年	差
1	埼玉県	△ 6,428	△ 12,458	△ 6,030
2	神奈川県	2,713	△ 6,658	△ 9,371
3	千葉県	1,479	△ 5,683	△ 7,162
4	長野県	1,861	26	△ 1,835
5	沖縄県	421	195	△ 226
6	島根県	398	198	△ 200
7	宮崎県	825	322	△ 503
8	佐賀県	526	335	△ 191
9	鳥取県	435	387	△ 48
10	高知県	651	392	△ 259
11	徳島県	579	419	△ 160
12	和歌山県	577	452	△ 125
13	山梨県	1,412	479	△ 933
14	大分県	929	598	△ 331
15	秋田県	1,146	706	△ 440

順位	相手先都道府県名	2019 年	2022 年	差
16	鹿児島県	1,262	711	△ 551
17	福井県	708	717	9
18	香川県	687	726	39
19	長崎県	904	735	△ 169
20	奈良県	964	774	△ 190

イ. 市町村別分析

市町村別に、過去 5 年間の社会増減を集計した結果は、次のとおりである。

5 年連続で、社会増減が 100 人以上マイナスとなったのは、長野市、飯田市、大町市である。自然減が続く中で、社会減も続く状況となっている。

一方、5 年連続で社会増減が 100 人以上プラスとなったのは、佐久市、安曇野市、軽井沢町、御代田町の 4 市町である。これらの市町は、コロナ禍の期間中も社会増を実現している。これらの地域には、新幹線で東京へ通勤可能な人々や、テレワークや二地域居住などの対応が可能な人々が転入してきている可能性がある。また、近年、軽井沢周辺地域には私立学校の開校が続いており、教育移住の効果も大きいと考えられる。特色ある学校が開校すると、全国から教育移住者が集まるが、こどもに加え両親等が移住してくるため、その効果は大きい。

表 5 年連続社会減が 100 人以上の市町村 （単位:人）

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
長野市	−871	−456	−152	−496	−644
飯田市	−206	−515	−501	−517	−435
大町市	−165	−176	−150	−191	−127

表 5 年連続社会増が 100 人以上の市町村 （単位:人）

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
佐久市	332	168	225	306	343
安曇野市	262	171	165	197	400
軽井沢町	191	133	571	292	372
御代田町	107	259	188	252	215

（出典:長野県 毎月人口移動調査 年間人口増減統計表より監査人が作成）

ウ. 年齢別分析

RESUS の人口統計（人口 人口の社会増減 人口移動グラフ分析 年齢階級別 都道府県）データより、長野県の 2018 年から 2022 年の年齢階層別の転入超過数のグラフを作成すると次のようになる。

図　年齢階層別転入超過数(2018-2022)

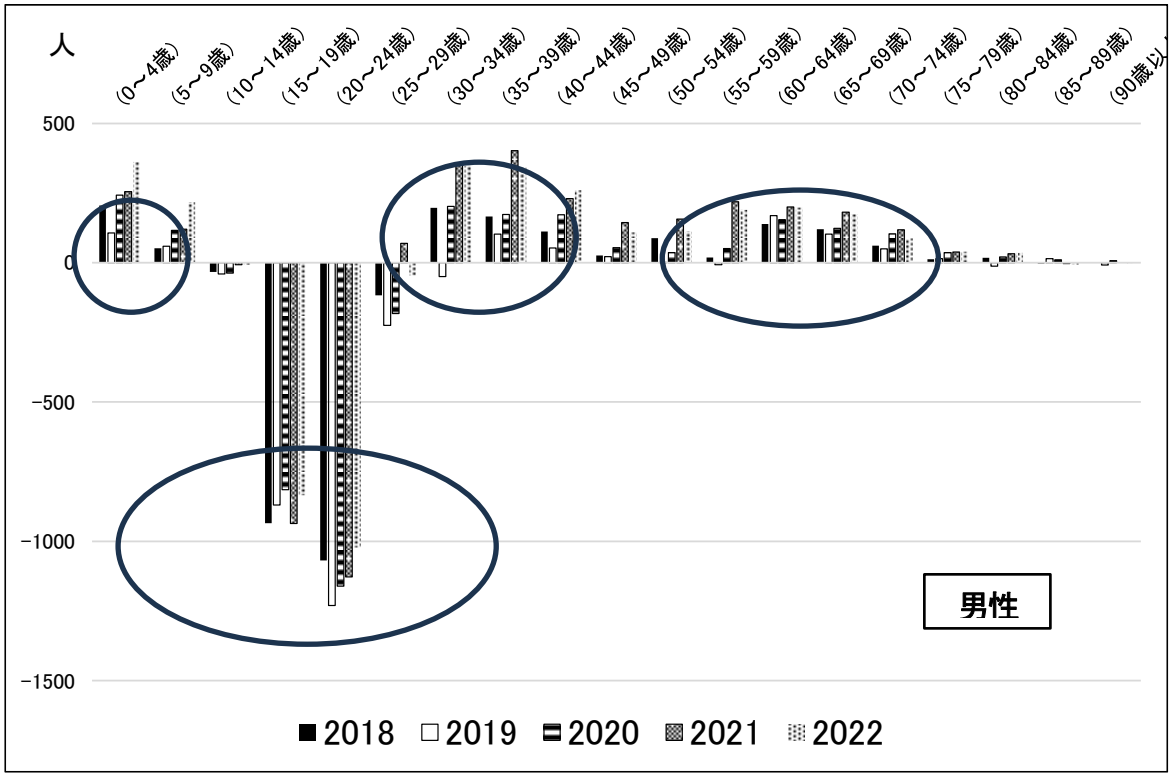

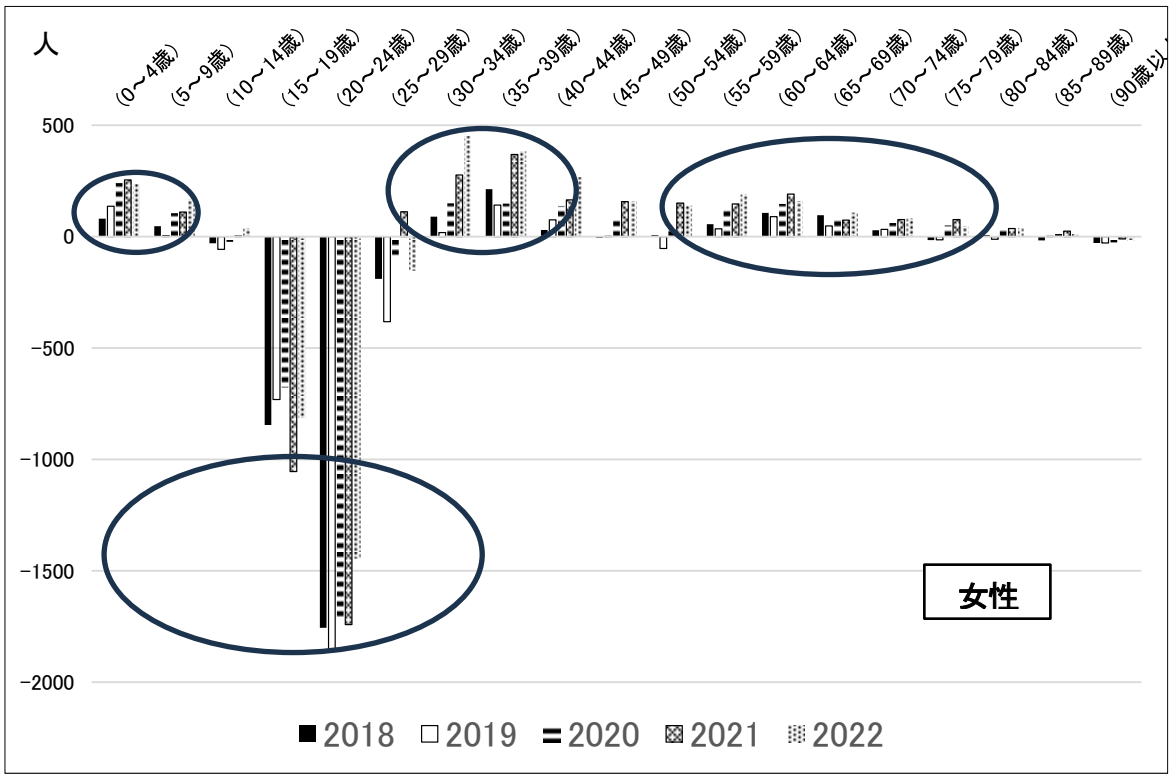

男女とも、15 から 19 歳、20~24 歳の転出超過が一番大きいが、これは進学や就職による転出と考えられる。30 歳～44 歳の間は転入超過であるが、これは子育て世代が仕事や教育のため移住超過となって

いると推定される。また、60 歳前後から転入が増えるが、これは U ターンや I ターンにより長野県で暮らすことを選択する人々がいるためと考えられる。

2021 年までは、15~24 歳の転出超過が大きく、それ以外の年代の流入超過を上回っていたため、社会減が続いていたが、2022 年は 15~24 歳の転出超過が減少し、逆にそれ以外の年代は流入超過が増えため社会増となった。特に 30 代女性の流入が増えている。

エ. 日本人、外国人別の分析

県の評価報告書によれば、2022 年の人口の社会増減を日本人、外国人で区分して集計すると、日本人は社会減(△67 人)、外国人は社会増(+3,179 人)とのことである。

日本人・外国人別人口 (人)

年次	日本人				外国人			
	1月1日現在人口	年間増減数	自然増減数	社会増減数	1月1日現在人口	年間増減数	自然増減数	社会増減数
2018	2,044,580	△ 14,668	△ 11,252	△ 3,416	28,589	2,552	92	2,460
2019	2,029,912	△ 16,492	△ 12,415	△ 4,077	31,141	2,099	110	1,989
2020	2,013,420	△ 13,158	△ 12,481	△ 677	33,240	△ 1,707	56	△ 1,763
2021	2,013,646	△ 14,376	△ 13,542	△ 834	31,134	△ 863	63	△ 926
2022	1,999,270	△ 16,318	△ 16,251	△ 67	30,271	3,244	65	3,179
2023	1,982,952	-	-	-	33,515	-	-	-

(出典:長野県(企画振興部)プレスリリース　令和5年(2023 年)1 月 31 日より)

㋐ 外国人の社会増減の分析

それでは、主たる増加理由である長野県内外国人の社会増減理由はどのようなものであるか分析する。次図は、令和 3 年 12 月から令和 5 年 5 月までの外国人社会増減の、長野県と山梨県の比較である。長野県の場合、山梨県に比べて転入した外国人数が多い。

図　外国人社会増減月別推移・長野県と山梨県の比較

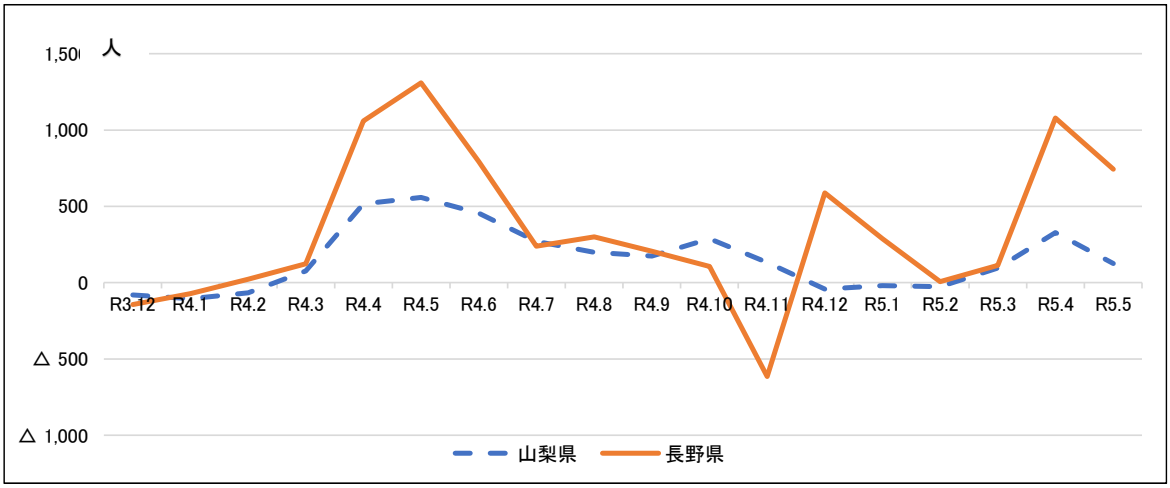

(出典: 山梨県・「市町村別の世帯数、男女別人口、自然増減・社会増減」より(https://www.pref.yamanashi.jp/toukei2/HP/y_pop.htm)
長野県:「毎月人口移動調査」より監査人作成(社会増減は転入-転出で計算(「その他増減数」を考慮していない)

毎年 4 月前後は、企業の採用や学生の入学等で社会増となることが考えられる。このような傾向は、長野県も山梨県も同様である。しかしながら、長野県の場合、4 月前後の増加が大きいこと、11 月に大きく減少し、12 月に大きく増加することが特徴的である。

県内の外国人社会増減を市町村別に分析すると、次のようになる。

高原野菜産地である川上村や南牧村では 5 月前後に外国人採用が増え、収穫後の 11 月頃採用が減る。一方、白馬村等のスキー場がある観光地では、12 月頃外国人が増加し、シーズンが終了する 3 月頃転出する。

このことから、長野県の農業や観光の発展は、外国人の社会増に大きく影響することが見てとれる。

図 県内地域別外国人社会増減

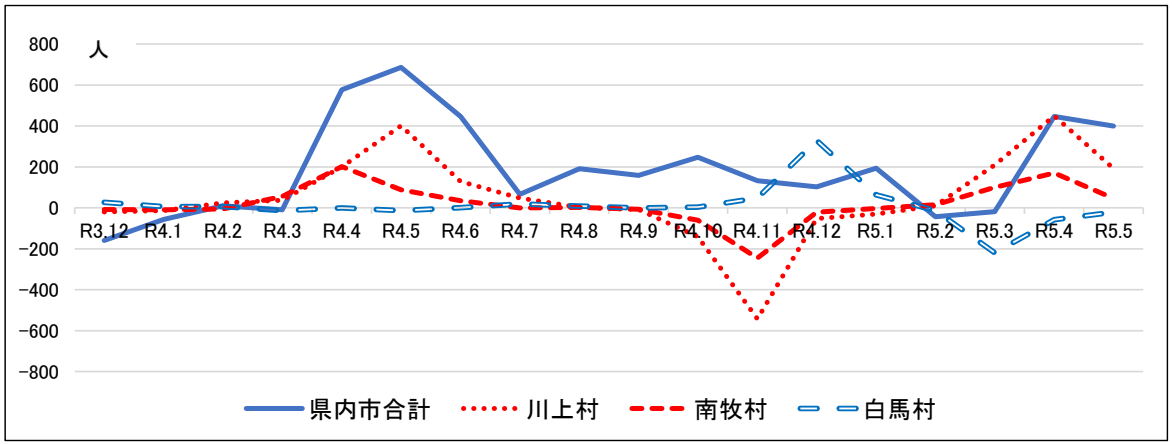

（出典:「毎月人口移動調査」より監査人作成　社会増減は、転入−転出で計算）

㋑ 日本人の社会増減の分析

2019 年 1 月～2023 年 3 月の県内の日本人の社会増減は次のとおりである。

毎年 3 月に大きく減少し、4 月に増加する。3 月、4 月は卒業、入学や企業の異動時期であるためと推測される。3 月の減少に比して 4 月の増加が少ないため、これまでの傾向としては流出が多いことになる。

図 県計

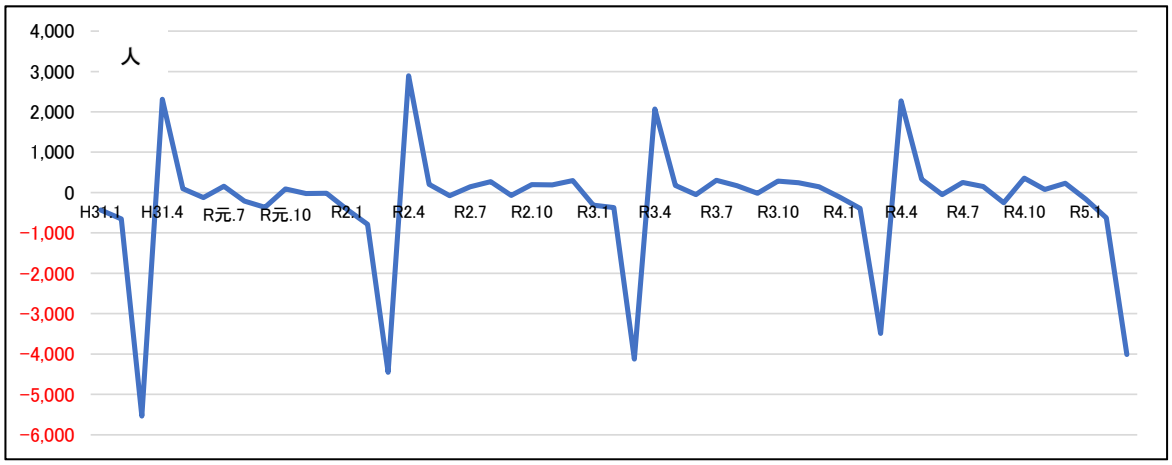

（出典:毎月人口移動調査より監査人作成　社会増減は、転入−転出で計算）

市町村別に分析すると、この間累計で 100 人を超える社会増となった市町村は、松本市、佐久市、千曲市、安曇野市、軽井沢町、御代田町、原村、南箕輪村、小布施町の 9 市町村である。最も社会増が多かったのは、軽井沢町の 1,363 人であった。

軽井沢町は、ほぼ毎月社会増となっているが、他の多くの市町村と異なり 3 月、4 月とも社会増となっていることから、教育移住の効果が大きいと考えられる。

図 軽井沢町

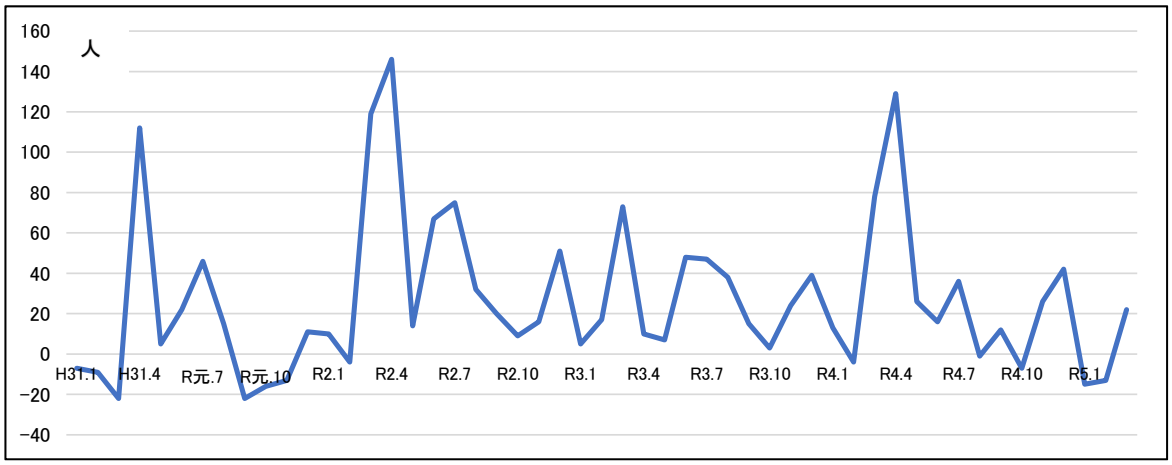

（出典：毎月人口移動調査より監査人作成　社会増減は、転入−転出で計算）

2)新卒者の地元就職率、地元進学率

RESUS のデータから 2015 年以降の長野県の新卒者の地元就職率、地元進学（大学及び短大）率を集計すると次のとおりとなる。

表 長野県の新卒者の地元就職率・地元進学率

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
就職	60.3%	88.1%	74.8%	68.6%	86.8%	61.1%	89.4%
進学	26.6%	26.1%	25.8%	25.0%	25.9%	24.5%	27.0%

地元の学校を卒業すると 7～8 割が地元で就職するが、高校卒業生の 4 分の 3 は県外に進学してしまう。

これは、県内の大学収容者数が少ないためであり、令和 4 年度の長野県の大学進学者収容率は、全国で下位から 2 番目である。（ 内閣府「第 27 回経済社会の活力ワーキング・グループ」資料 2）

県の 2023 年度からの総合計画「しあわせ信州 3.0」策定基礎のひとつである「AI を活用した長野県の未来に関するシミュレーション」（2022/4/22）によれば、望ましい未来シナリオの 2029 年の分岐点までで、最も影響度の高い指標は「県内大学の収容力」である。

これを踏まえて県では、長野県に大学等の立地を促進する取組を開始している。

国でも、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、東京の大学の定員抑制や地方移転の促進等を進めている。

3)観光消費額の分析

長野県内の観光消費額は次のとおりである。コロナ禍で 2020 年以降県内の観光消費額は大幅に減少している。

表 観光消費額 （単位:億円）

区 分			2018	2019	2020	2021	2022
観光目的(日本人)	宿 泊	県外	2,788.1	3,204.8	3,359.6	1,946.9	2,100.5
		県内	280.4	366.3	425.0	504.1	376.2
	日帰り	県外	2,986.8	2,693.4	1,272.1	933.4	1,786.3
		県内	517.5	898.9	979.8	1,040.3	457.9
	小計		6,572.7	7,163.5	6,036.4	4,424.6	4,720.9
ビジネス目的(日本人)	宿 泊	県外	411.4	825.1	553.7	505.2	936.7
		県内	153.3	192.6	193.7	193.9	305.9
	日帰り	県外	0.7	25.3	17.6	28.8	19.4
		県内	－	0.8	0.4	1.2	4.0
	小計		565.4	1,043.7	765.4	729.0	1,266.0
訪日外国人	宿 泊	観光	764.7	294.8	226.2	－	36.6
		ビジネス	205.7	265.4	54.4	－	
	日帰り	観光	36.2	1.3	4.2	－	
		ビジネス	1.8	0.1	－	－	
	小計		1,008.4	561.6	284.9	－	36.6
計			8,146.5	8,768.8	7,086.7	5,153.7	6,023.5

（出典:2021 年までは「長野県観光入込客調査」より、2022 年は「令和 5 年度しあわせ信州創造プラン 2.0 政策評価報告書」より監査人作成）

しかしながら、V-RESUS の「長野県の旅行消費額の動向」によれば、2023 年の日本国内居住者の国内旅行・観光における旅行消費額は急速に改善している。

図 国内居住者の長野県旅行消費額

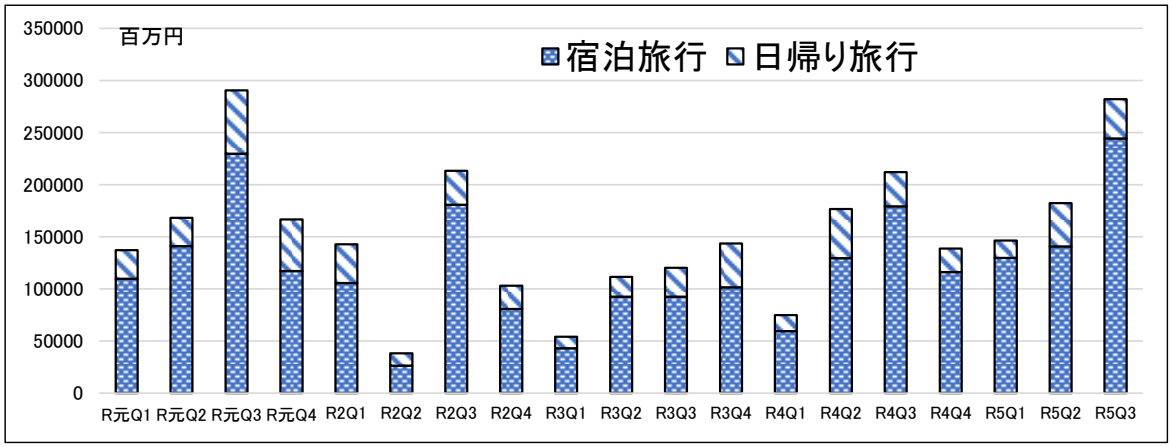

（出典:V-RESUS「長野県の旅行消費額の動向」より監査人作成）

訪日外国人の長野県内消費額についても、コロナ前の状況に近づいている。

費目別の内訳を見ると、宿泊費が増加し、買物代が減少している。これは、全国的な動向と一致しており、訪日外国人の国籍・地域の変化に伴うものである。観光庁が公表している訪日外国人動向調査によれば、買物代の比率が高かった中国からの訪日客が大幅に減る一方、宿泊代や食事代の消費が多い欧米からの訪日客が増加している。

表 県の観光消費額 （単位:億円）

		旅行消費額	費目別(7 区分)						
			団体･パック参加費	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等サービス費	買物代	その他
2019 年	4-6 月	87.2	21.6	23.8	16.3	1.1	1.8	22.6	0.0
2023 年	4-6 月	71.6	15.8	26.3	15.5	1.0	2.8	10.3	0.0
	同期比	△ 15.6	△ 5.8	2.5	△ 0.9	△ 0.1	1.0	△ 12.4	△ 0.0
2019 年	7-9 月	57.5	13.4	16.5	12.2	0.8	0.8	13.8	0.0
2023 年	7-9 月	48.8	8.2	18.6	10.6	0.8	1.2	9.5	0.0
	同期比	△ 8.7	△ 5.2	2.1	△ 1.6	△ 0.0	0.4	△ 4.3	△ 0.0

（出典:観光庁 訪日外国人消費動向調査 [参考]都道府県集計表 表 1-3 都道府県(47 区分)別, 費目(7 区分)別 旅行消費額 【全目的】より監査人作成）

観光消費額は、乗数効果を通じて県内経済を押し上げる効果があるほか、県財政にとっては、住民税・事業税や地方消費税の都道府県間の清算を通じて県や県内市町村の財源となるため、県は今後もその増加に努める必要がある。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 観光施策に関する長野県の歳出額の状況

「長野県に人を呼び込む諸施策」のうち、観光施策に係る歳出額の状況は、次のとおりである。

(1)概要

① 都道府県決算状況調による長野県の商工費

毎年度、各都道府県の普通会計(※)決算に係る主要な情報をまとめた都道府県決算状況調が総務省より公表されており、本年度の包括外部監査実施時点では令和3年度分まで公表されている。

都道府県決算状況調には各都道府県の商工費が示されており、商工費は商業費、鉱工業費、観光費の3つに区分されている。

※普通会計について

普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上の会計で、総務省の定める基準をもって各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。そもそも個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、このことへの対応として普通会計が設定されている。

普通会計は、地方公共団体の一般会計と一部の特別会計が含まれ、一部の特別会計とは、次の特別会計以外の特別会計をいう。

1)地方財政法施行令第12条に掲げる事業に係る公営企業会計
2)収益事業会計、農業共済事業会計等の事業会計、
3)上記 1)及び 2)の事業以外の事業で、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業に係る特別会計

② 観光費の推移

次図は、平成14年度から令和3年度までの都道府県決算状況調に基づく県観光費の推移と、県歳出総額に占める県観光費の割合(以下「県観光費割合」という。)の推移を示したものである。また、47都道府県の歳出総額の合計額(以下「歳出総額全国合計」という。)に占める47都道府県の観光費の合計額の割合(以下「全国観光費割合」という。)の推移を示している。

県観光費は、平成15年度、平成16年度と減少し、以後は令和元年度までほぼ横ばいで推移している。令和2年度は増加、令和3年度は令和2年度よりもさらに大きく増加し、それまで最高額だった平成14年度の2.5倍弱となっている。

県観光費割合は、平成15年度、平成16年度と大きく下落した後、平成17年度、平成24年度など前年度よりも大きく上昇している年度もみられ、平成28年度までは概ね上昇傾向だったが、その後、令和元年度までは下落傾向であった。令和2年度、令和3年度は大きく増加し、令和3年度の県観光費割合は平成14年度以降で最も高い数値となっている。

全国観光費割合は、平成26年度まではほぼ横ばいで推移しているが、平成27年度に大きく上昇、令和28年度、令和29年度は下降しているが以後は上昇傾向で、令和3年度は大きく上昇している。

県観光費割合が全国観光費割合を下回っているのは平成27年度、平成28年度及び令和元年度のみで、長野県は、歳出総額に占める観光費の割合が比較的に高い都道府県となっている。

図　県観光費の推移

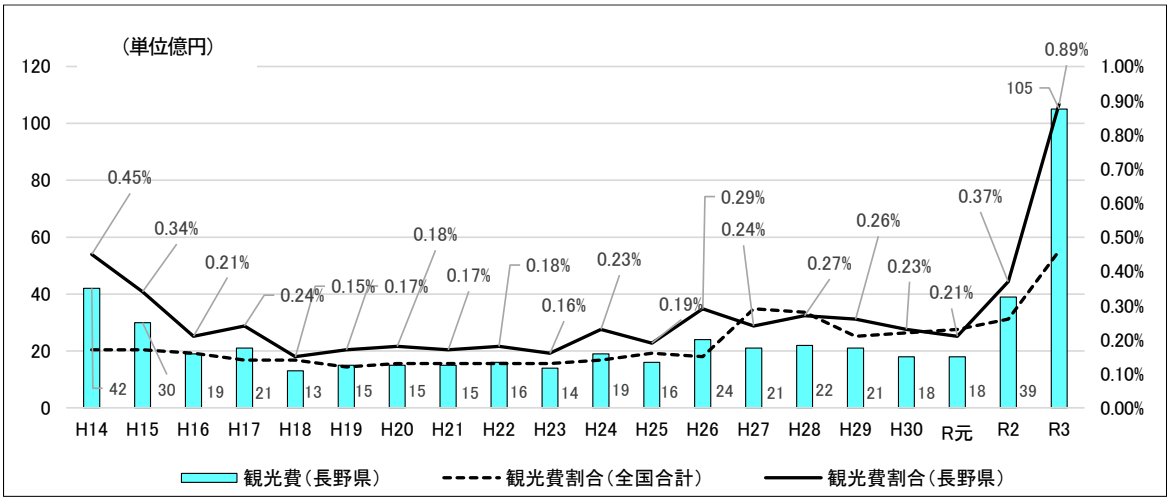

（出典：都道府県決算状況調より監査人作成）

③ 観光費の都道府県比較

平成 18 年 1 月に観光立国推進基本法が閣議決定され、同法に基づき、政府は、観光立国推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めている。

第一期基本計画は平成 19 年度から平成 23 年度を計画期間としているが、次表は、都道府県決算状況調より、47 都道府県の平成 14 年度から令和 3 年度までの観光費について、第一期計画期間前の平成 14 年度から平成 18 年度までの年平均額（以下「基本計画前平均額」という。）と、平成 19 年度から令和 3 年度までの年平均額（以下「基本計画後平均額」という。）を比較したものである。

基本計画前平均額に対する基本計画後平均額の比率（以下「変化率」という。）は、都道府県合計が 1.40 で、長野県は 1.01 である。観光立国推進基本法が施行された後、都道府県合計では観光費が約 4 割増加しているが、長野県は微増に留まっている。

変化率が最も大きいのは石川県（4.73）で、高知県（3.61）、熊本県（2.65）と続いている。長野県（1.01）は 47 都道府県で 37 番目である。

平成 14 年度以降、長野県の観光費は大きく変化していない状況である。

表　都道府県観光費等の状況　　（単位：億円）

都道府県		H14～H18 の年平均額Ⓐ	H19～R3 の平均額Ⓑ	増減率（Ⓑ/Ⓐ）	増減率の順位
1	北海道	1,862,611	2,648,793	1.42	23
2	青森県	3,071,956	2,126,750	0.69	45
3	岩手県	1,203,324	1,137,779	0.95	38
4	宮城県	832,451	1,495,258	1.80	12
5	秋田県	3,237,209	2,252,276	0.70	44
6	山形県	4,352,982	2,970,516	0.68	46
7	福島県	2,750,082	4,928,866	1.79	13
8	茨城県	876,984	987,978	1.13	32
9	栃木県	1,700,388	1,596,859	0.94	39
10	群馬県	784,316	1,392,911	1.78	14
11	埼玉県	1,271,034	1,023,519	0.81	43
12	千葉県	1,748,753	1,484,964	0.85	40
13	東京都	6,617,961	14,725,433	2.23	7
14	神奈川県	884,609	1,557,027	1.76	15

	都道府県	H14～H18 の年平均額Ⓐ	H19～R3 の平均額Ⓑ	増減率(Ⓑ/Ⓐ)	増減率の順位
15	新潟県	2,140,385	2,390,763	1.12	33
16	富山県	4,696,713	1,785,476	0.38	47
17	石川県	1,315,936	6,226,774	4.73	1
18	福井県	945,497	1,539,217	1.63	18
19	山梨県	638,475	1,241,454	1.94	8
20	長野県	2,470,764	2,483,773	1.01	37
21	岐阜県	1,111,178	1,622,333	1.46	22
22	静岡県	1,900,042	2,793,028	1.47	21
23	愛知県	1,414,177	1,168,877	0.83	41
24	三重県	1,165,384	1,269,288	1.09	34
25	滋賀県	1,288,827	1,522,931	1.18	31
26	京都府	1,297,905	1,720,441	1.33	27
27	大阪府	1,428,165	1,478,362	1.04	35
28	兵庫県	823,787	996,775	1.21	30
29	奈良県	730,970	1,861,112	2.55	4
30	和歌山県	767,020	1,404,559	1.83	10
31	鳥取県	1,382,584	1,730,116	1.25	29
32	島根県	1,310,606	2,141,991	1.63	17
33	岡山県	840,965	863,380	1.03	36
34	広島県	862,037	1,322,027	1.53	19
35	山口県	782,653	1,083,619	1.39	24
36	徳島県	2,106,902	1,698,699	0.81	42
37	香川県	1,062,615	1,811,807	1.71	16
38	愛媛県	529,263	678,903	1.28	28
39	高知県	806,947	2,911,222	3.61	2
40	福岡県	547,639	1,356,860	2.48	6
41	佐賀県	873,608	1,209,108	1.38	25
42	長崎県	1,524,422	2,055,633	1.35	26
43	熊本県	828,031	2,191,368	2.65	3
44	大分県	717,696	1,364,597	1.90	9
45	宮崎県	1,172,826	1,778,304	1.52	20
46	鹿児島県	1,417,905	3,524,438	2.49	5
47	沖縄県	3,944,428	7,163,783	1.82	11
	都道府県合計	76,041,012	106,719,947	1.40	

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 補助金における消費税相当額返還の取扱いについて

今回の監査は、「長野県に人を呼び込む諸施策に係る財務事務の執行」をテーマとしたため、テーマに関連する県の部局を横断的に監査した。その結果、各部局の補助金に係る消費税相当額の返還事務について統一的な取扱いがなされていないため、アンケート調査を行った。

(1)概要

補助金に係る消費税返還については、漏れや誤りが生じやすい。

また、令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が開始されたことに伴い、様々な経過措置が設けられている。

それらには、補助金に係る消費税の返還額に影響する可能性のあるものも含まれる。

たとえば、適格請求書を交付できない免税事業者等からの仕入については、インボイス制度開始から 6 年間は仕入税額相当額の一定割合が控除できることになっている。補助対象事業者が補助金を使ってこれら免税事業者等から物品を購入した場合、当該経過措置分の消費税額の返還について検討が必要である。

また、インボイス制度を機に、免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者となった事業者については、3 年間は仕入控除税額を売上税額の 8 割とすることを選択できる特例(いわゆる「2 割特例」)がある。補助金の交付先が 2 割特例を選択した事業者である場合、消費税の返還義務についてどのように考えるのかやはり検討が必要である。

そこで、今回監査対象となった補助金からサンプルを抽出して、補助金交付時及び返還について、どのような手続となっているかアンケートを実施することとした。

① アンケートの実施方法

今回監査対象とした事業に係る補助金から任意に 11 件を抽出し、対象部局に③記載のアンケートを配付し、回答を依頼した。

② アンケートの対象とした補助金

次表の補助金の消費税の取扱いについてアンケート調査を実施した。

表 アンケート対象とした補助金

補助金名	部	課等
地域間幹線バス路線確保維持費補助金	企画振興部	交通政策課
運輸事業振興助成補助金	企画振興部	交通政策課
利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金	企画振興部	交通政策課
松本神戸線旅行商品助成金 (信州まつもと空港利用促進協議会助成金)	企画振興部	松本空港課
信州まつもと空港旅行商品企画販売奨励金 (信州まつもと空港利用促進協議会助成金)	企画振興部	松本空港課
沖縄とのチャーター便を利用した旅行商品助成金 (信州まつもと空港利用促進協議会助成金)	企画振興部	松本空港課
信州ものづくり産業応援助成金	産業労働部	産業立地・IT 振興課

補助金名	部	課等
文化財総合対策事業補助金	教育委員会事務局	文化財・生涯学習課
信州の観光地魅力向上実践事業支援金	観光部	山岳高原観光課
スノーリゾート受入環境整備支援事業補助金	観光部	観光誘客課
MICE 誘致促進事業補助金	観光部	観光誘客課

③ アンケートの内容

実施したアンケートは次のとおりである。

……

1. 令和4年度について

1)補助対象事業者について

Q1 補助金(助成金)交付要綱等で補助対象事業者を市町村(一般会計)に限定していますか。

項目	回答	摘要
補助対象事業者を市町村(一般会計)に限定している。		
補助対象事業者を市町村(一般会計)に限定していない。		

Q2 交付要綱等で補助対象経費を人件費等の消費税非課税仕入に限定していますか。

項目	回答	摘要
補助対象経費を非課税仕入に限定している。		
補助対象経費を非課税仕入に限定していない。		

2)補助金(助成金)交付要綱等における消費税の取扱い

Q3 交付要綱等では消費税の取扱いをどのように規定していますか。(複数回答可)

項目	回答	摘要
交付要綱に消費税を補助対象経費に含めないことを明文化している規定がある。		
交付要綱に示している補助対象事業の内訳、あるいは交付要綱に示している補助額の算定過程などで消費税を補助対象経費に含めていないことを明確にしている。		
事業者への説明資料など交付要綱以外の資料で消費税を補助対象経費に含めていないことを明確にしている。		
交付要綱に消費税を補助対象経費に含むことを明文化している規定がある。		
交付要綱の補助対象事業の内訳に消費税を示している、あるいは補助額の算定過程で消費税を補助対象経費に含めていることを明確にしている。		

項目	回答	摘要
事業者への説明資料など交付要綱以外の資料で消費税を補助対象経費に含めていることを明確にしている。		
その他（次表に具体的な内容をご記入ください。）		

● その他の内容

3）消費税を補助対象経費に含めていない場合の取扱い

Q4 消費税を補助対象経費に含めないことについて、交付要綱等では具体的にどのように取り扱っていますか。（複数回答可）

項目	回答	摘要
㋐消費税分は補助対象としないと明記している		
㋑税抜金額を補助対象経費とすると明記している。		
㋒税抜事業費に交付率を乗じた額を上限として交付することを明記している。		
㋓事業費から消費税を控除した額に対して補助金を交付することを明記している。		
㋔その他（次表に具体的な内容をご記入ください。）		

● その他の内容

Q5 交付要綱等により次の事業者（以下「簡易課税事業者等」という。）が補助対象事業者に含まれる可能性はありますか。

●消費税の簡易課税事業者

●消費税の免税事業者

●公益法人等で特定収入割合が 5%を超える事業者

項目	回答	摘要
補助対象事業者に含めている		
補助対象事業者に含めていない		

項目	回答	摘要
その他（次表に具体的な内容をご記入ください。）		

● その他の内容

Q6 令和４年度で簡易課税事業者等が補助対象事業者となったケースはありましたか。

項目	回答	摘要
補助対象事業者となったケースはない		
補助対象事業者となったケースがある。		
その他（次表に具体的な内容をご記入ください。）		

● その他の内容

4）消費税を補助対象経費に含めている場合の取扱い

Q7 令和４年度の交付事業で**表1**のいずれかに該当する補助対象事業者はいましたか。

項目	回答	内容
補助対象事業者となったケースはない		
補助対象事業者となったケースがある。		
現時点では全部、もしくは一部不明、あるいは現在確認中		
その他（次表に具体的な内容をご記入ください。）		

● その他の内容

表1 補助金の返還義務が生じる可能性がある事業者

課税売上高５億円超または課税売上割合 95%未満	一括比例配分方式採用	
	個別対応方式採用	補助対象経費が課税売上に対応する課税仕入である
		補助対象経費が課税売上と非課税売上に共通する課税仕入である

課税売上高 5 億円以下かつ課税売上割合 95%以上
公益法人等で特定収入割合が 5%以下

Q8 **表1**の補助対象事業者に補助金の返還義務が生じた場合の対応として交付要綱等ではどのような規定を設けていますか。(複数回答可)

項目	回答	摘要
㋐補助対象事業者が交付申請する際に、当該補助事業に係る仕入れに係る消費税相当額の金額が明らかな場合は、これを減額して申請するよう補助対象事業者に要請している。		
㋑㋐について交付要綱では定めていないが別途定めている。		
㋒補助対象事業者が交付申請する際には当該補助事業に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は後日、消費税等の返還の有無や返還相当額の報告書を提出することを義務付けている。		
㋓㋒について交付要綱では定めていないが別途定めている。		
㋔㋐㋒について具体的に定めているものはない。		
㋕その他(次表に具体的な内容をご記入ください。)		

● その他の内容

Q9 ㋑について、交付要綱以外でどのように定めているかを教えてください。

書類名等	回答	摘要

Q10 ㋓について、交付要綱以外でどのように定めているかを教えてください。

書類名等	回答	摘要

Q11 ㋒㋓の消費税等の返還の有無や返還相当額の報告書を提出することを義務付けていることについて、報告書の提出期限を教えてください。また、報告書の様式は交付要綱もしくはその他の資料等、どのように定めているか教えてください。

確認事項	回答	摘要
報告書の提出期限		

確認事項	回答	摘要
報告書の様式		

Q12 ㋐～㋓について、令和 4 年度の補助対象事業者数をご記入ください。

書類名等	事業者数	摘要
㋐もしくは㋑に該当する補助対象事業者数		
㋒もしくは㋓に該当する補助対象事業者数		
その他（次表に具体的な内容をご記入ください。）		
補助対象事業者数合計		

● その他の内容

2. 令和5年度について

1）適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）

Q13 令和 5 年 10 月 1 日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されました。これに伴い、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

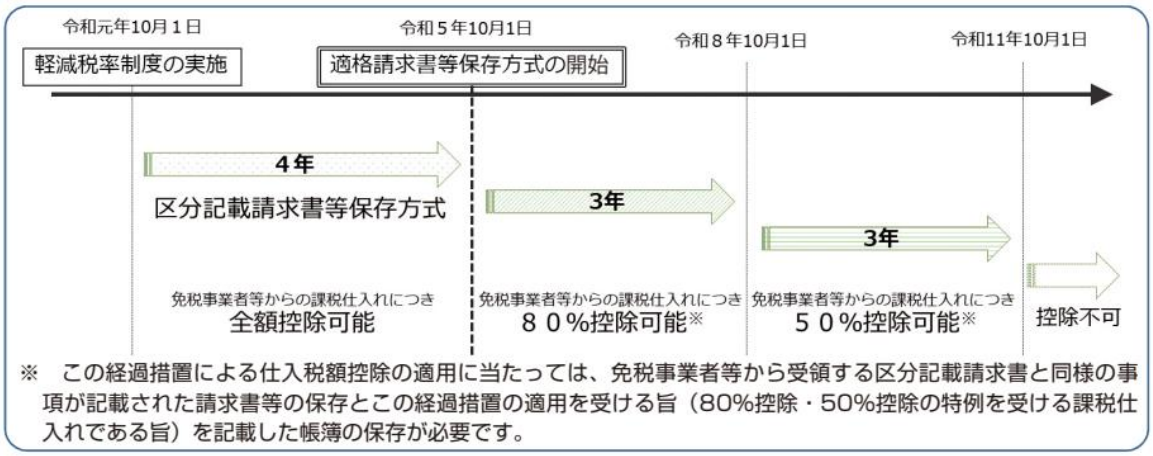

これを踏まえて、貴部局での令和 5 年度の対応についてお伺いします。

項目	回答	摘要
経過措置に係る消費税相当額の返還義務について検討した。		

項目	回答	摘要
経過措置に係る消費税相当額の返還について検討していない。		
その他		

● その他の内容

Q14 適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入に伴い、免税事業者(免税事業者が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含みます。)が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の 2 割とすることができる特例(いわゆる 2 割特例)が設けられています。
これを踏まえて、貴部局での令和 5 年度の対応についてお伺いします。

項目	回答	摘要
2 割特例を適用に係る消費税相当額の返還義務について検討した。		
2 割特例に係る消費税相当額の返還について検討していない。		
その他		

● その他の内容

……

④ アンケートの回答結果の概要と分析

アンケート回答結果の概要は、次のとおりである。

部課等	補助金等名称	R4 年度	R5 年度
		回答概要	回答概要
企画振興部 交通政策課	地域間幹線バス路線確保維持費補助金	交付要綱に消費税を補助対象経費に含めないことを明文化している規定がある。	免税事業者等からの仕入に係る仕入税額控除分の返還は未検討 2 割特例事業者からの課税仕入についての返還義務は未検討
企画振興部 交通政策課	運輸事業振興助成補助金	消費税を補助対象経費に含めていない。補助対象事業者から相談があった際は、その都度回答している。	免税事業者等からの仕入に係る仕入税額控除分の返還は未検討 2 割特例事業者からの課税仕入についての返還義務は未検討
企画振興部 交通政策課	利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金	補助対象事業者が、県内鉄道事業者と相手方が特定されているため、運用上で消費税については、補助対象経費に含めない取扱いとしている。	免税事業者等からの仕入に係る仕入税額控除分の返還は未検討 2 割特例事業者からの課税仕入についての返還義務は未検討
企画振興部 松本空港課	松本神戸線旅行商品助成金 （信州まつもと空港利用促進協議会助成金）	消費税を補助対象経費に含めない。	免税事業者等からの仕入も返還対象となる。2 割特例については未検討
企画振興部 松本空港課	信州まつもと空港旅行商品企画販売奨励金（信州まつもと空港利用促進協議会助成金）	当該奨励金は、搭乗人数×奨励金単価によって算出した金額について予算の範囲で交付しており、商品造成において生じる経費に対して助成するものではないため、消費税控除に関する規定はない。	当該奨励金は、搭乗人数×奨励金単価によって算出した金額について予算の範囲で交付しており、商品造成において生じる経費に対して助成するものではないため、消費税控除に関する規定はない。 2 割特例は未検討
企画振興部 松本空港課	沖縄とのチャーター便を利用した旅行商品助成金 （信州まつもと空港利用促進協議会助成金）	補助対象経費を非課税仕入に限定	免税事業者等からの仕入も返還対象となる。 2 割特例事業者からの課税仕入についての返還義務は未検討

部課等	補助金等名称	R4 年度	R5 年度
		回答概要	回答概要
産業労働部 産業立地・IT 振興課	信州ものづくり産業応援助成金	交付要綱に示している補助対象事業の内訳、あるいは交付要綱に示している補助額の算定過程などで消費税を補助対象経費に含めていないことを明確にしている。	補助対象経費は消費税を除いた額としている
教育委員会事務局 文化財・生涯学習課	文化財総合対策事業補助金	消費税の扱いについて明文化している規定等はない。 補助対象事業者で消費税返還義務がある事業者がいたか不明	免税事業者等からの仕入に係る仕入税額控除分の返還は未検討 2 割特例事業者からの課税仕入についての返還義務は未検討
観光部 山岳高原観光課	信州の観光地魅力向上実践事業支援金	要綱において、交付申請に当たっては、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しなければならないことと規定している。	令和5年度に実施する補助事業は、補助対象者が消費税の申告義務のない者に限られているため、返還については検討していない。
観光部 観光誘客課	スノーリゾート受入環境整備支援事業補助金	交付要綱の補助対象事業の内訳に消費税を示している、あるいは補助額の算定過程で消費税を補助対象経費に含めていることを明確にしているが、補助対象事業者に消費税相当額の返還が生じる可能性のある事業者はいなかった。	免税事業者等からの仕入に係る仕入税額控除分の返還は未検討 2割特例事業者からの課税仕入についての返還義務は未検討
観光部 観光誘客課	MICE 誘致促進事業補助金	交付要綱の補助対象事業の内訳に消費税を示している、あるいは補助額の算定過程で消費税を補助対象経費に含めていることを明確にしている。補助対象事業者のうち消費税相当額の返還が生じる可能性のある事業者がいるかは確認中。	免税事業者等からの仕入に係る仕入税額控除分の返還は未検討 2割特例事業者からの課税仕入についての返還義務は未検討

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 補助対象経費に消費税相当額を含めない取扱いについて(意見 1)

今回監査対象とした事業に係る補助金から任意に 11 件を抽出し、対象部局にアンケートを配付し、回答を依頼した。令和 4 年度に係るアンケート結果より、企画振興部、産業労働部、観光部では、補助対象経費に消費税相当額を含まないことを要綱で定めている、あるいは、明文化していなくても運用で同様の取扱いをしているとの回答があった。このような場合には、免税事業者や課税売上割合が低い事業者は、自己負担が重くなるので留意が必要である。

単純化のために、補助対象事業者が補助金 100 万円で、税込 110 万円の機械を購入する 3 つのケースを想定すると、次のようになる。

項目	課税事業者 全額控除	課税事業者 課税売上割合 50%	免税事業者
補助金収入	100	100	100
機械購入代金(税抜)	△100	△100	△100
上記消費税 10%	△10	△10	△10
消費税の還付(納税額の減少)	10	5	0
資金収支	0	△5	△10

消費税を全額控除できる事業者は、還付される(あるいは、納税額が減少する)消費税を考慮すると自己負担ゼロで機械を購入できることになる。一方、課税売上割合が 50%の課税事業者や免税事業者は、消費税の全部、または一部について自己負担が生じる。このように、補助金の交付による不公平が生じることになる。

補助金に係る消費税返還事務の煩雑さを回避するために、補助対象経費に消費税相当額を含めないという扱いを一律に行うと、上記のような問題が生じる。

たとえば、環境省は、以前発した通知(「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱について(通知)」環境会発第 120809001 号 平成24年8月9日)で、「環境省担当者及び補助事業者の認識不足、補助事業の精算時期と確定申告の時期の相違等から、環境大臣への報告及び補助金に係る消費税等相当額の返還がなされないケースが散見されており、一層の改善が求められている」ため、消費税を含めずに補助金を交付することを原則としつつも、補助対象事業者が免税事業者等納税義務者でないことを確認した場合には、補助金に消費税相当額を含めることができるとしている。

補助対象事業者には丁寧に説明を行い、申請主義を盾に、事情を知らない事業者から申請がないため消費税相当額を交付しなかったというようなことがないように努める必要がある。

② 消費税の取扱いを明文化しておらず、返還義務の有無を確認していない点について(意見 2)

令和 4 年度に係るアンケート結果より、教育委員会事務局では、今回アンケート対象とした文化財総合対策事業補助金について、補助金に係る消費税相当額の返還について明文化していないと回答している。

文化庁の文化財補助金会計要項のうち、「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」には、消費税相当額の返還が明記されていることから、県が要綱等で明文化しない理由はないと考えられる。

また、明文化されたルールがないことから、令和 4 年度の補助対象事業者から返還を受けるべき消費税相当額があるのかどうかも定かでない。

今後、教育委員会事務局関係の補助金に係る消費税相当額の返還については、要綱等に明示する必要がある。

③ 免税事業者等からの仕入に係る消費税相当額の返還義務について（意見 3）

令和 5 年度に係るアンケート結果より、令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が導入されたことに伴う激変緩和措置として、制度導入後 6 年間は、適格請求書発行事業者登録をしていない免税事業者等からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合（令和 8 年 9 月末までは 80%、その後令和 11 年 9 月末までは 50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

たとえば、令和 5 年 10 月 1 日に補助対象事業者が、受領した補助金 110 万円を充てて、同額の機械を免税事業者等から購入した場合、補助対象事業者は仕入税額相当額の 80%を控除でき、控除金額は次のように計算する。

控除できる金額 ＝ 110 万円 × 10/110 × 80% ＝ 8 万円

インボイス発行事業者からの仕入であれば、補助対象事業者は 110 万円の 10/110 の 10 万円を控除できるが、免税事業者等からの仕入れの場合は 8 万円しか控除できない。

この経過措置に対応する消費税相当額についても、補助金の返還義務があるかアンケートで確認したところ、企画振興部松本空港課のみが返還義務があると回答しており、企画振興部交通政策課や教育委員会事務局、観光部は返還義務について検討していなかった。

消費税相当額を補助金に含めて交付する場合には、補助対象事業者が免税事業者等から仕入れたことにより控除した仕入税額相当額については、返還が必要であると考える。

令和 4 年 4 月には消費税法等の一部が改正され、当該経過措置が導入されることは決定していたため、補助金交付の際には事前に検討しておくべきであった。

これまで返還義務について定めていない部局においては、今後、要綱や部内の手続書等に定めておく必要がある。

④ 2割特例を適用した場合の消費税相当額の返還について（意見 4）

補助対象事業者が、いわゆる「2 割特例」を適用する事業者である場合に、補助金に含まれる消費税相当額の返還について検討しておく必要がある。

たとえば、課税売上 100 万円（税抜き 税率 10%）の事業者の場合、納付すべき消費税額は実際の課税仕入額とは無関係に課税標準の 2 割として計算するため、次のとおりとなる。

消費税の納付税額 ＝ 100 万円 × 10% × 2 割 ＝ 2 万円

この特例は、本則課税（簡易課税制度を選択している事業者の場合は簡易課税）との選択制である。

簡易課税の場合には交付された補助金と課税仕入の関係が切断されていることにより、一般的には補助金に係る消費税相当額の返還義務はないものとされている。そうであれば、補助対象事業者がいわゆる 2 割特例を適用した場合にも、同様に返還義務はないことになる。

今回のアンケート結果では、企画振興部交通政策課や教育委員会事務局は、この特例の取扱いについて検討していなかった。返還義務は発生しないものの、制度の変更に応じて対応方針を事前に検討しておく必要はあったものと考える。

⑤ 補助金に係る消費税相当額の返還事務について（意見 5）

補助金に係る消費税相当額の返還事務については、インボイス制度導入に伴う経過措置もあり、より複雑になっている。

県が返還事務を適切に行うにあたっては、次のような点で困難がある。

○消費税の納税義務者であるかの判断が難しい場合がある。国や地方公共団体の特別会計、公益法人等である消費税法別表第三に掲げる法人、人格のない社団等（以下「公益法人等」という。）は納税義務者となる。

○補助対象事業者に消費税の納税義務があるのか消費税法に沿って判断が必要であるが、小規模事業者に係る納税義務の免除等の特例もあり判断が難しい場合がある。

○消費税の納税を行う者であっても、補助金に係る消費税相当額の返還義務を負うのか判断が難しいケースがある。特に、公益法人等では、特定収入割合により、返還義務の有無が変わる。

○補助事業の実施から精算までの期間と、補助対象事業者の事業年度がずれることがある。そうなると、補助事業の実施から精算までの期間に補助対象事業者の消費税確定申告が 2 回以上行われることになり、返還すべき消費税相当額は、補助対象事業者の課税期間ごとに分けて計算しなければならない。たとえば、補助対象事業者の免税事業者・課税事業者間の変更、簡易課税と本則課税の変更、課税売上割合の変動、特定収入割合の変動などがあると、課税期間ごとに返還すべき消費税額の計算方法が変わるからである。

○補助対象事業者が、補助金に係る消費税相当額を返還後、消費税の修正申告や更正の請求を行うと、返還額が変わる可能性がある。この場合、補助対象事業者が返還額の修正を県に報告する義務があると考えられるが、報告しない場合、県は通常補足できない。

○補助対象事業者が、調整対象固定資産の課税仕入等に係る消費税額について比例配分法で計算した場合に、その計算に用いた課税売上割合が第 3 年度の課税期間における通算課税売上割合と比較して著しく増加したときまたは著しく減少したときは、第 3 年度の課税期間において仕入控除税額の調整を行うが、当該調整による補助金に係る消費税相当額の返還額の変更については、補助対象事業者が報告しない限り、県は捕捉できない。

○上記のような困難を回避するために、補助金に消費税相当額を含めなければ、免税事業者や、非営利法人等で課税売上割合が低い事業者にとっては補助率が下がることになり、公平性を欠く。

○補助対象事業者側で、返還すべき消費税相当額を正確に計算できないリスクがある。

○補助金の返還に係る書類を補助対象事業者が県に提出したとしても、県側がその正確性や妥当性を判断できず、正確な返還額とならない可能性がある。

○間接補助の場合は、県が市町村や団体等に、正しく返還額が計算されるよう指導し、確認する必要がある。

○消費税法の改正があると、その都度、改正内容に従って、返還すべき消費税相当額に影響がないか検討し、各部局が職員に周知し、手続書等の変更が必要か検討する必要がある。たとえば、今回のインボイス制度導入に伴う経過措置の場合などである。

以上より、そもそも国や地方公共団体が、補助金に係る消費税相当額の返還事務を厳密に正しく行うことは限りなく困難である。

そうであれば、国や地方公共団体が税金を原資とする補助金を交付する場合には、必ず消費税相当額を含めて交付することにし、本来、不課税である補助金を課税取引と擬制することで、補助金の返還義務を事業者の納税義務に転換してしまうことが考えられる。それにより、返還すべき消費税相当額は、事業者が計算して納税することになり、その調査は専門である税務当局が行うことになる。

包括外部監査人は、国の制度の変更について直接意見を述べることはできないが、今後、他の都道府県とも協力して、補助金に係る消費税相当額の返還事務の改善について検討することが必要と考える。

一方、補助金交付時には、必ず消費税相当額を除いて交付し、免税事業者等不利益を被る可能性がある事業者については、消費税相当額の補助金の追加を認める方法も考えられる。その場合には、公平性の観点から、申請が無かったから交付しないというような申請主義を機械的に適用することなく、補助対象事業者に寄り添った対応が必要である。結局、追加で補助金を交付するための確認・交付事務は、補助金の返還義務・返還金額の確認を行う事務と裏返しの関係になるため、事務の軽減効果は限られる。また、いつまで追加申請を受け付けるかの問題もあり、さらに、財源が国からである場合には、当該追加分の国との精算を行う仕組みも整備しなければならない。

上記のいずれの場合も、制度が仮に改善されるとしても、それには時間がかかると推測される。そうであれば、県としては、その間、補助金に係る消費税相当額が正しく返還されるような対応が必要となる。

今後、補助金交付に関わるすべての部局で、補助金交付時の消費税相当額の返還に関して、職員向けの手続書の整備や、補助事業者向けの説明資料の作成等を行い、公金を原資とする補助金に係る消費税相当額の返還漏れが生じないような制度の整備が必要であると考える。

4. 予算関連業務システムの課題と提言

県の部局を横断する監査を行った結果、県職員が様々な資料を作成するにあたって、相当な量の手作業を行っていることが判明した。そこで、原因調査を行い、提言をまとめることとした。

(1)概要

① 県の「予算」と「決算」とは

県の予算は地方自治法より、「款」「項」「目」「節」の予算科目ごとに作成される。このうち「款」「項」が県議会による議決が必要なため議決科目とよばれ、「目」「節」は自治体自身が管理上の詳細内容を表すために設定する執行科目とよばれる。

歳入予算は性質別、即ち“発生内容別”に組まれている。一方、歳出予算は、“行政目的別”に組まれている。このことから歳出は、「目的」、つまり「事業」ごとに区分、決定され、測定、評価されることを前提としていると考えられる。

県の決算は同じく地方自治法に規定されているが、前述の予算に対する執行の結果集計としての意味を持つ(つまり実績)。特に歳出に関しては、執行額は予算を超えられないため、常に両者の進捗度合いを把握する必要があり、表裏一体を成すのものといってよい。

決算時作成書類の形式は、地方自治法施行規則に細かく決められており、予算と実績が対比される形で記載され、知事が議会の認定に付し、議会の認定を受ける(地方自治法第 233 条 3 項)。

② 県における計画の意義と予算・決算との関係

1) 「計画」と「予算」の関係

ここでいう「計画」とは県の“アクションプラン(行動計画)”のことである。それに基づく具体的な取組は“施策”とよばれている。各部局と執行機関が自ら責任部門として起案し、実行する企画である(能動的側面)。

一方、「予算」という側面から見ると、アクションプランの 1 単位は、行政目的別の歳出予算の単位となり、上限額の制約を受けるものである(受動的側面)。

「計画」「予算」の両面をつなげる最小単位が「事業」であると定義でき、この単位で執行状況の確認を行う必要がある。

2)事業点検業務の関係

各部局でも「計画」の評価報告を行っている。ここで取り上げるのは総務部が行っている事業点検で、今回の監査資料としても利用している。

事業点検は、次の 4 段階ごとに、該当の“事業ごとに” “効果測定”を行う業務であり、その結果は県ホームページ上で公開されている。

ア. 当初予算要求時
イ. 当初予算(案)時
ウ. 補正予算(案)時
エ. 決算点検時

この事業点検における「事業」の単位は、各部局等の「計画」作成時(及び「予算」登録時)の単位である「事業」と一致していることが前提である。

③ 県の「計画」「予算」「決算」」事業点検」等の体系

次図は、これまで述べた「計画」「予算」「執行」「決算」「事業点検」といった関連する一連の業務群（以下「予算関連業務」という。）を図にしたものである。

図　県の予算関連業務の体系

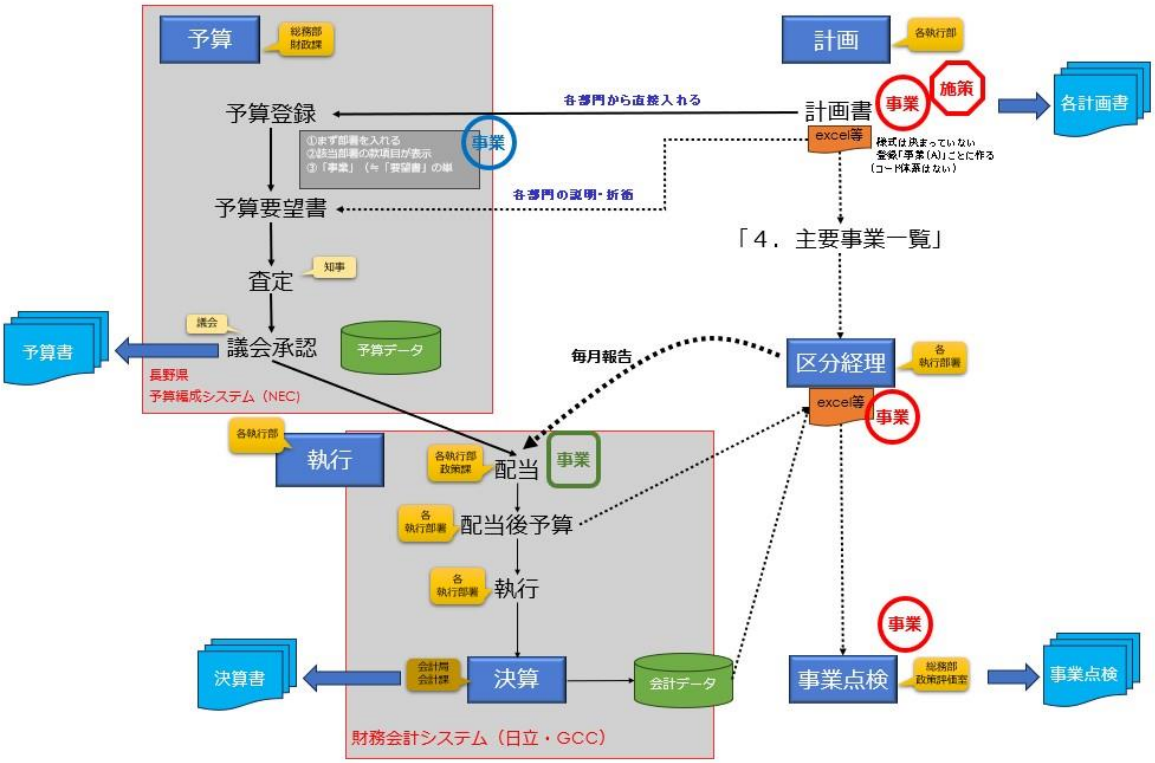

以下、上図の業務ブロックごとに業務内容を概括し、相互の関係を明らかにしながら、予算関連業務の体系を示す。

1）計画

「計画」は、各予算執行現場と部局によって作成される。ベースとなるのは県の中期計画や部門個別計画等の施策体系である。次に、あくまでも趣旨説明のための概略図であるが「第 2 次教育委員会のスポーツ振興計画」の作成体系を例示した（**図　県の計画の体系**）。

全ての計画の大元となっているのは、県の総合計画である「しあわせ信州創造プラン 2.0」（2018 年～2022 年の 5 か年）である。この基本目標「確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～」から、政策推進の基本方針のひとつ「学びの県づくり」を根拠として、部局の計画である「第 3 次長野県教育振興基本計画」（2018 年～2022 年の 5 か年）の重点施策のひとつ「豊かな暮らしと地域に活力を与えるスポーツの振興」へと展開する。そこから部課計画である「第2次長野県スポーツ推進計画」（2018 年～2022 年の 5 か年）の 4 つの「基本目標」へと繋がっている。この事例では、この基本目標の各項目が部署の執行単位である「事業」となっている。

図　県の計画の体系の例

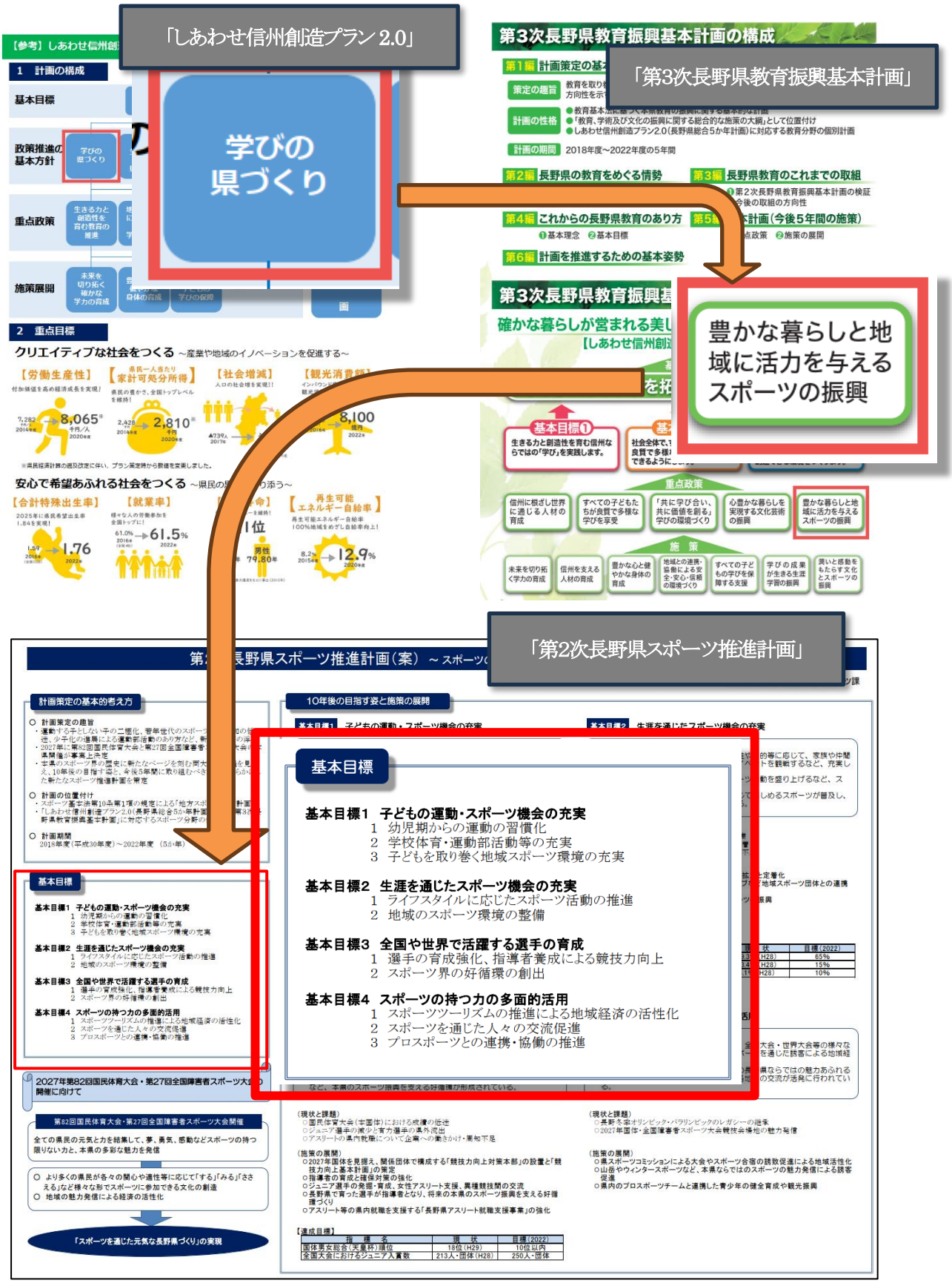
「しあわせ信州創造プラン 2.0」
学びの県づくり
「第3次長野県教育振興基本計画」
豊かな暮らしと地域に活力を与えるスポーツの振興
「第2次長野県スポーツ推進計画」
基本目標
基本目標1　子どもの運動・スポーツ機会の充実
1　幼児期からの運動の習慣化
2　学校体育・運動部活動等の充実
3　子どもを取り巻く地域スポーツ環境の充実
基本目標2　生涯を通じたスポーツ機会の充実
1　ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進
2　地域のスポーツ環境の整備
基本目標3　全国や世界で活躍する選手の育成
1　選手の育成強化、指導者養成による競技力向上
2　スポーツ界の好循環の創出
基本目標4　スポーツの持つ力の多面的活用
1　スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化
2　スポーツを通じた人々の交流促進
3　プロスポーツとの連携・協働の推進

2)予算(補正予算)

概ね次の段取りで予算登録が行われる。

予算登録は各執行部門自らが行う。登録先は「長野県予算編成システム」である。

ア. 自部門のコードでログインし、部門ごとに登録する

イ. 自部門に登録されている「款」「項」を指定し、「事業」を登録したい「目」を開く

ウ. 該当する「目」配下に前年度よりコピー、もしくは新規登録等により「事業」予算登録枠を作る

エ. 「事業」予算内容を「節」と「財源」を中心に登録する

オ. 必要に応じて「事業」を「細事業」「細細事業」に分割して枠を作り、登録する

上記ウで登録する「事業」の単位は、原則として前項の「**1)計画**」で発起した「事業」単位である。ただし、前述したように計画段階でコード化されていないので、完全に同一の体系である保証はない。

いずれにせよ、事業単位ごとに「節」明細を登録することで、「款」「項」「目」単位の金額情報と計画(施策)体系が理屈上は合体する。

予算編成業務の流れとしては、登録終了後に「予算要望書」としてアウトプットし、折衝・査定となる。確定後に「議案書」としてアウトプットし、議会承認を受け、予算成立へと進む。

3)配当・再配当

予算承認後、予算データは総務部で保有されている。長野県財務規則第 19 条により、これを最終予算要望に併せて、各執行部門に分配するのが「配当」である。執行部門に配当後の予算について、配下に現地出先機関等ある場合は、執行機関の管理部門から当該現地機関へさらに分配するのが「再配当」である。これを完了することで、各執行現場はようやく予算が使えることになる。

実際には、この「配当」手続の前に、予算データの「財務会計システム」への取込み連携という手続がある。予算編成システム内の大量の部門別・事業別・款項目節別の予算明細データの連携である。いよいよここでもう一つの基幹システム「財務会計システム」と「予算編成システム」が連携することになるので、データの連携は注意を払う必要がある。

4)執行(及び区分経理)

歳出予算について述べれば、「執行」は、「財務会計システム」を使用した執行責任者の支払先への支払指示である。「財務会計システム」には、部署別の予算明細が連携されているので、予算と対応させながら実績の入力を行う。

一方、財務会計システムへの登録と前後して現場で行う「区分経理」という業務がある(呼び方は部門ごとに異なる)。これは、前述の「財務会計システム」を利用した登録のみでは足りない情報を補うものである。

ア. 「節」(支出負担行為)実績がどの「事業」分であるかの区分

イ. 「節」(支出負担行為)実績の「事業」ごとの財源はなにか、また足りているか、残高はいくらか

の 2 点の情報を補った補助簿を作成している。

5)決算

「決算」は、端的にいえば、前項「**4)執行(及び区分経理)**」の結果が集積している財務会計システムデータベースを元に、決算書を作成する業務である。詳細は割愛する。

6)事業点検

前述したが、県は、決算終了後のデータに対して事業点検という手続を行っている。

事業点検自体の手続きの詳細は避けるが、1.当初予算要求時、2.当初予算(案)時、3.補正予算(案)時、4.決算点検時と頻繁なタイミングで「事業」の評価結果を見ることができるのは有益である。

この 6 つの業務(予算関連業務)は相互に深く関連している業務群である。基幹システム群として、効率的、効果的に運用するためには、この予算関連業務全体が 1 つのシステム、あるいは正しく連携して稼働するシステムである必要である。

④ 予算関連業務システム

県の現行の予算関連業務システムは以下の構造である。

図　予算関連システムの体系

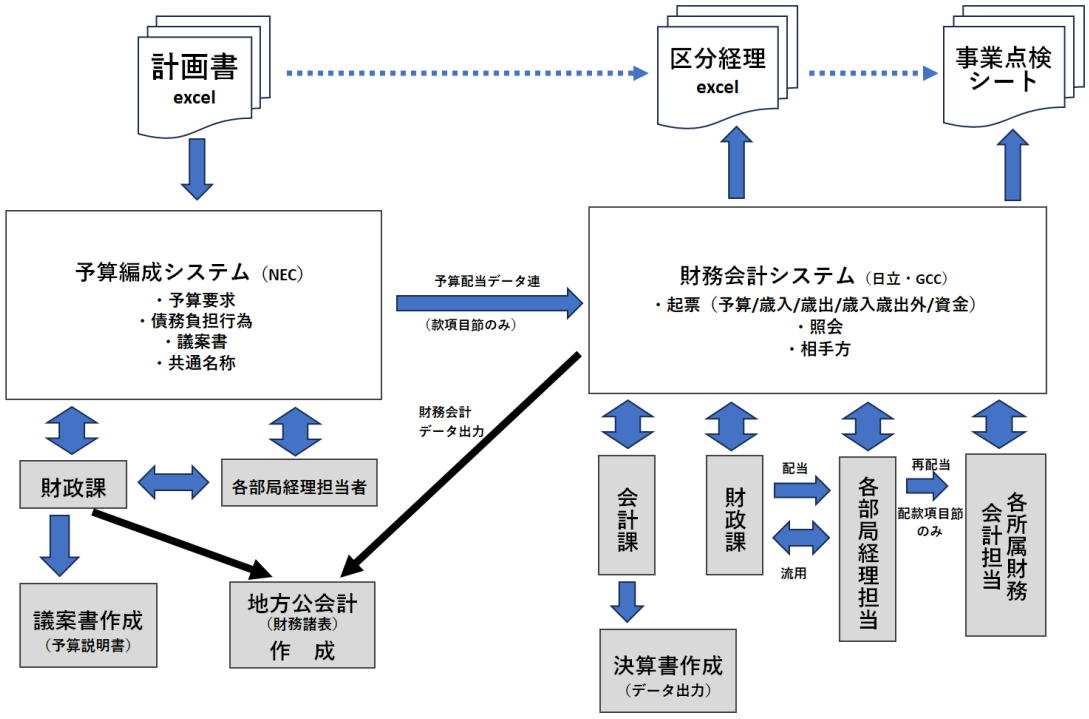

図　予算関連業務と分類レベル

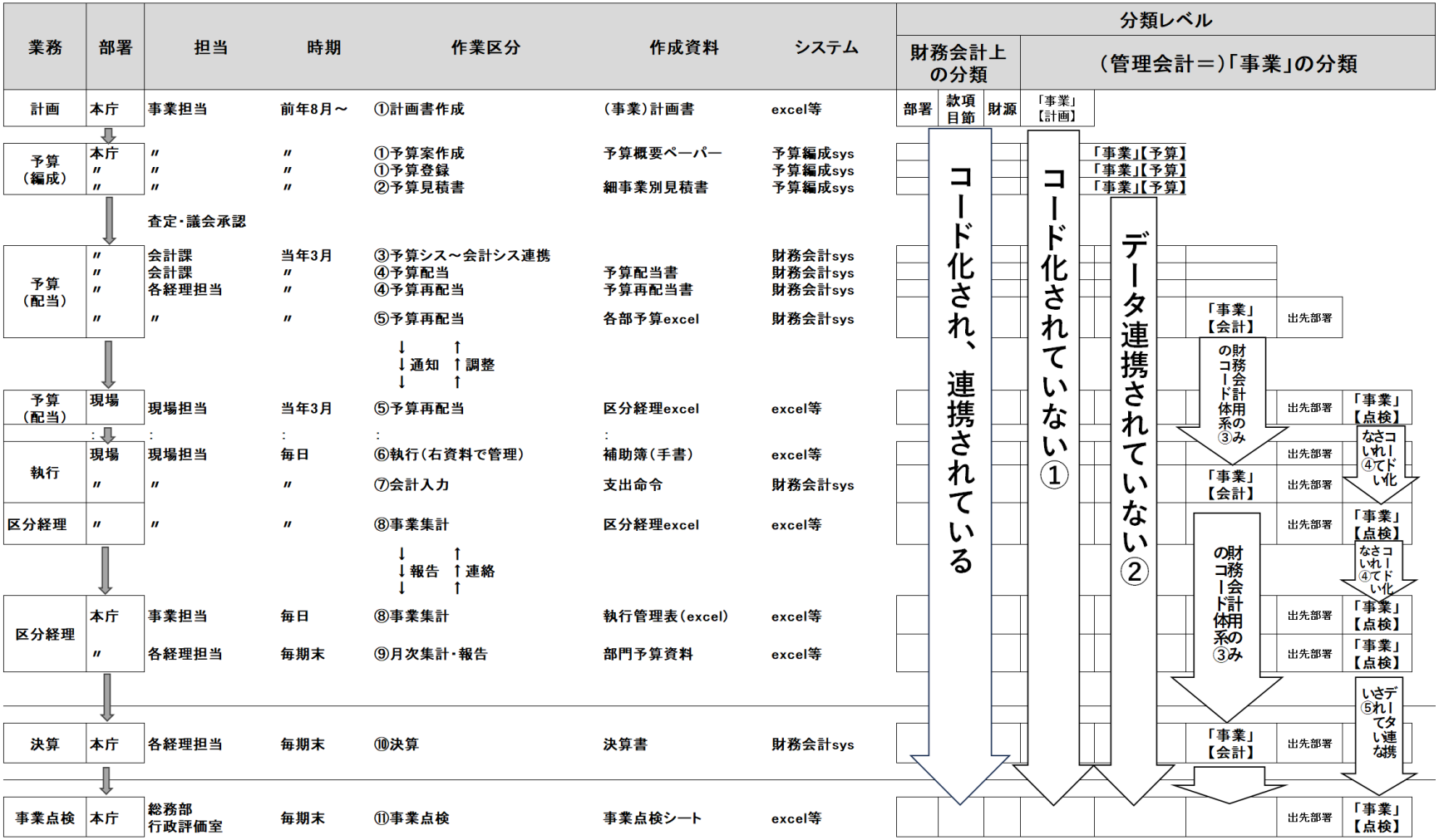

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 予算関連業務の課題について(意見 6)

これまで述べたように、各現場の予算関連業務に関して、単に一部門に留まらず、横断的な課題があると考える。予算関連業務に関する課題は次のとおりである。

1)予算関連業務の課題

ア.「事業」集計をめぐる課題

現在の予算関連業務では、計画書、予算書、決算書、事業点検といった外部報告資料を作成している。

しかしながら、データ集計に共通する「事業」という単位の設定方法や連携方法が十分でないため、「事業」ごとの評価が正しく行われているのか(正確性)、「事業」の集計単位が全体の予算の中でどのような位置づけなのか(網羅性)が検証し難い状況である。

㋐「計画」業務における「事業」

事業別計画策定のスタート時点で分類作成する「事業」である。事業の実施部署(現場)が作成するが、この際の「事業」は名称のみでコード化がされていないため、システム管理に適さない。

また、「計画」部分のシステムがないため、データ管理上、各部の「事業」計画を一覧し、網羅的に管理することができない。

㋑「予算」業務における「事業」

各部門が、事業別計画を予算編成システムに登録する際に登録するのは、事業「計画」として分類された単位と一致しているはずである。

しかしながら、前述のように計画業務はシステム化されていないので、事業「計画」と事業「予算」の体系・コードが整合している保証はない(検証ができない)。

一方、予算編成システム登録時には、登録後、部署コード+連番の体系で自動発番された予算明細データが保持される。しかしながら、このシステムは「予算書」作成のために利用されるのみのため、このコードによる予算と執行の管理を予定していない。

また、このコードは、後の財務会計システムへの連動データに含まれず、このコードを使用して以後財務会計システム、区分経理の各管理データを集計できない。

さらに予算編成システムは専ら「予算書」を作成するもので、登録された「事業」一覧を出力する機能がなく、「事業」とその登録予算の内容を一覧できない。

㋒「会計」業務における「事業」

財務会計データに予算データを取込み後、款項目の呼び出し辞書として登録してあるコードであり、前述の「計画」や「予算」で管理すべき「事業」を区分するコードとは関係がない。

よって、財務会計システムのデータは、本来現場にとっての執行単位である「事業」とはデータ的に関連を持たない支出実績データとなる。

㊦「事業点検」業務における「事業」

決算確定後、「計画」業務で各部門が作成した「事業」につき事業評価を行っている。よって原則的に、「事業点検」の「事業」」コード＝「計画」の「事業」単位である。

しかしながら、下記のように、コード化されているものの、他システム等へのデータ連携はないため、結果として、「計画」業務、「予算」業務、「事業点検」業務の 3 つの「事業」は整合しているはずであるが、外からは網羅性が確認できない状態である。

参考に、これら 3 つのコード体系の違いを記しておく。

- ・計画　　：コード化はしていない
- ・予算　　：予算編成システムでは「計画」の内容を、部署＋款＋項＋目＋連番で「事業」「細事業」のコードが自動付番される。ただし他システムへのデータ連携はない
- ・事業点検　：部署コード＋連番で「事業」及び「細事業」のコード定義を行っている。計画、予算の「事業」コード体系とのデータ連携はない。また、同一事業でも年度単位でコードが変わってしまう場合もある

イ.「区分経理」手作業集計の課題

財務会計データの入力は「事業」ごとではなく款項目一節ごととなる。

よって各部署では、「事業」ごとの区分登録・集計ができるように、「区分経理」excel シートを作って管理している。

「区分経理」の事例

事業	040101	文化芸術による心豊かな暮らしの実現推進事業
細事業	1	芸術文化活動推進事業
	2	文化施設管理運営事業

図 「区分経理」の事例

生活文化総務費　　（単位：円）

	予算 項目	金額	執行 支払日	項目	負担行為番号	実績	今後	差引
経常一財	事務用品代（部共通一財）	208,000	R5.4.24	電話台	5489	13,904		222,096
	会合飲食費（一財）	28,000	R5.5.8	ドラムカートリッジ4個　単価契約分　（文化政策課）	15972	57,860		164,236
	備品購入費へ流用	-49,400	R5.6.14	電子複写機の使用料金等　4月分　単価契約済	47287	11,254		152,982
	備品購入費から流用戻し	49,400	R5.6.9	再生紙代　単価契約分　（文化政策課）	49024	16,786		136,196
			R5.7.26	筆記用具以下10件	70738	37,208		98,988
			R5.7.26	封筒	70805	6,050		92,938
			R5.7.12	クラフト封筒（芸術文化係他発送業務用）	81445	13,860		79,078
			R5.7.19	電子複写機の使用料金等　5月分　単価契約済	90716	12,755		66,323
			R5.8.2	タイトルブレーンインクリボン	106209	7,150		59,173
			R5.8.23	トナーカートリッジ	105076	990		58,183
裁量基金	部内AED更新（基金事業）	109,000						7,580
	備品購入費へ流用	-101,420						7,580
	合計	7,580		合計		0	0	7,580
	生活文化総務費計	243,580		合計		187,497	0	56,083

ここでの課題は、相当な量の手作業の発生である。「事業」のコード体系が計画、予算、会計と予算関連業務間で連動していれば、区分集計・報告のための作業は不要になるであろう。

ウ.「事業」には集計されない予算があること

さらに予算は、事業に割当てられるもの(「裁量的経費」という)と、事業に割り当てられないもの(「義務費」「社会保障関係費」「その他義務的な経費」の一部)に分かれている。

県の場合、「裁量的経費」は令和6年度の見込試算によると、25%程度でしかない。事業点検等による事業評価の対象というのはその程度でしかないことは、全体の運用評価を行う上で前提として考慮すべきで事項である。

このために、款項目の予算が部門別に配分された後は、この「義務費」「社会保障関係費」「その他の義務的な経費」と「裁量的経費」を峻別し、その後「裁量的経費」が前述の整理された「事業」コードごとに網羅的に把握できる管理体系を構築することになる。

2)予算関連業務の課題に対する提言

前述した予算関連業務の課題に対する提言は次のとおりである。

ア.「事業」定義を明確にし「計画」「予算」「決算」「事業点検」間で1種類に統一する

これにより「事業」ごとの「計画」「予算」「決算」「事業点検」の整合性、網羅性が容易に検証できるようになる。

イ.「計画」システムを導入し、当初「予算」の"要望書"を「事業」の原始データとしてデータベース化する

「区分経理」業務を「計画」システムの 1 機能として取り込み、「計画」「執行管理」のデータ連携が図られるようにする。予「計画」システムの立案結果を予算編成システムに取込み、連携できるようにする。

ウ. 予算議案から「事業」の展開ができるようにする

予算編成システムについて、予算案を「裁量的経費」の内訳としての「事業」表示ができ、かつ残「義務費」等に関しても明示できるよう体系化する。計画システムとの整合も検証できるようにする。

エ.「会計」システムの「事業コード」は「予算」システムで確定した「事業」「細事業」「細細事業」コードに連携する

このことから想起される財務会計システムの執行入力時の負荷増大(事業が分かれることによる入力負荷増)は、入力の簡便化機能で対応する。

オ.「事業点検」と「計画」「予算」「決算」データが整合していることが容易に確認できるようにする

「計画」「予算」「決算」「事業点検」の各データが整合していることが容易に確認できる連携機能を有するようにする。

カ. 補正予算分や「配当」「再配当」前後の予算と実績も「事業」別に対応表示できるようにする

当初予算のみならず、補正予算対応前・後の予算と実績の再集計表示がリアルタイムでできるようにする。併せて所管部署への「配当」前・後、現地機関への「再配当」後の予算と実績の再集計表示もできるようにする。

キ. 事業ごとの「区分経理」業務を削減する

「事業」のコード体系が「計画」「予算」「会計」と連動していれば、区分集計・報告のための作業は不要になるであろう。このことから想起される財務会計システムの執行入力時の負荷増大は、入力の簡便化機能で対応する。

また、現状において作業自体はどの部署も手作業で行っているが、部署によって方法が異なっており、標準的な方法もない状態である。上記のシステム対応の前段として業務の標準化が必要である。

ク. 担当部署を明確にする

予算関連業務システムに関しては、現状において部門横断的な責任部署の設定がなく、それぞれの個別システムの責任部署によりばらばらに運営されている。予算関連業務システムの整備は他部署間のデータ連携が必須であるため、横断的に検討できる責任部署や委員会を設置することが望ましい。

ケ. ホームページに計画・予算・決算・事業評価照会システムを導入する

これまで述べてきた「事業」別の予算と実績が網羅的に確認できる仕組みは、監査等の業務で利用するのみならず、ホームページ上で県民に公開できる仕組みを構築することが望ましい。

現在県が報告している「予算」や「決算書」の各数値から”展開表示”していくシステムをホームページ上に構築するということである。これにより、予算や決算全体から、各事業がどの部門がどういう配当で実施し、また、補正予算が組まれた「事業」について、その経緯はどのようなものかなど、県民自ら操作して、様々な切り口で情報を知ることができる。

県が志向している EBPM（客観的な根拠に基づく政策立案）とも合致するのではないかと思われる。

この点最後に、イメージがしやすいように、ホームページに掲載されているデータから、これまで述べた提言が実現できるツールのプロトタイプを excel のピボットテーブルで作成したものを記載する。

「計画」「予算（当初）」「予算（補正）」「決算」「事業点検」の各予算関連業務に関して、令和 4 年度「予算説明書」に基づく県の部署別の財務予算と、令和 4 年度の「事業点検」シートの「事業」別の予算明細を合体させたデータベースである。

これはイメージのためのプロトタイプであるので、会計データの「款」「項」「目」「節」別の予算編成システムからの連携予算データや、支出負担行為データ（実績データ）と連動していない。そのため、ここから予算の「節」展開等ができない。本格的なデータベース構築で考慮してほしい点である。

図 部課別の予算 配下の事業一覧へ展開

予算区分 (複数のアイテム)　予算外 (空白)　　予算現額 1,323,223,594

合計 / 予算額

部局CD	部局名	課CD	課名2	事業番号	事業名	集計
⊟01	⊟危機管理部	⊟01	⊞消防課			1,023,100
		⊟02	⊞危機管理防災課			259,259
	危機管理部 集計					1,282,359
⊟02	⊟企画振興部	⊟01	⊞総合政策課			2,458,943
		⊟03	⊞DX推進課			1,814,406
		⊟05	⊞広報県民課			213,169
		⊟06	⊞交通政策課			2,450,419
		⊟07	⊞松本空港課			34,472
		⊟08	⊞地域振興課			1,928,163
		⊟09	⊞市町村課			3,934,914
		⊟10	⊞信州暮らし推進課			61,428
		⊟11	⊞国際交流課			121,094
	集計					17,008
		⊟10	⊞総務事務課			119,459
	総務部 集計					250,841,534
⊟04	⊟県民文化部	⊟01	⊟文化政策課	⊟040101	文化芸術による心豊かな暮らしの実現推進事業	1,767,150
				⊟040201	多文化共生等推進事業	121,421
				⊟(空白)	(空白)	1,084,612
			文化政策課 集計			2,973,183
		⊟02	⊞県民協働課			11,755
		⊟03	⊞くらし安全・消費生活課			137,207
		⊟04	⊞人権・男女共同参画課			187,606
		⊟05	⊟私学振興課	⊟040601	私立学校振興費	12,194,948
				⊟(空白)	(空白)	-164,336
			私学振興課 集計			12,030,612

上表の操作方法は excel のピボットテーブルの操作である。畳まれている「事業番号」を展開すると、配下の事業が一覧できる。この例は上部フィルターで「当初予算」～6 回の補正予算データを加減算した最終予算現額となっているが、この範囲は自由に変えられる。また、補正予算だけを見ることも可能である。

最終行の予算合計金額が常にフィルター範囲の予算現額と等しくなるため、「事業」の構成や規模が確認できると同時に予算全体との関連や網羅性が確認できる。

ちなみに、「計画」ベースで積上げた「事業」予算の合計は「裁量的経費」分のみであって、義務的経費等が含まれていないが、このツールでは、常に一般会計全体と比較するため、この部分も含めて確認することができる。

なお、ホームページでの見せ方の事例として、東京都が提供している「TOKYO 予算見える化ボード」というのがある。Microsoft 社の PowerBI という BI ツールを使用した予算分析画面であり、様々な切り口で集計をかけることができる。また当該データは全て CSV データでダウンロード可能である。

図 「TOKYO 予算見える化ボード」

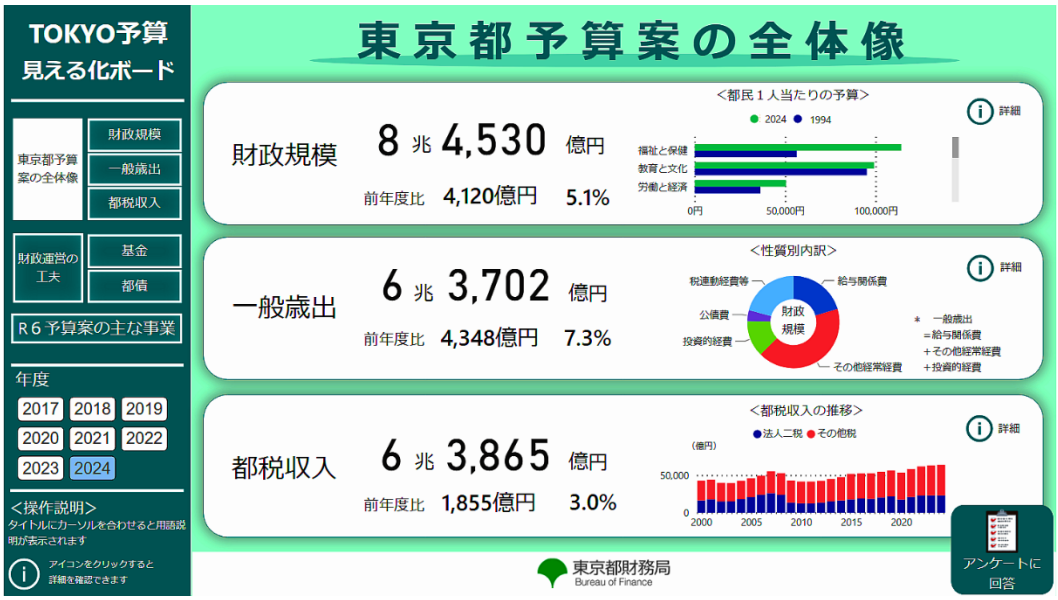

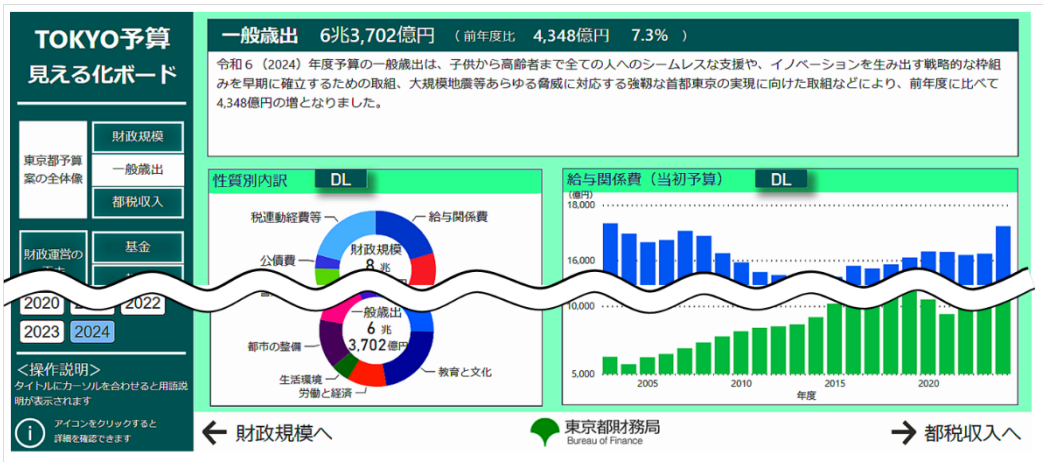

Ⅱ. 観光部

1. 全般的事項

(1)概要

① 移動増の実現と総合計画との関連

県は、2018 年度から2022 年度までの 5か年の総合計画である「しあわせ信州創造プラン 2.0」における政策推進の基本方針とめざす姿において、“人をひきつける快適な県づくり”の重点政策として「世界を魅了するしあわせ観光地域づくり」を設定している。

さらに県は、2018 年 3 月に「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略 2018」を策定し、そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる世界水準の山岳高原リゾートを目指して、「観光の担い手としての経営体づくり」「観光地域としての基盤づくり」「世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略」の 3 つの戦略に基づき施策を展開、豊かな自然環境や個性ある歴史・伝統文化などの地域資源を活かし交流人口を拡大させるためとして次の重点的な取組を掲げている。

【観光の担い手としての経営体づくり】

豊富な観光資源を有しているにもかかわらず、宿泊者数や観光消費額は減少傾向にあります。また、観光を支える人材の不足が喫緊の課題となっています。

このため、観光戦略推進本部を中心として全庁的に観光地域づくりに取り組むとともに、県DMO＊（県観光機構）の機能を強化し、観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たすDMOの形成支援と総合産業としての観光を担う人材の育成・確保を進め、観光地域づくりを推進します。

【観光地域としての基盤づくり】

選ばれ続ける観光地であるためには、ハード・ソフト両面から観光客のニーズに対応し、官民一体となった観光インフラの整備や魅力ある観光ブランドの発信が必要です。

このため、世界に誇れる自然環境や歴史・伝統文化など、地域にある豊かな資源を十分に活かし、世界級リゾートとしての本県独自の観光ブランドを創造し、そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる観光地域の基盤づくりを進めます。

【世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略】

国際観光需要が高まりを見せる中、インバウンド市場をめぐる地域間の競争も激化しています。このため、世界から選ばれ続ける観光地となるよう、効果的な情報発信や魅力的な観光商品の提供、ハード・ソフト両面からの受け入れ体制の強化などにより、外国人誘客に戦略的に取り組みます。

② 新型コロナウイルス感染症の影響と政策の体系

そのような状況下で、県の観光産業は、2020 年に世界的に急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、未曽有の大打撃を受けた。

県では、感染症対策を徹底した上での観光需要喚起施策の推進により、観光関連事業者の経営支援に取り組む一方、人々の価値観・行動の急激な変革を的確に捉えた本県ならではの「新たな観光スタイル」を構築する必要性に迫られた。

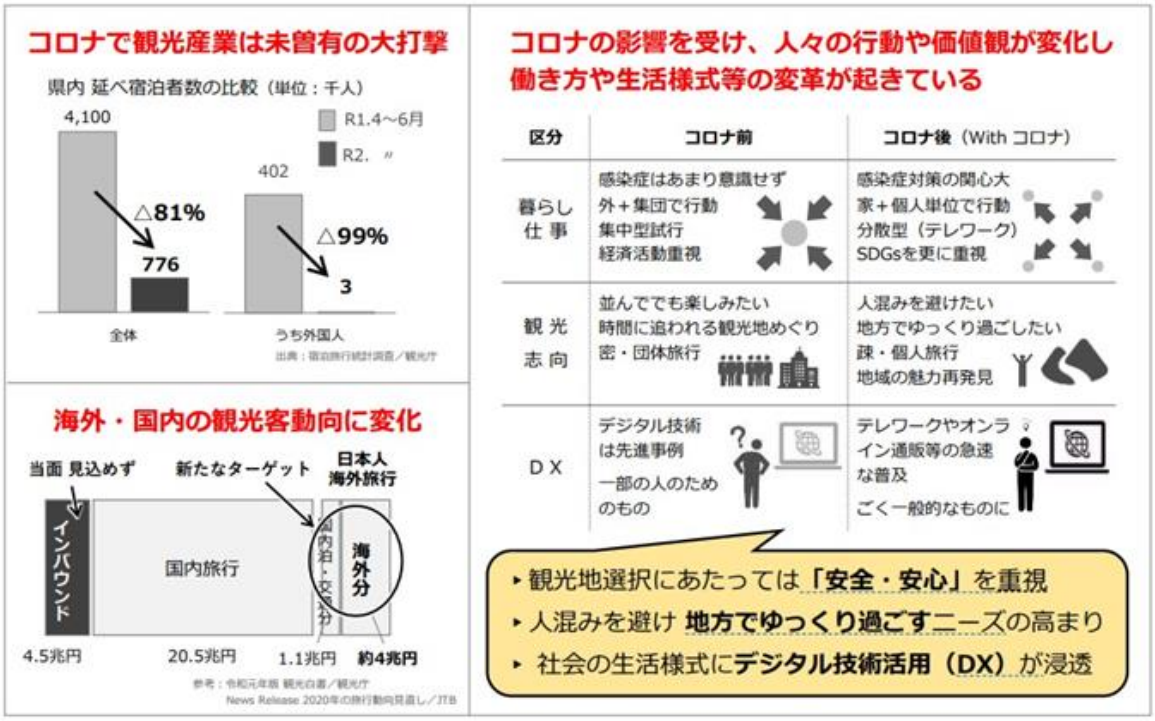

（出典：長野県観光部 After コロナ時代を見据えた観光振興方針　資料より抜粋）

県内の観光旅行者状況の推移

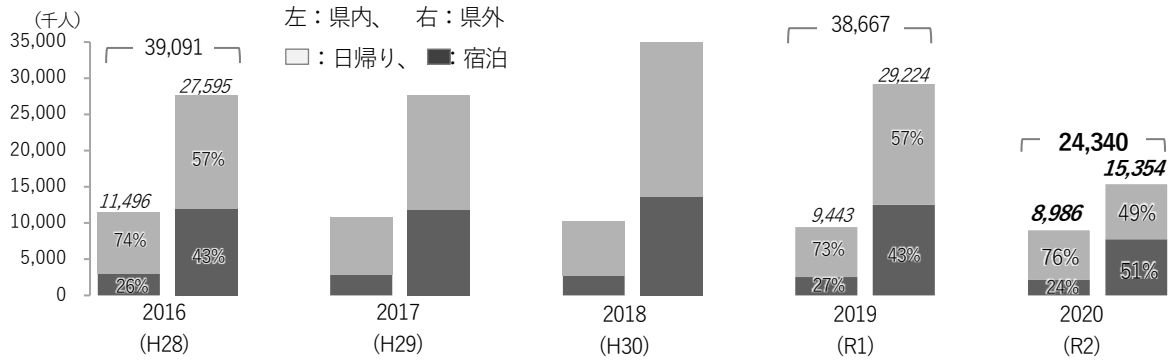

県内延べ宿泊者数（外国人旅行者を含む。）の推移

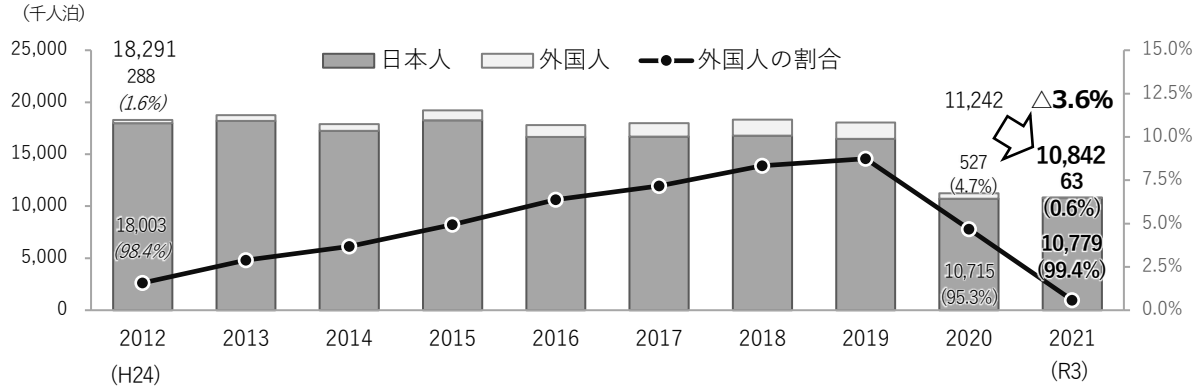

県内観光消費額及び入込客数の推移

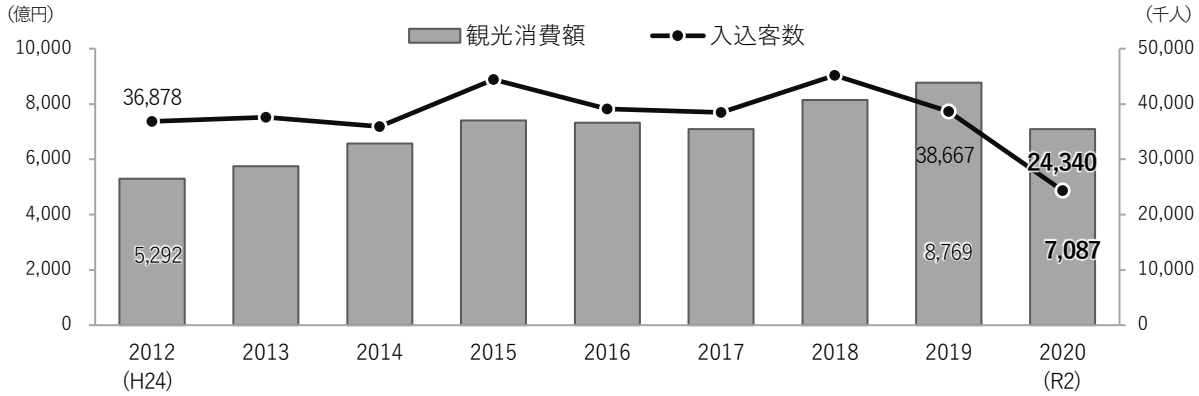

(出典:観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく長野県観光入込客統計(長野県))

県は、「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」を令和 2 年 9 月に策定し、次の 3 本柱を方針の骨子として設定している。

1)安全・安心な観光地域づくり

課題である新型コロナウイルス感染症対策を観光地全体で対応する体制を整備し、県を訪れる旅行者が安心して観光を楽しむことができるよう、地域一体となって自主的に取り組む感染症防止対策を支援する。

2)長期滞在型観光の推進

地方の開放的な環境で ゆったりと寛ぐ時間を提供し新たな気付きで 人生を豊かにする長期滞在型観光を展開する。

3)信州リピーターの獲得

旅マエの魅力デジタル発信から旅アトのマーケティング戦略まで観光分野の DX 推進によりコアな信州ファン獲得を目指す。三密を避けた県ならではの新たなスタイルとして、アクティビティ・自然・文化体験を相互に組み合わせた付加価値の高い観光を推進する。

【全体イメージ】

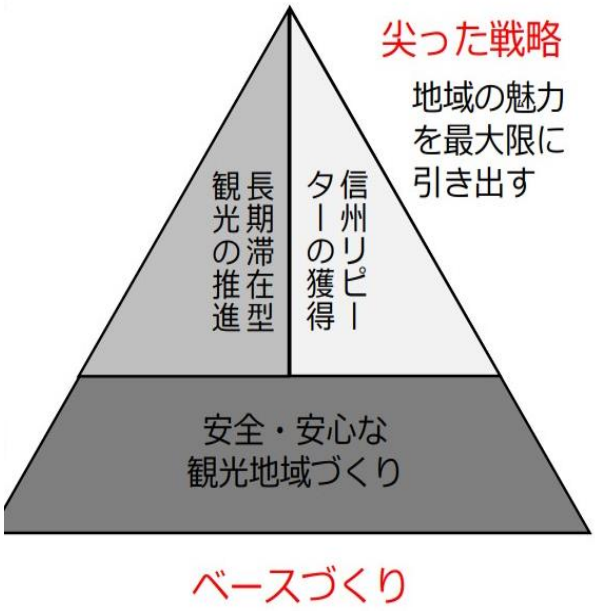

これらに沿って、観光部の 2022 年度(令和 4 年度)の事業のアウトラインは、次の施策体系により構成されている。

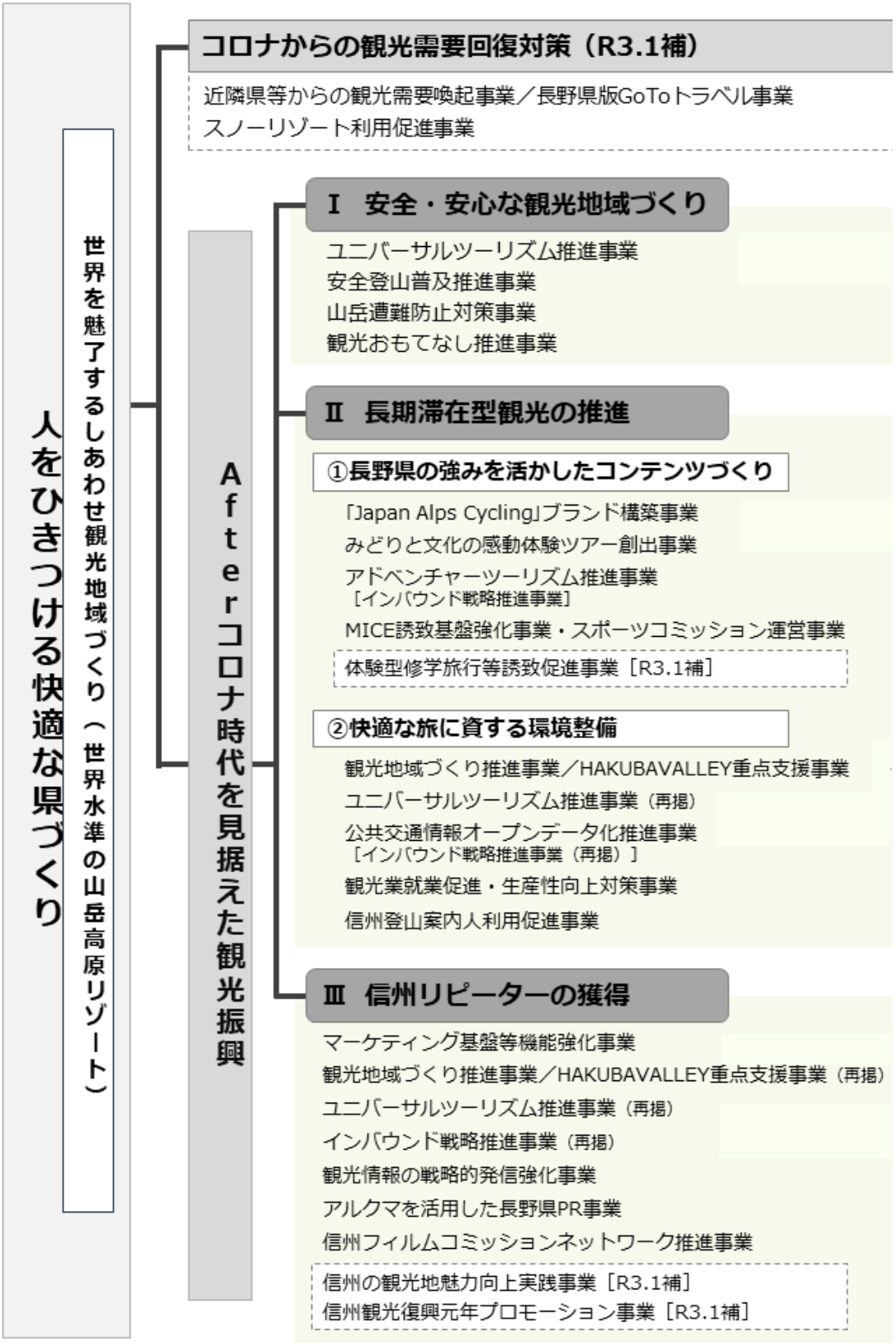

（出典：長野県観光部　令和４年度観光施策の概要　資料より抜粋）

③ 観光部の組織と実施事業について

観光部の組織図及び実施事業の一覧は次図のとおりである。

令和５年４月１日現在

◎ 市町村・民間企業からの派遣職員及び会計年度任用職員を除く

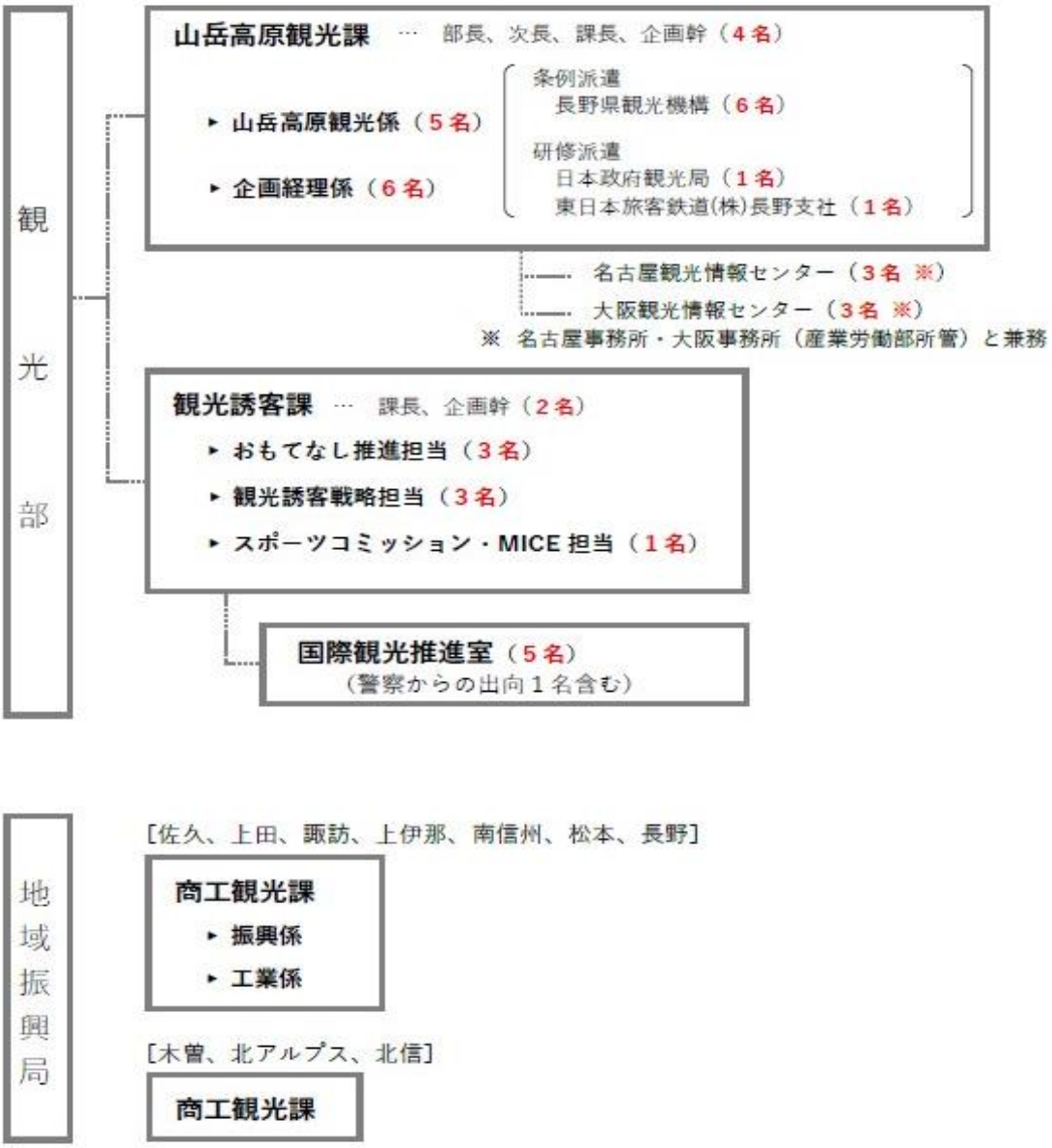

表 観光部の事業一覧

担当課	事業	細事業	細事業を構成する主な取組	実施方法	観光機構事業
山岳高原観光課	観光戦略推進事業	観光地域づくり推進事業	観光振興方針に沿った地域づくりの支援	負担金 補助金	○
			マーケティング基盤等の機能強化	負担金	○
			信州の観光地魅力向上実践事業	補助金	○
		観光情報発信事業	県外観光情報センター観光宣伝業務負担金	負担金	○
			県観光機構負担金	負担金	○
			県公式サイト管理運営業務負担金	負担金	○
		観光振興指導調査費	長野県観光振興審議会等の開催・運営	直接	
			各種統計調査	直接	
			観光地点パラメータ調査	委託	
		観光客安全対策推進事業	地区観光客安全対策組織への交付金	負担金	○
	山岳高原観光推進費	山岳遭難防止対策事業	長野県山岳遭難防止対策協会負担金	負担金	
			涸沢山岳総合相談所管理委託	委託	
		山小屋の公益的機能等応援事業	山小屋公益的機能維持等支援事業	直接	
			山小屋クラウドファンディング事業	直接	
		安全登山普及推進事業	登山ポスト回収事務費補助金	交付金	
			長野県登山者安全条例及び信州の山の魅力等の広報	直接	
			条例の認知状況、登山計画書の届出状況の把握	直接	
		信州登山案内人利用促進事業	信州登山案内人試験及び登録事務	直接	
			既有資格者の資質向上	直接	
		山岳総合センター管理運営事業	山岳総合センター指定管理	指定管理	
観光誘客課	観光業における受入環境向上事業	観光おもてなし推進事業	信州おもてなしフォーラムの開催	委託	
			信州まごころトイレの表彰	委託	
		観光業就業促進・生産性向上対策事業	観光業ビジネスモデル改革実践セミナーの開催	委託	
			観光業就業促進・生産性向上協議会の運営	直接	
		ユニバーサルツーリズム推進事業	受入環境づくり(人材育成・モデルコースの機能強化)	負担金	
			信州型ユニバーサルツーリズムの発信強化	委託	
			信州型ユニバーサルツーリズムの発信強化	負担金	○
		Japan Alps Cyclingブランド構築事業	Japan Alps Cyclingプロジェクト負担金	負担金	
		信州フィルムコミッションネットワーク推進事業	信州フィルムコミッションネットワーク活動の推進	負担金	○
	観光誘客魅力発信事業	観光誘客促進事業	長野県観光マップの作成・配布	直接	
			関係機関への負担金拠出	負担金	○
			みどりと文化の感動体験ツアー創出事業	負担金	○
		しあわせ信州観光キャンペーン事業	長期滞在・リピーター獲得に受けた観光プロモーションの実施	負担金	○
			広域観光の促進	負担金	○
			ツーリズムEXPOジャパンへの出展	負担金	○
		アルクマを活用した長野県PR事業	「アルクマ」を活用したプロモーション	委託	
		観光情報の戦略的発信・活用推進事業	長野県公式観光サイト「Go NAGANO」のjコンテンツ、Web広告の強化	負担金	○
			SNSの活用による旅行者参加型の情報発信	負担金	○
		MICE誘致基盤強化事業	MICE誘致推進員の配置	負担金	○
			MICE誘致に向けた情報発信の強化	直接	
			MICE誘致促進補助金	補助金	○
		スポーツコミッション運営事業	スポーツコミッション運営事業	直接	
		スノーリゾート等満喫事業	冬のアクティビティ利用の促進	委託	
			スノーリゾートにおける受入環境整備への支援	補助金	○
			「スノーリゾート信州」プロモーション委員会負担金	負担金	○
		国内誘客回復緊急事業	「信州SPECIAL」(県民割・近隣県割)事業(R3.6～R4.10.10)	委託	
			全国旅行支援事業(R4.10.11～R5.6.30)	委託	
		体験型修学旅行誘致推進事業	体験型修学旅行誘致推進事業	補助金	○
国際観光推進室	インバウンド戦略推進事業	インバウンド誘致促進事業	(一社)長野県観光機構が中心となって実施する海外からの誘客プロモーション	負担金	○
			各種団体との連携による海外からの誘客プロモーション	負担金	
			訴求力の高い体験型観光コンテンツの造成	負担金	○
		インバウンド支援センター設置事業	二次交通の利便性向上	委託	
			(一社)長野県観光機構構内にインバウンド支援センターの設置	負担金	○
			受入環境整備のための取組	負担金	○
		インバウンド需要回復緊急対策事業	新規ツアー造成に対する支援	負担金	○
			旅行会社及びメディア関係者の視察支援	負担金	○
			海外旅行博出展	負担金	○
			デジタル広告	負担金	○
			訪日教育旅行関係者への招へい	負担金	○

④ 一般社団法人長野県観光機構の概要と全体像について

1)概要

県の観光政策は、県と一般社団法人長野県観光機構(以下「観光機構」という。)が連携・役割分担を行い推進されている。

観光機構は当初、社団法人長野県観光開発公社(1960 年 12 月設立)及び社団法人長野県観光連盟(1969 年 12 月設立)の 2 つの団体を母体として、2001 年 4 月に社団法人長野県観光開発公社と社団法人長野県観光連盟とを統合し、社団法人長野県観光協会として発足している。

2013 年に一般社団法人へ移行し、信州・長野観光協会へ名称変更、その後 2016 年の現名称への変更を経て現在に至っている。

平成 28 年 2 月には観光庁の観光地域づくり法人(日本版 DMO)登録制度の第一弾で県単位の地域連携 DMO に登録され、長野県全県の観光地域づくりの舵取り役として、マーケティング機能、観光地域づくりを強化する位置づけとされている。

なお、観光地域づくり法人は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、様々な当事者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と定義される。また、当該法人の観光庁への登録制度の目的は、(1)地域の取組目標となる水準の提示による観光地域づくり法人の形成・確立の促進、(2)関係省庁が観光地域づくり法人の形成・確立を目指す地域の情報を共有することによる支援の重点化、(3)観光地域づくり法人の間の適切な連携を促すことで各法人間の役割分担がされた効率的な観光地域づくり、とされている。

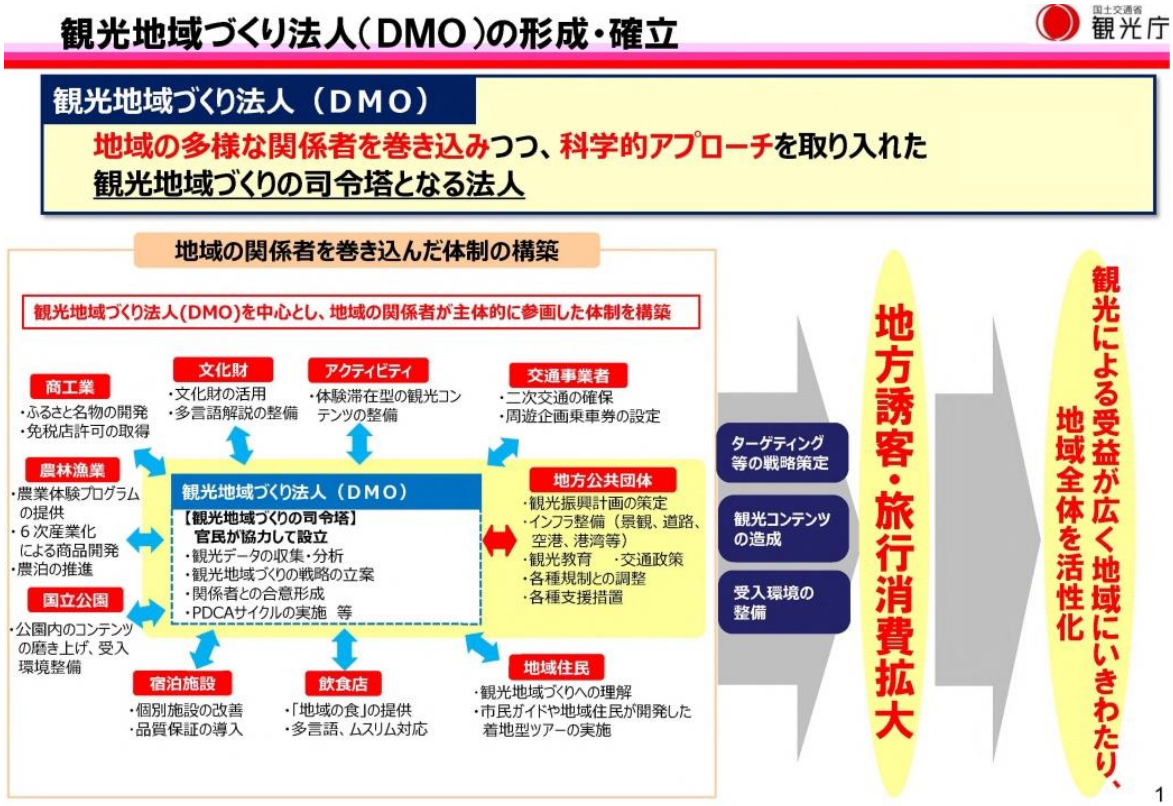

(出典:観光庁資料より抜粋)

2)戦略的な地域観光づくりの推進

政策・戦略の策定を担う県と、具体的な取組の企画立案及び実施を行う地域連携 DMO である観光機構が一体となって、前述の 3 本柱に沿った観光地域づくりを推進している。

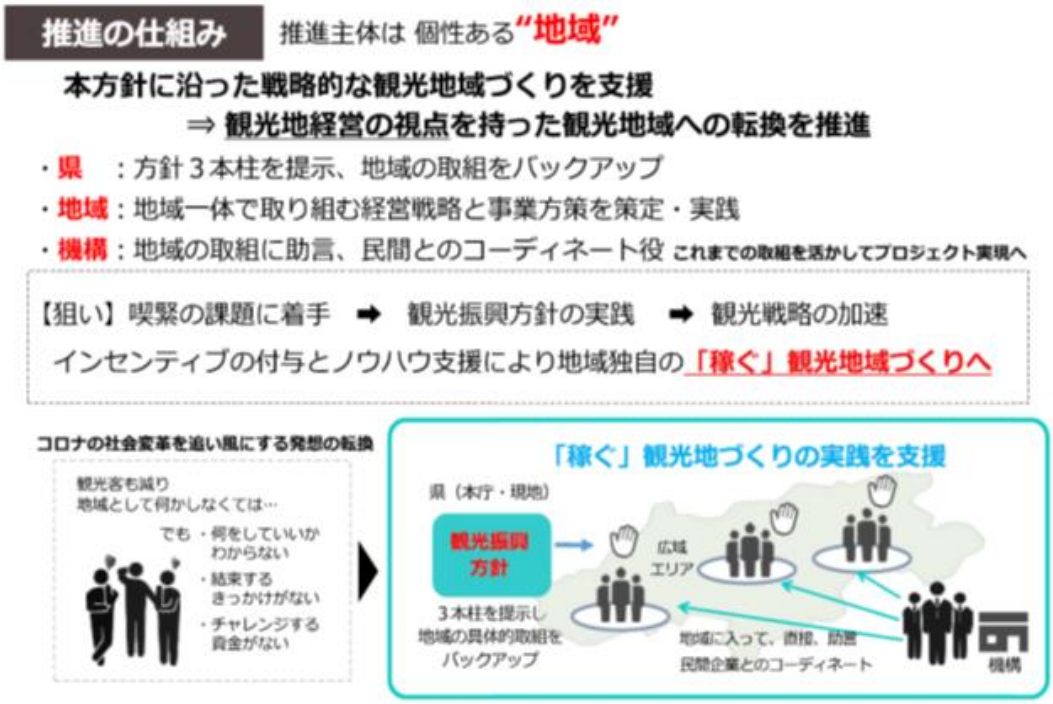

（出典:長野県観光部 After コロナ時代を見据えた観光振興方針　資料より抜粋）

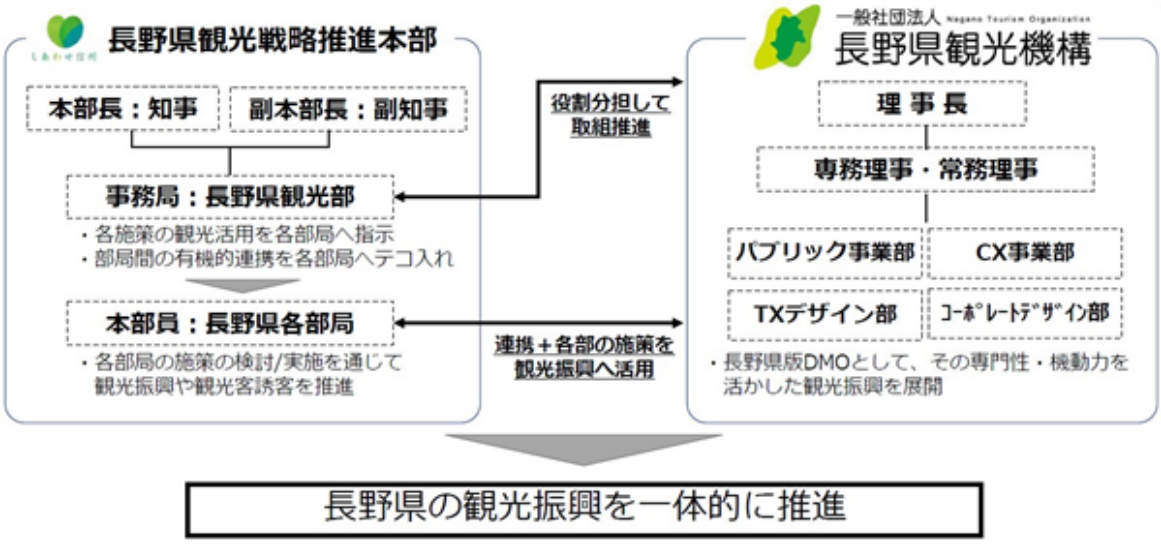

▶ 県観光戦略推進本部と観光機構の役割分担

	県	機構
原　則	・県全体の観光政策の方針の策定 ・各部局・観光機構との連携・協働の推進 （長野県観光戦略推進本部の事務局） ・法令等により県が実施主体と定められていること ・喫緊の政策課題に関すること	・県観光政策方針を踏まえた効果的かつ具体的な観光振興の取組に係る企画立案及び実施 ・観光振興に係る地域の先進的な取組の創出及び県内波及
観光振興の方針策定	・次期総合5か年計画等、観光振興に関わる計画の策定 ・長野県観光戦略推進本部の運営	・観光機構の経営計画の策定
統計・データ取得	・国が実施する基幹統計の対応	・デジタルマーケティングの推進 （観光客のリアルなニーズ収集等）
観光地域づくり	・インフラ整備（自転車道の舗装、景観に合致した街路樹整備や無電柱化推進、二次交通等） ・ほか法令や許認可に関わること	・地域づくり全般 （地域の先進的な取組を伴走で支援、地域がまとまるための取組推進、DMOや観光事業者の経営支援　等）
国内誘客 プロモーション	・国との調整 ・補助金等支援情報の共有	・GoNAGANO等を活用したデジタルプロモーションの推進 ・取得したデータに基づいて、ターゲットとそのニーズに応じた手法によるプロモーションの展開
インバウンド推進	・知事トップセールスの調整 ・G7等、国と調整の必要なイベントの実施運営	・ターゲットとなる国・地域に応じたプロモーションの展開
その他	・新型コロナ及び災害対応 ・観光財源の検討	・県内資源を活用した個別コンテンツの推進

3)観光機構の事業体系

新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてから 2 年以上が経過したが、観光への影響を抑えることができていない状況にあり、県内の観光関連産業に大きな打撃を与えていた。このような状況下において、観光機構は、県と連携を図り観光振興のための戦略を実施するべく活動しており、県内の関連事業者への感染防止対策及び県内で実施される修学旅行等の感染リスク低減に対する支援などにも取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光のスタイルも従来の団体中心のスタイルから少人数で個人の価値観を追求するようなスタイルに変化があり、その変化に柔軟に対応するために観光機構も積極的な体質改善が求められた。従前からの諸々の課題の洗い出し、及びその解決のため、令和 3 年度において観光機構内に経営改革推進チームを立ち上げ、経営改革を実施し、次の「新たな経営理念の策定」及び観光機構内部の組織再編が行われた。

新たな経営理念の策定

Vision	観光を超えて、もっとナガノを面白く。
Mission	かつてない「感動」を共創する。
Values	①アンテナを高く、視野を広く　②オープンマインドで新たな発想を ③仲間がいればなんでもできる　④ファーストペンギンであれ　⑤オタクであれ ⑥驚くほど誠実であれ　⑦学び多き「失敗」を歓迎する　⑧一人ひとりが経営者 ⑨ローカルから未来を考える　⑩人生を愉しむ

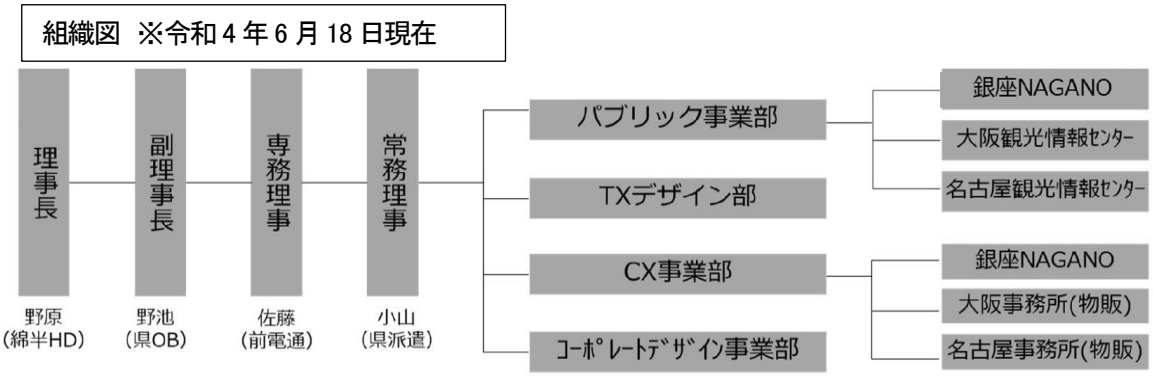

観光機構は、県に設置される長野県観光戦略推進本部において県全体の観光振興の方針策定に沿って、観光機構は、当該方針を踏まえた取組に係る企画立案及び実施、並びに観光振興に係る地域の先進的な取組の創出及び県内波及に資する各事業を実施する役割を担っている。

今回の経営改革を踏まえて観光機構は、公平性や中立性を重視する行政組織では実施が困難な取組が可能となること、専門性の高い人材が豊富にいることから、その特徴を活かした事業構築を推進し、県と緊密な連携を図りながら、「稼ぐ」観光地域づくりに取り組むこととしている。

前述の観光部の事業一覧にあるように、観光機構は相当数の事業を実施している。

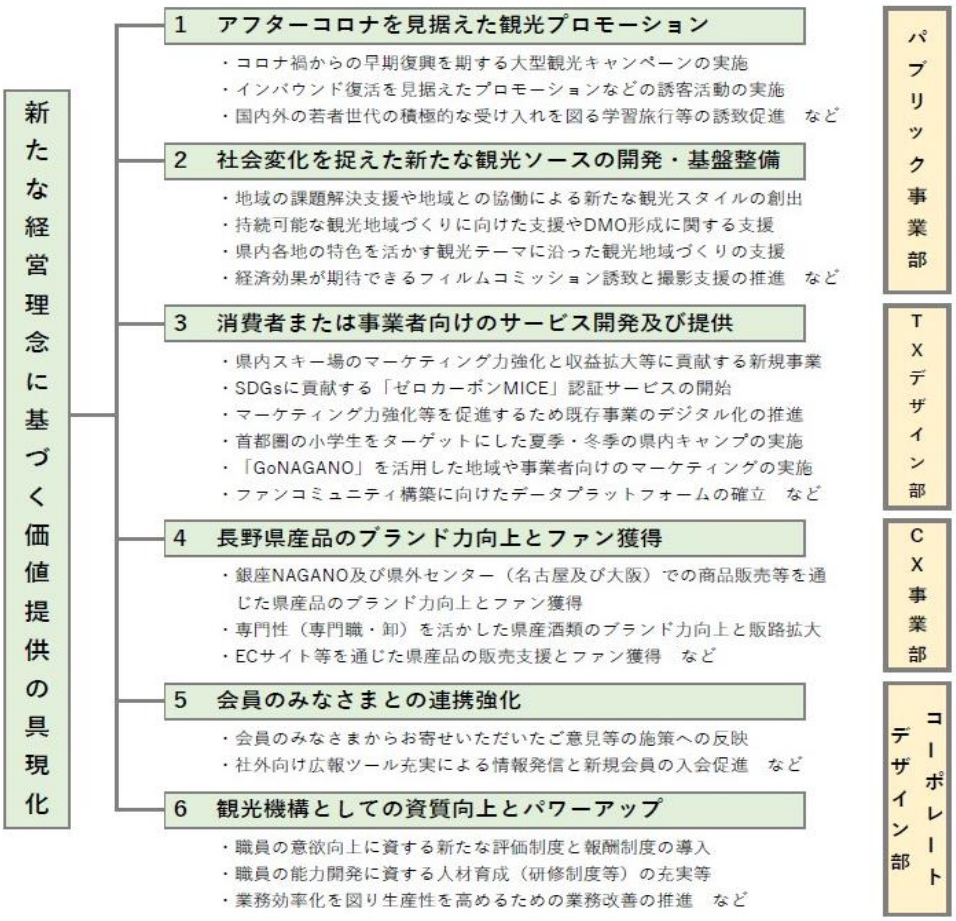

4)観光機構の決算概要と公益目的支出計画

観光機構の社員総会資料によれば、令和 4 年度決算の概要は次のとおりである。

貸借対照表

科目			金額(千円)	科目		金額(千円)
資産の部	流動資産		637,639	負債の部	流動負債	160,641
	固定資産	基本財産	124,450		(うち賞与引当金)	(8,562)
		特定資産	49,099		固定負債	49,099
		(うち退職給付引当資産)	(49,099)		(うち退職給付引当金)	(49,099)
		その他固定資産	299,929	負債合計		209,741
		固定資産合計	473,478	正味財産合計		901,378
資産合計			1,111,119	負債及び正味財産合計		1,111,119

正味財産増減計算書　　(単位:千円)

Ⅰ 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	11	
受取会費	35,297	
事業収益	2,257,390	
受取受託事業	68,555	
受取補助金等	179,107	
受取負担金	251,829	
雑収益	4,926	
退職給付引当金取崩益	14,614	
経常収益合計		2,811,732
(2) 経常費用		
事業費	2,553,198	
管理費	240,325	
経常費用合計		2,793,524
当期経常増減額		18,207
2 経常外増減の部		
経常外収益	47	
経常外費用	47	
当期経常外増減額		－
税引前当期一般正味財産増減額		18,207
法人税、住民税及び事業税		154
当期一般正味財産増減額		18,053
一般正味財産期首残高		883,324
一般正味財産期末残高		901,378
Ⅱ 正味財産期末残高		901,378

観光機構は、平成 25 年に作成した公益目的支出計画に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日までの 38 年間にわたり、1,609,250 千円の公益目的の実施事業による支出を計画している。

公益目的支出とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条の定める公益目的事業(以下「実施事業」という。)、すなわち学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業に要する支出である。

令和4年度末までの公益目的支出額等の推移及び令和4年度の状況は次のとおりである。

表 公益目的支出額と法人財産額の推移 (単位:千円)

区分	公益目的支出額	公益目的支出残額	正味財産残額	備考
平成24年度	ー	1,609,251	1,583,784	※1
平成25年度	27,728	1,581,523	1,540,531	
平成26年度	89,194	1,492,328	1,462,538	※2
平成27年度	431,900	1,060,429	1,113,711	※2
平成28年度	73,495	986,934	1,036,178	
平成29年度	57,770	929,164	972,625	
平成30年度	42,869	886,295	941,770	
令和元年度	30,120	856,175	919,787	
令和02年度	66,357	789,818	913,082	
令和03年度	66,538	723,280	883,325	
令和04年度	53,675	669,605	901,378	※3

※1 公益目的支出残額と正味財産残額の差額は時価と取得価額の差額である。
※2 平成26年度は軽井沢町へ44,696千円、平成27年度は大町市へ347,001千円の寄付を行っている。
※3 令和4年度は法人全体で18,053千円の黒字を計上している。

表 令和4年度の状況 (単位:千円)

区分	令和4年度	
	計画	実績
公益目的財産額	1,609,251	1,609,251
公益目的収支差額	754,087	939,645
公益目的支出の額	250,000	652,847
実施事業収入の額	185,000	599,172
公益目的財産残額	855,164	669,605

(2)監査の結果

① 内閣府提出公益目的支出計画実施報告書との不一致について(結果 1)

観光機構は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 45 条の認可を受けて移行の登記をした一般社団法人であり、公益目的支出計画を実施中の法人である。

公益目的支出計画とは、特例民法法人が一般社団法人や一般財団法人に移行した際に、移行時点の正味財産に相当する額を、移行後に計画的に公益の目的に支出していく計画で、観光機構の公益目的支出計画は内閣総理大臣の認可を受けている。

「公益目的支出計画実施報告書」については、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けて、社員総会で報告することが義務付けられている。(整備法第 127 条第 2 項)

観光機構は、社員総会に提出された「公益目的支出計画実施報告書」について、毎事業年度終了後 3 カ月以内に、内閣府に提出しなければならない。

令和 4 年度分として、観光機構が内閣府に提出した「公益目的支出計画実施報告書」は、社員総会に提出された「公益目的支出計画実施報告書」と公益目的財産残額が不一致であった。

観光機構は、過年度に遡って調査を行い、差異を修正する必要がある。

表 令和 4 年度の公益目的財産残額等の状況 (単位:円)

項目	総会報告	内閣府提出	差異
公益目的財産額	1,609,250,797	1,609,250,797	0
公益目的収支差額	939,645,452	987,103,381	△47,457,929
公益目的支出の額	652,847,196	652,847,196	0
実施事業収入の額	599,172,371	599,172,371	0
公益目的財産残額	669,605,345	622,147,416	47,457,929

② 令和 4 年度の公益目的支出計画実施報告書の記載について(結果 2)

観光機構の作成する計算書類等のうち正味財産増減計算書内訳表は、「公益法人会計基準」の運用指針 (内閣府公益認定等委員会 平成 20 年 4 月 11 日 最終改正令和 2 年 5 月 15 日)に基づき、公益目的支出計画の実施に係る収支を記載する「実施事業等会計」、それ以外の事業収支を記載する「その他会計」及び法人管理業務の収支を記載する「法人会計」の 3 つに区分されている。

これら3つの区分、あるいはそれらのうち2つの区分に関連して発生する費用(以下「関連費用」という。)については、適正な基準で配賦しなければならない(整備法第 22 条)。

観光機構は、移行認可の際に、次のような配賦基準を採用し、その後見直しを行っていない。

表 観光機構の配賦基準

実施事業等会計	観光振興事業	特定寄付(軽井沢町)	特定寄付(白馬村)	特定寄付(大町市)					計
	78.50%	2.50%	0.0%	0.0%					81.00%
その他会計	観光施設整備事業	用地事業	温泉管理事業	別荘地管理事業	県産品販売事業	観光情報広報宣伝事業	その他	共通	計
	3.10%	1.30%	0.60%	0.60%	5.80%	3.10%	0.00%	0.40%	14.90%
法人会計									4.10%
合計									100.00%

(出典:観光機構の移行認可申請書類の「②各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)より監査人作成」

上表の配賦基準で配賦を行うことは、次の点で問題がある。

1)平成 26 年 8 月に実施済みの軽井沢町への特定寄付について、その後も継続して関連費用の配賦基準に含めている。

2)観光機構は、令和 4 年度に、「その他事業」の中で、コロナ禍を契機とした事業のひとつとして新規にリフト券 EC 事業(スキー場リフト券のオンライン販売に係る事業)を行っている。当該事業収益は 18 億 4 千万円に上り、その分消費税及び地方消費税の額が増加している。

当該消費税及び地方消費税の金額は、租税公課として「その他事業」に集計されるべきであるが、機械的に上記配賦基準で配賦を行っている。

以上より、平成 28 年 6 月以降、軽井沢町への特定寄付分 2.5%が過大に「実施事業等会計」に配賦され、また、令和 4 年度は「その他会計」に集計すべき租税公課が過大に「実施事業等会計」に配賦されている。この結果、観光機構が内閣府に提出している「公益目的支出計画実施報告書」の内容には問題があり、令和 4 年度末現在の公益目的財産残額は正確ではない。

関連費用の配賦基準は、状況に変化がなければ継続的に適用すべきであるが、状況が変化した場合には見直さなければならないことはいうまでもない。

今後、観光機構は、上記指摘事項以外にも公益目的支出計画認可時の計画内容と現状の事業内容に差異がないかを確認し、公益目的支出計画の見直しの要否を検討する必要がある。

③ 実績報告の吟味に基づく負担金額の確定について (結果 3)

県は、観光振興を地域経済の活性化に結びつけるために、観光機構に多くの事業に係る費用相当額を、一括して負担金として交付している。

負担金については、県と観光機構との間で締結された「令和 4 年度長野県 DMO 連携事業に係る協定書」(以下「協定」という。)が、その支出の根拠となっている。

協定は、16 の事業を一括して締結されており、県負担経費の総額は 225 百万円と相当程度の規模を有している。協定には、別表が付されており、事業ごとにその内容、また、その事業に係る県負担経費の金額(予算額)が記載されている。

協定は、観光機構に主体的に、また弾力的に事業運営を行ってもらうため、協定書別表の一部を変更するときは、書面により、県と機構が協議の上、その内容を定めるものとするが、30%以内の負担金の減、事業相互間の経費の増減はそれを求めないとし、一定の範囲で経費予算の流用を許容している。

事業が完了したときには、観光機構は 30 日以内に経費内訳書とともに実績報告書を作成し、県に提出しなければならない。

ところで、次表は、16 事業について、協定書別表に記載された県負担経費の金額(予算額)と、観光機構が県に提出している実績報告書に記載されている実績(支出)額を比較したものである。

表 予算額と実績額の比較 (単位:千円)

No.	県事業名	予算額	機構事業名	予算額	実績額
1	県外観光情報センター運営事業	21,642	県外観光情報センター運営事業	21,642	21,642
2	公式観光サイト管理運営事業	15,365	Go NAGANO 運営事業	15,365	15,365
3	観光地域づくり推進事業	40,462	法人会計	5,870	1,395
			観光地域づくり推進	29,400	29,400
			観光地域づくり推進	2,331	2,331
			データプラットフォーム	2,861	2,861

No.	県事業名	予算額	機構事業名	予算額	実績額
4	信州首都圏総合活動拠点運営事業	24,947	県外観光情報センター運営事業	24,947	24,947
5	沖縄県内での新たな販路開拓支援	1,000	観光誘客促進事業	1,000	1,000
6	広域観光促進事業	8,175	観光誘客促進事業(西日本・北陸三県及び沖縄県からの誘客)	4,750	8,175
			観光誘客促進事業(MICE 誘致基盤強化)	3,425	
7	みどりと文化の感動体験ツアー創出事業	8,714	観光誘客促進事業	8,714	4,886
8	信州フィルムコミッションネットワーク推進事業	6,108	フィルムコミッションネットワーク事業	6,108	6,108
9	ユニバーサルツーリズム推進事業	497	観光誘客促進事業	497	497
10	インバウンド誘致促進事業	32,258	インバウンド誘致促進事業	32,258	32,258
11	学習旅行誘致推進事業	10,555	訪日教育旅行	7,355	10,555
			学習旅行誘致推進	3,200	
12	インバウンド支援センター設置事業	12,553	インバウンド推進体制整備事業	12,553	12,553
13	観光地域づくり推進事業	6,600	データプラットフォーム事業	6,600	6,600
14	広域観光促進事業	949	観光誘客促進事業	949	577
15	観光情報の戦略的発信強化事業	25,400	Go NAGANO 運営事業	25,400	25,400
16	インバウンド需要回復緊急対策事業	19,103	インバウンド需要回復緊急対策事業	19,103	19,103
合　計		234,328	合　計	234,328	225,653

(出典:令和4年度長野県DMO連携事業に係る協定書別表より監査人が集計)

上表によれば、3 つの事業以外は予算と実績報告書における支出額が一致している。

このように、支出予算と支出実績が一致することは通常考えられないが、これは、「その他の事務費」等の費目により事業の合計を一致させるべく調整が行われたことによるものである。

たとえば、観光機構事業名「県外観光情報センター運営事業」の実績報告書の内容は次のとおりである。

表　県外観光情報センター運営事業　　(単位:円)

区分	予算額	実績支出額
人件費	41,410,000	30,816,967
事業費	5,179,000	
旅費		931,678
通信運搬費(切手、宅配便等)		1,643,564
消耗品(土産、事務用品等)		553,651
燃料費(ガソリン代)		6,221
委託費(サーバー保守、発送費用等)		1,128,300
支払手数料		28,089
雑費		3,708,955
その他事務費(本部事務管理費)		7,771,575
計	46,589,000	46,589,000

(出典:観光機構実績報告書より監査人が抜粋して作成)

予算額は人件費と事業費で構成されている。対する実績支出額は人件費が大幅に減少し、事業費が増加しており、その他事務費(本部事務管理費)にて予算額と一致するような数値構成で報告されている。

旅費をはじめとするその他事務費以外の各費目の支出内容は概ね直接的に当該事業に費やされた支出と見受けられたが、その他事務費（本部事務管理費）については、最終的に支出額を予算と一致させるため差分を計上していると見受けられた。

上記のように、予算に実績を一致させるような報告書をもって、県の負担金額を確定することには問題がある。実績額の根拠が明らかとはいえないからである。

今後、観光機構は実績額の根拠を明らかにして県に報告を行う必要があり、また、県は観光機構からの実績報告の内容を十分吟味し、観光機構への負担金の金額確定を行う必要がある。

④ 事業費用の会計数値との不一致について（結果 4）

協定により、観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的に全額県が負担しているため、本来、会計数値（正味財産増減計算書）における受取県負担金並びに事業費、及び実績報告書における支出額は一致することとなる。

しかしながら、観光機構が県に提出している実績報告書における支出額は、正味財産増減計算書内訳表における「実施事業等会計」の事業区分ごとの事業費とは一致していない。両者ともに事業単位での費用が集計されるべきものであるが結果は乖離している。

具体的には、合計額ベースで実績報告書における支出額が 224,258 千円（次表 B の合計）に対して、正味財産増減計算書内訳表における各事業費合計は 170,299 千円（次表 A の合計）と、実績報告書における支出額が 53,959 千円過大となっている。

他方で、正味財産増減計算書内訳表における実施事業等会計においては、各事業に直接帰属しない共通費が 172,970 千円発生しており、実質的に共通費の一部が県からの負担金で賄われているものとも捉えられる。実施事業等会計においては県の負担金事業以外の事業も含まれていることから、それらの事業に間接的に流用され、実施事業の運営費を横断的に負担していることとなる。

観光機構は、正味財産増減計算書内訳表の決算額に基づき実績報告書を作成するか、もしくは、配賦による差異が合理的であることを説明できるよう対応する必要がある。

表 観光機構が県に提出している実績報告書 （単位：円）

	受取県負担金	事業費合計（A）	実績報告書支出額（B）	差異（B）－（A）
観光誘客促進事業	15,135,149	14,066,487	15,135,149	1,068,662
インバウンド誘致体制整備事業	12,553,000	10,370,418	12,553,000	2,182,582
インバウンド誘致促進事業	32,258,000	25,528,593	32,258,000	6,729,407
インバウンド需要回復緊急対策事業	19,103,000	16,992,329	19,103,000	2,110,671
訪日教育旅行推進事業	7,355,000	5,620,294	10,555,000	▲ 2,977,984
学習旅行誘致推進事業	3,200,000	7,912,690		
観光情報センター運営事業	46,589,000	37,890,395	46,589,000	8,698,605
観光地域づくり推進事業	31,731,000	9,761,602	31,731,000	21,969,398
信州フィルムコミッションネットワーク推進事業	6,108,000	7,883,649	6,108,000	▲ 1,775,649
GoNAGANO運営事業	40,765,000	29,262,144	40,765,000	11,502,856

	受取県負担金	事業費合計(A)	実績報告書支出額(B)	差異(B)ー(A)
データマーケティングプラットフォーム事業	9,461,000	5,010,493	9,461,000	4,450,507
合計	224,258,149	170,299,094	224,258,149	53,959,055

(受取負担金:正味増減計算書内訳書より抽出)
(実績報告書支出額:実績報告書より抽出(一部集計))

科　　目	実施事業等会計			
	負担金事業合計	負担金事業以外合計	共通	実施事業等会計 計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	0
受取会費	0	0	22,975,245	22,975,245
事業収益	0	288,031,616	0	288,031,616
受託収益	0	34,607,650	0	34,607,650
受取補助金等	0	0	0	0
受取負担金	232,422,149	17,262,642	0	249,684,791
受取観光情報提供事業負担金	770,000	0	0	770,000
受取県負担金	**224,258,149**	0	0	224,258,149
受取負担金	7,394,000	17,262,642	0	24,656,642
雑収益	154	3,872,915	0	3,873,069
引当金取崩額	0	0	0	0
経常収益計	232,422,303	343,774,823	22,975,245	599,172,371
(2) 経常費用	0	0		
事業費	**170,299,094**	309,577,389	0	479,876,483
管理費	0	0	172,970,713	172,970,713
経常費用計	170,299,094	309,577,389	172,970,713	652,847,196
当期経常増減額	**62,123,209**	34,197,434	▲ 149,995,468	▲ 53,674,825

出典:長野県観光機構　正味財産増減計算書内訳表(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に基づき加工

⑤ 過大な負担額について(結果 5)

協定により、観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的にほぼ全額を県が負担している。ここで、観光機構の正味財産増減計算書内訳表に計上されているとおり、県からの負担金による事業収益において、県から交付される負担金以外に他の主体からの受取負担金が交付されている事業が存在している。

このような場合、県以外の他の主体からの受取負担金が計上される事業については利益が計上される可能性があるが、本来事業費を負担する趣旨の負担金で利益が計上されることとなり妥当ではない。

今後、県は、協定の記載を変更し、県以外からの負担金がある場合には、事業費から当該負担金相当額を控除して支給することとするなど、過大な負担とならないよう対応する必要がある。

(3)監査の意見

① 負担金により一括で支出することの問題点について(意見 7)

県から観光機構へ交付する支出は補助金及び負担金である。このうち負担金については協定がその支出の根拠となっている。

ここで、負担の形態を採用していることの形式的な合規性について疑義が存する。

県の補助金等交付規則においては、負担金を次のように定義している。

> 第2条 この規則で「補助金等」とは、県が交付する次の各号の一に該当するものをいう。
> (1) 補助金
> (2) 負担金(県に相当の反対給付のないものをいう。)
> (3) 利子補給金(元利補給金を含む。)
> (4) その他相当の反対給付を受けない給付金
> (補助金等の交付の決定)
> 第4条 知事等は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定(契約の承諾を含む。以下同じ。)をする。
> 2 知事等は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

負担金は、国や地方公共団体、地方公共団体が構成する団体、民間団体等の行う特定事業や活動により、特別の利益を享受できる場合、当該団体の会費相当額等を継続性の有無に関わらず負担する支出をいうものと考えられる。すなわち、会費等間接的な利益を享受する際のその対価としての一定額の負担であり、たとえば、国の直轄事業に対する地方公共団体の負担金や、各種協議会等の分担金、研修会等の参加費等、規定又は協定等により行う一定額の支出をいう。

県の場合には上記規定においては具体的な反対給付がないものとあり、直接的な役務又は成果物等がある事業費の負担は該当しないものと考える。

また、補助金は、公益性の高い特定の事業またはその事業を実施する団体等に対して、事業の遂行を助成するための支出をいうものと考えられる。その公益性とは地方公共団体等のその長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは自由裁量行為でなく、客観的に公益上必要があると認めた場合に限り、対価なくして支出されるものである。補助金の交付に当たっては、「公益性」、「公平性」、「有効性・効率性」の基本的な視点が必要とされる。

さらに、支出形態としての委託費は、地方公共団体等の事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費をいう。たとえば、法令の根拠に基づくものとして、公の施設の管理委託、監督又は検査事務の委託等、契約に基づくものとして、試験、研究、調査、測量、設計等の委託、清掃の委託、機械、システムの保守委託、 計算帳票作成等の事務の委託等が挙げられる。

観光機構が実施する事業において、明らかに反対給付がある事業については、負担金による事業に該当しないと考える。

一方、観光機構の本来事業である観光地域づくりや、マーケティングなどの観光振興のための事業などは、県にとっての直接的な反対給付はないものの、公益性が認められ、助成的に支出されるとすると補助金として支出することも考えられる。

補助金であれば、当然、事業計画及び計画実施のための補助対象経費の額を審査し、補助金等の交付額を決定し、使用しない部分については返還、精算手続が厳格に実施される。

また、県の観光機構に対する負担金は、複数事業の予算を積み上げてそれを一括して交付しているものであり、そもそも負担金といえるのかという疑問もある。

他の都道府県の自治体 DMO の正味財産増減計算書等を見ても、多額の負担金を支出している県は確認できず、補助金として処理している例が多い。

弾力的かつ効率的な事業実施のために、観光機構が予算への一定の裁量を持つことのメリットは重要であるが、仕様書で詳細な設定が可能な事業は委託事業とし、裁量の幅を持たせるべき事業は、複数事業をまとめて現状の実質的な事業及び費目間流用に可能性を持たせた柔軟な補助金とすることなど、現状の負担金については、あり方の検討が必要と考える。

なお、現状でも、実質的に委託と判断される場合には、法人税法上は収益事業に、消費税法上は課税売上となり、観光機構の納税額に影響がでる可能性があるため、県と観光機構はその点にも留意が必要である。

1)公益社団法人 静岡県観光協会

正 味 財 産 増 減 計 算 書 内 訳 表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	公益目的事業会計 公1 観光振興	法人会計 （管理費）	内部 取引消去	合　計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
（1）経常収益				
受取会費	24,839,500	24,839,500		49,679,000
運営会費収入	24,839,500	24,839,500		49,679,000
受取県費負担金	8,090,700	0		8,090,700
県費負担金収入	8,090,700	0		8,090,700
受取県費補助金	329,492,831	0		329,492,831
県費補助金収入	329,492,831	0		329,492,831
受取県費委託金	24,680,140	0		24,680,140
県費委託金収入	24,680,140	0		24,680,140
受取団体委託金等	1,017,300	0		1,017,300
団体委託金等収入	1,017,300	0		1,017,300
雑収益	119,794	1,826		121,620
受取利息	0	1,826		1,826
刊行物・広告収入	113,229	0		113,229
雑収入	6,565	0		6,565
経常収益計	388,240,265	24,841,326		413,081,591

2)公益社団法人神奈川県観光協会

正 味 財 産 増 減 計 算 書

（令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで）

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1． 経常増減の部			
（1）経常収益			
受取会費			
受取会費	11,580,000	11,740,000	▲160,000
受取会費計	11,580,000	11,740,000	▲160,000
事業収益			
ホームページ広告等収入	1,718,688	1,561,775	156,913
キャンペーン等受託事業収入	0	0	0
湖尻林間駐車場事業収入	11,295,600	5,574,300	5,721,300
旅行斡旋業事業収入	328,268	293,934	34,334
物産販売事業収入	156,645,577	139,430,950	17,214,627
事業収益計	169,988,133	146,860,959	23,127,174
受取補助金等			
県補助金収入	50,979,000	50,979,000	0
受託事業収入	26,067,626	23,566,407	2,501,219
受取補助金等計	77,046,626	74,545,407	2,501,219
物産販売手数料収入			
物産販売手数料収入	0	0	0
物産販売手数料収入計	0	0	0
受取負担金			
市町村からの負担金収入	6,509,000	6,535,000	▲26,000
私鉄からの負担金収入	2,276,000	2,525,000	▲249,000
受取負担金計	8,785,000	9,060,000	▲275,000
雑収益			
退職給付引当金資産運用	0	150,074	▲150,074
受取利息	336	338	▲2
雑収入	4,154,748	5,164,527	▲1,009,779
雑収益計	4,155,084	5,314,939	▲1,159,855
寄附金収入			
寄附金収入	30,175	0	30,175
寄附金収入計	30,175	0	30,175
経常収益計	271,585,018	247,521,305	24,063,713

3)公益社団法人 新潟県観光協会

令和 4 年度正味財産増減計算書

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（単位：円）

科　　目				当年度	前年度	差引
Ⅰ 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部	(1)経常収益	特定資産運用益	特定資産受取利息	227	210	17
		受取会費	会員受取会費	50,700,000	48,863,000	1,837,000
		受取補助金	受取県補助金	16,683,487,269	7,685,831,747	8,997,655,522
			受取国補助金	8,970,181	19,901,999	△ 10,931,818
			受取民間補助金	18,842,308	10,240,696	8,601,612
		受取委託金	受取県委託金	30,224,456	11,189,141	19,035,315
			受取民間委託金	12,253,503	5,928,480	6,325,023
		受取負担金	受取負担金	1,344,395	447,241	897,154
		事業収益	旅行代理業等事業収益	55,386	86,674	△ 31,288
		雑収益	受取利息	42,670	27,748	14,922
			雑収益	581,589	545,557	36,032
		経常収益計		16,806,501,984	7,783,062,493	9,023,439,491

4)公益財団法人宮崎県観光協会

正 味 財 産 増 減 計 算 書

0001-0001
公１

（公財）宮崎県観光協会

子会計合算　　令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで　　（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）経常収益			
基本財産運用益	[5,088,202]	[4,948,280]	[139,922]
基本財産受取利息	5,088,202	4,948,280	139,922
事業収益	[3,098,570]	[3,622,475]	[△523,905]
カレンダー販売事業収益	3,091,670	3,615,575	△523,905
名刺販売事業収益	6,900	6,900	0
受取補助金等	[9,136,216,092]	[4,862,339,071]	[4,273,877,021]
受取補助金	9,136,216,092	4,862,339,071	4,273,877,021
受取負担金	[8,389,576]	[7,348,600]	[1,040,976]
受取負担金	8,389,576	7,348,600	1,040,976
雑収益	[115,797]	[94,999]	[20,798]
雑収益	115,797	94,999	20,798
引当金取崩額	[5,735,340]	[5,404,152]	[331,188]
賞与引当金戻入額	5,735,340	5,404,152	331,188
経常収益計	9,158,643,577	4,883,757,577	4,274,886,000

② 観光機構における事業別原価計算について（意見 8）

観光機構は、適切なルールを設定し、そのルールに従って事業別原価計算を行う必要がある。
適切なルールがないことは、次の問題につながる。

○県が補助金や負担金等を支出するにあたって、予算段階でも実績段階でも、事業単位での費用積算が適切に実施されていない場合には、事業の活動原資である公費の負担額の妥当性が検証できない。
○事業によっては、費目ごと又は事業細目の取組単位などで細分化された予算となっておらず、合理性を確認できるような記載となっていない。
○公益法人会計基準に従った正しい計算書類が作成できない。
○公益目的支出計画実施報告書が正しく作成されず、公益目的財産残額が不正確となる。
○法人税等の計算における収益事業に係る経費の計算が不正確となる、

今後、観光機構は、事業ごとの計数管理を行えるよう、たとえば工数管理の仕組みを整備するなどし、適切な事業別原価計算ができるような体制を構築することが求められる。そのうえで、県への予算要求や事業ごとの実績報告を原価計算に基づき行うことで説明責任を果たしていく必要がある。

一方、県は、観光機構に係る事業の予算化の際には、事業内容に基づく積算内容等を吟味し、所要金額について実質的な審査を行う必要がある。また、観光機構から提出される実績報告については、予算書との突合だけでなく、実績数値の集計の妥当性についても確認する必要がある。

③ 観光機構の正味財産増減計算書内訳表における配賦基準の合理性について（意見 9）

観光機構においては、事業別原価計算制度を構築する際には、関連費用の配賦をどのように行うかの検討も重要である。

観光機構は、「法人会計」区分に集計された共通費及び消費税の負担額の合計額を一定の割合(配賦率)で「実施事業等会計」、「その他会計」及び「法人会計」へ配賦しているが、前述のとおり配賦基準は、当初公益目的支出計画作成時点から変更していない。

事業内容又は事業環境に変化がない場合には配賦率の見直しを行うこともあり得るが、観光機構においては当初計画作成時点から実施事業の内容が変化しており、固定的な適用は問題がある。

また、費目は給与、退職給付費用等の人件費関係、修繕、減価償却等の設備費関係、消費税の負担額など多様な内容にて構成されるが、観光機構は費目に関わらず一律に同じ配賦率を適用している。しかしながら、通常配賦基準は、費用内容に応じた活動量等を基礎に設定されるものと考えられるため適切ではない。費用内容に対する配賦基準は、次のような例が考えられる。

表 配賦基準の例

配賦基準	適用される共通費用
建築面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

(出典:内閣府作成の「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ))

適正な会計処理表示、並びに公益目的支出計画の適切な履行の観点及び業績管理の観点からも、適切な配賦基準に基づき設定した費目別の配賦率を適用する必要がある。

④ 退職給付引当金の計上額の見直しについて(意見 10)

観光機構は、期末の退職給付引当金については、期末の自己都合退職に係る要支給額から中小企業退職金共済からの支給額を控除した額を計上することとしている。

観光機構職員の退職金は、退職時における給料月額に退職理由と勤続期間に応じた所定の支給率を乗じた額と職員退職金規程に定められている。しかしながら、観光機構の人事制度改革の実施に伴い、360 度評価や各人の努力に応じた手当を支給することになった。そのため、退職金の支給金額についても令和 4 年 4 月 1 日に遡及して見直す検討を行っているが、令和 5 年 12 月末現在も労働組合と交渉中であり、合意に至っていない。

観光機構の令和 4 年度末の貸借対照表に計上されている退職給付引当金は 49,099 千円であるが、従来の退職金規程による期末退職金要支給額は、48,971 千円である。令和 4 年度末の退職給付引当金は、既に確定している退職金支給額の見直し前の金額である 48,971 千円を計上する必要がある。

職員との合意がなされ、遡及適用が決まるまでは、今後も従来の退職金規程に従って要支給額を計算し、貸借対照表に計上する必要がある。

⑤ 退職給付引当金の会計方針の記載について(意見 11)

観光機構の計算書類の注記には、退職給付引当金に関する会計方針が次のように記載されている。

「職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上しております。」

しかしながら、「**④ 退職給付引当金の計上額の見直しについて(意見 10)**」に記載のとおり、観光機構の退職給付引当金の計算方法は、中小企業退職金共済からの給付額を控除して計算することになっており、会計方針の記載と一致しない。したがって、たとえば、次のように会計方針を記載する必要がある。

「職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額から、中小企業退職金共済の給付予定額を控除した金額を計上しております。」

⑥ 令和４年度の貸借対照表について(意見 12)

一般社団法人である観光機構は、事業年度終了後、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)を作成し、定時社員総会の承認を受けることが求められる(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第126条)。また、観光機構は税務申告を行っているが、その根拠資料として貸借対照表を含む決算報告書が必要となる。

観光機構の令和 4 年度計算書類のうち、社員総会承認済の貸借対照表と税務申告用の貸借対照表の要約は次のとおりである。

両者で、流動資産が 40,000 千円、流動負債が 19,950 千円、正味財産は 59,951 千円の差異がある。また、正味財産増減計算書は、一般正味財産期首残高が 59,951 千円不一致となっている。

観光機構は、過年度に遡って原因を調査の上、いずれかの計算書類を修正する必要がある。

貸借対照表(社員総会承認済【再掲】)

科目			金額(千円)	科目		金額(千円)
資産の部	流動資産		637,639	負債の部	流動負債	160,641
	固定資産	基本財産	124,450		(うち賞与引当金)	(8,562)
		特定資産	49,099		固定負債	49,099
		(うち退職給付引当資産)	(49,099)		(うち退職給付引当金)	(49,099)
		その他固定資産	299,929	負債合計		209,741
		固定資産合計	473,478	正味財産合計		901,378
資産合計			1,111,119	負債及び正味財産合計		1,111,119

一方、観光機構の税務申告用の計算書類は次のとおりである。

貸借対照表(税務申告書添付用)

科目			金額(千円)	科目		金額(千円)
資産の部	流動資産		597,639	負債の部	流動負債	180,591
	固定資産	基本財産	124,450		(うち賞与引当金)	(8,562)
		特定資産	49,099		固定負債	49,099
		(うち退職給付引当資産)	(49,099)		(うち退職給付引当金)	(49,099)
		その他固定資産	299,929	負債合計		229,691
		固定資産合計	473,478	正味財産合計		841,427
資産合計			1,071,119	負債及び正味財産合計		1,071,119

2. 観光地域づくり推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)観光振興方針に沿った地域づくりの支援 2)マーケティング基盤等の機能強化 3)信州の観光地魅力向上実践事業			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	61,908	69,513	67,062	43,828
決　　算	56,767	62,661	80,671	ー

② 主な取組の内容

Afterコロナを見据え、持続可能な観光地域づくりを推進するため、観光機構に設置した「DMO形成支援センター」を通じ、観光地域づくりの取組などマーケティング支援等を行うことにより、特色ある観光地域づくりを戦略的に進めるものである。

細事業として、次の1)～3)を実施している。

1)観光振興方針に沿った地域づくりの支援

(重点支援事業、各地域の支援)

「信州の新時代を招く 長野県観光戦略 2018」に定める世界水準の山岳高原リゾートの形成に向けて、県が指定した「重点支援広域型 DMO」が地域一体となって、県の独自の価値を、広域的、持続的に展開する推進体制の構築のため、次の取組を実施している。

○HAKUBAVALLEY(大町市、白馬村、小谷村)を取りまとめる一般社団法人 HAKUBAVALLEY TOURISMが実施する地域活性化と振興に関する取組をハード、ソフト面から支援
○「HAKUBAVALLEY八景」PRのためのフォトコンテストやWEB・SNSでの発信、当該景観を活用したFAMトリップ開催(観光庁補助活用)等によるエリア周遊コンテンツ強化
○R2年～4年にかけてHVTエリア10スキー場に共通したゲレンデ安全標識の整備(国補助金)

(DMO支援センターの体制強化、専門人材の配置、専務理事の配置)

県から観光機構への負担金であり、観光地域づくり、マーケティング、DMOを推進するために、専門的な知見を有する人材を配置することで、DMOの組織運営、県内各エリアの地域との連携、デジタルコンテンツのディレクションマーケティング分析などの事業実施の原動力とした。

また、本事業の中では、同様に県から観光機構への負担金として観光機構の専務理事の報酬等を支出している。主な業務は観光機構の組織強化及び日本観光振興協会等の団体並びに県との調整等を担っている。

2)マーケティング基盤等の機能強化

具体的な取組は次のとおりである。

○県内宿泊者を対象としたアンケートの実施―宿泊施設への訪問、オンライン説明会を通じてアンケートシステムに入るための QR コードの設置依頼
○ながのファンコミュニティという県ファンとのオンライン交流の場となるファンコミュニティシステムの構築（会員ごとのマイページでの県の最新観光情報やお得な情報などの提供及びアンケートの実施）
○アンケートパネルを利用した来訪者満足度アンケート調査

3)信州の観光地魅力向上実践事業

長期滞在型観光の推進・信州リピーター獲得のため、観光機構が観光地を形成する関係者と連携して、県が推進する特色ある観光テーマを活かした観光地魅力向上による観光地域づくりの実践を支援することを目的とする事業である。

【間接補助の対象となる取組の要件】

ア.「長期滞在型観光」又は「信州リピーター」につながる以下の取組であること
㋐ アウトドア（長野県の地形や自然環境を活かした体験をテーマに取り入れた取組
㋑ ワイン、日本酒、ジビエ等（長野県の特色ある食材・郷土食・食文化を伝えることをテーマに取り入れた取組
㋒ 信州型ユニバーサルツーリズム（信州の特色ある観光資源である山岳観光を、障害の有無に関わらず誰でも楽しむことができることをテーマに取り入れた取組）
㋓ 旅行者を地域当事者として受け入れる信州ファンづくり（旅行者が諸侯先に主体的にかかわれることをテーマに取り入れた取組）
㋔ 上記以外で県が認めたテーマ（各地域が主体的に取り組み、具体的成果が期待できることをテーマに取り入れた取組）
イ. 複数市町村にまたがる取組であること
ウ. 間接補助終了後は自立し、継続できる取組であること

【補助対象経費及び補助比率】

ア. 観光機構が補助するコンテンツ造成経費、物品・備品購入費等の 100%
ただし、間接補助事業者ごとに上限 500 万円かつ 1/2 以上の自己負担を求めること
イ. 観光機構が間接補助事業者を伴走支援して協働で事業を構築するために必要な経費
人件費、消耗品費、旅費、会議費、借損料、通信運搬費、印刷製本費、報償費、雑役務費

【対象外となる経費】

ア. 事業に直接関係のない経費
イ. 主に補助事業以外に使用できる物品・備品
ウ. 交付決定前に発生した経費
エ. 実施主体・体制における経常的な経費（人件費、事務所などの家賃、光熱水費、通信費等）

(2)監査の結果

① 補助金の申請内容の適正な審査について(結果 6)

信州の観光地魅力向上実践事業補助金の申請にあたり、観光機構は事務費として、次表のとおり、当該事業に従事する常勤職員の人件費や管理費を含めた6,050千円の収支予算書を提出し、県はこれに対して補助金の交付決定を行っている。

しかしながら、補助事業が終了し、観光機構が実績報告書を提出した際に、県は補助事業に従事した職員であっても常勤職員の人件費や管理費は補助対象として認めず、当該職員の残業代のみを補助対象とし、補助金額を6,050千円から252千円へと減額している。

信州の観光地魅力向上実践事業補助金の交付要綱では、実施主体・体制における経常的な経費(人件費、事務所などの家賃、光熱水費、通信費等)は補助の対象外とされている。当該人件費は経常経費との切り分けが困難であったため減額となったとのことである。

要綱に従ったものとはいえ、補助金の交付決定後の減額については補助事業実施主体者である観光機構に与える影響も大きい。県においては、補助事業実施主体の人件費等を適切に措置できる仕組みを検討すべきであった。今後、このような対応が生じないよう留意する必要がある。

表 機構が補助金に添付した収入支出予算書

事務費		単価 (単位:円)	工数	金額 (単位:円)
人件費	正社員	6,496,000	0.1	649,600
	嘱託職員	3,500,000	0.3	1,050,000
	専門職(県出向者)	2,000,000	0.4	800,000
	専門職(民間出向者)	3,757,000	0.2	751,400
	小計			3,251,000
事務局費	旅費交通費(有料道路代)	135,000	8	1,080,000
	燃料費(打合せ等)	162,000	8	1,296,000
	小計			2,376,000
その他	報告書作成費	150,000	1	150,000
	小計			150,000
事務費計				5,777,000
管理費計(10%)				577,700
合計				6,354,700
消費税				635,470
総計				6,990,170
調整額				△940,170
差引総計				6,050,000

(出典:県提供資料)

(3)監査の意見

① 専務理事への県職員OBの登用及び人件費負担金について(意見 13)

観光機構の専務理事には、以前から観光部に所属していた県職員のOBが就任しており、当該県職員OBに支払う理事報酬は県が観光機構に対し負担金として支払っていた。

その後、OBが専務理事を退任し、県は負担金の支出を取りやめている。

専務理事に県職員OBを登用してきた経過について、県から次の説明を受けた。

○地域連携 DMO である観光機構に、観光戦略の実施に関して多くの部分を委託し事業費を支出負担しているため、県との情報共有が円滑になり、いわゆるパイプとしての役割を担う人材が必要であること
○観光部等での職務経験における専門知識やネットワークは、観光機構の組織強化に資するものであること

観光機構は、従来から県の出向職員を常務理事として受け入れており、さらに県から 5 名の職員も機構に出向していることから、パイプ役や専門知識・ネットワークについて問題が生じるとは考えにくい。

また、県では、地方公務員法の改正を受けて平成 28 年に、再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例を施行して、退職職員の再就職ルールを定めており、観光機構に対しては、令和 2 年に長野県出資等外郭団体に対する改革基本方針の見直しを行い、収益事業の拡充と外部人材の登用及び職員の資質向上を積極的に行っていくとしている。

県職員 OB が専務理事であれば人件費を負担し、プロパー職員や外部人材であれば人件費を負担しないとすることは県の方針に矛盾するともいえ、人材登用とあわせて今後留意が必要である。

② 専門人材の配置に係る負担金について（意見 14）

専門人材の配置事業は、県の DMO である観光機構の人的リソースを負担金として支出する事業であり、次表の専門人材の人件費に対して県が負担金を支出している。

専門人員	予定人数（人）	予算額（千円）	実際人数（人）	実際支払額（千円）
CMO（チーフマーケティングオフィサー）	1	6,300	1	6,300
地域DMO推進エグゼクティブプロデューサー	1	3,000	1	2,700
地域DMO推進エリアプロデューサー	2	7,500	3	8,878
地域DMO推進人材育成・経営支援マネージャー	1	6,600	1	6,122
地域DMO推進販路市場開拓マネージャー	1	6,000	1	5,400
計	6	29,400	7	29,400

ここで、予算決裁時に計画されていた専門人材の役職及び想定者等の組織体制は、合計 6 名で総額 29,400 千円であった。しかしながら、実際には人数が 7 名に増加している。それにもかかわらず金額ベースでは実績を予算額に一致させるように配分されているように見受けられる。

当該事業は人件費自体を対象とする負担金であり、配置されるポジション役職ごとに固定費の補助として予算化され県へ要求されていたが、対象となる専門人材は本来的には一事業のみではなく、各事業の実施のために配置される人員である。複数の事業に従事するのであれば、専門人材の配置に係る負担金として一括計上するのではなく、該当する各事業予算に配分される必要がある。

また、各事業予算とその成果を対比して事業の効率性を測定する際にも、専門人材の人件費は各事業で適切に集計される必要がある。

③ 信州の観光地魅力向上実践事業補助金の想定事例の作成について（意見 15）

信州の観光地魅力向上実践事業補助金は、観光事業者等が所定の事業を行うにあたり必要とする事業費の一部と、補助金の事務に要する事務費を県が観光機構に交付するものである。

当該補助金の申請にあたっては、補助事業実施計画書として、観光機構の募集する補助金に応募するであろう観光事業者等と、当該観光事業者等が取り組むであろうテーマとして考えられる想定事例を作成して提出する必要がある。

観光機構は 22 団体の想定事例を作成し 55,000 千円の補助金額を申請したが、実際には 13 団体 22,233 千円の応募に留まっている。観光機構の想定した団体による申請は 3 団体であり、申請された取組は想定とは必ずしも一致していない。これは観光機構が県内のすべての観光事業者等の状況を把握しているわけではないこと、当該補助金は事業者に対し 1／2 の自己負担を求めるものであり、県は観光事業者の財政事情を知り得ないこと、補助事業実施の公表前に事業者に意見や希望を聞くことができないことなどが原因である。

そのため、観光機構の想定事例の内容はあくまでも観光機構の想定であり、募集後、申請することになる観光事業者等に対する補助金交付の適否や補助金額の適正性を判断する上で必須とは言い難い。また、想定事例の作成は観光機構に対し過度な事務負担となるもので、補助金の申請にあたり不要であったとも考えられる。

補助金に係る事務の効率化のため、補助金の申請資料については、その目的と必要性、効果を十分に検討したうえで決定する必要がある。

④ 観光機構を通じて実施する補助事業に対する事務費の補助方針の統一について（意見 16）

観光機構は、県が実施する補助事業について、観光機構が間接補助事業者として、募集、審査や執行等の事務を行っている。

これらの業務の多くは観光機構の常勤職員が従事しているが、観光機構が実施する補助事業は専門性が高く、ノウハウや知識を有する観光機構の職員が実施することが適切であるためとのことである。

当該事業を実施するために直接必要な費用や、その体制を維持するための費用が発生する。これらの観光機構で発生する県の補助事業に関する経費を県がどこまで負担するかは、県の観光機構に向けた補助金交付要綱に定められており、その概要は次表のとおり事業によって大きく異なっている。

区分	事務費補助額		常勤職員人件費	管理費
	交付決定	実績額		
スノーリゾート受入環境整備支援事業	17,600 千円	4,635 千円	含む	事務費の 10%
体験型修学旅行誘致促進事業	23,100 千円	23,100 千円	含む	含めない
信州の観光地魅力向上実践事業	6,050 千円	252 千円	含めない	含めない

信州の観光地魅力向上実践事業では、常勤職員の人件費は観光機構が負担するとしているため、事業実施に伴う人件費の観光機構負担額を軽減するためには、経験の浅い非常勤職員等に当該事務を担当させる可能性がある。一方、公益性の高いこれらの事業について、多額の事務費補助額を行う場合、公益目的支出計画との関係がポイントとなる。

観光機構が実施する補助事業について、観光機構が負担する事務費のうちどの部分を負担するかについては、県と観光機構の双方が納得できる統一的な方針を持ち、県民に説明できるように整理しておく必要がある。

3. 観光情報発信事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)県外観光情報センター観光宣伝業務負担金 2)県観光機構負担 3)県公式観光サイト管理運営 業務負担金			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	65,364	62,897	61,855	48,987
決　　算	58,852	59,414	62,177	ー

② 主な取組の内容

1)県外観光情報センター観光宣伝業務負担金

県は、観光機構に県外観光情報センター観光宣伝業務負担金を支出することによって、名古屋、大阪観光情報センターにおける各種メディアを活用した情報発信、観光情報の収集、情報提供等の実施を支援している。

県外観光情報センターが行っている主な取組は次のとおりである。

○長野県の観光情報の提供、案内及び相談
○県外観光情報センター所在地及びその周辺における観光動向等情報の収集及び提供(ポスター、パンフレットの配布等)
○観光物産展等への協力
○旅行業者に対する旅行商品の企画提案
○その他観光振興に関すること(現地研修の実施、観光案内リーフレット「長野温泉ログ」の作成及び配布など)

2)県観光機構負担金

県は観光機構に県の効果的な観光政策の立案・実施を分担しており、補助金及び負担金の支出をしているが、同時に観光機構の会員でもあるため、会費を当該事業において支払っている。

3)県公式観光サイト管理運営 業務負担金

県が観光機構に負担金を出して、県公式観光サイト「Go NAGANO」の管理・運営支援を依頼し、観光機構は、魅力ある新規コンテンツの制作、SEO、対策、SNS との連携などに取り組み、閲覧者数を増加させ、発信力を高める。

(2)監査の結果

「**1. 全般的事項(2)監査の結果③ 実績報告の吟味に基づく負担金額の確定について(結果 3)**」に記載のとおり、県からの負担金について、観光機構から県に対して、予算に実績を一致させるような実績報告書が提出されていた。

県は、観光機構からの実績報告の内容を十分吟味し、観光機構への負担金の金額確定を行う必要がある。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

4. 観光振興指導調査費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)長野県観光振興審議会等の開催・運営 2)各種統計調査 3)観光地点パラメータ調査			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	8,178	7,884	7,809	7,763
決　　算	6,968	8,212	7,564	ー

② 主な取組の内容

1)長野県観光振興審議会等の開催・運営

県の直接事業であり、観光部が運営する観光振興審議会や、県として観光振興に取り組むための組織体である観光戦略推進本部会議を開催している。

2)各種統計調査

県の直接事業であり、観光地利用者の統計調査、スキー・スケート場利用者の統計調査、学習旅行実態調査や外国人延宿泊者数調査を実施している。

3)観光地点パラメータ調査

業務委託事業であり、観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく観光地点パラメータ調査を実施するほか、年4回、12地点で観光客へのアンケート調査等を実施している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 観光客安全対策推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)観光客安全対策組織への交付金			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	679	568	568	568
決　　算	6,111	2,237,633	1,291	ー

② 主な取組の内容

1)観光客安全対策組織へ の交付金

山岳高原観光課が事務局を担っている長野県観光客安全対策推進会議に負担金を支出して、スキー場安全パトロール講習費用を支援するものである。

令和 4 年度は、長野県索道事業者協議会が開催しているスキー場パトロール講習会に対する費用などを支援している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

6. 山岳遭難防止対策事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)長野県山岳遭難防止対策協会負担金 2)涸沢山岳総合相談所管理委託			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	55,018	43,586	43,446	44,444
決　　算	53,759	41,290	43,372	―

② 主な取組の内容

山岳遭難防止対策事業について、県は、山岳遭難の多い北アルプス地域に涸沢山岳総合相談所を設置している。また、安全登山啓発や山際指導等の事業を行う長野県山岳遭難防止対策協会に対し、負担金を支出している。県の実施する遭難防止対策事業と長野県山岳遭難防止対策協会への負担金等に係る事業の関係は、次図のとおりである。

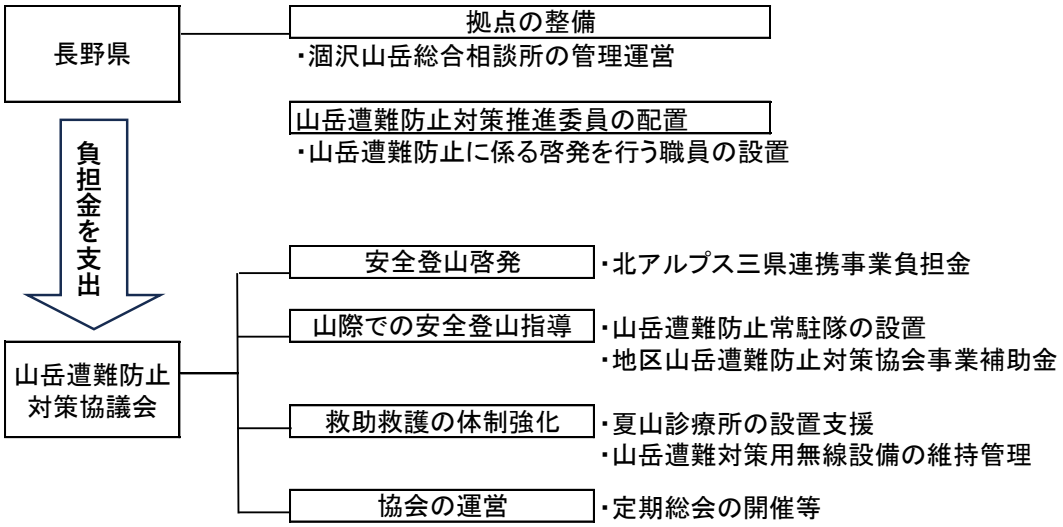

1)長野県山岳遭難防止対策協会負担金

登山者の遭難の未然防止、迅速な救助活動の推進のため長野県山岳遭難防止対策協会が行う事業に対し、負担金を支出している。

2)涸沢山岳総合相談所管理委託

安全登山のための注意喚起や山岳情報等の提供を行うため、涸沢山岳総合相談所の維持管理を委託している。

③ 成果指標と山岳遭難の状況

1)成果指標

山岳遭難防止対策事業は、山岳における遭難事故の未然防止を目的としている。

県内の山岳遭難者数は長野県警察本部によって報じられており、死者・行方不明者・負傷者・無事救出の 4 つから構成されている。このうち、転滑落や雪崩など、特に遭難者の生命に高いリスクを負った遭難を減らすことが急務であるとの認識から、無事救助を除く、死者・行方不明者・負傷者の3つの合計を成果指標としている。過去 3 年間の山岳遭難による死傷者数の状況は次表のとおりである。

表 山岳遭難による死傷者数の状況

指標名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
山岳遭難による死傷者数	120 人	164 人	181 人
前年度比	―	44 人増加	17 人増加
目標	192 人	186 人	180 人以下
目標達成度	達成	達成	未達成

2)山岳遭難の状況

長野県警察本部山岳安全対策課及び長野県山岳遭難防止対策協会が作成・公表している令和 4 年中山岳遭難統計によると、無事救出を含む遭難者の発生状況は次表のとおりである。44.52%の遭難者は北アルプスの登山者であり、単独と 2 人のパーティが全体の 68.71%を占める。また、85.48%の遭難者は単独あるいは友人や家族等の組織化されていない者による登山であり、83.55%は長野県外からの登山者である。

表 山域別発生状況 （単位:人、%）

山域	死　者	行方不明者	負傷者	無事救出	計	構成割合
北アルプス	18	2	61	57	138	44.52
中央アルプス	3	―	8	7	18	5.81
南アルプス	―	―	5	3	8	2.58
八ケ岳連峰	4	―	30	26	60	19.35
その他山岳	12	2	36	36	86	27.74
合計	37	4	140	129	310	100.00

表 パーティ別発生状況(単位:人、%)

区分	死者	行方不明者	負傷者	無事救出	計	構成割合
単独	17	3	38	41	99	31.94
2 人	9	1	48	56	114	36.77
3 人	7	―	18	13	38	12.26
4 人	2	―	15	9	26	8.39
5～10 人	2	―	13	7	22	7.10
11 人以上	―	―	8	3	11	3.55
合計	37	4	140	129	310	100.00

表　組織構成別発生状況　　（単位：人、%）

区分		死 者	行方不明者	負傷者	無事救出	計	構成割合
未組織	単独	17	3	38	41	99	31.94
	家族・親戚	5	1	31	30	67	21.61
	友人同僚	11	―	47	41	99	31.94
計		33	4	116	112	265	85.48
組織計（山岳会等）		3	―	16	14	33	10.65
ツアー・ガイド付等		1	―	8	3	12	3.87
合計		37	4	140	129	310	100.00

表　遭難者の居住地別発生状況　　（単位：人、%）

都道府県別	死 者	行方不明者	負傷者	無事救出	合計
長野県	13	2	16	20	51
他県・その他	24	2	124	109	259
合計	37	4	140	129	310
他県の割合（%）	64.86	50.00	88.57	84.50	83.55

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 遭難防止対策事業の成果指標について（意見 17）

県は、山岳遭難防止対策事業の成果指標として、遭難による死傷者の人数を用いている。しかしながら、遭難者の増減要因は登山者の人数に比例するもので、登山者のうち遭難する者の割合を把握することは困難であること、救助活動等は警察本部の管轄であるため、遭難者が登山届を提出していたのかどうか等の県の事業との関係を知りうる立場にないことなどから、死傷者数を県の事業の成果と関連付ける根拠は乏しい。

県は平成 27 年 12 月に長野県登山安全条例を施行し、従来から登山客の安全確保に努めているにも関わらず、遭難による死傷者数は年々増加している。しかしながら、これをもって県の遭難防止対策事業や安全のための普及啓発活動が十分でなかったとはいえない。

県の事業は、安全・安心で楽しい登山環境の確立を目的しているのであるから、安全対策や普及啓発活動など、県の努力に連動する活動やその結果を成果指標にすることが望ましい。

7. 山小屋の公益的機能等応援事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)山小屋公益的機能維持等支援事業 2)山小屋支援クラウドファンディング事業			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	―	―	―	―
決　　算	46,000	45,828	59,820	―

※各年度とも補正予算により事業が実施されている。

② 主な取組の内容

山小屋の公益的機能等応援事業は、新型コロナウイルス感染症が終息を見通せない中で、苦境に立つ山小屋が担う公益的機能を維持するために次の事業を実施している。

1)山小屋公益的機能維持等支援事業

山小屋の特殊性を踏まえた感染症対策を徹底するとともに、物価高等の影響による機能低下を回避するために、一施設当たり40万円の山小屋公益的機能等維持支援金を113施設に給付している。

2)山小屋支援クラウドファンディング事業

ふるさと納税によるクラウドファンディング「信州の山小屋応援プロジェクト」によって集めた寄付金を希望する山小屋に配分するものであり、令和4年度は14,620千円を124施設に均等配分している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

8. 安全登山普及推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)登山ポスト回収事務費補助金 2)長野県登山安全条例及び信州の山の魅力等の広報 3)条例の認知状況、登山計画書の届出状況の把握			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	7,487	8,279	6,636	6,668
決　　算	7,105	7,101	5,519	ー

③ 主な取組の内容

安全登山普及推進事業は、登山計画書を届出しやすくする環境を整備し、長野県登山安全条例及びガイドラインの周知等により安全登山の普及・啓発を行うとともに、信州の山の魅力等を発信するものである。

1)登山計画書回収事務費補助金

登山ポストの設置及び登山計画書の回収は、従来各地区の山岳遭難防止対策協会が実施していたが、平成27年の長野県登山安全条例の施行による登山計画書の提出義務化に伴い、県は、各地区の山岳遭難防止対策協会等と協定を締結し、共同で登山計画書の回収・管理を行うこととなった。

協定により、県は、各地区山岳遭難防止対策協会の登山計画書を印刷し、同協会が回収した登山計画書を管理・保管する責任を負っている。山岳遭難防止対策協会は、登山ポストへ登山計画書を設置し、投函された登山計画書を回収して県に引き渡すことや、遭難救助時の情報提供について責任を負っている。

登山ポスト回収事務に要する経費はそれぞれの分担の実施にかかる経費を負担するが、登山計画書の回収事務費は県が一部を負担することとなっており、登山ポストからの登山計画書回収費用について1か所あたり5万円を上限に補助するものとし、令和4年度は94カ所の登山計画書の回収費用を支援している。

2)長野県登山安全条例及び信州の山の魅力等の広報

条例の周知、安全な登山の啓発及び信州の山の魅力を発信するために、令和4年度はWebセミナーを1回(参加者342人)、登山用品店等スタッフ向け講習を4回(延べ178人)実施している。

3)長野県登山安全条例の認知状況、登山計画書の届出状況の把握

条例の認知状況や登山計画書の届出状況等を把握するために、各地域振興局と連携し、アンケートを実施している。

なお、平成30年度から令和4年度までの登山計画書の届出状況は次表のとおりである。

表　登山計画書の届出状況　　（単位:件）

届出方法	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
インターネット	49,957	56,914	69,268	140,155	199,567
（県の電子申請）	（11,861）	（12,518）	（11,943）	（15,262）	（16,957）
登山ポスト	169,635	159,371	101,435	109,932	117,372
郵送・持参・FAX	2,313	2,493	890	1,419	1,938
合計	221,905	218,778	171,593	251,506	318,877
届出登山者数（推計）	526,642	496,766	336,368	493,575	647,578

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

① 登山計画書の義務化と安全意識の普及・徹底ついての登山者への更なる周知について（意見 18）

登山者数を正確に把握できないことから、登山計画書提出義務の履行状況（提出割合）を把握することは困難である。しかしながら、登山計画書の提出数の増加や、アンケート回答数の増加は、登山計画書の項目やアンケートの内容が登山者の安全に対する意識や、登山者の遭難リスクに対する自覚を高めることになり、結果として遭難者数の抑制につながるものである。

県は、山岳遭難防止対策協会と協力し、登山口の登山ポストを維持管理し、登山計画書の回収に努めている。印刷された登山計画書の配置が効率的でない登山口にも、県の登山計画書の電子申請窓口の QR 化や義務化の周知等の PR など、今後もより多くの登山者からのアンケートの回収に努め、登山者の安全登山に対する意識の啓発に努めていくことが望ましい。

② 登山計画書回収事務費補助金の性質と事業の実施主体について（意見 19）

登山計画書回収事務費補助金は、各地区の山岳遭難防止対策協会が登山ポストに投函された登山計画書を回収して県に提出するための通信費、交通費や人件費などの経費に充当される。

登山計画書の回収は、県と各地区の山岳遭難防止対策協会との役割及び責任を明確したうえでの共同事業として実施されるものであり、山岳遭難防止対策協会自らの単独事業ではないため、県による登山計画書回収事務費の提供は補助金にはあたらず、県が協定に基づき負担すべきものとして、負担金に該当すると考える。県においては、登山計画書回収事務費補助金の取扱いを再検討する必要がある。

9. 信州登山案内人利用促進事業費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)信州登山案内人試験及び登録事務 2)既有資格者の資質向上			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	5,477	3,750	3,856	4,694
決　　算	5,018	3,127	3,028	―

② 主な取組の内容

信州登山案内人利用促進事業費について県は、信州登山案内人条例により平成24年度から信州登山案内人の資格を定め、登録事務及び試験を実施している。令和4年までに11回実施され、延べ合格者数は 225 人となった。また、試験合格後も、信州登山案内人としての知識や技能の維持向上のため、座学・実技研修を行っている。

表 信州登山案内人試験等の概要

事業	内訳	決算額	令和4年度の実績
信州登山案内人試験及び登録事務	信州登山案内人試験の実施 試験委員会議2回 信州登山案内人の登録事務	2,382千円	受験者46人、合格者25人 新規登録29名、更新142名
信州登山案内人の資質向上研修の実施		660千円	実地研修8回117人受講 座学研修2回176人受講

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

10. 山岳総合センター管理運営事業費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	山岳高原観光課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)山岳総合センター指定管理			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	26,239	26,471	28,099	26,766
決　　算	26,627	26,899	28,592	ー

② 主な取組の内容

1)山岳総合センター管理運営事業費

県は、北アルプス地区の長野県大町市に、山岳に関する研究及び調査、安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他山岳活動に関する教育、野外活動に関する普及を行うため、山岳総合センターを設置している。

山岳総合センターは、一般社団法人長野県山岳協会事業管理を指定管理者として運営されている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

11. 観光おもてなし推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)おもてなし県民大会の開催 2)信州まごころトイレの表彰			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	1,735	1,608	1,080	ー
決　　算	707	1,469	1,078	ー

② 主な取組の内容

1)おもてなし県民大会の開催

これまで養成してきた県内各地のおもてなしマイスターと連携し、県民誰もが参加できる「おもてなし」の取組の啓発イベントを開催している。また、開催月である 11 月を「おもてなし月間」として本事業の取組を集中的に PR し、普及を図っている。

おもてなしマイスターは 218 名まで増えている。おもてなしマイスターの養成は令和 3 年度で終了しているが、今後は同地域に根ざしていく形でフォーラムを開催するとしている。

2)信州まごころトイレの表彰

おもてなし県民大会の機会を活用し、これまで認定してきた信州まごころトイレ(103 件)の中から優れた取組を表彰することで、モチベーションの向上、優良事例の横展開を促進している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

12. 観光業就業促進・生産性向上対策事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主な取組	1)観光業ビジネスモデル改革実践セミナーの開催 2)観光業就業促進・生産性向上協議会の運営			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	14,171	5,744	1,402	7,658
決　　算	3,374	5,139	1,203	ー

② 主な取組の内容

1)観光業ビジネスモデル改革実践セミナーの開催

県内の「足腰の強い」経営を目指す観光事業者を対象に、生産性向上や新たな価値創出に向けた経営・ビジネスモデル改革の第一歩として、経営知識・ノウハウや先進事例等を学びながら、自社の中長期的な事業構想の具体化に向けて支援をすることを目的とし、民間のコンサルティング会社への委託により、次表の全3回のセミナーを開催している。

表 観光業ビジネスモデル改革実践セミナー

	テーマ	主要な内容	参加者数	満足度(※)
第1回	現状分析	収益分析・バリューチェーン・3C	16名	78%
第2回	経営戦略・ビジネスモデル	事例紹介・SWOT分析	12名	74%
第3回	マーケティング	事例紹介・STP・4P/4C	11名	86%

※満足度:大変満足又は満足

2)観光業就業促進・生産性向上協議会の運営

コロナ禍により一転した県内観光事業者の雇用情勢を踏まえ、人材の育成・確保、生産性向上等の今後必要となる支援策について、官民連携で具体的取組を支援する事業である。具体的にはヒアリング等により観光業の人材確保や働き方改革、生産性の向上等に向けて必要な取組を調査している。

令和4年度は、各地域観光局、観光協会等の11団体を対象として、観光関連団体における人材確保等に関するアンケートを実施しており、宿泊業、タクシー事業者など23事業者を対象として、観光関連産業における人材確保等に関するアンケートを実施している。

表 観光アンケートの実績

観光関連団体における人材確保等に関するアンケート		観光関連産業における人材確保等に関するアンケート	
対象団体数	回答件数	対象事業者数	回答件数
11団体	5団体	23事業者	14事業者

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 人材確保に向けてのアンケート結果のフィードバックについて(意見 20)

観光関連団体及び観光関連事業者へのアンケートが実施されており、FAX 他文書またはヒアリングで一定数の回答を入手している。具体的には、回答者の団体・企業の状況、人手不足感・求人意欲、採用活動状況、離職・定着促進等を文書あるいはヒアリングにより回答を入手している。

当該回答は、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、状況の変化がある中で人材確保やそのニーズをキャッチアップするために大変意義ある取組と考えるが、県としての当該アンケート調査結果を取りまとめるための文書化が実施されていなかった。

県が直接実施している事業であり、事業担当者は当該結果の内容が把握されたものと考えられるが、集計等の取りまとめ、及びその内容を踏まえた結果報告がなされておらず、県にとっては支援・振興の対象となる団体・事業者の協力のもとに実施した調査の意義が没却される。

アンケート結果から県の観光産業としての人材確保等の課題抽出がなされ、現状認識が共有されるとともに、今後取り組むべき政策、事業を策定する際の有益な情報を提供するものとして、事業結果の総括が文書化されるなど適切なフィードバックが望まれる。

県がアンケートを実施する場合には、結果を取りまとめて文書化し、必要に応じて公表する必要がある。

② アクションプランの実行について(意見 21)

県は、部門横断的に長野県就業促進・働き方改革戦略会議を実施しており、分野別のアクションプランを策定している。

当該施策に対して、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業環境が変化している最中のため、実施を全取組について見送っているとの状況報告がなされている。令和4年度においては、ビジネスモデル改革 実践セミナーにおいての事業者向けの大枠での人材戦略策定支援に留まっており、観光関連事業への具体的な就業促進のための直接的取組は実施されなかった。

新型コロナウイルスの 5 類移行もあり、一時的に悪化していた需要が急回復したため多方面で供給が追い付かない状況が続いている。とりわけ、観光業においては、インバウンド消費の拡大が顕著となるなか、企業の人手不足感が増加している。

県においては、アクションプランにおいて、受け皿となる宿泊業等の就業促進及び外国人材の活用のための施策が急務であり、対応を進めていく必要がある。

産業分野別のアクションプラン
（観光産業）

取組の方向性１　若者や移住希望者等の就業促進

○ 県と長野県観光機構は、地域が連携したインターンシップの受入を促進するため、観光インターンシップ推進員によるきめ細かなマッチングを実施する。
○ 県は、つながり人口を活用して観光地域の活性化をリードする人材の発掘・養成を行うため、「丸の内朝大学」に長野県の観光業の就業促進・生産性向上等に関する講座を開設する。

取組の方向性２　労働生産性の向上

○ 県及び観光事業者は、連携してＡＩ・ＩｏＴの活用、構造的問題への方策等具体的な取組を推進するため、「観光業就業促進・生産性向上協議会」を開催する。

取組の方向性３　外国人材の活用

○ 県は、観光分野で活躍する外国人材を確保するため、海外現地における採用面接会のほか、留学生向けワークショップや交流会を開催する。
○ 県は、外国人材の受入意識の改革や地域の定着を図るため、観光事業者向けセミナーを開催する。
○ 県及び観光事業者は、連携して外国人材の受入れ環境整備について具体的な取組を推進するため、「観光業就業促進・生産性向上協議会」を開催する。

（出典:「長野県就業促進・働き方改革アクションプラン」詳細版　P20）

13. ユニバーサルツーリズム推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)受入環境づくり（人材育成・モデルコースの機能強化） 2)信州ユニバーサルツーリズムの発信強化			
（単位：千円）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	2,860	2,860	3,198	5,163
決　　算	1,377	2,781	2,540	ー

② 主な取組の内容

1)受入環境づくり (人材育成・モデルコースの機能強化)

次の事業を信州大学と共同で取り組んでいる。

ア. 実務レベル人材育成強化

宿泊事業者、観光事業者、養護学校等教諭等に対し、信州ユニバーサルツーリズム（以下「信州 UT」という。）やインクルーシブ野外教育に係る専門知識を有し、専門機材の運用技術を身に着け、教育指導ができる実務人材育成講座を開講している。

イ. 学習旅行実証実験

既存のモデルコースや実務人材を活用し、野外学習旅行を実施する県内小・中・特別支援学校に対して学習旅行の実証実験を行うことで、課題の明確化と信州 UT の PR に活用している。

2)信州ユニバーサルツーリズムの発信強化

ア. 信州 UT フォーラムの開催

観光事業者、旅行会社等を対象とした各地の UT 商品や専門人材の紹介、実証実験結果や体験者の発表等を行うフォーラムを開催するものである。

イ. 広報・PR 活動

県内外に対しメディアを活用し、全国最先端の信州 UT を、具体的なモデルコースの紹介等を通じて PR し、県が UT の聖地であることを情報発信するものである。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

14. Japan Alps Cycling ブランド構築事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)Japan Alps Cycling プロジェク ト負担金			
（単位：千円）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	7,920	4,400	4,400	3,000
決　　算	3,874	4,400	4,150	―

② 主な取組の内容

1)Japan Alps Cycling プロジェク ト負担金

世界水準の山岳高原リゾートを実現する重要なコンテンツとして自転車の活用による観光地域づくりを進め、県のサイクルツーリズムを Japan Alps Cycling ブランドとして構築するものである。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

15. 信州フィルムコミッションネットワーク推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)信州フィルムコミッションネッ トワーク活動の推進			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	6,537	6,176	6,108	6,108
決　　算	6,000	6,176	6,108	ー

② 主な取組の内容

1)信州フィルムコミッションネッ トワーク活動の推進

県内地域が映画のロケ地・舞台として注目されることにより、「聖地巡礼」等と称される誘客や地域活性化、経済効果などが期待できることから、専門人材の活用や信州フィルムコミッションネットワークの連携等により、県へのロケ地等誘致及びロケ地支援を強化するものである。

観光機構では、信州フィルムコミッションネットワーク連絡会議(SFN)を運営し、市町村フィルムコミッション(FC)や市町村観光協会等と連携を図り、ロケ現場でロケ隊が必要とする各種支援や調整などに取り組んでいる。また、県を舞台とする映画やテレビドラマなどの効果的な情報発信を行っている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

16. 観光誘客促進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)長野県観光マップの作成・配布 2)関係機関への負担金拠出 3)みどりと文化の感動体験ツアー創出事業			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	120,480	24,633	18,685	15,460
決　　算	538,591	4,304,418	14,585	ー

② 主な取組の内容

1)長野県観光マップの作成・配布

県への誘客と周遊の促進を図るため、全県地図に県内の主要な観光地を表記し、裏面に名所・史跡などの解説や食の魅力・特産品等を紹介した長野県観光マップを作成し、旅行者へ幅広く提供している。

長野県観光マップの作成に関しては、県が予算を負担し、観光部観光誘客課が中心となって校正の取りまとめや広告募集、印刷などを担うとともに、各地域振興局、市町村、その他各団体などが校正をするなど、各当事者の連携により作成されている。

表　長野県観光マップの作成状況

発行年月日	部数	表紙	配布部数	印刷単価
H30.3	205,000	富士見高原リゾート	204,780	@15.6
H31.3	196,500	青木湖	195,220	@15.15
R2.3	200,000	姨捨棚田	142,894	@13.49
R3.3	200,000	北陸新幹線E7系としなの鉄道ろくもん	154,877	@13.2
R4.2	200,000	辰野ホタル童謡公園のゲンジホタル	161,047	@13.7
R5.3	110,000	女神のテラス	ー	@21.45

(出典:県作成資料より監査人が取りまとめ)

平成31年に全面改定後概ね年20万部を作成・配布され、その主体は主に観光誘客課、県内10か所の各地域振興局及び地域振興局から各市町村、並びに県外観光情報センター(銀座 NAGANO・名古屋観光情報センター・大阪観光情報センター)において配布される。なお、当年度は11万部発行されている。

表　長野県観光マップの納入数

納入拠点	納入数(部)
長野県観光誘客課	32,000
各地域振興局	72,000
佐久地域振興局	9,000

納入拠点	納入数(部)
上田地域振興局	7,000
諏訪地域振興局	7,000
上伊那地域振興局	6,000
南信州地域振興局	6,000
木曽地域振興局	6,000
松本地域振興局	9,000
北アルプス地域振興局	6,000
長野地域振興局	10,000
北信地域振興局	6,000
県外観光情報センター	6,000
銀座 NAGANO	2,000
名古屋観光情報センター	2,000
大阪観光情報センター	2,000
計	110,000

2)関係機関への負担金拠出

公益社団法人日本観光振興協会、信州シルクロード連携協議会、宙ツーリズム推進協議会に対する負担金拠出を通じ、関係機関との連絡調整、相互連携を促進するものである。

沖縄との官民交流を推進する民間団体(一般社団法人長野・沖縄交流促進機構)への支援を行っている。

3)みどりと文化の感動体験ツアー創出事業

観光産業が新型コロナウイルス感染症の影響からの復興を目指し、日本みどりのプロジェクト推進協議会と連携しつつ今までにない「特別な体験」ができるツアーの造成を支援するものである。

県が観光機構へ負担金を拠出し、観光機構は豊かな自然や多様な歴史・文化資源など、県ならではの強みを活かしながら旅行者ニーズに即したオリジナルで特別感のあるコンテンツの磨上げや、それらを活用した旅行商品造成を支援している。

○メディアトリップ、エージェントトリップ経費への助成
○着地型旅行商品造成商談会の開催
○旅行商品造成経費への助成

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 長野県観光マップの有効活用について(意見 22)

長野県観光マップの作成・配布に関する令和 4 年度の状況は、紙価格等の高騰により単価が大幅に跳ね上がり、概ね前年度以前と同水準の予算額ながら発行可能な部数は減少することとなった。

長野県観光マップは、県の公式の観光マップとして、県全域の地図及び観光にまつわる多くの総合的な情報が記載されており、情報価値は高いものと思料する。しかしながら、県のホームページや県公式観光サイト「Go NAGANO」には長野県観光マップのダウンロード版は開示されていない。他の自治体ではマップ・パンフレット等を Web でダウンロード可能とされているケースも多い。

長野県観光マップについては、作成部数の縮小を踏まえ、さらに環境対策等も鑑み、デジタル・Web 媒体でのマップ等を公開することも意義あるものと考える。

県においては、長野県観光マップがより有効に活用されるよう努めていくことが望ましい。

17. しあわせ信州観光キャンペーン事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)長期滞在・リピーター獲得に向けた観光プロモーションの実施 2)広域観光の促進 3)ツーリズム EXPO ジャパンへの出展			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	20,000	30,000	8,353	26,834
決　　算	20,000	32,986	67,229	ー

② 主な取組の内容

1)長期滞在・リピーター獲得に 向けた観光プロモーションの実施

2022 年度を「信州観光復興元年」と位置づけて、「信州でカラダもココロも深呼吸」をキャッチフレーズとして市町村や観光・交通事業者と連携した観光プロモーションを積極的に展開し、コロナ禍からの観光産業の再生を図ることを目的としている。たとえば、夏・秋・冬の 3 シーズン連続で東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」という。)管内主要駅等でのデジタルサイネージによる情報発信の強化、ノンスキーヤーの若者層に向けた冬の楽しみを提案した「チル旅ナガノ」を活用した新たな客層への訴求や、Go NAGANO 観光ナビゲートセンターの運営などの事業を実施している。

2)広域観光の促進

ア. 旅行商品造成支援

関西圏から北陸新幹線の延伸に併せて県への旅行商品の継続的な造成を促進するため、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 西日本」という。)との連携により北陸新幹線と 2 次交通を利用した募集型企画旅行を対象とした旅行商品造成を支援している。具体的には、県内旅行商品を企画する民間旅行会社を公募により募集し、1 社あたり 30 万円を募集する取組を実施している。

イ. 関西圏からの誘客促進のための観光素材造成・旅行商品造成及びプロモーション

関西圏から北陸新幹線を経由した長野県・新潟県への観光誘客の促進を図るため、JR 西日本が実施する JR グリーンリゾートキャンペーンにより観光素材造成・旅行商品造成及びプロモーションを実施するものである。具体的には、デジタルサイネージを活用して、放映用スライド動画を作成し JR 西日本管内のウエストビジョンにて放映し、関西圏からの誘客を図る取組等を実施している。

3)ツーリズム EXPO ジャパンへの出展

世界最大級の旅の祭典であるツーリズム EXPO ジャパン 2022 に長野県合同ブースとして出展し、主に首都圏からの誘客促進を図るとともに県の魅力発信を実施している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 観光機構内の予算稟議と県予算要求との不整合について(意見 23)

しあわせ信州観光キャンペーン事業は、関西地区から県内を周遊する旅行商品に対して助成することで、県内長期滞在プランの商品造成を促し送客につなげる事業である。

観光機構は、負担金の対象となる経費として予算 150 万円(30 万円／社×5 件)を県へ申請しているが、観光機構内部の予算稟議では 90 万円(30 万円／社×3 件)としており、県への申請額が過大となっている。

同事業内の他の事業及び費目への流用が認められているため実質的な影響は大きくはないが、各事業において予算策定段階での精緻な積算に基づき県に負担金の申請を行い、予算と実績との乖離を適切に把握する仕組みが必要である。

18. アルクマを活用した長野県PR事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)「アルクマ」を活用したプロモーション			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	10,180	6,987	6,721	6,642
決　　算	6,549	4,699	6,654	ー

② 主な取組の内容

1)「アルクマ」を活用したプロモーション

県の魅力を認知させるため、県 PR キャラクター「アルクマ」を活用したプロモーションを展開し、県への誘客促進及びファンの獲得による情報拡散を図ることを目的とした事業である。

現状においてアルクマは、県 PR キャラクターとして幅広い層から人気が高く、県の認知度向上や魅力発信、誘客促進に繋がる広告塔として各種イベントやメディア広報等で活躍しているが、今後のアフターコロナを意識しつつ、効果的なプロモーションを展開していく必要があるとして、次の事業を実施している。

ア. アルクマキャラバン隊によるプロモーション

県内外における観光PRイベントに出演するためのキャラバン隊(「アルクマ」着ぐるみの演者、サポートスタッフの手配)を編成している。

イ. Web サイト、SNS(Facebook、Twitter、YouTube)等での情報発信

Web サイト「アルクマカンパニー」での情報発信、SNS(Facebook フォロー数:5,851 人、Twitter:フォロー数 14,158 人)での情報発信や YouTube での動画配信等を行っている。

ウ. アルクマ着ぐるみの製作

市町村 PR イベントや各種街頭キャンペーン、県の広報事業において、一般企業に貸し出している着ぐるみの経年劣化に伴う新しい着ぐるみを製作している。

エ. 誘客推進員の雇用

アルクマの民間団体等によるイラストデザインの利用促進や各種プロモーションに従事する誘客推進員(1名)を雇用している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

19. 観光情報の戦略的発信強化事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)長野県公式観光サイト「Go NAGANO」のコンテンツ、Web 広告の強化 2)SNS の活用による旅行者参 加型の情報発信			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	23,436	22,000	25,400	112,423
決　　算	17,936	22,000	25,400	―

② 主な取組の内容

1)長野県公式観光サイト「Go NAGANO」のコンテンツ、Web 広告の強化

ア. コンテンツ取材・制作

顧客の関心やトレンドを取り入れた質の高いコンテンツの制作・発信を行うため、観光機構がコンテンツ記事を取材・制作している。

イ. Web 広告の配信

インバウンド向けターゲティング広告の配信により「Go NAGANO」へのアクセスを促進している。

2)SNS の活用による旅行者参加型の情報発信

旅行者の生の声を活かした長野県観光の魅力発信と、継続的な信州ファンの獲得を図るため、SNS を用いた誘客キャンペーン事業を実施するものである。

「Go NAGANO」メールマガジン会員新規登録キャンペーンの実施及びキャンペーン告知のためのSNS 広告配信等を行っている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

20. MICE誘致促進事業及びスポーツコミッション運営事業

(1)概要

① 事業概要

1） MICE 誘致促進事業

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1）MICE誘致推進員の配置 2）MICE誘致に向けた情報発信の強化 3）MICE誘致促進事業補助金			
（単位：千円）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	11,981	7,929	7,931	8,106
決　　算	3,953	5,543	6,045	―

2） スポーツコミッション事業

1） 項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	市町村、観光協会等と連携し、国内外からスポーツ合宿等を誘致			
（単位：千円）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	7,265	6,660	1,556	1,556
決　　算	4,665	4,182	706	―

②主な取組の内容

1）MICE誘致推進員の配置

ア. 長野県におけるMICEの定義

MICE とは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称である。

県の MICE 誘致促進事業補助金交付要綱では MICE の定義を次表のように定めている。

表 MICE の定義

項目		内容
①	企業等の会議	企業等の会議、大会、研修会等の会合
②	国際会議	国際機関や政府機関、団体、学会等が開催する大規模会議
③	展示会、見本市、イベント	国際見本市、展示会、博覧会といったエキビションやスポーツ・文化イベント等

項目		内容
④	報奨・研修旅行	企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行
⑤	スポーツ合宿	各国競技連盟等が行う事前合宿や集中的なトレーニングを行うための強化合宿

MICE 誘致促進事業はMICE 誘致基盤強化事業ともいわれ、市町村等との連携により、県にMICEを誘致することにより、県の国際的な知名度を向上させ、県内への交流人口拡大による地域経済の活性化を図ることを目的としている。

イ. MICE誘致推進員の配置に関する県の負担

県は、MICE を誘致するため、観光機構が採用するMICE 誘致推進員の人件費を負担している。

観光機構は、首都圏総合活動拠点(銀座 NAGANO)に MICE 誘致推進員を配置し、市町村、宿泊事業者等と連携して県内への誘致推進を図っている。

表 MICE誘致推進員(スポーツ合宿。MICE誘客担当)の活動実績

訪問実績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	関係団体等訪問延数	130 回	194 回	611 回
	来所社(者)対応数	10 回	10 回	21 回
	訪問等延回数	140 回	204 回	632 回
スポーツ合宿等誘致実績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	合宿誘致件数	2 件	8 件	15 件
	延宿泊者数	244 人泊	1,084 人泊	2,140 人泊
会議・イベント等誘致実績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	誘致件数	1 件	1 件	1 件
	延参加者数	200 人	2,500 人	2,500 人

2)MICE誘致に向けた情報発信の強化

○日本コングレス・コンベンション・ビューロー(JCCB)との連携

日本政府観光局(JNTO)及び全国のコンベンション組織と情報共有を図るとともに、連携して MICE 誘致を図っている。

○データライブラリーの購入

MICE 誘致活動を効果的に行うため、株式会社ジェーシービー(JCB)が販売する国内外の会議情報を掲載した「データライブラリー2022」を購入している。

○国際 MICE エキスポ(IME2023)への出展

日本最大の MICE 商談イベントである「国際 MICE エキスポ」に出展し、MICE 主催者への誘致を行っている。

3)MICE誘致促進事業補助金

県内で開催されるMICE の主催者に対して事業経費を補助し、市町村と連携して支援を行っており、令和 4 年度は 2 件の補助を行っている。なお、補助対象となる MICE は、参加国が日本を含め 3 か国以上

であるか、国外参加者数が 10 名以上かつ県内での延べ宿泊人数が一定以上である MICE である。

4)スポーツコミッション運営事業

県は、市町村、長野県スポーツコミッション顧問等と連携し、国内・国外からの強化合宿等の誘致を連携している。

MICE 誘致促進事業とスポーツコミッション運営事業の取組と令和 4 年度の実績は次表のとおりである。

表 MICE 誘致促進事業とスポーツコミッション運営事業の取組と令和 4 年度の実績

事業名	実施主体	取組の概要	令和 4 年度の実績
MICE 誘致促進事業			
MICE 誘致推進員の配置	観光機構	MICE を県内に誘致するため、推進員を配置し、市町村、宿泊事業者等と連携して県内への誘致を推進	県に対し推進員の人件費を負担金として支出
MICE 誘致における情報発信の強化	県	日本政府観光局や全国のコンベンション組織等と情報共有を図ると共に、連携して MICE 誘致活動を実施	MICE 商談会への出展 1 件
MICE 推進促進補助金	県	市町村等と連携のもと、県内で開催される MICE の開催経費を支援	MICE 開催経費補助 2 件 2,000 千円
スポーツコミッション運営事業	県	市町村・観光協会等と連携し、国内外からスポーツ合宿等を誘致	合宿ガイドの作成、MICE 誘致活動推進員によるスポーツ合宿誘致件数 15 件

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

21. スノーリゾート等満喫事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)冬のアクティビティ利用の促進 2)スノーリゾートにおける受入環境整備への支援 3)「スノーリゾート信州」プロモーション委員会負担金			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	389,869	223,512	※ー	ー
決　　算	358,673	131,237	1,139,574	ー

※補正予算 940,887 千円により事業が実施されている。

② 主な取組の内容

1)冬のアクティビティ利用の促進

本事業は、雪不足やコロナ禍により過去3シーズンにわたって深刻な影響を受けているスキー関連産業や体験・レジャー施設等の利用を促進し、冬の旅行需要の喚起と地域経済の活性化を図ることを目的としている。

現状、県内スキー場の延べ利用者数はコロナ前の 7 割程度であること、スキー場利用者の 6 割が休日利用であることや日帰りの利用者が多く、地域での宿泊に結び付いていないことなどを踏まえ、県内のスキー場リフト券やアクティビティ商品をオンライン予約サイトで割引販売する、あるいは、予約サイトでリフト券及びアクティビティ商品を販売する事業者に対し、販売手数料の全額支援などを実施している。

2)スノーリゾートにおける受入環境整備への支援

エネルギー価格の高騰や新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けたスノーリゾートにおける新規客層への訴求、インバウンドの利便性向上、DX の推進等による生産性向上を図るため、県内の索道事業者が実施する各種受入環境の整備に必要な費用の一部を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、観光機構が、県から補助金の原資と事務費の補助を受け、その予算の範囲内で県内の索道事業者に対し、スノーリゾート受入環境整備支援事業補助金により交付するものである。

スノーリゾート受入環境整備支援事業補助金は、県内索道事業者が行う利用客の利便性向上や生産性向上、人手不足対策を目的とした DX 推進やインバウンド対応等の機材購入や予約システム構築費用等を支援するもので、令和 4 年度の支援索道事業者数は 32 者、支援額は 57,835 千円である。

スノーリゾート受入環境整備支援事業補助金の補助対象期間は令和 4 年 11 月中旬から令和 5 年 3 月まで、補助率及び補助上限額は次表のとおりである。

表　補助率及び補助上限額

項目	内容
平均収入額　5 千万円未満　上限 200 万円	いずれも補助率 1/2 以内
平均収入額　5 千万円以上 3 億円未満　上限 300 万円	
平均収入額　3 億円以上　上限 500 万円	

3)「スノーリゾート信州」プロモーション委員会負担金

「スノーリゾート信州」プロモーション委員会は、平成 23 年度の長野県スキー発祥 100 周年を契機に、県内のスキー振興に携わる関係者により、県内スキー場の利用者拡大に向けた取組を行うとともに、次の 100 年に向けたスキーを中心とするスノーリゾートとしての振興策に取り組むことを目的として発足している。令和 5 年 8 月現在、県、市町村、観光協会、スキー関連団体、企業など 67 団体で構成されている。

同委員会は、「信州観光復興元年」に合わせたプロモーションとして「冬の信州ときめき観光キャンペーン」を展開しており、そのほか、イベントの開催や、デジタル広告を実施している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 営業期間と補助対象期間との整合性について(意見 24)

スノーリゾート受入環境整備事業支援事業補助金は、県内索道事業者が行う利用客の利便性向上や生産性向上、人手不足対策を目的とした DX 推進やインバウンド対応等の機材購入や予約システム構築費用等を支援するものである。県内の索道事業者の 8 割にあたる 67 事業者が合計 176 百万円を申請すると仮定していたが、実際には 32 事業者による 57 百万円の申請に留まった。その原因の一つとして、補助事業の内容と補助対象期間がスノーリゾートのスケジュールと整合していないことがある。

補助対象となる事業の実施内容は、リフト搭乗口の自動改札化、レストハウス等のスマートオーダー、決済システムの導入、シャトルバス運行システム開発などが挙げられ、これらはスキー場の営業期間中に実施することは困難な事業である。県内のスノーリゾートは、11 月下旬から積雪状況により順次営業が開始し、3 月末から順次閉業するため、11 月下旬までには営業開始のための準備が完了している必要がある。しかしながら、当該補助金の補助対象期間は 11 月中旬から 3 月末までと、営業期間と同じであり、環境整備のために、季節産業であるスノーリゾートの営業を一時的に中止することは現実的ではなく、通常の営業に支障のない範囲内での環境整備に留まらざるを得ない。

当該補助金は補正予算により決定したものであるため、補助対象期間が遅れていることが要因の 1 つではあるが、来期の営業開始に合わせた環境整備とすることや、営業しながら実施可能な内容の補助を行うことも可能であったと考える。

スノーリゾートの整備に対する補助など季節性の高く、営業できる期間が限られている産業に対する補助は、通常の営業に支障のない適切な内容と適切なタイミングで実施する必要がある。

② 雪を確保するための持続可能な支援体制について（意見 25）

県は、冬季に観光客等を呼び込むためにスノーリゾートの受け入れ環境を整備し、リフト券の割引販売などのスノーリゾート満喫事業を積極的に展開している。

スノーリゾートには、気候変動による雪不足のため、営業開始時期の遅れや、滑走可能日数の減少などのリスクがある。

また、雪不足で悪天候等により、スノーリゾートで行われる大会などが中止となる事例も見受けられる。

公益財団法人長野県スキー連盟のホームページによると、令和 4 年から令和 5 年にかけての冬季シーズンは、長野県フリースタイルスキー選手権大会や第 51 回志賀高原距離競技大会等の複数の大会が雪不足のために中止となっている。これにより、大会関係者が利用する宿泊施設の予約もキャンセルとなった可能性は高く、近隣の宿泊施設や飲食店、道の駅などの、関係者の立ち寄り施設も含めた経済的ダメージは大きいと推測される。

このような状況が今後も生じる可能性を考慮した上でスノーリゾートの持続を図るのであれば、県をはじめとする外部からの一定の支援は今後も必要と思われる。

県は、これまでに実施した受入環境整備支援などにおいて、高性能な降雪機の導入など雪を確保していくために必要な設備の導入なども行っている。また、スノーリゾートが継続的に経営を進めていくためにノンスキーヤーの確保や夏季における誘客に向けた支援も実施している。さらに、スノーリゾートの再構築に向けた有識者懇談会も令和 5 年度に実施している。

県においては、上記の取組も踏まえ、今後も、スノーリゾートに対して持続可能な支援に努めていくことが望まれる。

22. 国内誘客回復緊急事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)「信州割 SPECIAL」(県民割・近隣県割)事業(R3.6～R4.10.10) 2)全国旅行支援事業(R4.10.11～R5.6.30)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	―	―	―	7,113,233
決　　算	258,027	133,206	29,671,464	―

② 主な取組の内容

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて大きな影響を受けている観光産業を支援するため、国内在住者(在留外国人を含む。)を対象とした宿泊旅行代金、日帰り旅行代金の割引を行う事業者、及び観光クーポンの配付により利用料金の割引を行う事業者に対し、支援を実施するものである。

1)「信州割 SPECIAL」(県民割・近隣県割)事業(R3.6～R4.10.10)

割引対象者は、県内及び隣接県及び観光庁が定める地域ブロックの都道府県内に居住する者で、割引額は次表のとおりである。なお、観光クーポンについては、「**2)全国旅行支援事業**」で説明する。

表 割引額

1 人 1 泊あたり旅行代金	5,000 円～10,000 円未満	10,000 円以上	＋観光クーポン
割引額	2,500 円	5,000 円	2,000 円

全期間における割引販売数は 2,161,271 件、割引額は 9,435 百万円であった。

2)全国旅行支援事業(R4.10.11～R5.6.30)

長野県全国旅行支援事業(「信州割 SPECIAL(全国旅行支援)」事業は、国内在住者の宿泊施設を利用する旅行代金の割引、日帰り旅行代金の割引及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の割引を実施するものとする。

【対象事業者】

長野県全国旅行支援事業実施要綱における支援金の交付の対象となる者は、次のとおりである。

ア. 宿泊を伴う旅行

○登録申込時点において現に旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けている長野県内の施設
○登録申込時点において現に住宅宿泊事業法第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設
○旅行業法第 3 条に規定する登録を受けた事業者

イ. 日帰り旅行

○旅行業法第３条に規定する登録を受けた事業者

ウ. 観光クーポン

○長野県内に所在する施設（ただし、長野県外であっても、長野県内の観光地と連続した同一の観光地内に所在する施設のうち、特に長野県及び事務局が認めたものを含む）で、主に観光客が利用するアクティビティ・体験施設、土産物店、または飲食店を運営する事業者であり、当該観光クーポンを使って料金精算ができる者。または飲食店においては、食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受けている者。スポーツ・体験施設においては、必要な資格を取得し、事故発生時にバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入している者。その他次表に記載のある者。

対象となる施設種別	例示
アクティビティ ・体験施設	
工芸体験	陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリー・紙すき　等
織物体験	機織り・藍染　等
乗り物体験	ボート・カヤック・自転車　等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子　等
アウトドア スポーツ体験	ラフティング・船下り ・パラグライダー・気球・ハンググライダー・川下り ・釣り堀・ BBQ、ボルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場　等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ　等
果物狩り ・観光農園	さくらんぼ狩り ・ブルーベリー狩り ・野菜の収穫体験　等
博物館等	博物館・美術館・動物園・テーマパーク（遊園地）　等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店　等
リゾートテレワーク体験	コワーキングスペース ・ 宿泊施設等のワークスペース　等
レンタカー	レンタカー（観光目的で利用するもの）
土産物店	
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅・スーパーマーケット・ ドラッグストア・ホームセンター・コンビニエンスストア等
飲食店	
飲食店 ※主として観光客が利用する飲食店	飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店（イートインスペースを保有する施設） ・居酒屋
公共交通事業者	
公共交通事業者 ※主として観光目的で利用するものに限る	バス、 タクシー、 鉄道
燃料小売店	
ガソリンスタンド	ガソリンスタンド

○長野県内に事業所又は営業所がある公共交通事業者のうち、観光目的での利用に対して当該観光クーポン券を使って料金精算ができる者。

【支援金対象経費】

ア. 旅行代金の割引の対象経費は、県内の宿泊旅行代金または日帰り旅行代金とする。ただし、日帰りの旅行の対象は、次の A)～C)の全てに該当するものに限る。

㋐主たる目的地が長野県内であること。

㋑次に例示する運送サービス及び旅行サービスをそれぞれ１つ以上組合わせた旅行商品であること。

項目	内容	例
(1)運送サービス	旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている往復の運送サービス(複数の運送サービスの組合せも可)	・航空 ・鉄道 ・船舶 ・タクシー ・バス
(2)旅行サービス	旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティ等(運送・宿泊以外の旅行サービス)	・食事、 飲み物 ・ゴルフ ・現地レンタカー ・日帰り温泉券 ・リフト券

㋐旅行催行者又は旅行会社から委託を受けた者において、旅行者に対し、第 4 条第 2 項 4 号に定めた確認を旅行当日に行うこと。

イ. 観光クーポン対象経費は、対象事業者においてアクティビティ・体験、土産物の購入、飲食、及び交通費等の料金を割り引くものとする。

【旅行代金等の支援金額】

ア. 旅行代金の支援金額は次のとおりである。

対象期間	最低旅行代金等（1人あたり）				販売補助金適用率	販売補助金の上限額（1人あたり）		
	宿泊		日帰り			宿泊	宿泊（交通付）	日帰り
	平日	休日	平日	休日				
R4.10.11～R4.12.27	5,000円	2,000円	5,000円	2,000円	旅行代金の総額の40%	5,000円	8,000円	5,000円
R5.1.10～R5.6.30	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	旅行代金の総額の20%	3,000円	5,000円	3,000円

イ. 旅行代金の割引とセットになった観光クーポンの支援金の額は次のとおりである。 ただし、日帰り旅行に限り、全部または一部の日帰り旅行で観光クーポンを配布しないことも認めるものとする。

宿泊	
平日	休日
3,000 円	1,000 円
2,000 円	1,000 円

ウ. 令和 5 年 1 月 10 日から令和 5 年 6 月 30 日までの宿泊・催行分の旅行においては、原則として、旅行者のスマートフォンを活用した電子クーポンを付与する。ただし、スマートフォンを持たない者等電子クーポンの付与ができない者に限り、紙による観光クーポンを配付することも認めるものとする。

エ. 宿泊を伴う旅行における支援金の上限泊数は、1 旅行予約単位で 7 泊分とする。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

23. 体験型修学旅行誘致促進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)体験型修学旅行誘致促進事業			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	0	0	233,100	―
決　　算	0	0	93,497	―

② 主な取組の内容

1)体験型修学旅行誘致促進事業

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、教育旅行の延期、方面変更が今年度も図られる可能性がある中で、県内で行われる体験型修学旅行等の誘致の促進を図るため、体験型修学旅行等におけるSDGs体験学習の実施に要する経費又は合宿の催行に要する経費に対する補助を行うもので、令和4年度は584件の学習旅行の誘致を行っている。

ア. 補助対象経費及び補助額

体験型修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱第5条が定める補助対象経費及び補助額は次表のとおりである。

表 補助対象経費及び補助額

	対象経費	補助額等
修学旅行等	SDGs体験学習の実施に要する経費のうち、次にあげるもの(引率職員の負担分を除く)	
	○体験料、施設入場料及び利用料 ○ガイド料、指導料、謝金、委託料及び旅費 ○資料作成に係る印刷製本費 ○企画料	参加児童等49人以下　上限5万円以内 参加児童等50～99人　上限10万円以内 参加児童等100～299人　上限20万円以内 参加児童等300人以上　上限30万円以内
合宿	催行に要する経費	参加児童等1人当たり1,000円 ただし1旅行当たり30万円を限度とする。

イ. 補助対象者

補助対象者は体験型修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱第3条において、「学校から依頼を受けて長野県内の体験型修学旅行等を手配する旅行会社とする。ただし、学校が自らSDGs体験学習又は合宿を手配する場合は学校とし、大学、短期大学、専門学校等に属する団体が合宿を手配する場合は、団体の代表者とする。」と定められている。なお、旅行業者は旅行業法により旅行業の登録を受けた者とされている。

ウ. 令和4年度の実績

令和4年度の実績は次表のとおりである。

表　令和4年度の実績

区分	体験型修学旅行等		合宿		合計	
県内	53件	5,475,400円	2件	270,000円	55件	5,745,400円
県外	257件	40,346,900円	272件	24,305,000円	529件	64,651,900円
小計	310件	45,822,300円	274件	24,575,000円	584件	70,397,300円
事務費						23,100,000円
合計						93,497,300円

(2)監査の結果

① 補助金が適切に使用されていることを確認する手続の不備について(結果 7)

体験型修学旅行等誘致促進事業補助金について同交付要綱は、補助対象経費については、修学旅行等は、体験料、施設入場料や企画料等、合宿は催行に要する経費としている。また、補助対象者については、学校から依頼を受けて長野県内の体験型修学旅行等を手配する旅行会社とし、学校や団体が自ら手配あるいは催行する場合は当該学校や団体を補助対象者としている。

補助金の申請・交付決定に関する各種資料を閲覧したところ、学校または団体自らが申請した事例は数件に留まっており、ほとんどが旅行会社による申請であった。

旅行会社による補助金の申請のうち任意の50件について、旅行会社から提出を受けた実績報告書と、旅行会社が学校等に宛てた旅行代金の明細書、精算書、請求書等を閲覧したところ、49件は修学旅行等の旅行代金や合宿の催行費用から県の補助金が控除されていることを示す記載がなく、県の補助金がどのように利用されているのかを確認できない状況であった。

49件の内訳は、市区町村の補助金と全国旅行支援事業の支援金は旅行代金から控除されているものの県の補助金のみが控除されていないケースが1件、補助金や支援金の記載がなく旅行代金がそのまま学校等に請求されているケースが48件であった。

旅行会社に対して補助金を交付する場合は、当該補助金はどのように使用され、補助目的が達成されたかどうかを確認する必要がある。そのことが確認できる書類を入手しておく必要がある。

表　県補助金のみが控除されていない旅行代金請求書兼内訳書

項目	単価・人数	料金(円)
ご旅行代金	41,019円×205名	8,408,895
追加・払戻項目		
○○市補助金(2泊)	△9,400円×202人	△1,898,800
○○市補助金(1泊)	△4,700円×　3人	△14,100
全国旅行支援事業	△1,725,940	△1,725,940
リフト代、保険料等		2,431,925
費用合計		7,201,980
既受領額		9,020,000
差引合計	ご返金	1,818,020

(出典:「ご旅行代金・保険料追加・払戻し計算書(受注型企画旅行契約用)」より監査人が作成)

(3)監査の意見

① 補助対象ごとの補助金額及び件数の把握について(意見 26)

体験型修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱では、補助対象者を、学校から依頼を受けて長野県内の体験型修学旅行等を手配する旅行会社とし、学校や団体が自ら手配あるいは催行する場合は当該学校や団体を補助対象者としている。県は、令和 4 年度に 584 件の補助を行っているが、旅行会社に対する補助と学校や団体に対する補助がそれぞれ何件あるのか、その内訳を把握していない。補助金の利用状況を把握し、その効果を測定するためにも、補助対象者の状況を把握しておく必要がある。

24. インバウンド誘致促進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課・国際観光推進室			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)観光機構が中心となって実施する海外からの誘客プロモーション 2)各種団体との連携による海外からの誘客プロモーション 3)訴求力の高い体験型観光コンテンツの造成			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	71,858	51,452	50,173	92,463
決　　算	50,035	50,058	51,230	ー

② 主な取組の内容

本事業は、「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」に基づき、安心・安全対策、長期滞在、リピーターの確保に重点を置くとともに、自然・アウトドア・異文化体験コンテンツ等をフックに、観光機構が中心となってマーケティングに基づくプロモーションを展開することにより、訪日外国人旅行者の長期滞在の促進、1人当たりの消費単価の増加、リピーターの獲得を図ることを目的として、次の事業を実施している。

1)観光機構が中心となって実施する海外からの誘客プロモーション

観光機構が中心となり、オンライン観光セミナー等のデジタルプロモーション、メディア招請等の誘客プロモーションを実施している。

2)各種団体との連携による海外からの誘客プロモーション

広域連携DMOである一般社団法人中央日本総合観光機構などとの連携による広域的な誘客プロモーションを実施するものである。

3)訴求力の高い体験型観光コンテンツの造成

北陸信越運輸局事業と連携し、アドベンチャートラベルガイドの養成やアドベンチャートラベルガイド商品の造成及び販売を実施するものである。観光機構に負担金を支出して実施されている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

25. インバウンド支援センター設置事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課・国際観光推進室			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)二次交通の利便性向上 2)観光機構内にインバウンド支援センターを設置 3)受入環境整備のための取組			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	23,447	13,921	17,074	12,214
決　　算	17,877	13,921	12,553	ー

② 主な取組の内容

本事業は、インバウンド再開を見据えて、官民一体となった情報発信の強化とともに受入環境整備の促進を図るため、様々な課題にワンストップで対応する「インバウンド支援センター」を設置し、効率的・効果的に情報発信を行うことを目的として、次の事業を実施している。

1)二次交通の利便性向上

外国人旅行者の観光地移動に係る利便性向上のため、大手経路検索サービスに対応した交通事業者の公共交通データ整備を支援するものである。なお令和 4 年度は、事業すべてを交通政策課にて実施したため、観光部予算は不執行となっている。

2)観光機構内にインバウンド支援センターを設置

国際観光情報発信員が県内観光地を訪問し、外国人の視線で観光資源の発掘やモデルコースの策定を行い、県公式観光サイト「Go Nagano」や Facebook、Instagram 等の SNS を活用して多言語による情報発信を実施するものである。

3)受入環境整備のための取組

本県を訪れる外国人旅行者が安心して観光できる環境を整備するため、24 時間・19 言語対応の「NAGANO 多言語コールセンター」の設置・運営や、インバウンドに係る接遇等受入環境整備に資するセミナーなどを実施している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

26. インバウンド需要緊急回復対策事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	観光誘客課・国際観光推進室			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)新規ツアー造成に対する支援 2)旅行会社及びメディア関係者の視察支援 3)海外旅行博出展 4)デジタル広告 5)訪日教育旅行関係者の招へい			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	―	―	―	―
決　　算	―	―	20,088	―

② 主な取組の内容

令和4年度の6月補正予算にて、外国人観光客の入国制限(いわゆる水際対策)が緩和されたために、インバウンド需要を喚起するための施策を観光機構への負担金事業として事業化したものである。

1)新規ツアー造成に対する支援

観光機構は、県の負担金を原資として、春節、スキーなど短期に大きな需要が見込める台湾、東南アジア(タイ)をターゲットに、新たに滞在型の旅行商品を造成し、送客した旅行会社に対し宿泊数に応じた助成を実施している。

実績として計5本の県内向けツアー旅行に対して487人分の助成を実施している。内訳はタイ3社へ267人分、韓国1社へ220人分の助成を実施している。

2)旅行会社及びメディア関係者の視察支援

観光庁の実証ツアー及びJNTO等の招請連動して、長期滞在かつ消費単価が高い欧米豪からの旅行会社及びメディアの視察を支援することでメディア等の露出を増やし、当該市場からの短期の団体及び個人の誘客につなげるものである。

具体的には、令和5年9月11日～14日に北海道で開催されたアドベンチャートラベル・ワールドサミット(ATWS)に向け、JNTOが催行する海外メディア3社のファムトリップ(南木曽町、妻籠宿周辺)を支援するとともに、メディア向けブリーフィングの実施など、年間で計10本のメディア取材の支援を実施している。

3)海外旅行博出展

県への訪問割合が高い台湾(27.2%)及び団体需要も確保できるタイ(6.4%)の旅行博に県内市町村及び事業者と出展し、観光PRやアンケートを実施している。

4)デジタル広告

訪日旅行再開後の幅広い市場からの個人の旅行直前の予約需要を獲得するため、JNTO のデジタル広告支援メニューを活用した中山道及び日本アルプスPR動画広告を県公式観光サイト「Go Nagano」、同 SNS を通じて 8 ヵ国で配信し、1 ヵ月で 900 万回以上の完全視聴を記録している。

5)訪日教育旅行関係者の招へい

新たな訪日教育旅行需要を獲得するため、台湾からの教育旅行関係者 10 名を招請し、県内学校視察やプログラムの体験を実施している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 実際の補助事業者からのエビデンスの徴収について(意見 27)

上記「**1)新規ツアー造成に対する支援**」について、令和 4 年度に観光機構は、タイにある旅行代理店 3 者への助成を実施している。このことについて観光機構は、助成金の公募やその後の手続を現地のコーディネータに委託している。現地のコーディネータは、現地でのネットワークや送客ノウハウを持つ現地法人で、補助事業者となる現地旅行会社との仲立をしている。

具体的には、1)公募申請における申請書の提出、2)認定通知、3)計画書の提出、4)交付申請・請求、5)助成金の支払に至る業務について、現地コーディネータを経由した手続となっている。

当該助成金は県内宿泊観光客数に応じて計算される。その数は「宿泊証明書」における県内宿泊施設の証明が付されており、観光機構が同証拠書類にて確認していることから、助成額の確認について問題はないと思われる。一方、現地旅行会社への助成金の支払については、観光機構からコーディネータへ支払い、コーディネータから旅行会社へ再送金される運用となっているが、コーディネータから現地旅行会社への送金が適切になされたかについては確認できていない。

本事業は新たな事業であり、その仕組みや運用の有効性、効率性等についてモニタリングする必要性はより高いと考える。観光機構から直接的に現地旅行会社へ送金する運用とするか、コーディネータから現地旅行会社への支払証明となる根拠書類を取得するなど、現地旅行会社が助成金を受領していることを確認できる仕組み・運用とする必要がある。

Ⅲ. 教育委員会事務局

1. 県営体育施設管理運営事業費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	スポーツ課			
目指す姿	○県営体育施設の維持管理を適切に行いつつ、施設の老朽化に伴う改修や競技規則に沿った改修を適時実施し、施設機能の維持・向上及び利用者の安全かつ快適な利用を図る。			
主な取組	1)県営体育施設指定管理料 ○白馬ジャンプ競技場 ○長野県立武道館　他			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	151,036	150,581	131,635	168,467
決　　算	163,804	163,252	143,153	ー

② 主な取組の内容

1)県営体育施設指定管理料

○施設の維持管理を行う指定管理の実施
　(光熱費等の価格高騰、感染症の影響による減収への支援を含む。)
○施設の老朽化に伴う改修や競技規則に沿った改修工事

県に人を呼び込むことを考えた場合、その生活地域の魅力を増すことも重要な要素の一つとなる。地域の魅力を増すためには、交通インフラの整備、観光施設と文化施設、スポーツ施設、教育機関、デジタルインフラ、災害対策等、多岐にわたる様々な側面での改善が必要と思われるが、ここでは、スポーツ施設の与える影響を考える。

スポーツ施設や公共のレクリエーションエリアの整備は、健康促進や地域コミュニティの形成に寄与し、土地の魅力を増す重要な要素となる。

③ 白馬ジャンプ競技場

1)概要

白馬ジャンプ競技場は、1998 年に開催された長野オリンピック冬季大会のジャンプ会場として建設され、日本ジャンプ競技に待望の金メダルをもたらした。

現在は、FIS サマーグランプリジャンプ白馬大会や全日本スキー選手権大会(スペシャルジャンプ競技及びノルディック・コンバインド競技)などが開催され、多くの観衆に夢や感動、勇気を与えるとともに、トップアスリートから次代を担うジュニア層まで、多くの選手のトレーニング拠点となっている。

また、スキージャンプ大会の観戦、ジャンプ台と施設の見学、トレーニングセンター、イベントや体験プログラム等の実施施設となっている。

白馬ジャンプ競技場は白馬村に位置しており、美しい自然環境の中、観光客はジャンプ競技を楽しんだ後に、周辺の観光地や温泉地を訪れている。観光施設としての白馬ジャンプ競技場は、冬のスポーツファンや冬季観光愛好者にとって興味深い場所となっている。

表 白馬ジャンプ競技場の概要

項目	内容
位置	長野県北安曇郡白馬村北城
設立	平成 4 年(1992 年)11 月竣工、平成 5 年(1993 年)オールシーズン化工事完成
総工事費	85.5 億円(県 66.9 億円、白馬村 18.6 億円)
敷地面積	119,708 ㎡(県 63%、白馬村 37%)
施設	ラージヒル(長野県所有)・ノーマルヒル(白馬村所有)ジャンプ台併設(国内唯一) スタートタワー、リフト、スコアボード、クラブハウス 他
特徴	・ラージヒルジャンプ台は、大倉山(札幌)とあわせて日本国内で 2 か所のみ ・国際スキー連盟(FIS)、全日本スキー連盟(SAJ)の公認 ・スキーノルディック複合のナショナルトレーニングセンター(NTC)競技別強化拠点施設に指定(令和4年4月1日から令和8年3月 31 日まで)
主な大会	・1998 年 長野冬季オリンピック ・FIS サマーグランプリジャンプ大会 ・全日本スキー選手権大会(コンバイド、ジャンプ) ・2018 年 FIS ノルディックコンバインドワールドカップ

表　白馬ジャンプ競技場 概要・営業情報

項目	内容
リフト営業情報 リフト運行時間	◎4 月中旬～11 月末 8 時 30 分～16 時 10 分上り最終、16 時 30 分閉場 ◎12 月下旬～3 月末 9 時～15 時 10 分上り最終、15 時 30 分閉場 リフト運休期間　　4 月上旬～中旬・12 月上旬～下旬大会開催時
観覧券 （リフト往復券）	大人 460 円、小学生・中学生 280 円、 大人団体（15 名～）420 円、小・中学生団体（15 名～）260 円
駐車場（無料）	第 1 駐車場：普通車 86 台、身障者用 2 台、大型車 4 台 第 2 駐車場：普通車 49 台、身障者用 2 台
その他	電話番号　0261-72-7611　　ファックス　0261-72-7610 SNS　　Instagram　https://www.instagram.com/hakuba.jump/ Twitter　　https://twitter.com/hakubajump Facebook　https://m.facebook.com/100083339530350/

表　指定管理者の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成 17 年度	管理委託	白馬村
平成 18 年度～20 年度	指定管理	白馬村
平成 21 年度～23 年度	指定管理	白馬村
平成 24 年度～26 年度	指定管理	白馬村
平成 27 年度～令和元年度	指定管理	白馬村
令和 2 年度～令和 6 年度	指定管理	白馬村

表　令和 4 年度の指定管理者

項目	内容
指定管理者	白馬村
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
選定方法	非公募（随時指定）

表　指定管理料（決算ベース）

令和 3 年度	令和 4 年度
56,386 千円	47,320 千円

2）利用実績等

表　利用実績【指標：利用者数・利用件数】　　（単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
令和 4 年度	2,051	8,590	3,942	5,457	11,440	3,675	4,112	3,121	349	785	742	1,721	45,985
令和 3 年度	1,216	4,514	1,592	5,811	5,337	2,335	6,218	4,269	197	323	0	1,490	33,302

図　利用実績

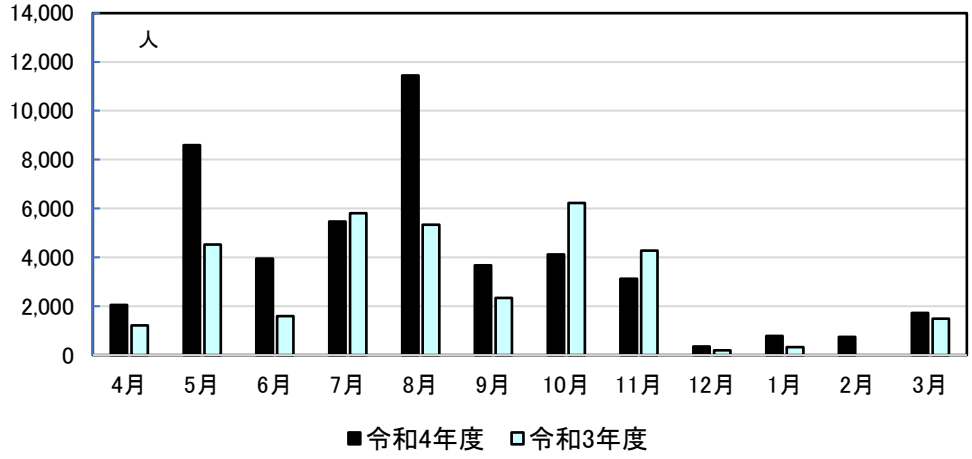

表　利用料収入　　（単位:千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	888	3,392	1,534	2,257	4,821	1,591	1,820	1,383	147	345	332	743	19,253
令和3年度	500	1,793	694	2,368	2,227	1,027	2,372	1,635	85	139	0	646	13,486

図　利用料収入

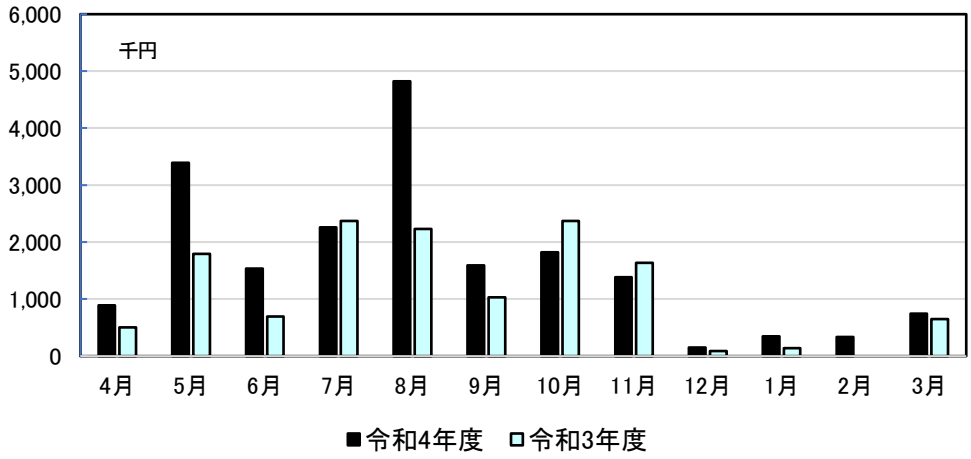

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に令和３年度は運休期間等が多く、令和４年度は比較的通常どおりの客足へと戻っている。

④ 長野県立武道館

1)概要

長野県立武道館は、〇武道の普及・発展 〇青少年の健全育成 〇生涯スポーツ社会の実現 〇競技力の向上 〇指導者の育成・資質向上 〇観るスポーツ・支えるスポーツの振興を目的として、令和２年３月に佐久市に建設されたスポーツ施設である。

表　施設の概要

項目	内容
設置年月	令和 2 年 3 月
根拠条例	長野県立武道館条例
設置目的	武道その他のスポーツの振興を図るため
所在地	長野県佐久市猿久保 165−1
面積	敷地面積 34,619.30 ㎡　建築面積 10,720.39 ㎡　延床面積 12,382.48 ㎡
構造等	RC 造+S 造+木造　地上 2 階建
施設	主道場　床面積 2,048 ㎡（柔・剣道場 6 面可能） 観客席　2 階固定席：1,512 席　1 階可動席：約 2,000 席 ※最大約 3,000 席（ステージ使用時） 柔道場　3 面（床面積 763 ㎡）観客席 202 席 剣道場　3 面（床面積 763 ㎡）観客席 202 席 会議室（大・小各 1 室）・師範室・器具庫・シャワー室
利用料金	専用使用（主道場：4,600 円～34,500 円、柔・剣道場：1,500 円～6,300 円、 大会議室 600 円、小会議室 400 円）　一時間あたり 専用しない場合（大人：150 円、小・中学生及び高校生：50 円）　1時間あたり
休館日	毎月第1及び第3月曜日、12 月 29 日～1月3日の6日間
開所時間	午前 9 時～午後 9 時

表　現指定管理者の管理運営状況

期間	管理形態	指定管理者	指定期間	選定方法
令和元年度～6 年度	指定管理	シンコースポーツ・NTT フ ァシリティーズ共同事業体	令和 2 年 3 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	公募

表　指定管理料(決算ベース)

令和 3 年度	令和 4 年度
90,338 千円	90,558 千円

2)利用実績等

表　利用実績　　(単位:人、件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
令和 4 年度	6,706	8,339	7,531	4,882	5,937	8,905	7,836	6,092	5,633	4,963	6,332	7,986	81,142
令和 3 年度	4,641	3,885	5,835	6,382	1,640	4,176	7,305	6,326	5,952	2,913	8,123	9,710	66,888

図　利用実績

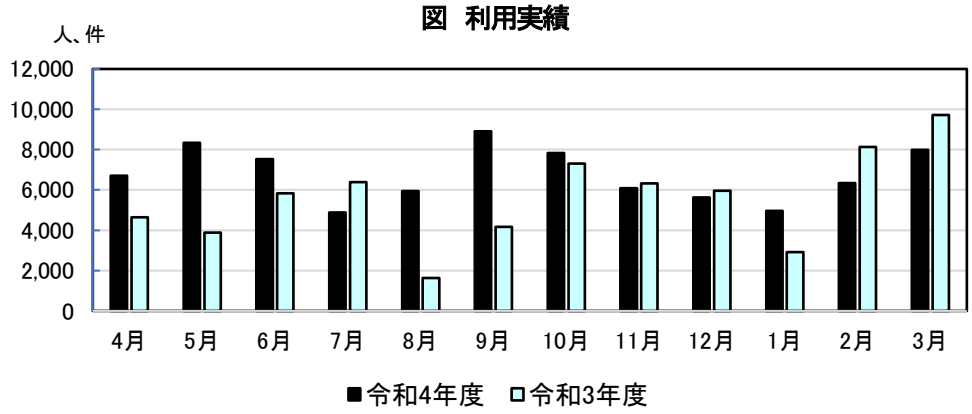

表　利用料収入　　(単位:千円)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
令和 4 年度	1,042	1,612	1,206	1,150	1,601	1,330	1,431	1,498	1,618	1,264	1,113	1,995	16,860
令和 3 年度	694	636	866	719	282	2,070	1,405	1,219	1,058	803	761	1,727	12,240

図　利用料収入

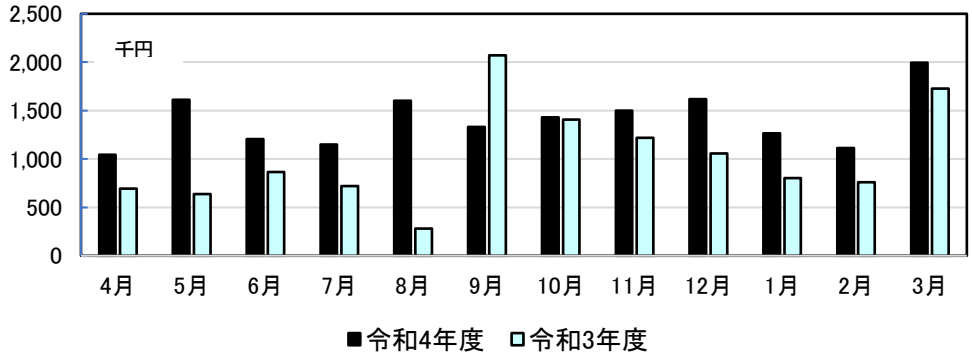

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 長野県立武道館使用料の算定方法の見直しについて(意見 28)

地方自治法 225 条では、「行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と定めている。これは、特定の者が行政財産や公の施設を利用してサービスを受ける場合、その受益の限度において同受益者から使用料等の収入を地方公共団体が得ることができる旨を定めたものである。

その考え方の背景には、公の施設の利用につき、使用等により利益を受ける特定の者(受益者)と、使用等により利益を受けられない非受益者との間に存在する公平性を確保することがある。公の施設の使用料等が運営コストを下回る場合、施設維持のために、その不足分について県民からの税金で賄う形となり、公の施設を利用しない県民にもそのコストを負担してもらう結果となるため、公平性の観点から、受益者には応分の使用料等の負担を求める「受益者負担の適正化」が必要となる。

長野県立武道館の利用料は、長野県立武道館条例第 13 条に次表のように定められている。

1)主道場、柔道場及び剣道場

ア. 専用する場合

区分		金額	
		アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合
主道場	固定された観客席を利用する場合	1時間について 8,600 円	1時間について 34,500 円
	固定された観客席を利用しない場合	〃 4,600 円	〃 18,400 円
柔道場		〃 1,500 円	〃 6,300 円
剣道場			

(備考) アマチュアスポーツ以外に利用する場合で、入場料又はこれに類するものを徴収して利用するときは、この表に掲げる区分に従い、当該区分に定める額(2以上の区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額の合計額)に、入場料又はこれに類するものの総額に 100 分の5を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。

イ. 専用しない場合

区分	金額	
	一般	小・中学生及び高校生
主道場		
柔道場	1人1時間について 150 円	1人1時間について 50 円
剣道場		

2)会議室

区分	大会議室	小会議室
金額	1時間について 800 円	1時間について 500 円

3)備品等

区分	金額
備品を利用する場合	知事が別に定める額
冷房又は暖房を利用する場合	

長野県立武道館の指定管理者の令和 4 年度の収支報告書においては、利用料収入が予算の 29,917 千円に届かず、収入合計の 13.8%に留まっている。

新型コロナウイルス感染症の行動制限の解除や、イベント等の実施により、令和 4 年度の利用者数、利用料金収入は共に令和 3 年度よりも増加しているが、施設の運営に必要なコストを賄えているとはいえない。

受益者負担の観点と、発生するコスト、コロナ禍後の利用料収入の動向を注視し、状況に応じて見直しを検討する必要がある。

表 令和 4 年度の収支 （単位：千円）

	区分	令和 4 年度予算	令和 4 年度実績
収入	県からの指定管理料	88,808	90,558
	利用料収入	29,917	14,546
	その他の収入	0	88
	合計	118,725	105,191
支出	人件費	32,096	31,983
	光熱水費	21,908	19,336
	業務委託費（維持管理費）	41,658	40,791
	事務費	12,443	8,207
	本社経費	10,620	10,620
	合計	118,725	110,937
差益		0	(5,745)

② ネーミングライツ制度の検討について（意見 29）

県は、所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称をつけることができるネーミングライツ制度を導入している。県民文化会館、松本文化会館のほか、県営飯田野球場、松本平広域公園総合競技場、森林学習館、歩道橋にこの制度が導入されている。

ネーミングライツのメリットとして、施設の認知度が上がり、人を引き付けることが可能になるほか、施設維持費の負担を軽減できることが挙げられる。

長野県立武道館においても、施設の魅力を高め、また、新たな財源の確保を行うためにも、ネーミングライツ制度の導入を視野にいれる必要がある。

Ⅳ. 企画振興部

1. 地域間幹線バス路線確保維持事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主 な 取 組	1)地域間幹線バス路線の運行欠損費に対する補助金(168,798 千円) 2)地域間幹線バス路線で使用するために購入した車両の減価償却費等に対する補助金(17,822 千円) 3)県有民営による幹線バス路線確保対策事業(78,189 千円) 4)地域間幹線バス路線の運行継続に対する補助金(39,151 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	284,762	342,801	362,756	379,539
決　　算	280,387	339,323	303,960	ー

② 主な取組の内容

県は乗合バス事業者に対して、県内のバス路線の運行を確保維持するため、乗合バス事業者が行う地域間幹線バスの運行維持事業に要する経費に対して、地域間幹線バス路線確保維持費補助金(以下「地域間幹線バス補助金」という。)を交付している。

地域間幹線バス補助金は、地域間幹線系統確保維持費補助金(以下「系統確保補助金」という。)と車両減価償却費等補助金(以下「減価償却費等補助金」という。)に区分される。さらに、地域間幹線バス路線確保維持費補助金(密度カット補助金)(以下「密度カット補助金」という。)が設けられている。

なお、乗合事業者とは、道路運送法第 3 号第 1 号のイに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいい、地域間幹線系統とは、複数市町村にまたがり、1 日あたり輸送量 15～150 人かつ 1 日あたり運行回数 3 回以上の系統をいう。

1)地域間幹線バス路線の運行欠損費に対する補助金

地域間幹線バス路線の確保・維持を図るため、乗合バス事業者が運行する地域間幹線バス路線の運行欠損費を補助するもの。前述した系統確保補助金で、国と協調して地域の取組を支援している。

支援が必要となる地域間幹線バス路線は、国、県、市町村、乗合バス事業者等で構成する長野県公共交通活性化協議会において、運行計画や改善方針について協議した上で地域間幹線系統確保維持計画(以下「維持計画」という。)を策定し、国の承認を受けることにより補助対象路線となる。

令和 4 年度の実績は補助件数 7 件(7 事業者 29 系統)、補助総額は 168,798 千円である。

表　系統確保補助金の概要

項目	内容
対象系統	市町村協議会において協議を経た乗合バス事業者の運行計画をもとに、長野県公共交通活性化協議会バス交通専門部会において協議・策定した生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）に位置付けられた系統で、国土交通大臣が認定したもの
対象経費	運行実績額をもとに算出された運行欠損見込額 （計画経常費用（過去 3 か年の実績）−計画経常収益（過去 3 か年の実績））
補助率	国 1/2、県 1/2

※ 長野県公共交通活性化協議会

ア. 概要と協議事項

長野県公共交通活性化協議会（以下「県協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、長野県地域公共交通計画（以下「公共交通計画」）という。）の作成及び実施等に関する協議を行い、県内の公共交通機関の活性化及び生活交通の確保を図ることを目的として設置された組織である。 県をはじめとして、国土交通省北陸信越運輸局、県内市町村、公共交通事業者、利用者代表、学識経験者等で構成されている。

県協議会は、長野県公共交通活性化協議会設置要綱において次の事項を協議すると定められている。

㋐計画の策定及び変更に関すること。
㋑計画の実施に関すること。
㋒計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
㋓生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般に関すること。
㋔前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

イ. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域公共交通活性化再生法）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律である。

現在、地域公共交通は、人口減少やモータリゼーション等による長期的な利用者の落ち込みに加え、ライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれている。こうした状況を踏まえ、同法を通じ国は、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるための枠組みの創設・拡充化を図っている。

また、国土交通省においては、地方公共団体が中心となって作成する地域公共交通計画等を通じて、地域公共交通の「リ・デザイン」の取組について支援するとしている。

2）地域間幹線バス路線で使用するために購入した車両の減価償却費等に対する補助金

地域間幹線バスのバリアフリー化、老朽化対策を促進するため、乗合バス事業者が購入した低床バスの減価償却費等を補助するもの。前述した減価償却費等補助金である。

令和 4 年度の実績は補助件数 2 件（2 事業者 16 台）、補助総額は 17,822 千円である。

表　減価償却費等補助金の概要

項目	内容
対象車両	主として改善計画に位置付けられた地域間幹線系統の運行の用に供する車両で、国土交通大臣が認定したもの
対象経費	低床型バス車両の購入に係る減価償却費及び金融費用（利息）
補助率	国 1/2、県 1/2
限度額	ノンステップバス：1,500 万円　ワンステップバス：1,300 万円

3）県有民営による幹線バス路線確保対策事業

地域間幹線バス路線の基盤強化を図るため、県がバス車両を購入し、地域間幹線バス路線を運行する乗合バス事業者に貸与するもの。

厳しい経営環境にある乗合バス事業者に対し、車両更新に関する負担（初期投資）を軽減し、高齢化社会に対応した低床バスの導入による車両のバリアフリー化促進、利便性の向上を目的とした事業である。

令和 4 年度の実績は購入台数 3 台、購入総額は 78,189 千円である。

表　県有民営による幹線バス路線確保対策事業の概要

項目	内容
バス車両の貸付を受ける事業者	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に基づく生活交通確保維持改善計画のうち、同要綱第 8 条の規定により県議会が策定する長野県地域間幹線系統確保維持計画に運送予定者として記載されている乗合バス事業
賃貸借期間	賃貸借契約を結んだ日から 5 年間
賃貸借料	（県車両取得価格−県負担額）/5＝貸付料（年額） ※県負担額は次のとおり ノンステップバス：15,000 千円 ・ ワンステップバス：13,000 千円 小型バス：12,000 千円

※生活交通確保維持改善計画

地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

4）地域間幹線バス路線の運行継続に対する補助金

広域的・基幹的なバス路線を確保するため、地域間幹線バス路線の運行継続に要する経費を補助するもの。前述した密度カット補助金である。新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、地域間幹線バス路線に対する支援を拡充したものである。

系統確保補助金は、平均乗車密度(1便あたりの平均乗車数)が 5 人を下回った場合に減額措置が実施される。新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減少し、補助対象路線の約 6 割が減額措置を受ける見込みとなったことから、密度カット補助金により減額措置相当額を補助している。

令和 4 年度の実績は補助件数 5 件(5 事業者 19 系統)、補助総額は 39,151 千円である。

表 密度カット補助金の概要

項目	内容
対象系統	市町村協議会において協議を経た乗合バス事業者の運行計画をもとに、長野県公共交通活性化協議会バス交通専門部会において協議・策定した生活交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という。)に位置付けられた系統で、国土交通大臣が認定したもの
対象経費	令和 3 年バス事業年度(令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月)における密度カットによる減額措置額
補助率	国 1/2、県 1/2

③ 令和 4 年度の地域間幹線バス補助金

地域間幹線バス補助金の令和 4 年度の交付状況は次のとおりである。

表 地域間幹線バス補助金の令和 4 年度の交付状況 (単位:千円)

乗合バス事業者	系統確保補助金	減価償却費等補助金	密度カット補助金
長電バス株式会社	27,487	7,042	12,600
アルピコ交通株式会社	61,148	10,780	21,274
千曲バス株式会社	42,389	―	―
上田バス株式会社	20,905	―	3,454
信南交通株式会社	8,008	―	1,054
諏訪交通株式会社	3,734	―	―
ジェイアールバス関東株式会社	5,127	―	769
合計	168,798	17,822	39,151

④ 令和 4 年度の県有民営による幹線バス路線確保対策事業

県有民営による幹線バス路線確保対策事業の令和 4 年度の状況は次のとおりである。

表 県有民営による幹線バス路線確保対策事業の令和 4 年度の交付状況 (単位:千円)

車両購入相手・種別	種別	購入金額	貸与先	年間賃料
長野日野自動車株式会社	ノンステップバス	26,290	長電バス株式会社	2,258
いすゞ自動車中部株式会社	ノンステップバス	25,080	千曲バス株式会社	2,016
いすゞ自動車中部株式会社	ノンステップバス	26,819	上田バス株式会社	2,363
	合計	78,189		6,637

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 補助対象路線の補助理由の開示について(意見 30)

系統確保補助金は、複数市町村間を運行する地域間幹線バス路線の維持・存続を図るため、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、国と協調して地域の取組を支援するものである。県協議会において維持計画を策定し、国の承認を受けることにより補助対象路線となる。

県が定めている地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱によると、維持計画は、乗合バス事業者から提出された地域間幹線系統別確保維持計画(以下「系統別計画」という。)を集約し、地域住民の生活のために確保・維持が必要と認められる地域間幹線系統であるか協議のうえ、策定されるとしている。

令和4年度の系統別確保補助金の実績は7事業者29系統で、この29系統は県ホームページで開示されている。しかしながら、維持計画、系統別計画とも開示されておらず、地域住民の生活のために確保・維持が必要と認めた経緯を把握することは困難となっている。

当初から赤字が見込まれているバス路線を国・県が補助を行ってまで運行する目的・必要性を広く開示する必要性は高いと考える。県においては、系統確保補助金の補助対象路線の補助理由をホームページに記載するなどして広く開示することが望ましい。

② 現在の補助制度について(意見 31)

系統確保補助金は、補助対象路線の見込みの経常費用と見込みの経常収益の差額である運行欠損費(赤字分)を補助するものである。あくまでも赤字の補てんであり、補助対象路線が利益を生み出すことまでは想定していない。

民間企業においては利益の獲得が重要であり、赤字が出なければ問題がないとする考え方は適切ではない。利益の確保が想定されない事業を民間企業が担わざるを得ない状況について県は、現在の補助制度は十分なものではないことに留意しておく必要がある。

③ 人員不足の状況について(意見 32)

県協議会は令和5年12月末時点では5回開催されている。全5回の議事概要は県ホームページで開示されているが、その議事概要を確認すると、乗合バス事業者によるバス運転手の人手不足を訴えている発言が散見される。

人手不足の問題は、県、市町村、乗合バス事業者等がそれぞれで対応するのはなく、これら関係者が協議を重ね、それぞれの役割を明確にして、その役割を遂行できる仕組みを構築することが大切と考える。その意味では、県、市町村、乗合バス事業者等で構成する県協議会の仕組みを活用することは重要である。

県協議会は令和5年度に長野県地域公共交通計画(素案)(以下「素案」という。)をまとめている。地域公共交通計画は、地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら作成するもので、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)」の役割を果たすものである。

素案は次表のように人手不足に言及しているが、地域公共交通を取り巻く現状の課題の一つとして記載されているものであり、今後、県として対応するべき事項までは明記されていない。

表　素案における「人手不足」に関する記述

2)人手不足 運転手の不足・高齢化の深刻化に加え、 車両整備士や鉄道保線員などの担い手についても不足しており、 サービスを維持・確保していく上で喫緊の課題となっています。 3)交通事業者の経営悪化 コロナの影響等により、特にこれまで乗合バスの赤字を高速バスや貸切バスの利益で補填する構造は成り立たなくなりました。加えて、人手不足により収益部門に人員を充てられないなど交通事業者の経営状況は急激に悪化しています。 また、本県は燃料価格が全国トップレベルに高く、燃料価格の高止まりが交通事業者の経営状況を悪化させる要因の一つとなっています。

令和 6 年 4 月から労働規制が強化される、いわゆる「2024 年問題」は乗合バス事業者も対象であり、バス運転手の人手不足に拍車をかけるともいわれている。状況の改善に向けて県、市町村、乗合バス事業者等は、それぞれの役割を早急に明確化する必要がある。

地域公共交通を維持させていくうえで、バス運転手の人手不足の解消は大きなテーマと考える。県においては、状況の改善に向けて積極的に対応を図っていく必要がある。

2. 運輸事業振興助成補助金

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組	1)運輸事業振興助成補助金(317,258 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	310,177	310,595	317,258	322,962
決　　算	310,177	310,595	317,258	ー

② 主な取組の内容

1)運輸事業振興助成補助金

バス・トラックの安全・安心な輸送の確保を図るため、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県トラック協会」という。)及び公益社団法人長野県バス協会(以下「県バス協会」という。)が行う輸送サービスの改善や安全運行の確保等の取組に対して補助を行うものである。

令和4年度は、県トラック協会に291,140千円、県バス協会に26,118千円の補助金が交付されている。

運輸事業振興助成補助金(以下「運輸事業補助金」という。)は、昭和 51 年度に軽油引取税の税率が引上げられたことに伴い、営業用バス及びトラックの輸送サービスの低下や輸送コストの上昇を抑制するため、自治事務次官通達に基づき各都道府県で創設されたものである。平成 23 年 9 月には運輸事業の振興の助成に関する法律が施行され、これまで通達により行われてきた補助金制度が法制化され、現在に至っている。

表 運輸事業補助金の概要

項目	内容
補助対象事業者	県トラック協会・県バス協会
補助率	定額(10 分の 10 以内)
補助金額	毎年度、総務省告示に基づき算定
補助対象事業	○旅客又は貨物の輸送に係る安全運行等の交通安全対策 ○バス乗継機能の強化等の輸送サービスの改善 ○公害対策、地球温暖化防止対策その他の環境保全事業 ○貨物自動車運送事業法に基づく地方適正化事業 ○バスターミナル、配送センター、共同休憩施設等の整備・運営 ○災害発生時における緊急物資輸送体制の整備 ○車両買換、物流施設の整備、経営基盤安定確保等のための基金造成　等

(出典:長野県ホームページより監査人作成)

③ 令和４年度の運輸事業補助金

国が定める運輸事業補助金の算定式は次のとおりである。

㋐		㋑		㋒		㋓		㋔
軽油引取税見込額	×	交付対象者ごとの交付割合	×	78/100	×	0.0464	×	0.93

㋐ 交付年度における当該都道府県の軽油引取税の収入見込額

㋑ 全県に占める各団体の会員が保有する車両数の割合をもとに算定

㋒ 軽油使用量に係る自動車の割合

㋓ 調整値（平成６年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準（約 200 億円）が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値（軽油引取税の税率引き上げ分の２分の１の額に相当）

㋔ 徴税費率

表 令和４年度の補助金額の算定過程

項目	県トラック協会	県バス協会
㋐軽油引取税見込額	17,499,848 千円	17,499,848 千円
㋑交付割合	㋕203,976,630ℓ／㋖412,674,120ℓ	㋗18,298,770ℓ／㋖412,674,120ℓ
㋒軽油使用量に係る自動車の割合	78/100	78/100
㋓調整値	0.0464	0.0464
㋔徴税費率	0.93	0.93
㋐×㋑×㋒×㋓×㋔	291,140 千円	26,118 千円

※㋑交付割合の計算

区分	標準軽油使用量 a	登録台数 b	a×b
営業用バス	11,030ℓ/台	1,894 台	20,890,820ℓ
営業用トラック	12,870ℓ/台	17,619 台	226,756,530ℓ
自家用バス	2,170ℓ/台	2,630 台	5,707,100ℓ
自家用トラック	1,670ℓ/台	95,401 台	159,319,670ℓ
計		117,544 台	㋖412,674,120ℓ
県トラック協会	12,870ℓ/台	15,849 台	㋕203,976,630ℓ
県バス協会	11,030ℓ/台	1,659 台	㋗18,298,770ℓ

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 公共交通乗換案内サイト構築事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組	1)信州ナビを活用したデータ分析事業(1,980 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	6,000	3,468	1,980	−
決　　算	5,995	―	1,980	−

② 主な取組の内容

1)信州ナビを活用したデータ分析事業

公共交通のルート検索や観光情報発信等の機能を備える県公式アプリである信州ナビに蓄積されたビックデータを活用するため、信州ナビに導入されているデータ分析機能を活用し、データを収集、集計するためのサーバー及び GPS 情報や操作情報を蓄積するためのストレージを運用するものである。

信州ナビは、「県内のバス・鉄道等の交通案内」や「観光情報」を”まるごと提供”するスマートフォン向けの無料アプリケーションで、平成 29 年 4 月から運用を開始している。平成 31 年 4 月からアプリダウンロード時にアンケートを実施し、許可を得たユーザーから性別や居住地等の属性情報を収集している。約 2 万件のデータが蓄積されており、蓄積されたビッグデータを活用するため、令和 2 年度にデータ分析機能を導入している。

③ 信州ナビについて

平成 29 年 4 月 21 日付の県資料「長野県観光・交通案内アプリ信州ナビ(NAGANO　NAVI)が始動します」では、信州ナビの利点を次のように説明している。

表　信州ナビについて

○目的地までのルートに簡単アクセス	⇨	鉄道からコミュニティバス・タクシーまで、県内交通機関の情報を”まるごと提供” 行きたい場所へ、複数のルートや、所要時間、料金を一目で”まるごと表示”
○豊富な観光情報	⇨	カテゴリー別の観光施設　約1万か所、季節ごとのイベント情報、観光モデルコース
○困ったときは	⇨	観光案内所や交番・警察署の検索機能付き
○外国人旅行者にも便利	⇨	6 か国語【日本語・英語・中国語(繁体・簡体)・韓国語・タイ語】で同一情報を提供

(出典:県資料「長野県観光・交通案内アプリ信州ナビ(NAGANO　NAVI)が始動します」より監査人作成)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 信州ナビに蓄積されたデータの取扱いについて(意見 33)

信州ナビを活用したデータ分析事業の内訳は「信州ナビ」データ分析システム保守運用業務委託(以下「保守運用委託」という。)である。保守運用委託は、履行期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、委託料 1,980 千円(税込み)で、ジョルダン株式会社を契約の相手方としている。

保守運用委託契約の仕様書によると、信州ナビのデータ分析システムには次の情報が求められており、県は、ウェブ経由で下記情報を自由に利用・閲覧できることとされている。

ア. 任意に指定する期間及び属性別の利用者数を、表及びグラフ等で表示できること。
イ. 任意に指定する期間及び属性別の位置情報を、拡大縮小可能な地図上にプロットし表示できること。
ウ. 任意に指定する期間及び属性別の位置情報を、緯度経度で区切られた正方形エリア(メッシュ)毎に数値化し、地図上に視覚的に表示できること。
エ. 任意に指定する期間及び属性別のメッシュ間移動情報を、視覚的に表示できること。
オ. アプリ利用者を、滞在日数・時間別に区分し分析できること。
カ. アプリ内のイベント情報、施設情報、スペシャルコンテンツ、お知らせ及びルート情報の検索ワードについて、任意に指定する期間及び属性別の検索数等を視覚的に表示できること。

県内の交通事業者やコミュニティバスを運行する市町村では、長野市域など一部地域を除いて交通系 IC カードの導入が進んでおらず、現金利用が主体となっている。現金利用では、OD データ(利用者がいつ、どこからどこまで乗ったか)を取得することができない。そのため県は、乗降データ等を基にした路線分析、ダイヤ改正等が進んでおらず、データに基づいた公共交通最適化の検討が必要とされている。

「**7. 公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業**」で後述するが、令和 4 年 10 月に県協議会は、路線バスに導入する交通系 IC カードについて、JR 東日本が提供する地域連携 IC カードを基本とすることを決定している。

この地域連携 IC カードは、OD データを事業者別に取れるというメリットであるといわれている。このことは信州ナビの機能と重複する部分があり、地域連携 IC カードの導入に伴い、信州ナビで蓄積されたデータをどう扱うかはポイントと考える。

地域連携 IC カードの導入は令和 7 年春を予定している。地域連携 IC カードは信州ナビの機能をすべて代替するものではなく、地域連携 IC カード導入後も信州ナビのサービスを続けることに特段の問題はないと考える。

信州ナビと地域連携 IC カードでデータの入手方法が複数あることは不効率とはいえないが、このことについては、それぞれのデータをどのように活用するか方針を明確にしておくことが前提となる。県においては、地域連携 IC カードの導入を踏まえて、信州ナビのデータの取扱いを明確化する必要がある。

4. みんなのタクシー利活用促進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組	1)タクシー事業支援総合補助金(6,214 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	4,900	3,600	6,600	6,600
決　　算	4,300	3,600	6,214	―

② 主な取組の内容

1)タクシー事業支援総合補助金

タクシー事業支援総合補助金(以下「タクシー事業補助金」という。)は、地域の生活を支える公共交通であるタクシーの経営基盤を強化するため、事業者の運転手確保やバリアフリー化のための取組を支援するものである。

タクシー事業補助金交付要綱は、タクシー事業補助金の趣旨、対象事業、補助率及び補助限度額を次表のように定めている。

表 タクシー事業補助金の概要

項目		内容
趣旨		タクシー事業の経営基盤を強化することにより、住民の生活交通の確保に寄与することを目的に、一般社団法人長野県タクシー協会が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
対象事業		㋐ユニバーサルデザインタクシーの導入に関する事業(UD タクシー導入促進事業) ㋑自動車二種免許の新規取得に関する事業(第二種運転免許取得促進事業) ㋒新規運転手を確保するために実施する広報活動に関する事業 (新規運転手確保広報活動事業) ㋓その他知事が特に必要と認める事業
補助対象経費	㋐	「一般社団法人長野県タクシー協会」が実施する「UD タクシー導入促進事業※」に要する費用
	㋑	「一般社団法人長野県タクシー協会」が実施する「第二種運転免許取得促進事業※」に要する費用
	㋒	新規運転手を確保するために「一般社団法人長野県タクシー協会」が実施する広報活動に要する費用
補助率及び補助限度額	㋐	10 分の 10 以内
	㋑	10 分の 10 以内
	㋒	2 分の 1 以内(上限 100 万円)

※事業の実施にあたっては、一般社団法人長野県タクシー協会が定める実施要領の内容について、知事に協議するとされている。　(出典:タクシー事業補助金交付要綱より監査人作成)

※一般社団法人長野県タクシー協会について

昭和37年に社団法人全国乗用自動車連合会が設立された。同法人は、公益法人制度改革に伴い平成24年4月1日から一般社団法人に移行し、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会(略称:全タク連)に名称変更している。全タク連の傘下に都道府県協会が所属しており、一般社団法人長野県タクシー協会はその傘下組織の一つとなっている。

※ユニバーサルデザインタクシーについて

国土交通省のホームページでは、ユニバーサルデザインタクシー(以下「UD タクシー」という。)について次のように説明している。

> ユニバーサルデザインタクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい"みんなにやさしい新しいタクシー車両"であり、街中で呼び止めても良し予約しても良しの誰もが普通に使える一般のタクシーです。
> **※運賃料金は一般のタクシーと同じです。**

タクシー事業補助金交付要綱は補助事業者に対して、補助事業が完了したときは、タクシー事業支援総合補助金事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)の提出を要請している。実績報告書によると令和4年度の実績は次表のとおりである。

表 タクシー事業補助金の令和4年度の実績

項目	精算額	事業の成果
㋐UD タクシー導入促進事業	4,200,000 円	3 社において 7 台の UD タクシーが導入された。
㋑第二種運転免許取得促進事業	1,414,145 円	14 社において 15 名のタクシー乗務員の確保促進が図られた。
㋒新規運転手確保広報活動事業	600,000 円	タクシー特別番組が制作・放送され、県民に対してタクシー業務(タクシー運転手)の魅力を発信した。
合計	6,214,145 円	

(出典:実績報告書より監査人作成)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① タクシー乗務員の状況について(意見 34)

表 1・図1は、全タク連が公表している女性乗務員採用状況調査結果(以下「乗務員調査」という。)より、令和5年3月末のタクシー乗務員(以下「乗務員」という。)の年代別の人数とその割合について、長野県と全国合計を比較したものである。

表2・図2は、乗務員調査より、令和5年3月末の長野県と全国合計の女性乗務員の人数と全乗務員数に占める女性乗務員の割合を示したものである。

表3・図3は、乗務員調査より、令和 5 年 3 月末の長野県と全国合計の女性乗務員の年代別の人数とその割合を示したものである。

表 1・図1より長野県は、60 歳以上の乗務員の割合が高く、40 代の乗務員の割合が低い。**表2・図2**より女性乗務員の割合は全国合計よりも高いが、**表3**より60歳以上の女性乗務員の割合が全国合計より高い。

このように長野県のタクシー乗務員は高齢化が進んでいる状況である。

「**1. 地域間幹線バス路線確保維持事業**」の「**(3)監査の意見③人員不足の状況について(意見 32)**」でバス運転手の人材不足について言及しているが、バス運転手と同様にタクシー乗務員についても人材不足の状況がうかがえる。

タクシー事業補助金は一定の成果をあげていると考えるが、人手不足の抜本的な解消については、問題の所在を明確にして、その解決方法を検討するなど、より深い考察が必要である。

表1・図1 長野県と全国合計の乗務員の年代別の状況　　(単位:人)

		20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上	合計
長野県	乗務員数	9	55	181	561	1,788	2,594
	割合	0.4%	2.1%	7.0%	21.6%	68.9%	100.0%
全国合計	乗務員数	4,811	8,296	20,340	52,126	146,365	231,938
	割合	2.1%	3.6%	8.8%	22.5%	63.1%	100.0%

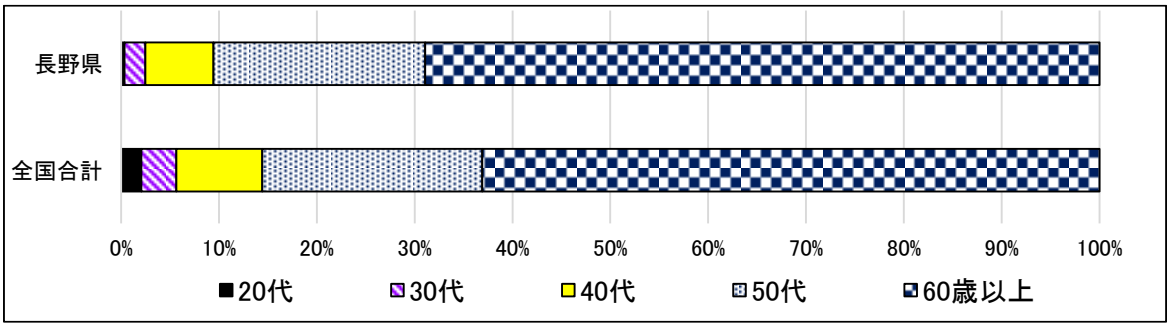

(出典:全タク連「」より監査人作成)

表2・図2 女性乗務員の状況　　(単位:人)

	男性乗員数	女性乗員数	合計	女性割合
長野県	2,451	143	2,594	5.5%
全国合計	222,265	9,673	231,938	4.2%

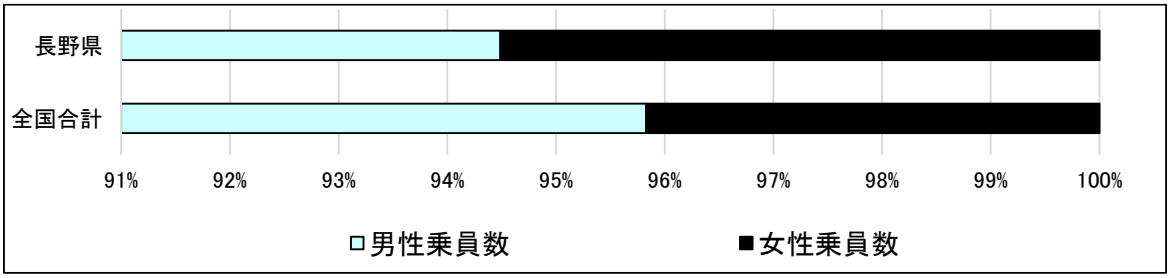

表3 長野県と全国合計の女性乗務員の年代別の状況　　（単位：人）

		20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上	合計
長野県	乗務員数	2	9	18	42	72	143
	割合	1.4%	6.3%	12.6%	29.4%	50.3%	100.0%
全国合計	乗務員数	638	751	1,676	3,285	3,323	9,673
	割合	6.6%	7.8%	17.3%	34.0%	34.4%	100.0%

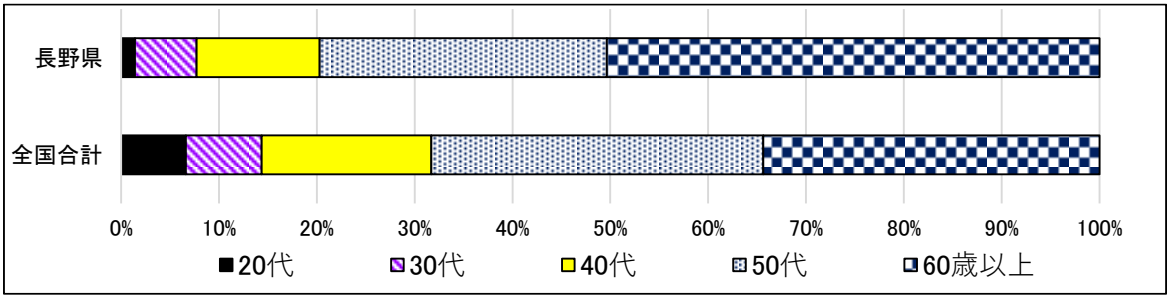

② UD タクシーの普及状況について（意見 35）

令和 4 年度は、タクシー会社 3 社に合計で 4,200 千円のタクシー事業補助金が交付され、UD タクシーの導入が図られている。

平成 18 年 12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、同法第 3 条第 1 項に基づき移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が国から公表されている。

令和 3 年 4 月 1 日に改正バリアフリー法が施行され、それに伴い基本方針も改正され、新しいバリアフリー整備目標が施行されている。改正後の基本方針では、令和 7 年度までに、各都道府県における総車両数の約 25%を UD タクシーとすることが掲げられている。

次表は、国土交通省が公表している資料に基づいた令和 3 年度末（令和 4 年 3 月 31 日）時点の都道府県別の総車両数と UD タクシーの状況を示したものである。

長野県のタクシーの総車両数は 2,321 台で 47 都道府県中 22 番目、UD タクシー車両数は 130 台で 24 番目、UD タクシー車両数の総車両数に占める割合は 5.6%で 31 番目となっている。

47 都道府県の中ではタクシーの総車両数に占める UD タクシー車両数の割合が比較的に低い状況である。県においては、UD タクシーの導入が進むよう、今後も対応を図っていく必要がある。

表　都道府県別の UD タクシーの割合　　（単位：台）

都道府県	総車両数	UD タクシー車両数	総車両数に対する割合	総車両数順位	UD タクシー車両数順位	総車両数に対する割合順位
1　北海道	9,493	1,267	13.3%	4	4	8
2　青森県	2,390	164	6.9%	20	20	26
3　岩手県	2,020	58	2.9%	25	40	44
4　宮城県	3,562	165	4.6%	13	19	36
5　秋田県	1,082	40	3.7%	38	44	40
6　山形県	1,185	86	7.3%	35	31	21
7　福島県	2,127	174	8.2%	24	17	17
8　茨城県	2,561	91	3.6%	18	29	42

	都道府県	総車両数	UD タクシー車両数	総車両数に対する割合	総車両数順位	UD タクシー車両数順位	総車両数に対する割合順位
9	栃木県	1,669	153	9.2%	31	21	16
10	群馬県	1,449	69	4.8%	32	37	35
11	埼玉県	5,668	960	16.9%	9	8	5
12	千葉県	5,587	1,018	18.2%	10	6	4
13	東京都	30,479	15,303	50.2%	1	1	1
14	神奈川県	9,600	1,516	15.8%	3	3	6
15	新潟県	2,484	173	7.0%	19	18	24
16	富山県	769	112	14.6%	46	27	7
17	石川県	1,702	119	7.0%	30	26	24
18	福井県	842	82	9.7%	44	33	15
19	山梨県	823	64	7.8%	45	38	18
20	長野県	2,321	130	5.6%	22	24	31
21	岐阜県	1,735	184	10.6%	29	16	13
22	静岡県	4,481	572	12.8%	12	10	10
23	愛知県	7,508	1,670	22.2%	6	2	3
24	三重県	1,135	87	7.7%	36	30	20
25	滋賀県	1,089	73	6.7%	37	35	27
26	京都府	5,866	576	9.8%	8	9	14
27	大阪府	14,642	1,054	7.2%	2	5	23
28	兵庫県	6,463	472	7.3%	7	11	21
29	奈良県	1,006	50	5.0%	41	43	33
30	和歌山県	1,321	83	6.3%	34	32	28
31	鳥取県	601	207	34.4%	47	15	2
32	島根県	1,007	37	3.7%	40	45	40
33	岡山県	2,913	143	4.9%	16	22	34
34	広島県	5,140	314	6.1%	11	13	29
35	山口県	2,204	52	2.4%	23	42	45
36	徳島県	928	8	0.9%	43	47	47
37	香川県	1,406	33	2.3%	33	46	46
38	愛媛県	1,871	61	3.3%	27	39	43
39	高知県	1,040	56	5.4%	39	41	32
40	福岡県	8,727	961	11.0%	5	7	12
41	佐賀県	1,006	78	7.8%	41	34	18
42	長崎県	2,324	137	5.9%	21	23	30
43	熊本県	2,892	109	3.8%	17	28	38
44	大分県	1,951	259	13.3%	26	14	8
45	宮崎県	1,844	70	3.8%	28	36	38
46	鹿児島県	3,046	130	4.3%	15	24	37
47	沖縄県	3,466	437	12.6%	14	12	11
	全国合計	175,425	29,657	16.9%	―	―	―

（出典：国土交通省「基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況」より監査人作成）

5. 多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組	1)多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業(149 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	737	737	738	743
決　　算	312	112	149	ー

② 主な取組の内容

1)多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業

地域交通の課題解消を促進するため、市町村に対してくらしの足の最適化促進の他、観光交通の充実等多様な連携に対する助言等を行うモビリティ・アドバイザーを派遣するものである。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 多角連携型モビリティ・アドバイザーの派遣について(意見 36)

多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業(以下「形成事業」という。)は、地域交通の最適化・充実等に対して、複合的な観点から助言等を行うサポート人材(交通専門家のほか、企業・自治体や大学教授等の様々な分野のスペシャリスト・先駆者)(以下「アドバイザー」という。)を県が委嘱または招聘し、課題を抱える市町村等へ派遣するものである。

派遣対象は市町村のほか広域連合、各種協議会、地域振興局などで、県はアドバイザーの派遣に係る報償費及び旅費を負担している。

アドバイザーの助言項目は次表のとおりである。少子高齢化の進展や、モータリゼーションの進展により輸送人員の減少が続き、地域公共交通ネットワークをどう維持するかが課題とされているなかで外部専門家の知見を得る意義は高いと考えるが、執行率が低い状況が続いている。

市町村等にとって最新の情報・情勢に接しておくことは重要と考える。県においては、事業の有効性を高めるよう、事業の意義をより積極的にアピールしていくことが望ましい。

表　形成事業の助言項目

1）地域交通に関する項目 ㋐ 住民のニーズ調査、総合的な計画等の策定 ㋑ 運送形態の最適化、利便性向上 ㋒ 利用促進

2）地域交通の関連分野 ㋐ 福祉（健康増進策やケアマネジャー等と連携した輸送サービスの検討、バリアフリー等） ㋑ 観光（観光二次交通の利便性向上、利用促進、地域交通を活用した周遊促進等） ㋒ 物流（貨客混載の研究、物流拠点の整備、共同配送の実現） ㋓ ICT（データのオープン化・利活用、IoT・AI 技術導入、自動運転化の研究） ㋔ まちづくり・環境（渋滞緩和に向けた公共交通整備、環境負荷の少ないモビリティ） ㋕ 広域連携（地域交通の共同運行、利用促進）

※ 上表のとおり、地域交通に加え、関連する他分野との連携・融合に向けた取組をサポート
（各々の分野における知見者を、必要によって複数組み合わせながら地域へ派遣）

（出典：県資料より監査人作成）

6. 地域公共交通最適化推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組	1)持続可能で最適な地域公共交通のあり方検討事業(7,945 千円) 2)地域公共交通計画査定支援事業(2,990 千円) 3)公共交通情報オープンデータ化推進事業(28,105 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	4,708	24,607	40,232	24,268
決　　算	4,686	23,787	39,040	ー

② 主な取組の内容

1)持続可能で最適な地域公共交通のあり方検討事業

地域公共交通の持続的発展のため、交通事業者・国・市町村等とともに広域的な公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を実施するもので、県協議会への負担金である。

2)地域公共交通計画査定支援事業

地域の交通課題の解決に向けた取組が生活圏を意識した区域で着実に進むよう、複数の市町村等で取り組む地域公共交通計画策定に係る費用を支援するものである。

県が定める補助金等交付規則及び地域公共交通計画策定支援事業補助金交付要綱に基づいて補助を行うもので、令和 4 年度は茅野市・原村地域公共交通活性化協議会に 2,933 千円、木曽地域公共交通活性化協議会に 57 千円の補助を行っている。

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、地域公共交通のマスタープランであり、全ての地方公共団体に対し、作成の努力義務がある。

地域公共交通計画は、地方公共団体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成される。

3)公共交通情報オープンデータ化推進事業

公共交通の利用促進のため、バス路線情報をインターネットの経路検索サービス等で検索できるよう交通情報のオープンデータ化を推進するものである。

令和 4 年度は、株式会社ドーコン東京支店に委託料 28,105 千円(税込み)で「令和 4 年度　公共交通情報オープンデータ化推進事業」を委託している。

国土交通省のホームページでは、公共交通分野におけるオープンデータ化を「一般的には、国、地方公共団体及び事業者が保有するデータを、誰もが編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開することをいい、これにより、新たなサービスが創出されることが期待されます。」と説明している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 長野県地域公共交通計画(素案)における観光の取組について(意見 37)

県協議会は令和5年度に長野県地域公共交通計画(素案)(以下「素案」という。)をまとめている。

素案では、県は多くの観光客が訪れる観光立県ではあるが、観光客の移動手段でもある公共交通については、 キャッシュレス対応への遅れや、公共交通情報の提供環境が充実していないなど、利用者にとってわかりやすく使いやすい利用環境の整備に取り組むことが必要であるとしている。このことについては今後、地域連携 IC カードの導入や、公共交通情報のオープンデータ化を推進することが決められており、改善に向かうものと思われる。

しかしながら、地域連携 IC カードの導入や、公共交通情報のオープンデータ化以外の対応については、今後の具体的な対応が未定となっている印象である。たとえば、二次交通についても、「整備が必要」との記述は散見されるが、どのように整備していくかは記述されていない。二次交通とは、拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のことであるが、二次交通の整備は観光立県としての県としては重要な課題と考える。

また、県内の観光地間の移動手段の確保も課題の一つと考える。公共交通を利用した観光地間の移動手段については、鉄道路線を乗り継ぐ、バス路線を乗り継ぐ、鉄道路線とバス路線を乗り継ぐなど乗り継ぎが必要となるケースが考えられるが、乗り継ぎがスムーズに行えるような運行形態をいかに実現するかも重要と考える。このことについては、一義的には交通事業者が対応するべき事項ではあるが、県全体の問題として捉える必要もあると考える。

素案では、長野県地域公共交通計画は、「技術革新、法制度の改正やその他社会情勢の変化など、地域公共交通を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。 これらの状況変化に対応するため、本計画は、試行錯誤をしながら成長する計画として、 計画期間内であっても随時見直し・改定を行うこととします。」としており、状況に応じてアップデートしていくとしている。

「長野県に人を呼び込む諸施策」の観点からみると、観光における地域公共交通の諸施策は、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者の担う役割が大きいと思われる。また、二次交通の整備など早急に解決できない課題も多い。そのため、複数の公共交通事業者が委員として参加している県協議会で協議を行う意義は高いと考える。

県においては、観光における地域公共交通のあり方について、県協議会での検討が進むよう、対応を図っていくことが望ましい。

② 長野県内市町村の地域公共交通計画の作成状況について(意見 38)

地域公共交通計画の作成主体は次の 3 つである。都道府県だけではなく市町村が単独で、もしくは複数の市町村が共同で作成することが予定されている。

1)単独市町村による作成
2)複数市町村による共同での作成
3)都道府県と区域内の市町村による共同での作成

国土交通省によれば、令和 5 年 11 月末時点で 893 件の地域公共交通計画が策定されている。次表は、その国土交通省資料より、令和 5 年 11 月時点の県の市町村の地域公共交通の作成状況を示したものである。県内 77 市町村のうち 42 市町村が地域公共交通計画を作成している。

地域公共交通計画は、作成することが目的ではなく、計画を作成することで関係者の間で地域公共交通に関する問題点を共有し、計画の達成に向けて関係者がそれぞれの役割を十分に果たしていくことが重要である。

多くの市町村が地域公共交通については何らかの課題を抱えていると思われる。少しでも課題解決に近づくよう、県としても引き続き、市町村の地域公共交通計画の作成をサポートする必要がある。

表 県内市町村の地域公共交通計画の作成状況

長野市	○	川上村		高森町	①	山形村	②
松本市	②	南牧村		阿南町	①	朝日村	②
上田市	○	南相木村		阿智村	①	筑北村	
岡谷市		北相木村		平谷村	①	池田町	
飯田市	①	佐久穂町		根羽村	①	松川村	
諏訪市	○	軽井沢町		下條村	①	白馬村	○
須坂市	○	御代田町		売木村	①	小谷村	
小諸市	○	立科町	○	天龍村	①	坂城町	
伊那市		青木村	○	泰阜村	①	小布施町	
駒ヶ根市	○	長和町		喬木村	①	高山村	○
中野市	③	下諏訪町		豊丘村	①	山ノ内町	③
大町市		富士見町		大鹿村	①	木島平村	
飯山市	○	原村		上松町		野沢温泉村	
茅野市		辰野町		南木曽町	○	信濃町	○
塩尻市	○	箕輪町	○	木祖村		小川村	
佐久市	○	飯島町		王滝村		飯綱町	○
千曲市	○	南箕輪村		大桑村	○	栄村	
東御市	○	中川村	○	木曽町	○		
安曇野市	○	宮田村		麻績村			
小海町		松川町	①	生坂村			

○：市町村単独で作成
①②③：複数市町村による共同での作成

③ 公共交通情報オープンデータにおける市町村への対応について（意見 39）

県協議会は、公共交通の利用を促進するため、県内路線バスの時刻や経路等に関する情報を一元化したデータベースを構築し、経路検索サービス等で検索できる環境を早期に整備することを決定している。

素案では、公共交通情報を国が定めるデータ形式（GTFS-JP）で整備し、オープンデータ化することで、バス路線の情報を経路検索サービス等で検索できる環境を整備するとともに、掲載する情報について、常に最新の情報の維持に努めるとしている。

GTFS-JP は、国際的に広く利用されている公共交通用データフォーマットである GTFS を基本に、日本の状況を踏まえて拡張されたものである。GTFS（GeneralTransitFeedSpecification）は、経路検索サービスや地図サービスへの情報提供を目的としてアメリカで策定された世界標準の公共交通データフォーマットである。世界で普及が進み、多くの地域でオープンデータとして公開されており、バスだけでなく、鉄道・バス・船・飛行機など、様々な公共交通に利用することが可能となっている。GTFS-JP は GTFS とも互換性があるため、Google マップをはじめとした海外の事業者へも情報提供を行うことが可能となっている。

公共交通情報のオープンデータ化については、データの作成とデータの更新を適切に行う必要がある。県内のバス事業者は、コミュニティバスも含めると民間企業から市町村まで多岐にわたり、データの作成、更新を誰が担うかという課題がある。

第 4 回県協議会資料 3 によると、 GTFS－JP データの作成は市町村・バス事業が行い、オープンデータの維持・管理は、それを自ら行うことが困難な市町村・交通事業者については、令和 5 年度は委託事業者が一括して更新を行うとしている。

同資料によると、令和 6 年度以降もオープンデータの維持・管理を行う必要があるが、市町村・バス事業者の負担のあり方は議論を行うとしている。県においては、市町村・バス事業者に過度の負担とならないよう、また、データの維持・管理が効率的、効果的に行われるよう対応する必要がある。

④ デマンド交通、定額タクシーや相乗りタクシー、貨客混載などの取組について（意見 40）

デマンド交通とは、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態である。

一般に、まとまった需要がある場合は、路線バスや地元市区町村等が運行するコミュニティバスが適するが、需要が分散している場合はデマンド交通が適しているとされている。

デマンド交通の運営主体は市町村、商工会、社会福祉協議会、NPO 法人等が考えられ、県がデマンド交通に直接かかわる面は少ないと思われる。県協議会でも、全 5 回の議事概要を確認する限り、デマンド交通については深い協議はなされていない印象を受けた。

長野県公共交通活性化協議会設置要綱では、県協議会における協議を円滑に行うため、広域市町村圏単位で地域別部会を設置するとして、佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曽、松本、北アルプス、長野及び北信の 10 の地域別部会が設置されている。県ホームページに記載されている地域別部会の議事概要を確認すると、地域別部会ではデマンド交通に関する議論も散見される。そのなかには、デマンド交通の導入で既存の地域交通の利用者が減少（長野、北信、松本）しているなどの記述がみられる。

デマンド交通のメリットが拡大する一方で、複数の圏域で既存の交通事業者に影響を与えている状況が生じていることを踏まえると、県協議会においてデマンド交通と既存の地域交通の関係を議論する余地はあると考える。

県においては、今後、地域公共交通におけるデマンド交通のあり方についても検討していくことが望ましい。

7. 公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組	1)地域連携 IC カード導入支援事業補助金			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	ー	27,600	ー	31,376
決　　算	ー	8,728	2,356	ー

② 主な取組の内容

1)地域連携 IC カード導入支援事業補助金

県内公共交通機関におけるキャッシュレス化を推進するため、乗合バス事業者等に対し、地域連携 IC カードの導入に係る費用を支援するものである。

県は、鉄道は中央東線及び小海線の一部で Suica が利用可能である。バスは県内高速・特急バスの一部でクレジットカード非接触決済が、松本市・上田市・佐久市の路線バスの一部で QR コード決済が利用可能である。しかしながら、それらを除く公共交通機関は現金のみとなっている。

現金利用では、OD データ(利用者がいつ、どこからどこまで乗ったか)を取得することができず、需要に対応したダイヤや経路の編成ができていないという課題がある。そこで、交通事業者が行う交通系 IC カードの導入に要する経費について支援を行うことで、県内公共交通の利便性向上とデータを活用した交通事業者の業務改善、ダイヤや経路等の改善を通じた交通の最適化を図るとしている。

③ 令和 5 年度以降の状況

1)県協議会での方針決定

県協議会は令和 4 年 10 月、路線バスに導入を進める交通系 IC カードについては、JR 東日本」が提供する地域連携 IC カードを基本とすること、及び県が導入経費の 1/3 を支援する方針を決定している。

現在、長野地域では、バス共通 IC カード KURURU(くるる)が運用されているが、将来的には Suica が利用可能となる。令和 4 年 9 月 27 日に長野市公共交通活性化・再生協議会及び JR 東日本から公表されている「長野地域における『地域連携 IC カード」を利用した IC 乗車サービスの提出について」では、今後サービスを開始する「地域連携 IC カード」について次のように説明している。

表 地域連携 IC カードについて

項目	内容
概要	バスの定期券や各種割引などの地域独自のサービスの機能に加え、Suica エリアおよび Suica と相互利用を行っているエリアで利用可能な乗車券や電子マネーなどの Suica のサービスが、1 枚で利用いただける 2in1 カード

項目	内容
サービス対象路線（予定）	○アルピコ交通株式会社の長野市、小川村を運行する一般路線バス全線 ○長電バス株式会社の長野市、須坂市、飯綱町、高山村を運行する一般路線バス全線 ○長野市、須坂市、飯綱町、高山村を運行する乗合タクシー、市町村営バスの一部路線 ※おおむね現行の KURURU と同じ利用範囲を想定
サービス開始時期（予定）	2025 年春
その他	現在、長野地域で利用されているバス共通 IC カード KURURU は、新カード移行に伴い、運用を終了する

※バス共通 IC カード KURURU：長野市周辺の路線バスで利用できる非接触型 IC カード方式による乗車カード。長野市公共交通活性化・再生協議会が商標を管理している。長野地域（長野市、須坂市、飯綱町、高山村、小川村）のエリア内を発着するアルピコ交通、長電バスの路線バスや乗合タクシー等で利用可能である。

※長野市公共交通活性化・再生協議会…地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 に基づき 2008 年に設置され、2012 年から長野地域のバス共通 IC カード KURURU の運営を担っている。

（出典：長野市公共交通活性化・再生協議会・JR 東日本「長野地域における「地域連携 IC カード」を利用した IC 乗車サービスの提出について」）

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 交通系 IC カードの全県での普及促進について（意見 41）

アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社以外のバス事業者への導入を進めることがポイントである。また、令和 5 年度の補助金は県内に営業所を有する乗合バス事業者を対象としており、鉄道事業者は対象とされていないが、鉄道事業者への導入も課題の一つである。

全県での早期導入を目指し、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で集中的に支援を実施するとしているが、速やかに全県での導入が図られるよう、県としても積極的に対応を図っていくことが望ましい。

8. 鉄道振興対策事業費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重点目標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組	1)地域鉄道安全性向上事業費補助金(350,792 千円) 2)利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金(10,000 千円) 3)大糸線利用促進輸送強化期成同盟会負担金(150 千円) 4)中央東線高速化促進広域期成同盟会負担金(200 千円) 5)大糸線活性化協議会負担金(500 千円) 6)アルピコ交通上高地線復旧支援事業補助金(53,895 千円) 7)地域鉄道動力費高騰対策等経営支援事業交付金(80,669 千円) 8)令和 3 年大雨災害アルピコ交通代替輸送支援事業(44,350 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	748,529	796,593	637,306	504,650
決　　算	653,205	665,515	540,556	ー

② 主な取組の内容

1)地域鉄道安全性向上事業費補助金

鉄道路線の安全性向上のため、必要な設備整備に対して補助を実施するものである。

補助対象事業者は長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、上田電鉄株式会社、アルピコ交通株式会社である。

2)利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金

鉄道駅における段差解消のため、必要なエレベーター等の設置に対して補助を実施するものである。

令和 4 年度の補助対象事業者はしなの鉄道株式会社で、戸倉駅のエレベーター(2 基)を補助対象設備として 10,000 千円の補助を行っている。

「補助金等交付規則」及び「利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金交付要綱」に基づくものである。

3)大糸線利用促進輸送強化期成同盟会負担金

大糸線は、長野県松本市の松本駅と新潟県糸魚川市の糸魚川駅までを結ぶ鉄道路線である。松本駅から南小谷駅は JR 東日本、南小谷駅から糸魚川駅は JR 西日本の管轄である。

大糸線利用促進輸送強化期成同盟会は、大糸線全体を対象とした利用促進イベントの実施及び協賛、JR 東日本及び JR 西日本への要望を行う団体である。県は平成 7 年度以降、毎年度 150 千円の負担金を大糸線利用促進輸送強化期成同盟会に支出している。

4)中央東線高速化促進広域期成同盟会負担金

東京都千代田区の東京駅から長野県塩尻市の塩尻駅を経由して愛知県名古屋市の名古屋駅までを結ぶ鉄道路線である中央本線のうち、JR 東日本の管轄である東京駅から塩尻駅までが中央東線と呼称されている。

中央東線高速化促進広域期成同盟会は、JR 東日本及び国に対して要望を行う団体で、県は平成20年度以降、毎年度 200 千円の負担金を中央東線高速化促進広域期成同盟会に支出している。

5)大糸線活性化協議会負担金

大糸線活性化協議会は、大糸線(糸魚川駅～信濃大町駅)において、JR 西日本、沿線自治体が連携して行う沿線住民の利用促進、観光客の誘致施策等について、JR 西日本と連携して大糸線の利用促進に取り組む団体である。県は平成 31 年度以降、毎年度 500 千円の負担金を大糸線活性化協議会に支出している。

6)アルピコ交通上高地線橋梁復旧支援事業補助金(53,895 千円)

令和 3 年 8 月の大雨により現在一部不通となっていたアルピコ交通株式会社上高地線の早期復旧を図るため、被災した田川橋梁の復旧に要する経費に対し支援を実施するものである。

補助対象事業者はアルピコ交通株式会社である。

7)地域鉄道動力費高騰対策等経営支援事業交付金(80,669 千円)

原油高騰の影響を受け厳しい経営環境にある地域鉄道事業者の負担軽減と運行の確保を図るため、運転用の動力に要する経費に対し支援を実施するものである。

補助対象事業者は長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、上田電鉄株式会社、アルピコ交通株式会社である。

8)被災地域鉄道代替輸送支援事業(44,350 千円)

令和 3 年大雨災害により一部不通となったアルピコ交通株式会社上高地線の移動手段を確保するため、代替輸送に係る経費に対し支援を実施するものである。

補助対象事業者はアルピコ交通株式会社である。

③ 県内の鉄道事業者の状況について

県内の鉄道は次表の 7 社により運行されている。

表 県内の鉄道事業者

鉄道事業者	摘要		
東日本旅客鉄道株式会社	北陸新幹線 中央東線 小海線	篠ノ井線 大糸線 (松本～南小谷)	信越本線 飯山線
東海旅客鉄道株式会社	中央西線	飯田線	
西日本旅客鉄道株式会社	大糸線(南小谷～糸魚川)		

鉄道事業者	摘要
しなの鉄道株式会社	
長野電鉄株式会社	
アルピコ交通株式会社（松本電鉄）	
上田電鉄株式会社	

（出典：県ホームページより監査人作成）

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 鉄道駅及び軌道停留場のバリアフリー化の状況について（意見 42）

令和4年度は、しなの鉄道株式会社の戸倉駅のエレベーター（2基）を補助対象設備として、しなの鉄道株式会社に10,000,000円の利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金を交付している。

平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、同法第3条第1項に基づき移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が国から公表されている。

令和3年4月1日に改正バリアフリー法が施行され、それに伴い基本方針も改正され、新しいバリアフリー整備目標が施行されている。改正後の基本方針では、次の鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）は、令和7年度までに移動等円滑化を実施するとされている。

㋐1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄軌道駅

㋑地方公共団体が作成する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）で生活関連施設に位置づけられた1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満の鉄軌道駅

なお、移動等円滑化とは、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等である。

また、上記以外の鉄軌道駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想の作成状況や地域の実情等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施するとされている。

バリアフリー法第2条第5項で定義されている公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき等は、当該旅客施設を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

次表は、国土交通省から公表されている令和4年3月31日現在の都道府県別の段差解消への対応状況をもとに監査人が作成したものである。

長野県の上記㋐または㋑に該当する駅（以下「該当駅」という。）数は19駅、移動等円滑化基準第4条及び18条の2に適合している設備により段差が解消されている駅（以下「解消駅」という。）数は19駅中

15 駅である。該当駅数中の解消駅数(15 駅)を該当駅数(19 駅)で除した数値は 78.9%で、これは 47 都道府県中 39 番目の数値である。段差が未解消の駅は 4 駅であるが、このうち、3 駅については既にエレベーターが設置されており、残りの 1 駅についても令和 6 年度に整備見込みとなっている。

長野県の総駅数は 258 駅、そのうち解消駅数は 64 駅、解消駅数の割合は 24.8%で、これは 47 都道府県中 38 番目である。長野県の総駅数は 47 都道府県中 9 番目、解消駅数は 19 番目で、駅が多く、解消駅数も多い方ではあるが、総駅数に占める解消駅数の割合は低い。長野県としては、該当駅ではない駅の段差解消を進めていくことは課題の一つである。このことについて、公共交通事業者や地元市町村と対応を検討していく必要がある。

表 都道府県別の段差解消への対応状況 (単位:駅)

都道府県		該当駅の状況			総駅の状況					
		該当駅数	解消駅数	解消割合	総駅数	解消駅数	解消割合	解消割合順位	総駅数順位	解消駅数順位
1	沖縄県	11	11	100.0%	19	19	100.0%	1	47	44
2	富山県	8	8	100.0%	195	82	42.1%	17	16	14
3	福井県	5	5	100.0%	133	53	39.8%	20	31	26
4	佐賀県	4	4	100.0%	79	26	32.9%	28	41	37
5	鳥取県	4	4	100.0%	74	23	31.1%	30	44	40
6	愛媛県	7	7	100.0%	146	40	27.4%	32	26	29
7	大分県	7	7	100.0%	87	22	25.3%	35	40	42
8	徳島県	1	1	100.0%	76	19	25.0%	37	42	44
9	宮崎県	2	2	100.0%	76	17	22.4%	40	42	46
10	島根県	2	2	100.0%	94	21	22.3%	41	39	43
11	秋田県	2	2	100.0%	145	31	21.4%	43	27	34
12	青森県	4	4	100.0%	154	31	20.1%	45	24	34
13	神奈川県	324	314	96.9%	381	336	88.2%	3	6	4
14	東京都	694	672	96.8%	759	714	94.1%	2	1	1
15	福岡県	138	133	96.4%	358	178	49.7%	13	7	8
16	栃木県	26	25	96.2%	117	40	34.2%	25	37	29
17	大阪府	432	415	96.1%	518	432	83.4%	4	2	2
18	静岡県	48	46	95.8%	225	88	39.1%	21	14	12
19	千葉県	207	198	95.7%	353	240	68.0%	7	8	6
20	宮城県	68	65	95.6%	157	88	56.1%	11	23	12
21	岐阜県	22	21	95.5%	188	62	33.0%	27	17	21
22	兵庫県	203	193	95.1%	383	254	66.3%	8	5	5
23	滋賀県	39	37	94.9%	125	71	56.8%	10	33	15
24	京都府	136	127	93.4%	251	158	62.9%	9	11	9
25	愛知県	287	267	93.0%	496	370	74.6%	6	3	3
26	埼玉県	170	157	92.4%	238	189	79.4%	5	12	7
27	山梨県	10	9	90.0%	73	25	34.2%	25	45	39
28	三重県	29	26	89.7%	232	63	27.2%	33	13	20
29	香川県	9	8	88.9%	103	38	36.9%	22	38	31
30	岡山県	25	22	88.0%	165	67	40.6%	19	21	17
31	奈良県	55	48	87.3%	130	66	50.8%	12	32	18
32	北海道	94	82	87.2%	448	113	25.2%	36	4	11
33	群馬県	15	13	86.7%	136	58	42.6%	16	29	24
34	熊本県	15	13	86.7%	161	57	35.4%	23	22	25

都道府県		該当駅の状況			総駅の状況					
		該当駅数	解消駅数	解消割合	総駅数	解消駅数	解消割合	解消割合順位	総駅数順位	解消駅数順位
35	和歌山県	15	13	86.7%	123	30	24.4%	39	35	36
36	広島県	74	64	86.5%	252	117	46.4%	14	10	10
37	山口県	12	10	83.3%	152	26	17.1%	47	25	37
38	福島県	11	9	81.8%	188	61	32.4%	29	17	22
39	長野県	19	15	78.9%	258	64	24.8%	38	9	19
40	石川県	8	6	75.0%	72	16	22.2%	42	46	47
41	新潟県	23	17	73.9%	201	53	26.4%	34	15	26
42	岩手県	10	7	70.0%	171	70	40.9%	18	19	16
43	茨城県	36	25	69.4%	134	61	45.5%	15	30	22
44	高知県	3	2	66.7%	170	36	21.2%	44	20	33
45	長崎県	16	9	56.3%	137	48	35.0%	24	28	28
46	鹿児島県	16	9	56.3%	124	23	18.5%	46	34	40
47	山形県	2	1	50.0%	122	38	31.1%	30	36	31
	全国合計	3,348	3,135	93.6%	9,379	4,734	50.5%	―	―	―

9. 北陸新幹線建設促進費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	交通政策課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主 な 取 組	1)北陸新幹線建設促進同盟会負担金(1,800 千円)			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	1,800	1,800	1,800	1,800
決　　算	1,800	1,800	1,800	ー

② 主な取組の内容

1)北陸新幹線建設促進同盟会負担金

北陸新幹線建設促進同盟会(以下「建設促進同盟会」という。)への負担金である。

建設促進同盟会は、北陸新幹線に関する事項について、政府与党、関係政府機関等に対する要請活動や、北陸新幹線の建設促進に関する調査研究及び広報等を行う団体である。県は 1,800 千円の負担金を支出している。

建設促進同盟会は、北陸新幹線の沿線自治体となる 10 都府県知事(東京都、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び大阪府)、県議会議長、市長会、市議会議長会等を構成団体としている。このうち、長野県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の負担金が 1,800 千円、京都府及び大阪府が 500 千円、群馬県が 200 千円、埼玉県が 100 千円とされている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

10. しなの鉄道設備投資等借入金損失補償

(1)概要

① 事業概要

項目		内容			
課・室		交通政策課			
重点目標		○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加 ○健康長寿日本一を維持			
主な取組		1)しなの鉄道設備投資等借入金損失補償			
(単位:百万円		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
債務負担行為設定額	長期借入金	1300	900	730	800
	短期借入金	800	750	600	200
	計	2,100	1,650	1,330	1,000

② 主な取組の内容

1)しなの鉄道設備投資等借入金損失補償

しなの鉄道株式会社の設備投資等借入金の金利負担を軽減するため、県が損失補償を行うものである。元金1,000,000千円及びその利息に対して損失補償を実施している。

平成13年度にしなの鉄道株式会社が債務超過に陥り、自力での資金調達が困難となったため、県が支援の一環として損失補償を実施し、以降、毎年度、損失補償に係る債務負担行為を設定している。

③ しなの鉄道株式会社について

1)沿革

平成2年12月24日政府・与党申合せにより、北陸新幹線建設に当たって、並行在来線は新幹線開業時にJR東日本から経営分離されることとなった。

平成3年6月に県、沿線市町、経済団体等の出資による第三セクターにより軽井沢～篠ノ井間の鉄道事業を経営することとして地域の合意がなされ、平成8年5月1日には、第三セクターであるしなの鉄道株式会社が設立され、平成9年10月1日の北陸新幹線の開業と同時に旅客鉄道事業を開始している。

また、平成27年3月14日の北陸新幹線長野～金沢間開業に伴い、北しなの線(長野～妙高高原間)が開業している。

2)しなの鉄道株式会社の株式に関する状況

2023年3月31日現在のしなの鉄道株式会社の株主(上位10名)の状況は次表のとおりである。

県が73.64%の株式を保有している。

表 しなの鉄道株式会社の株主(上位10名)

株主名	所有持株数(株)	持株比(%)
長野県	35,639	73.64
長野市	1,880	3.88

株主名	所有持株数(株)	持株比(%)
株式会社八十二銀行	1,300	2.69
上田市	1,080	2.23
千曲市	970	1.98
小諸市	720	1.49
軽井沢町	720	1.49
信濃町	700	1.45
東御市	600	1.24
長野電鉄株式会社	600	1.24

(出典:しなの鉄道株式会社「第 27 期事業報告」より監査人作成)

3)借入金の状況

2023 年 3 月 31 日現在の借入金の状況は次表のとおりである。

表 しなの鉄道株式会社の借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	1,132
株式会社八十二銀行	951
上田信用金庫	645
長野県信用農業協同組合連合会	608
株式会社長野銀行	258
株式会社日本政策金融公庫	241
長野県信用組合	199
長野信用金庫	199
株式会社三井住友銀行	13
計	4,249

(出典:しなの鉄道株式会社「第 27 期事業報告」より監査人作成)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

11. 信州まつもと空港活性化事業費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	松本空港課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)信州まつもと空港利用促進協議会負担金 2)空の日事業負担金			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	56,018	49,368	50,248	48,464
決　　算	29,258	43,333	36,987	ー

② 主な取組の内容

1)信州まつもと空港利用促進協議会負担金

信州まつもと空港利用促進協議会(以下「協議会」という。)は、松本空港(愛称:信州まつもと空港。以下「松本空港」で統一)の利用促進を図り、空港の発展に寄与することを目的として平成 6 年に設立された任意団体である。令和 4 年度末現在、協議会には県を含む 99 の会員がおり、会員は県内各地の自治体、関係諸団体から構成されている。

表 協議会の会員区分とその数

区 分	数	備 考
自治体	78	県及び県内77市町村
広域連合	9	佐久、上田地域、諏訪、上伊那、南信州、木曽、松本、北アルプス、北信
事業会社	3	航空事業者、空港施設管理事業者、エアポートシャトルバス運用事業者
一般社団法人	3	地元経済団体等
公益社団法人	1	
その他団体	5	
合計	99	

(出典:県提供資料より監査人作成)

協議会においては、県を含む会員から拠出された負担金を原資として、航空事業者や旅行会社等に対する広告宣伝費、旅行商品造成に対する助成などの空港利用促進事業を展開している。令和 4 年度の負担金の内訳は次表のとおりである。

表 協議会の令和4年度負担金内訳

区 分	金額(千円)	備 考
長野県	49,948	うち本会計 35,382 千円、国際化特別会計 14,566 千円
松本市	3,600	
塩尻市	500	
その他市町村	920	松本市、塩尻市を除く県内 75 市町村
その他	420	事業会社、一般社団法人、公益社団法人、その他団体
合計	55,388	

(出典:県提供資料より監査人作成)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により激減した航空需要の回復や、Go To トラベルキャンペーン実施時及び同キャンペーン終了後の利用客と取り込みに向け、次の施策を実施している。

ア. コロナ禍によるライフスタイルの変化を捉えた取組

航空事業者及び空港周辺自治体等により構成されている信州まつもと空港地元利用促進協議会との共同事業として、県内居住者をターゲットとして、TV、ラジオを通じたコマーシャルや SNS 上への Web 広告の出稿を行うとともに、神戸線の認知度拡大のため就航先である兵庫県の居住者をターゲットに Web 広告やデジタルサイネージを活用した PR を実施している。

イ. 定期便の利用拡大

㋐ 神戸便利用者の確保

神戸便の認知度向上を目的として、大阪府、兵庫県を中心とした関西地区において、PR イベントの開催や広告宣伝を出稿したほか、現地旅行会社、自治体へのエアポートセールスを実施している。

㋑ 就航先、県内等における需要確保

長野県や山梨県向けの広告宣伝として、県内の公立図書館への航空事業者の機内誌の配架、雑誌・新聞・テレビなどへの広告出稿、空港プロモーション動画の制作などを実施したほか、就航先(福岡市)での PR イベント等を開催している。

㋒ 冬期間(11 月～2 月)における需要確保

募集型企画旅行商品を企画実施した旅行会社への奨励金の支給及びスキー旅行バス借上費用の一部助成を行っている。

ウ. 国内路線拡充

㋐ 札幌丘珠便の利用者確保

旅行商品を企画実施した旅行会社に対し、広告宣伝費等の助成を実施したほか、丘珠空港発の旅行商品に対して、松本空港内で使えるクーポン券を配布している。

㋑ 大阪伊丹線の利用者確保

大阪伊丹線の旅行商品を企画実施した旅行会社に対し、送客インセンティブや広告宣伝費用等の一部を助成している。

㋒ 季節運航便の広告宣伝

札幌丘珠線、大阪伊丹線の広告宣伝として、県内及び就航先での広告出稿、PRイベントを実施している。

エ. 国際化への取組

航空事業者や旅行会社に対する国際チャーター便の運航を働きかけるエアポートセールの実施や、松本空港ホームページの多言語化対応等を行っている。

なお、令和4年度の国際チャーター便の実績はなかった。

オ. その他

㋐ 空港アクセスの確保

空港と松本バスターミナルを結ぶエアポートシャトルバスの利用促進チラシの作成及びバス運行事業者への助成を行っている。

その結果、令和4年度は、運行台数4,306台、乗車人員34,753人の運行実績があった。

㋑ 沖縄とのチャーター便の運航・交流促進

沖縄県内の旅行会社へのエアポートセールスを行ったほか、沖縄チャーター便を利用した旅行商品に関する助成を旅行会社に対して行っている。

その結果、令和4年度は20件のチャーター便の実績があった。

㋒ イベント等の開催

ジェット化開港利用者 400 万人達成記念セレモニーの開催や、利用者アンケートを実施しその結果を公表している。

2)空の日事業負担金

「2022 スカイフェスティバル in 松本」の開催に係る県の負担金である。本イベントは、県下唯一の空の玄関口である松本空港に対する、県民の一層の理解、利用促進を図るための PR を目的としている。

③ 松本空港について

1)松本空港の概要

松本空港は、航空法第5条第1項に定める地方管理空港[1]であり、法律に基づき、県が設置し管理している県下唯一の空港である。松本空港の概要及び主な沿革は次のとおりである。

表 松本空港の概要

項目	内容
名称	松本空港(愛称:信州まつもと空港)
種別	地方管理空港

[1] 国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港(空港法第4条第1項に定める拠点空港を除く)であって、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、管理する空港(空港法第5条第1項)をいう。全国で54の地方管理空港が存在する。

項目	内容
運用時間	8 時 30 分～19 時
標高	657.5m
面積	約 60ha
着陸帯	2,120m×150m（等級：日計器用 C 級）
滑走路	2,000m×45m
誘導路	南 135m×23m　／　北 121m×9m
エプロン	南 90m×135m（小型ジェット機用 3 バース） 北 124m×68m（小型機 6 バース、回転翼用 5 バース）
航空灯火・照明設備	滑走路灯等 19 種類
無線施設	VOR（超短波全方向式無線標識施設） DME（距離測定装置） 【令和 2 年 7 月より RNP-AR 進入方式を導入】
駐車場	約 500 台（無料）

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　松本空港の沿革

年　月	沿　革
昭和 40 年（1965 年）7 月	開港
昭和 57 年（1982 年）3 月	大阪便の通年運航開始
昭和 60 年（1985 年）4 月	大阪便の通年複便運航
平成 6 年（1994 年）7 月	滑走路を 2,000m に拡張
平成 16 年（2004 年）7 月	公募により愛称「信州まつもと空港」を決定
平成 22 年（2010 年）6 月	FDA 就航（札幌新千歳、福岡線運航）
平成 26 年（2014 年）8 月	大阪伊丹線が季節便として運航開始
平成 30 年（2018 年）8 月	札幌丘珠線が季節便として運航開始
令和元年（2019 年）10 月	神戸線の定期運航開始
令和 3 年（2021 年）8 月	空港の運用時間延長

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　松本空港の利用者数、利用率推移

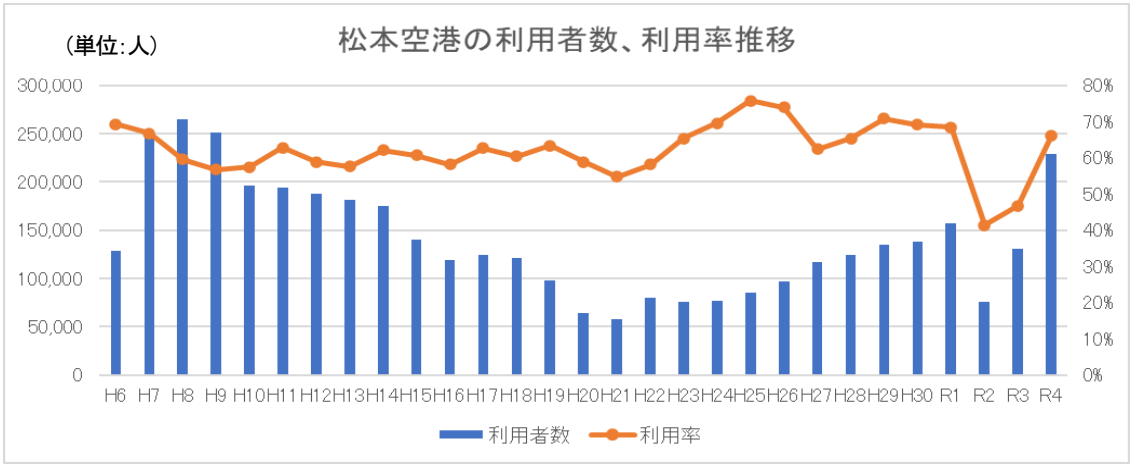

（出典：県提供資料をもとに監査人作成）

平成 6 年度以降の松本空港の利用者数及び利用率の推移は上表のとおりである。同年に滑走路を2,000mに拡張し、ジェット化を果たしたことにより、利用者数は劇的に増加し、利用者数のピークとなった平成 8 年度には 264,658 人まで増加した。しかしながら、その後は低迷を続け、主要な航空事業者が撤退を表明した平成 21 年度までには利用者数は 57,576 人まで落ち込むこととなった。

平成 22 年度以降、新たな航空事業者の参入や新規定期便の就航・増便などにより、徐々に利用者数は回復している。令和 2 年度及び 3 年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、大幅に利用率が低下したものの、令和 4 年度には、25 年振りに 20 万人を超える水準まで回復した。令和 5 年度の利用者数についてはさらに増加の見込みである。

新型コロナウイルス感染症の影響からいち早く利用者数が回復したのは、令和元年 10 月に就航した神戸便や、同便の複便化に伴う令和 3 年 8 月の空港運用時間の延長などが奏功しているためである。コロナ禍にあった令和 2 年度及び令和 3 年度における増便は、全国的にもあまり例がなく、直近の松本空港の活況の特徴といえる。

2)他の地方管理空港との比較

以下では、松本空港と他の地方管理空港についての比較を行っている。比較対象は全国に 54 カ所ある地方管理空港のうち、離島以外に所在し、かつ羽田便及び成田便以外の国内運航路線が存在する地方管理空港とし、次表は比較対象となる地方管理空港の一覧である。

表 主な地方管理空港一覧

空港名	管理県	国内運航路線
青森	青森	新千歳、羽田、伊丹、小牧、神戸
花巻	岩手	新千歳、小牧、伊丹、神戸、福岡
福島	福島	新千歳、伊丹
松本	**長野**	**新千歳、丘珠、伊丹、神戸、福岡**
静岡	静岡	新千歳、丘珠、出雲、福岡、熊本、鹿児島、那覇
富山	富山	新千歳、羽田
神戸	神戸	新千歳、青森、花巻、仙台、茨城、羽田、松本、高知、長崎、鹿児島、下地島、那覇
出雲	島根	新千歳、仙台、羽田、静岡、小牧、伊丹、隠岐、福岡
岡山	岡山	新千歳、羽田、那覇

（出典:各空港ホームページより監査人作成）

表 主な地方管理空港の国内便乗降客数 （単位:人）

空港名	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	R 元との対比	R3 との対比
青森	1,132,436	498,475	979,366	▲13.5%	+96.5%
花巻	447,768	208,783	385,774	▲13.8%	+84.8%
福島	242,582	98,662	182,242	▲24.9%	+84.7%
松本	**155,053**	**130,056**	**228,537**	**+47.3%**	**+75.7%**
静岡	476,821	195,452	360,493	▲24.4%	+84.4%
富山	436,446	100,050	251,509	▲42.4%	+151.4%

空港名	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	R 元との対比	R3 との対比
神戸	3,292,298	1,752,626	3,109,106	▲5.6%	+77.4%
出雲	1,014,079	440,201	838,254	▲17.3%	+90.4%
岡山	1,243,679	392,214	874,277	▲29.7%	+122.9%

（出典：国土交通省「空港管理状況調書」より監査人作成）

松本空港の大きな特徴としては、前述のとおり新型コロナウイルス感染症の流行の影響からいち早く立ち直りを見せていることがあげられる。各空港との比較においても、コロナ禍以前（ここでは令和元年度と想定）の水準以上の国内便乗降客数（令和 4 年度）となっているのは松本空港のみである。

表　主な地方管理空港の空港概況

空港名	面積	滑走路	運用時間
青森	241ha	3,000m × 60m	14.5 時間（7:30～22:00）
花巻	172ha	2,500m × 45m	11.5 時間（8:00～19:30）
福島	181ha	2,500m × 60m	13 時間（8:00～21:00）
松本	**59ha**	**2,000m × 45m**	**10.5 時間（8:30～19:00）**
静岡	192ha	2,500m × 60m	14.5 時間（7:30～22:00）
富山	92ha	2,000m × 45m	14.5 時間（7:00～21:30）
神戸	156ha	2,500m × 60m	16 時間（7:00～23:00）
出雲	57ha	2,000m × 45m	13 時間（7:30～20:30）
岡山	187ha	3,000m × 45m	15 時間（7:00～22:00）

（出典：国土交通省ホームページ）

松本空港の空港概況を比較対象とした 8 つの地方管理空港と比較してみると、面積については 9 空港中 8 番目の広さであり、また、滑走路についても、富山空港及び出雲空港と並んで比較対象の中で最も短い 2,000m となっている。このことから、複数の国内路線を有する地方管理空港の中でも、松本空港は比較的小規模な空港であることがわかる。

空港の運用時間については、9 空港中最も短い 10.5 時間となっている（運用時間が延長された令和 3 年 8 月までは 8.5 時間であった）。この運用時間は、地元地区（以下「地元」という。）との協定によるもので、運用時間を延長する場合は地元と協議することとなっている。協定には離発着回数についても制限があり、さらなる便数増加や運用時間の延長には地元の理解・協力が必要であることから、今後の空港の運用面の変更については地元との交渉も大きな鍵になる。

図　長野県松本平広域公園　信州スカイパーク　公園マップ

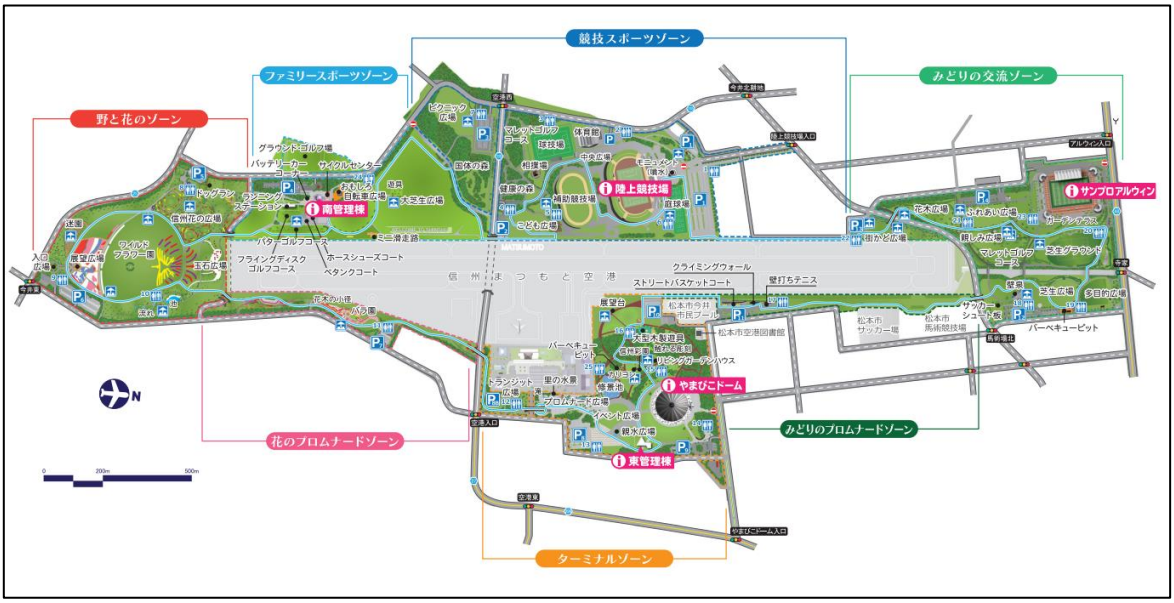

（出典：長野県松本平広域公園　信州スカイパーク　ホームページ）

表　主な地方管理空港の空港アクセス

空港名	JR 駅までの時間（バス）	駐車場の収容台数
青森	青森駅まで 35 分 弘前駅まで 55 分	最大 1,530 台（有料）
花巻	盛岡駅まで 45 分 花巻空港駅まで 7 分	1,150 台（無料）
福島	郡山駅まで 40～45 分	2,300 台（無料）
松本	**松本駅まで 30 分**	**500 台（無料）**
静岡	静岡駅まで 50 分 島田駅まで 25 分	2,000 台（無料）
富山	富山駅まで 25 分	1,642 台（有料・無料）
神戸	神戸空港駅直結 三ノ宮駅まで 18 分（電車）	2,074 台（有料）
出雲	松江駅まで 35 分 出雲市駅まで 30 分	1,501 台（無料）
岡山	岡山駅まで 30 分	3,178 台（有料・無料）

（出典：各空港ホームページより監査人作成）

上表は、各空港のアクセス状況について比較したものである。公共交通機関によるアクセスという観点からは、鉄道駅直結の神戸空港は例外として、いずれの空港も主にシャトルバスによって主要駅との連結が図られており、その所要時間はいずれも 30 分前後であった。

一方、自家用車によるアクセスを考えた場合、参考になる指標としては空港駐車場の収容台数の比較が適しているものと考えられる。各空港に隣接している駐車場については、松本空港が他空港と比較して小規模であるという特徴があるとはいえ、松本空港以外の各空港が 1,000 台以上の収容規模があるのに対し、松本空港は 500 台にとどまっている。県の担当者によれば直近の令和 4 年度及び令和 5 年度の繁忙期においては、空港利用者に対しシャトルバス利用の呼びかけなどを行っていたが、それでも駐車場の利

用需要が平時よりも高まりキャパシティに余裕がなくなりつつあったとのことである。空港のアクセス利便性の観点から駐車場のキャパシティ拡大は今後の課題といえる。

(2)監査の結果

① 助成事業における助成対象経費の消費税等の取扱いについて(結果 8)

本事業においては、航空事業者や旅行代理店業務を営む事業者等を対象とした助成事業が多く含まれている。令和 4 年度における助成事業及びその根拠となる要綱は次のとおりである。

表 令和 4 年度 信州まつもと空港利用促進協議会における助成事業

No	要綱名
1	令和 4 年度 松本−札幌(丘珠)線利用広告助成金交付要綱
2	松本神戸線旅行商品助成金交付要綱
3	松本大阪線旅行商品助成金交付要綱
4	沖縄とのチャーター便を利用した旅行商品助成金交付要綱
5	信州まつもと空港旅行商品企画販売奨励金交付要綱
6	令和 4 年度 信州まつもと空港乗継旅行商品広告助成金交付要綱
7	信州まつもと空港エアポートシャトルバス運行事業助成金交付要綱

(出典:県提供資料より監査人作成)

助成事業者に支給する助成金の対象経費が、消費税法及び地方税法上における課税仕入れであり、かつ助成事業者が消費税の確定申告時において当該課税仕入れに係る消費税等相当額を仕入税額控除の対象とした場合、当該消費税等相当額部分は助成金の対象経費に含まれないため、たとえば次のような条項を要綱に明記する必要がある。

> 助成事業に係る仕入れにかかる消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。
> ただし、申請時において当該助成事業に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

> 実績報告書を提出するにあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合は、これを助成金から減額して報告しなければならない。

> 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに報告するとともに、返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

※上記は、実際に要綱に記載されていた内容の要約抜粋である。

助成金の対象経費の全部または一部が消費税法上の課税仕入れに該当するため、要綱上、助成金の消費税等相当額部分の取扱いの明確化が求められる助成事業は、上にあげた助成事業のうち、1、2、3、4、6、7 である。次表は、令和 4 年度に運用されていた助成事業の各要綱と消費税等相当額部分の取扱いの明記の有無をまとめたものである。

表　令和４年度の助成事業の要綱における消費税に関する明記有無

NO	要綱名	消費税等に関する明記
1	令和４年度　松本−札幌（丘珠）線利用広告助成金交付要綱	なし
2	松本神戸線旅行商品助成金交付要綱	なし
3	松本大阪線旅行商品助成金交付要綱	なし
4	沖縄とのチャーター便を利用した旅行商品助成金交付要綱	あり
6	令和４年度　信州まつもと空港乗継旅行商品広告助成金交付要綱	なし
7	信州まつもと空港エアポートシャトルバス運行事業助成金交付要綱	なし

（出典：県提供資料より監査人作成）

以上のとおり、消費税等の取扱いに関する明記が必要と考えられるにもかかわらず、これが明記されていない要綱が６件存在した。一方、実際の運用面においては、消費税等相当額部分は助成金の対象から除外される運用となっていた。この点、要綱上も、消費税等の取扱いに関する明記を適切に行うべきであった。

なお、令和５年度は、該当する助成事業の要綱上のすべてにおいて、消費税等の取扱いに関する条項が適切に追加されており、運用面でも、前年同様消費税等相当額部分は助成金の対象から除外される運用となっていた。ただし、現在の運用は助成事業者が課税事業者であり、かつ助成対象経費の消費税相当額が助成金申請当初から明らかな場合を前提とした運用となっていることから、助成事業者が消費税の免税事業者または簡易課税選択事業者であった場合や、簡易課税を選択しない課税事業者であったとしても必ずしも対象経費が課税仕入れとならない場合があることには留意する必要がある。

また、令和５年10月からは適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まっている。免税事業者が適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった場合の経過措置（いわゆる２割特例）に助成事業者が該当するか否か、さらに、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられたことから、助成事業者の対象経費がこの経過措置に該当するか否かなど、助成事業における取扱いにおいて慎重に確認をしていく必要がある。

（3）監査の意見

① 松本空港の県内各地域の居住者への訴求について（意見 43）

令和４年度の松本空港の利用者数は、228,537人であった。利用者数が20万人を超えたのは、平成９年度以来、実に25年振りのことであり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和２年度（同75,990人）及び令和３年度（同130,056人）からのＶ字回復を決定づける水準であったことは間違いのないところである。

その一方で、松本空港の県内利用者の居住地域は中信地区への大きな偏りが見られる。県が令和４年度に実施したアンケート調査（令和４年度　信州まつもと空港搭乗者アンケート調査）によれば、令和４年度の県内利用者のうち、中信地区居住者の割合は全体の56.7％に上っている。

図　松本空港の県内利用者の居住地

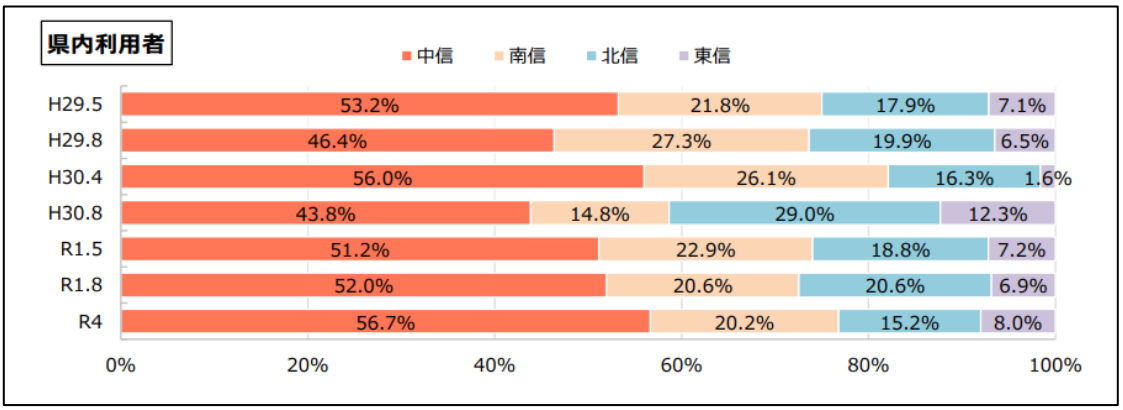

（出典：令和 4 年度信州まつもと空港搭乗者アンケート調査）

松本空港が立地している場所が中信地区であるという事情はあるにせよ、中信地区以外の居住者への松本空港の利用促進は今後の課題である。前述したとおり、松本空港は地方管理空港であり、法律に基づき、県が設置し管理している県下唯一の空港である。その運営管理に係る事業費については、県がこれを負担することにより空港の維持管理が成り立っていることから、全県下の居住者が松本空港の恩恵を受けられるような施策、たとえば中信地区以外の地域への集中的な PR や空港アクセスの充実などが望まれる。

②「就航路線の認知度拡大」事業における補助事業者からの提出書類の様式について（意見 44）

信州まつもと空港利用促進協議会が行う「就航路線の認知度拡大」事業（「定期便の利用拡大」事業の細事業）においては、現在松本空港に就航している各便の認知度向上を目的として、旅行会社が企画する旅行商品に係る助成、広告宣伝の出稿、PR イベントの開催等を行っている。

このうち、公益社団法人ひょうご観光本部との相互送客事業（SNS 事業等）に関して、「ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業」の令和 4 年度連携費用として同観光本部から 34 万円の請求を受けているが、同観光本部から受領したとされる請求書については押印等がなされておらず、第三者の模倣が容易な書式による請求書であり、実際に同観光本部から提出されたことが客観的に証明できないものとなっていた。

一般論として請求書の書式に法律上の決まりはないものの、提出された請求書が対象事業者等から確かに提出されたものであるという客観性が担保できるよう、要綱等で請求書の様式を定める、あるいは、対象事業者等から提出されたことが客観的に証明できる書式での提出を求めるなどの対応をとる必要がある。

③ 県のホームページで公開されている書類（PDF 形式）のタイトルについて（意見 45）

県のホームページで公開されている松本空港課の PDF 形式の書類（事業の概要、助成金交付要綱等）を閲覧すると、一部の書類に関して、内容に対して適切とはいえないタイトルが付されているものが散見される。

表　適切なタイトルが付されていない一例

PDF ファイルのタイトル	実際の内容
山形～東京便・利用拡大策の実施状況	令和5年度『松本神戸線旅行商品助成金』の概要
山形～東京便・利用拡大策の実施状況	令和5年度『松本大阪線旅行商品助成金』の概要
富士山静岡空港利活用推進事業補助金交付要綱	令和5年度　松本神戸線旅行商品助成金交付要綱
富士山静岡空港利活用推進事業補助金交付要綱	信州まつもと空港貸切バス助成金交付要綱

（出典：県ホームページ　令和5年12月7日現在）

図　県ホームページから「令和5年度　松本神戸線旅行品助成金交付要綱」を閲覧した場合
（令和5年12月7日現在）

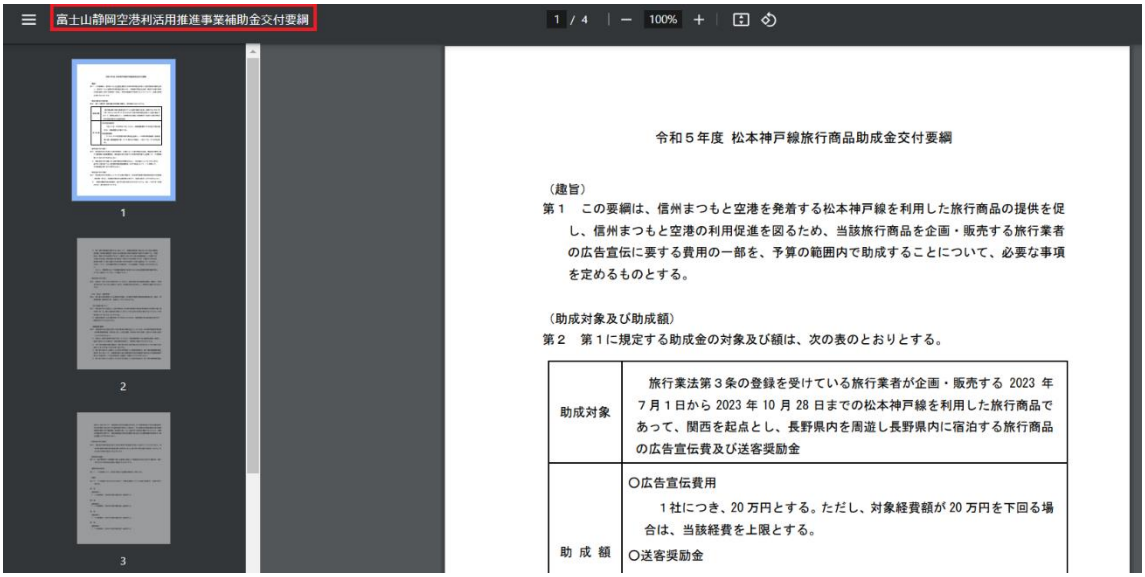

要綱等の書類作成にあたっては他県の優れた事例を大いに参考にすべきであると考えるが、要綱等の書類を県のホームページ上で公開する際には、公開される書類の内容に合った適切なタイトルを設定する必要があり、また、公開前にそれらを確認する体制を構築する必要がある。

12. 空港管理費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	松本空港課			
重 点 目 標	○インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)各種保守管理業務委託 2)施設修繕等 3)ハイジャック等防止対策事業費補助金 4)騒音防止工事機能回復事業補助金 5)空港機能強化事業			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	393,012	449,127	363,708	739,523
決　　算	312,258	369,355	398,137	―

② 主な取組の内容

1)各種保守管理業務委託

信州まつもと空港の運営に関する消防警備委託、灯火保守管理委託、除雪業務委託、緑地管理業務委託及び航空機騒音測定調査等の業務委託である。

2)施設修繕等

空港設備についての施設修繕、燃料費、光熱水費等に係る支出である。

以上の「**1)各種保守管理業務委託**」「**2)施設修繕等**」については、県の出先機関である「長野県松本空港管理事務所」の所管であり、本監査の趣旨とも異なることから、監査の対象外としている。

3)ハイジャック等防止対策事業費補助金

航空機の不法奪取等の防止を図るため、航空会社が行う保安検査員の配置等に対して補助する事業である。補助金については「松本空港ハイジャック等防止対策事業費補助金交付要綱」を定め、検査機器の設置に要する経費及び検査機器等を使用して行う検査業務や地上作業監視業務に従事する職員の配置に要する経費の一部を補助対象業務としている。

4)騒音防止工事機能回復事業補助金

空港周辺の環境整備のため、騒音防止機能回復工事に対して補助するものである。

5)空港機能強化事業

安心・安全な空港運営のため、松本空港における施設・設備等の大規模な修繕や更新等を行うものである。令和 4 年度においては、「松本空港機能強化推進事業補助金交付要綱」に基づき、空港ターミナルビル照明の LED 化と空港ターミナルビル内設置の冷暖房設備(吸収冷温水器)の更新にかかる経費の補助実績がある。

(2)監査の結果

① 令和 4 年度「ハイジャック等防止対策事業費補助金」に係る予算編成について(結果 9)

令和 4 年度の「ハイジャック等防止対策事業費補助金」事業に係る予算金額に関しては、予算編成の際に、該当する航空運送事業者(航空法第 2 条第 18 項に規定する者)にヒアリング等を実施した上で補助相当額(42,008 千円)を見積もり、当該見積り額に消費税相当額を加えて予算要求額(46,209 千円)を決定し、最終的にこの金額が予算として決議されている。

一方、対象の事業者に対しては、実際に決議された予算金額ではなく、消費税を乗じる前の金額(42,008 千円)を令和 4 年 3 月 30 日に内示している。

令和 4 年度の本事業において、対象事業者に支給した補助金(交付決定額)は 40,266 千円であり、この金額には、内示金額と同様に対象事業者が事業を行う際に支出した消費税相当額は含まれていない。この点、予算に組み入れられた消費税相当額は、予算編成時点から過剰な金額であったといえる。予算編成時において、消費税相当額を予算に含めるべきか否かの検討が不十分であったと思われる。

なお、当該補助金を規定する「松本空港ハイジャック等防止対策事業費補助金交付要綱」において、消費税相当額が補助金に含まれるか否かは明記されていない。この点も、本来加えるべきではなかった消費税相当額を予算金額に含めてしまった要因の一つであると考えられる。今後の予算編成において留意するとともに、要綱の見直しが必要である。

(3)監査の意見

① 着陸料免除の出口戦略について(意見 46)

長野県松本空港条例附則 2(着陸料の額の特例)に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から現在に至るまで、松本空港と国内の他の地点との間において航行する航空機については、着陸料が免除されている。本条例の規定によって、航空事業者の松本空港への新規路線開通が間接的に後押しされ、ひいては松本空港及び関連周辺自治体の活性化に一役買ってきたことは紛れもない事実である。

一方で、県の担当者によれば、本規定により、本来県が得るべき収入として年間 1.5 億円程度の着陸料が免除されているとのことである。言い換えれば、県は、年間約 1.5 億円の事業費を航空事業者に対して補助することにより松本空港発着の路線を誘致、維持しているともいえる。

他の地方管理空港について見てみると、一部減免、時限的な減免、新規路線開通時の時限的免除などの事例が見られるが、着陸料の全額免除をしている地方管理空港の例は見当たらない。

今後もさらなる松本空港の活性化が求められている中、着陸料や停留料といった本来県が得るべき収入の減免措置は、戦略的に活用されるべきであることには同意する。しかしながら、現行の着陸料免除の規定はあくまで「当分の間」の措置であって、また他の地方管理空港との比較においても、直ちに着陸料の

免除規定の廃止・縮減とまではいえないまでも、着陸料免除の規定に関する一定の出口戦略(期限・条件の設定等)の検討は必要と考える。

表 主な地方管理空港における航空運送事業の用に供する航空機の着陸料の免除・軽減規定

空港名	管理県	着陸料(免除・軽減後の金額)	根拠条例
青森	青森県	着陸料の 3 分の 2	青森空港条例
花巻	岩手県	着陸料の 3 分の 2 (令和 7 年 3 月 31 日までは 2 分の 1)	花巻空港管理条例
福島	福島県	着陸料の 4 分の 1～15 分の 1 (路線によって異なる)	福島空港条例
静岡	静岡県	新規路線、運航路線増加の場合、1 年間免除	静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例
富山	富山県	着陸料の 10 分の 6～2 分の 1 (路線によって異なる)	富山県富山空港条例
神戸	兵庫県	着陸料の 3 分の 2	神戸空港条例
出雲	島根県	着陸料の 3 分の 2	島根県空港条例
岡山	岡山県	着陸料の 3 分の 2 新規路線、運航路線増加の場合、3 年間着陸料の 3 分の 1	岡山県岡山空港条例

※いずれも令和 5 年度現在の規定である。 (出典:各県条例)

13. 移住・交流推進事業費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	信州暮らし推進課			
重 点 目 標	○人口の社会増を実現			
主 な 取 組	1)信州暮らし案内人の配置 2)NPO 法人ふるさと回帰支援センター(東京・大阪)との連携 3)UIJ ターン促進事業 4)信州「働く×暮らす」プロモーション事業 5)共創人口構築事業 6)田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事業			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	105,980	61,863	61,428	53,105
決　　算	103,159	58,068	59,453	ー

② 主な取組の内容

本事業は、平成30年度に策定された「信州暮らし推進の基本方針」に基づき、信州暮らし推進課が中心となって、大都市圏での信州暮らしの魅力発信や仕事と暮らしをセットにした呼び込みを実施するとともに、地域や住民と多様な「つながり」を築く人材を増やすことで、地域活力の創出を目指すものである。

「信州暮らし推進の基本方針」における展開

主なターゲット
　└若者・子育て世代(今後、施策の対象としてさらに注力していく層)
具体的な取組の方向性(プロジェクト)
　└【重点】1　働く場としての信州の展開　“仕事と暮らし”をセットで呼び込み
　└【重点】2 「つながり人口」にフォーカス　“地域のファン”を増やす
　└3　多様な住まい方を支援
　└4　地域の定着・交流を支援
　└5　情報発信の強化
　└6　民間事業者等との連携・協働の推進

令和 4 年度における具体的な取組は次のとおりである。

1)信州暮らし案内人の配置

三大都市圏(東京・名古屋・大阪)及び県庁に、総合的な移住相談窓口を設置し、それぞれに専任の相談員(信州暮らし案内人)を配置し、相談者に対し、継続的かつきめ細かい対応を実施するものである。

令和 4 年度の相談人数は 897 名(全窓口合計)と、前年比 37.2%の増加が見られた。40 歳代以下の世代の相談が全体の半数以上(年齢不明分を除く。)を占めている。担当者によれば、相談者の傾向とし

て、県への積極的な移住の意思があり、具体的な市町村や地域まで検討しているケースが多くみられるとのことで、相談窓口は県内の各市町村へのつなぎの場として機能している。

表 相談体制と令和 4 年度の相談人数

相談窓口		相談人数（人）	前年対比
県庁 信州暮らし推進課	長野	189	+34.0%
銀座 NAGANO	東京	458	+46.8%
長野県名古屋観光情報センター	名古屋	105	+2.9%
長野県大阪観光情報センター	大阪	145	+46.5%
合計		897	+37.2%

（出典：県提供資料より監査人作成）

2）NPO 法人ふるさと回帰支援センター（東京・大阪）との連携

地方移住の相談拠点として機能する NPO 法人と連携し、移住希望者と県内地域とのマッチングを推進するものである。具体的な支出項目としては、相談員の配置、資料ブース、相談専用スペースの設置、出張相談の実施等がある。

当該 NPO 法人は、日本で唯一の全国道府県が集まる移住の総合窓口であることから、特定の道府県ではなく、漠然と移住を検討している層（関心層）が相談に訪れるケースが多くみられる。このため、「**1）信州暮らし案内人の配置**」と異なり、移住検討の最初の窓口として機能している。

3）UIJ ターン促進事業（テンショク NAGANO）

人材不足解消や県の人口社会増を図るため、都市部在住の特に 20 歳から 30 歳代の社会人をターゲットとして、県への移住に併せて県内企業への転職をサポートする取組（企業向け研修会の開催、転職セミナーの開催、兼業・副業モデル冊子の作成等）を実施する事業である。

なお、本事業は、産業労働部労働雇用課が主体となって実施している事業であり、信州暮らし推進課が属する企画振興部は、同事業に予算を配当するという共同事業の形式を採っている。

4）信州「働く×暮らす」プロモーション事業

都市圏の副業人材が県内へのクリエイティブ人材誘致のための取組を企画・実施するほか、移住に関する包括サイトにおいて二地域居住の情報などを発信する事業である。

ア. ライフスタイル PR を通じた信州回帰推進事業

長野県移住総合 WEB メディア「SuuHaa（スーハー）」を中心に記事コンテンツを掲載するとともに、SNS を通じて長野県の「暮らす」「働く」「つながる」情報発信を実施する事業である。記事コンテンツの制作は、「信州暮らし情報発信強化事業（ウェブコンテンツ制作等）業務委託仕様書」に基づき、外部へ委託をしている。

SuuHaa は公益財団法人日本デザイン振興会が主催する 2021 年度グッドデザイン賞を受賞しており、また、サイトアクセス数は月 16,000 アクセスを超え、若い世代からの移住関連の資料請求件数の増加に寄与するなど大きな成果を見せている。

（出典：SuuHaa（https://suu-haa.jp/））

（出典：X（https://twitter.com/suuhaa_nagano/））

イ. 移住関連サイト保守管理事業

令和 3 年 3 月に開設した 2 つの移住関連サイト「SuuHaa」「ニブンノナガノ」の保守管理を外部に委託する事業である。

ウ. 副業・兼業人材と連携した都市部人材の誘致事業

多様なネットワークを持つ副業・兼業人材をハブとして、主に首都圏に暮らす若年層と県との具体的なつながりを生み出し、新たなつながり人口の創出と将来的な移住につなげることを目的とする事業である。

具体的には、「副業・兼業人材と連携した都市部人材の誘致事業業務委託仕様書」に基づき、東京圏に居住する副業・兼業人材に、県との関わりを作り出す取組（定期的なイベントの開催、県に関する情報の発信等）を委託するものである。

5)共創人口構築事業

県内自治体で、空き家 DIY イベント等を通じて、都市部住民等と地域とが交流し、共に創る(共創)プロセスの中で生まれる強い地域とのつながりを持つ関係人口の創出・ 拡大を推進する事業である。

6)田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事業

県、市町村、民間事業者が参画する田舎暮らし「楽園信州」推進協議会(以下「協議会」という。)において、オール信州による移住等の取組を展開(移住セミナー・相談会の開催、各種フェアへの参加、移住者交流会の開催、移住者捕捉のための取組など、移住関連の事業を総合的に実施)する事業である。

協議会は、令和 4 年度末時点で県及び県内 76 市町村並びに 29 の民間団体の会員から構成されており、会員同士が連携して、県への移住・交流人口の拡大を推進することにより、地域の活性化に寄与することを目的としている。

③ 銀座 NAGANO での取組

県は、平成 26 年(2014 年)、東京、銀座に総合情報発信拠点として「銀座 NAGANO」をオープンした。県の商品を販売する物産店に加え、県の市町村、事業者によるイベントスペース、県への移住支援の拠点としても成果を上げている。

表 銀座 NAGANO と NPO 法人ふるさと回帰支援センターの概要

項目	銀座 NAGANO	NPO 法人ふるさと回帰支援センター
運営方式	直営	委託
場所	銀座(銀座 NAGANO 5F)	有楽町(交通会館内)
設置時期	平成 24 年 5 月	平成 14 年 11 月
配置人数	2 名(正規 1 名、嘱託 1 名)	専従相談員 2 名 (ふるさと採用)
窓口開設日程	毎日 10:00～18:00 (年末年始除く)	火～日 10:00～18:00(祝日、盆及び年末年始を除く)
主な業務	・相談対応 ・県内市町村等との連携、各種調整 ・移住セミナー・相談会の企画・運営 ・銀座 NAGANO 運営補助	・相談対応 ・県内市町村等の連携
特徴	・県のアンテナショップである銀座 NAGANO と連携し、信州ブランドを前面に出した相談会・イベントが実施可能 ・市町村において、物産販売等と組み合わせた特色あるイベントの実施 ・キャパシティが小さいため、大規模なイベント開催が困難	・日本で唯一、全国規模で都道府県が集まる移住の総合窓口 ・移住の相談窓口として、世間での認知度及び発信力が非常に高い。 ・建物内には、小～大規模の移住イベントが開催可能なスペースがあり、毎週末自治体がイベントを開催している。

④ 成果指標の推移

移住・交流推進事業費の成果指標の推移は次表のとおりである。

表 移住・交流推進事業費の成果指標の推移

指標名	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（目標値）
移住者数	人	2,426	2,960	3,334	4,500（R9）
移住相談件数	件	2,453	2,980	4,593	3,800
長野県移住総合 Web メディア「SuuHaa」のアクセス件数	件	78,195	159,963	193,537	160,000
移住イベント（相談会・フェア）参加者数	人	687	772	752	810

(2)監査の結果

① 事業者への委託に関する再委託の取扱いについて（結果 10）

共創人口構築事業は、県内地域に存在する空き家に関し、DIY イベントへの参加者となる都市部住民等が地域との共同作業を通じて、地域とのより強いつながりを持つ共創人口を構築することを目的としている。具体的には、「共創人口構築事業業務委託仕様書」に明記されている「①研修講座の開催」「②空き家 DIY イベント開催支援」「③情報発信の実施」の 3 つの業務を外部の事業者に委託することにより、当該目的の達成を目指している事業である。

令和 4 年度において県が本業務を委託した事業者との間で締結した委託契約書の第 15 条によれば、原則として受託者は本業務を第三者に委託してはならず、特別な理由から第三者に委託の必要がある場合においては県の承諾を求めるために再委託の内容や管理方法等を県に文書で提出する必要がある。

受託者においては、「②空き家 DIY イベント開催支援」業務に関して、第三者へ事業の一部を再委託しているが、これに関しては委託契約書に従い委託者たる県に文書で協議を申し出ており、県も理由を認め再委託を承諾している。

一方、受託者から提出されている「実施体制表」によれば、「③情報発信の実施」やこれに関連する業務についても受託者とは異なる別の個人や法人がその役割を担うこととなっているが、再委託の協議のための文書は県に提出されておらず、委託契約書第 15 条に違反する状態になっているように見受けられる。

この点、県の担当者によれば、第三者への再委託を県が承諾した業務以外の業務については、受託者がその業務の中で外部人材に業務発注しているものであり、県への協議は不要と整理しているとのことである。しかしながら、前述の実施体制表を閲覧する限り、仕様書に明記されている「③情報発信の実施」業務は受託者と異なる事業者がその役割を担うことが明記されており、この点は「②空き家 DIY イベント開催支援」業務の再委託と何ら変わりがないように思える。仕様書上、協議が必要な再委託と協議が不要な再委託は明確に区分定義されておらず、この点を明確にしておく必要がある。

(3)監査の意見

① 業務仕様書上求められている書類が未提出であることについて(意見 47)

NPO 法人ふるさと回帰支援センター連携事業における移住関連情報の展示及び移住相談員の配置業務について、県は業務仕様書を作成してこれを業務委託先に示し、当該業務委託先は業務仕様書に則ってその業務を行っている。

業務仕様書によれば、受託者は当該業務報告として、(1)相談受付カード(様式 1)、(2)業務状況報告書(様式 2)、(3)業務日誌(様式 3)、(4)業務状況一覧(様式 4)を毎月県に提出することとされている。

しかしながら、このうち、実際に県に提出されている資料は、(2)、(3)、(4)のみであり、「(1) 相談受付カード(様式 1)」は県に提出されていなかった。

この点、県の担当者によれば、(1)に記載された内容は、(2)、(3)、(4)に要点を抜粋して記載されているため、これらの書類のみでも相談者の相談内容や、受託者の業務が適正になされていることは確認できるとのことである。

現状においては、厳密には業務仕様書で求められている書類が受託者から提出されていない状態となっている。このため、(1)についても書類の提出を受託者に求めるか、そもそも(2)、(3)、(4)の書類のみで県の監督責任が果たせるということであれば、業務仕様書を改訂し(1)の書類は提出を求めないこととする等の対応を図ることが望ましい。

② SuuHaa に掲載される県関係サイトのリンク集のメンテナンスについて(意見 48)

県は、「ライフスタイル PR を通じた信州回帰推進事業」における取組として、県への移住検討・関心層のうち、特に 20～30 歳代の年齢層をターゲットとした記事コンテンツを制作し、これを令和 3 年 3 月に開設した長野県移住総合 Web サイト「SuuHaa」に掲載して広く発信している。

「SuuHaa」は、これらの層に対し、県が将来的な移住先、または二地域居住の実践先となるような信州回帰の取組を訴求していくための重要なメディアである。直近の「SuuHaa」のアクセス数は月平均で 16,000 を超え、サイトを通じた閲覧者からの資料請求数もサイト開設前と比較し飛躍的に増加するなどの成果を見せている。

また、「SuuHaa」は、県で「暮らす」「働く」「つながる」といったライフ・ワークスタイルに関する発信のみならず、移住に関する様々な県の関連サイト(「移住に役立つサイト」)へリンクするためのポータルサイトとしても機能しているが、令和 5 年 10 月 11 日現在、リンク先のサイトが存在しなかったり、リンク先が把握できなかったりするなどといったいわゆる「リンク切れ」になっているサイトが計 5 件(「信州つなぐラボ」「テンショク NAGANO」「I ターン信州」「ふるさと信州寄付金」「山村留学(県ページ)」)確認された。

リンク切れとなっていたサイトについては、後日のサイトのメンテナンスにより、現在は適切なサイトに修正されるか、または削除されるかなどの対応が図られているが、リンク先の多くを占める県が運営する Web サイトについては、当該 Web サイトに関連する事業が終了すると Web サイト自体が閉鎖されることがままあること、「SuuHaa」が県の移住施策に関してのポータルサイト的な立ち位置であり多くの移住希望者の目に触れることとなることなどから、今後も定期的なメンテナンスを行っていくことが望ましい。

たとえば、県は、「移住関連サイト保守管理事業」において、外部の事業者に「SuuHaa」の保守管理を委託しているが、リンク先のサイトの有無確認を保守管理の具体的な業務の一つとして仕様書に明記するなどの対応を図ることが考えられる。

Ⅴ. 県民文化部

1. 文化施設管理運営事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	文化政策課			
目指す姿	「文化力で、心豊かな人生100年時代を拓く～創造性あふれる信州を目指して～」の実現 ○「文化芸術を楽しみ、創るひとづくり」、「文化芸術に広く親しむ社会づくり」、「文化芸術の力を活かした地域づくり」の3つを目指す姿とする ○ 県立美術館は、県民の豊かさが実感できる暮らしの実現を目指し、唯一の県立美術館として、県の文化芸術の発信拠点としての機能を果たす （主な実施内容：文化芸術施策推進体制整備事業（アーツカウンシルの設立）、文化施設指定管理など）			
主な取組	1）文化施設指定管理料 ○長野県立美術館 ○ホクト文化ホール（長野県県民文化会館） 他			
（単位：千円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	6,135,633	1,398,758	1,277,305	1,575,595
決　　算	5,985,275	1,404,281	1,374,921	ー

② 主な取組の内容

1）文化施設指定管理料

県により多くの人を呼び込むことを考える場合、当該地域において、生活の魅力度を高めることが、重要な要素の一つとなる。

地域における生活の魅力度を高めるためには、交通インフラの整備、観光施設や文化施設、スポーツ施設、教育機関の充実、デジタルインフラの整備、災害対策等、多岐にわたる分野での対応が必要と思われる。

特に、文化施設が提供するサービスは、人々の生活をより豊かにし、エンターテインメントの側面だけではなく、教育や心身の健康維持など、様々な面で生活の質を向上させる要素となる。

県としての文化施設の整備は、地域における生活の魅力度を高め、地元住民と観光客の交流の場をつくり、より多くの人を呼び込むための重要な要素となる。

③ 長野県立美術館

1）概要

県は、昭和 41 年に民間主導により開館した財団法人信濃美術館の移管を受け、昭和 44 年 6 月に長野県信濃美術館を長野市に設置している。その後、寄贈を受けた東山魁夷画伯の作品を展示するために平成 2 年に東山魁夷館を開館している。

開館から 50 年が経過し、施設の老朽化が著しく、狭隘で段差が多く完全なバリアフリー化が難しいことに加え、展示室が狭く、多様化する県民の文化芸術活動の要請に応えることが難しかったことから、長野県信濃美術館を全面改築し、展示・収蔵機能を充実させるとともに、教育普及活動や調査研究の拡大にも資する美術館を、令和 3 年 4 月に、長野県立美術館として新築オープンしている。

長野県立美術館の管理運営は、指定管理者である一般財団法人長野県文化振興事業団により行われている。

表 施設の概要

項目	内容
住所	長野県長野市箱清水1－4－4
設置年月	昭和44年6月（長野県信濃美術館） 令和3年4月（長野県立美術館新築オープン）
根拠条例等	長野県立美術館条例
設置目的	美術に関する資料を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、 美術の振興を図り、もって教育、学術及び文化の向上に寄与するために設置
施設内容	【本館】展示室1（378 ㎡）、展示室2（449 ㎡）、展示室3（429 ㎡）、コレクション展示室（413 ㎡）、県民ギャラリー、多目的ルーム、交流スペース、アートラボ 【東山魁夷館】展示室（548 ㎡） 【主な附帯設備】収蔵庫、アートライブラリー、ミュージアムショップ、レストラン、カフェ、レセプションルーム等
利用料金	観覧料:コレクション展 700 円以内、企画展は展覧会により異なる 施設利用料:一日一室 13,800～71,760 円以内
休館日	毎週水曜日、祝日の翌日及び年末年始（12 月 28 日から1月3日まで）
開所時間	9:00～17:00

表 令和 4 年度の指定管理者

項目	内容
指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団

項目	内容
指定期間	令和3年4月1日　～令和8年3月31日（5年間）
選定方法	非公募

表　指定管理料（決算ベース）

令和 3 年度	令和 4 年度
479,947 千円	497,581　千円

2）利用実績等

表　利用実績【指標：利用者数・利用件数】　（単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
令和 4 年度	51,805	78,273	76,818	107,443	156,723	153,457	91,570	46,841	31,222	28,349	35,733	31,583	889,817
令和 3 年度	56,373	85,635	60,192	83,761	96,734	36,120	76,129	90,318	75,328	65,757	21,885	39,031	787,263

図　利用実績

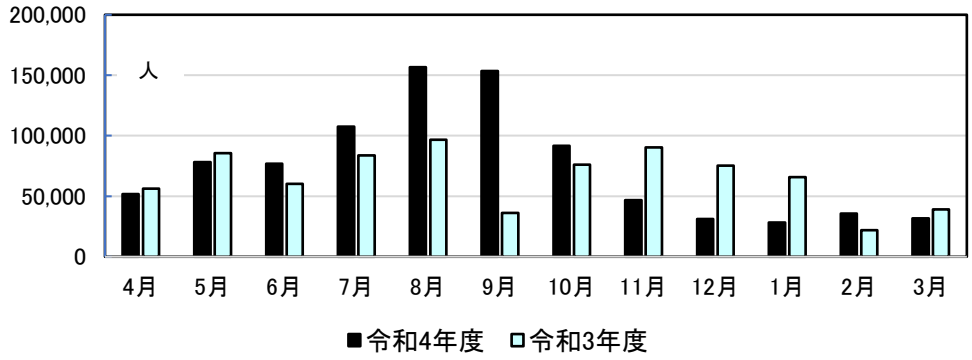

表　利用料収入　（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	7,686	11,948	11,224	3,133	3,519	3,708	4,862	80,765	6,229	3,423	3,303	4,956	144,756
令和3年度	4,563	4,497	3,253	6,071	21,225	5,867	11,421	4,468	5,415	6,603	2,722	28,412	104,517

図　利用料収入

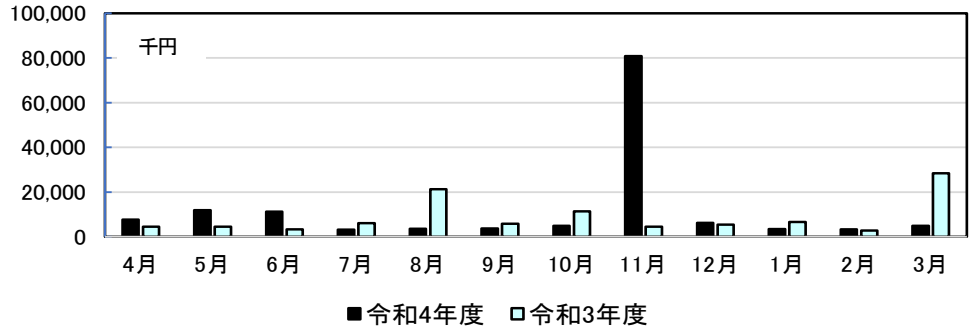

令和 4 年度の主な展覧会の事業採算は概ね次表のとおりである。多くの集客のあったジブリ展や、国内外に広く親しまれている併設の東山魁夷館でのコレクション展は採算が採れているが、それ以外の展覧会の採算は厳しい状況であった。

しかしながら、長野県立美術館の使命は、集客力や話題性のある展示を行って利益を出すことだけではなく、県ゆかりの美術作品の発掘や継承をしていく役割も担っているため、今後もそのバランスを取りながら運営を行うことが重要である。

表 主な展覧会の事業採算

No.	開催期間	種類	場所	展覧会名	観覧料（円）	収支（百万円）	総来場数（人）
1	2022 年 4 月 2 日(土) ～ 2022 年 6 月 26 日(日)	展覧会	展示室1	善光寺御開帳記念 善光寺さんと高村光雲 未来へつなぐ東京藝術大学の調査研究から	500	▲ 5.6	21,466
2	2022 年 4 月 14 日(木) ～ 2022 年 6 月 7 日(火)	展覧会	東山魁夷館	第Ⅰ期	700	44.4	97,446
3	2022 年 4 月 21 日(木) ～ 2022 年 6 月 19 日(日)	展覧会	展示室2 展示室3	マン・レイと女性たち	1,500	▲ 11.1	9,429
4	2022 年 6 月 9 日(木) ～ 2022 年 8 月 2 日(火)	展覧会	東山魁夷館	第Ⅱ期	700	※No2 に含む	
5	2022 年 7 月 16 日(土) ～ 2022 年 10 月 10 日(月)	展覧会	展示室1 展示室2 展示室3	ジブリパークとジブリ展	1,500	39.8	188,924
6	2022 年 7 月 23 日(土) ～ 2022 年 9 月 11 日(日)	展覧会	コレクション展示室	傅抱石・傅益瑤 父娘展	500	▲ 6.1	5,996
7	2022 年 8 月 4 日(木) ～ 2022 年 10 月 4 日(火)	展覧会	東山魁夷館	第Ⅲ期	700	※No2 に含む	
8	2022 年 10 月 6 日(木) ～ 2022 年 12 月 6 日(火)	展覧会	東山魁夷館	第Ⅳ期	700	※No2 に含む	
9	2022 年 11 月 4 日(金) ～ 2023 年 1 月 29 日(日)	展覧会	展示室1 展示室2 展示室3	戸谷成雄 彫刻	1,000	▲ 13.6	8,036
10	2023 年 2 月 11 日(土) ～ 2023 年 4 月 9 日(日)	展覧会	展示室1 展示室2 展示室3	発見された日本の風景	1,200	▲ 4.2	6,206

④ ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）

1）概要

ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）は、JR 長野駅東口から徒歩 10 分の位置に立地し、緑豊かな若里公園に隣接し、大・中・小ホール、展示室、会議室、リハーサル室、カフェを備え、様々な舞台芸術やコンベンションに対応した県内最大規模の文化施設である。2018 年にホール客席の改修を行い、これまで以上に快適で高い音響効果を体感できる施設にリニューアルした。

ホクト文化ホールの管理は、指定管理者により行われ、一般財団法人長野県文化振興事業団が管理運営を行っている。

表 ホクト文化ホールの概要

項目	内容
設置年月	昭和 58 年 4 月
根拠条例	長野県文化会館条例
設置目的	県民の文化の振興と福祉の増進を図るため設置する。
施設内容	大ホール（1,971 席）･･･舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋（8 室）

項目	内容
	中ホール(984 席)･･･舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋(6 室) 小ホール(300 席)･･･舞台設備、音響設備、照明設備、控室(2 室) リハーサル室、展示室、会議室(4 室)、レストラン、喫茶室、 駐車場(普通車約 210 台、身障者用等 10 台、バス 20 台)
利用料金	大ホール(46,200～557,000 円) 中ホール(25,500～307,400 円) 小ホール(6,400～77,100 円) 楽屋(800～6,800 円) リハーサル室 (5,300～22,400 円) 展示室(14,700～23,500 円) 会議室(1,900～18,600 円) その他「附属設備」「冷暖房」「持込電気器具電気料」など
開所日・開所時間	毎週月曜日、祝日の翌日及び年末年始(12 月 28 日から 1 月 3 日まで)を除いた日 通常 9:00～12:00
Website	https://www.naganokenbun.jp/

ホクト文化ホールは指定管理者制度を導入している。その状況は次表のとおりである。

表 令和 4 年度の指定管理者

項目	内容
指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団
指定期間	5年(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)
選定方法	非公募
指定管理者が行う業務	・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・文化会館の利用の許可及び利用料金に関する業務 ・芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務 ・上記に掲げる業務に附帯する業務

表 指定管理料(決算ベース)

令和 3 年度	令和 4 年度
232,929 千円	245,553 千円

2)利用実績等

表 大・中・小ホールの平均稼動率･･･利用日数÷開館日数×100 (単位:%)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和4年度	26.4	46.4	66.1	89.3	72.0	68.4	85.9	82.1	78.2	62.4	44.5	42.3	63.7
令和3年度	28.0	44.9	50.7	80.0	37.3	28.5	59.3	69.3	64.7	30.0	27.8	26.9	45.6

図　ホクト文化ホールの利用実績

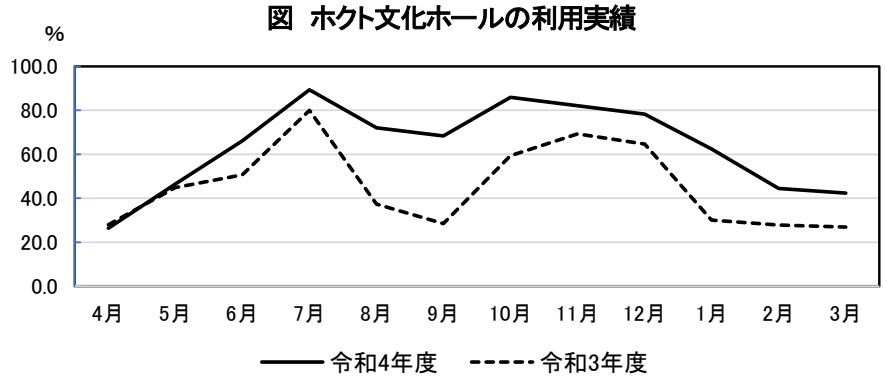

表　利用料収入　　（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	4,028	6,065	9,021	8,551	10,244	8,443	10,965	14,689	7,522	2,206	7,312	3,840	92,886
令和3年度	2,247	481	2,151	866	3,216	3,340	6,895	3,746	3,521	3,363	1,978	2,202	34,006

図　利用料収入

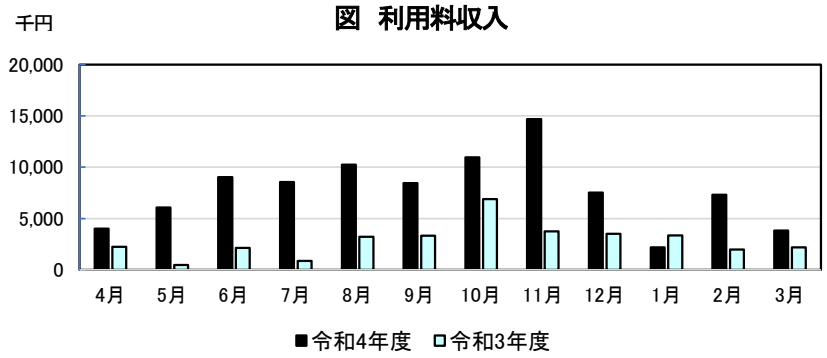

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）の駐車場問題について（意見 49）

ホクト文化ホールは、昭和 58 年 4 月の設置から時間が経過し、施設設備の各所に経年劣化に伴う不具合が生じているため、引き続き改修、設備投資を行う必要がある。人を呼び込む観点からは、観客が集まる際の駐車場の混雑解消について検討する必要がある。。

現在、ホクト文化ホールの駐車場は、ホール収容人員に比べて収容台数が僅少な状態である。催し物開催時には恒常的な周辺渋滞が発生し、自動車利用来館者の大多数は、ホールから迂回して長野駅周辺の有料駐車場に駐車しているのが現状とのことである。ホクト文化ホールでも、問題の認識・検討を行っているが、将来的に駐車場の有料化、周辺の民間駐車場との連携、また、JR 長野駅に近い立地から、公共交通機関の利用を促す等で、混雑緩和を図り、来館者の利便性の向上に努める必要がある。

② ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）の利用料比較について（意見 50）

ホクト文化ホールは築 40 年を迎えたが、平成 29 年度にリニューアルを行い、大中小と 3 つある全てのステージ周り、楽屋からバックヤードに至るまで、整備がなされ、清掃も行き届いている。

音響設備の充実度やホール等としての使い勝手の良さは県内外のアーティストから高く評価されているとのことである。このことは、利用率をさらに向上させていくための宣伝材料としても期待が持てる。

ホールの利用方法としては、「1）貸館」というイベンターの持ち込む企画で自由に使用してもらうことで利用料を受領する方式と、「2）自主企画」というホクト文化ホール自身の企画によって興行を行う方式があるが、割合としては圧倒的に前者が多い。

公立ホールの現状を把握するため、長野県以外の公立ホールの規模及び利用料の調査を行った。

表１は全国の公立ホールのうち、客席数 1,500 人以上概ね 2,500 人以下のホールを抽出し、利用料を調べた結果である（監査人調べ）。

多くのホールは、イベント主催者が入場料を無料（徴収しない）とする場合と有料にする場合の利用料を分けており、入場料の価格が上がるにつれてホールの料金が上昇している。今回は、イベント主催者が徴収する入場料を「入場無料」「3,000 円」「5,000 円」「最大料金」という４つの区分で調査を行った。

一部首都圏等のホールでは突出する利用料もあるが、ホクト文化ホールの利用料は概ね平均的な水準である。

ホクト文化ホールの利用料は他の公立ホールと比較して極端に低いわけではない。しかしながら、他のホールでは、利用日まで期限が迫ってから予約が入っていない場合の割引（YCC 県民文化ホール（山梨県）、レクザムホール（香川県））や、営利目的の場合に最大料金としている例（札幌文化芸術劇場 hitaru（北海道）、長崎ブリックホール（長崎県））など、稼働率を上げる、あるいは収益を増加させるための工夫を行っている事例もある。

表２は、満席の場合の入場者１人当たりのホール利用料である。近隣の新潟県民ホールと比較すると、最大料金はホクト文化ホールの金額が低い。

新潟県民ホールは、イベント主催者が徴取する入場料が 5,000 円超の場合の料金設定を、5,001 円～7000 円、7,001 円～9,000 円、9,001円以上の場合に区分してホールの利用料金を設定している。一方、ホクト文化ホールは 5,000 円超で一律の利用料金である。

ホクト文化ホールでも、入場料が 1 万円を超えるようなイベントもある。ホール利用料金が相対的に低いことは、営利目的のイベントの場合、その分事業者の利益が増加することになる。

利用料見直しによるホールの利用率への影響も考慮する必要はあるが、5,000 円を超える入場料を徴収する場合のホール利用料について、より区分を細分化する等検討の余地があると考える。

経営基盤の強化は、広域的な文化振興を担う地域の文化拠点施設として、県民が様々な文化芸術に親しむ機会や、文化芸術の発信を行う場の確保を図るために重要である。今後も他の公立ホールの利用率や収益を増やすための工夫なども参考にしながら、さらなる経営基盤の強化に努めていくことが望まれる。

表１　公共コンサートホールの規模・利用料　　（金額の単位：千円）

都道府県	ホール	人数（人）	利用料（土日祝日で終日）					備考
			入場無料	3,000 円	5,000 円	最大	営利のみ負担特例	
北海道	札幌文化芸術劇場 hitaru（市営）	2,302	546	611	1,092	1,092	○	営利目的等は最大料金となる
青森県	リンクステーションホール（市営）	2,031	214	385	428	535		営利非営利区分なし、入場料のみ
岩手県	岩手県民会館 トーサイクラシックホール岩手	1,991	149	285	356	356	○	営利目的最大料金
宮城県	東京エレクトロンホール宮城	1,590	151	403	477	521		営利非営利区分なし、入場料のみ
秋田県	あきた芸術劇場ミハルス	2,007	184	294	386	569		学校、教育機関の場合の利用料金減免措置あり
山形県	やまぎん県民ホール	2,001	185	370	463	555		
福島県	とうほう・みんなの文化センター	1,752	157	251	298	345		
茨城県	ザ・ヒロサワ・シティ会館	1,514	164	247	247	247	○	1 月割引あり
栃木県	栃木県総合文化センター	1,604	221	331	442	553		早明け、延長あり
群馬県	ベイシア文化ホール	1,997	190	303	379	474		
千葉県	千葉県文化会館	1,790	220	220	439	439		
東京都	東京文化会館	2,203	1,148	1,148	1,148	1,375		芸術文化団体以外割引
神奈川県	神奈川県民ホール	2,493	454	641	871	871		
山梨県	YCC 県民文化ホール	1,989	260	443	521	521		教育・福祉に係る利用割引、利用日まで 6 カ月を切ると大幅割引
長野県	ホクト文化ホール	1,971	242	388	460	557	○	入場料無料で営業の場合、388
新潟県	新潟県民会館	1,730	307	337	399	766		冬季（1 から 3 月）2 割免除　空き日利用免除 3 割
石川県	石川県立音楽堂	1,560	173	259	346	432		4 月、10 月以外、冷暖房料として 1.3 を乗じる
静岡県	アクトシティ浜松（市営）	2,336	374	534	694	854	○	営業利用は無料でも割増
愛知県	愛知県芸術文化センター	2,480	897	1,076	1,345	1,345		
三重県	三重県総合文化センター	1,903	240	360	601	721	○	営利目的割増
京都府	京都コンサートホール	1,833	1,043	1,453	1,453	1,896		
兵庫県	兵庫県立芸術文化センター	2,001	702	702	1,048	1,048		県域文化団体、障がい者団体割引あり
和歌山県	和歌山県民文化会館	2,000	174	389	421	421		
鳥取県	鳥取県立県民文化会館	2,000	196	254	313	391		
島根県	島根県立島根県民会館	1,537	131	263	329	394	○	営利は無料でも割増
岡山県	岡山シンフォニーホール	2,001	362	471	580	725		
広島県	上野学園ホール	1,730	418	418	418	418		

都道府県	ホール	人数（人）	利用料（土日祝日で終日）					備考
			入場無料	3,000 円	5,000 円	最大	営利のみ負担特例	
香川県	レクザムホール	2,001	233	396	466	466		2カ月前から直前償却あり（練習のみ）
高知県	高知県立県民文化ホール	1,507	212	461	594	660		
長崎県	長崎ブリックホール	2,002	241	290	362	483	○	営利目的は最高額
熊本県	熊本県立劇場	1,810	237	399	444	475		
宮崎県	メディキット県民文化センター	1,818	191	430	479	479		
	平均	1,945	388	516	621	703		

※ 人数は収容人数、利用料は入場料に応じた使用料金）
※ ホールのみの利用料金。リハーサルや控室、冷暖房等の加算を含まない。

表 2 公共コンサートホールの入場者 1 人当たり利用料　（金額の単位：円）

都道府県	ホール	人数（人）	利用料（土日祝日で終日）			
			入場無料	3,000 円	5,000 円	最大
北海道	札幌文化芸術劇場 hitaru（市営）	2,302	237	266	474	474
青森県	リンクステーションホール（市営）	2,031	105	190	211	263
岩手県	岩手県民会館 トーサイクラシックホール岩手	1,991	75	143	179	179
宮城県	東京エレクトロンホール宮城	1,590	95	253	300	328
秋田県	あきた芸術劇場ミハルス	2,007	91	146	192	284
山形県	やまぎん県民ホール	2,001	93	185	231	278
福島県	とうほう・みんなの文化センター	1,752	89	143	170	197
茨城県	ザ・ヒロサワ・シティ会館	1,514	109	163	163	163
栃木県	栃木県総合文化センター	1,604	138	206	275	345
群馬県	ベイシア文化ホール	1,997	95	152	190	237
千葉県	千葉県文化会館	1,790	123	123	245	245
東京都	東京文化会館	2,203	521	521	521	624
神奈川県	神奈川県民ホール	2,493	182	257	349	349
山梨県	YCC 県民文化ホール	1,989	131	223	262	262
長野県	ホクト文化ホール	1,971	123	197	233	283
新潟県	新潟県民会館	1,730	177	195	230	443
石川県	石川県立音楽堂	1,560	111	166	222	277
静岡県	アクトシティ浜松（市営）	2,336	160	229	297	366

都道府県	ホール	人数（人）	利用料（土日祝日で終日）			
			入場無料	3,000 円	5,000 円	最大
愛知県	愛知県芸術文化センター	2,480	362	434	542	542
三重県	三重県総合文化センター	1,903	126	189	316	379
京都府	京都コンサートホール	1,833	569	793	793	1,034
兵庫県	兵庫県立芸術文化センター	2,001	351	351	524	524
和歌山県	和歌山県民文化会館	2,000	87	194	210	210
鳥取県	鳥取県立県民文化会館	2,000	98	127	156	196
島根県	島根県立島根県民会館	1,537	86	171	214	257
岡山県	岡山シンフォニーホール	2,001	181	236	290	362
広島県	上野学園ホール	1,730	242	242	242	242
香川県	レクザムホール	2,001	117	198	233	233
高知県	高知県立県民文化ホール	1,507	140	306	394	438
長崎県	長崎ブリックホール	2,002	121	145	181	241
熊本県	熊本県立劇場	1,810	131	221	246	263
宮崎県	メディキット県民文化センター	1,818	105	237	263	263
	平均	1,945	200	265	319	361

Ⅵ. 環境部

1. 自然公園管理事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	自然保護課			
重 点 目 標	○ インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)県立自然公園における協働型管理運営体制の構築と公園計画の更新 2)自然公園の保護と利用の推進			
(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当 初 予 算	55,642	249,634	38,319	88,124
決　　算	48,478	42,529	211,292	ー

② 主な取組の内容

県内の自然公園が有する美しく豊かな自然環境や風致景観を保全するとともに、その魅力を広く発信し、国内外から多くの人々が繰り返し訪れることを目指す姿として実施する事業である。

表 県立自然公園5公園

公園名	指定年月	公園面積	関係市町村
御岳県立公園	昭和27年3月	18,764ha	木曽町・大滝村
三峰川水系県立公園	昭和33年5月	587ha	伊那市
塩嶺王城県立公園	昭和39年6月	1,340ha	岡谷市・辰野町・塩尻市
聖山高原県立公園	昭和40年7月	2,128ha	筑北村・麻績村・生坂村・長野市・千曲市
天竜小渋水系県立公園	昭和46年12月	2,594ha	飯田市・中川村・松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村

1)県立自然公園における協働型管理運営体制の構築と公園計画の更新

主な取組実績と成果は次のとおりである。

○4県立公園において「地域会議」を開催し、地域課題の協議及び管理運営方法等を検討
- ・三峰川水系県立公園(5月、8月、10月)
- ・天竜小渋水系県立公園(12月)
- ・塩嶺王城県立公園(2月)
- ・御岳県立公園(3月))

○三峰川水系県立公園において公園計画を更新
- ・塩嶺王城県立公園においては、令和4年度に現地調査を実施し、令和5年度に公園計画の更新を行う

2)自然公園の保護と利用の推進

主な取組実績と成果は次のとおりである。

○霧ヶ峰自然保護センター及び御嶽山ビジターセンターにおいて、それぞれ指定管理者への委任により、民間のノウハウを活かした施設運営を実施

○サウンディング型市場調査の結果を踏まえて麻績村が実施する整備事業に対し、補助金を交付(聖山高原県立公園内の公衆トイレ 2 箇所の改善、1,000 千円)

3)その他

令和 4 年 6 月に環境省から御嶽山が新規国定公園候補地に選定されており、県は、地元市町村、岐阜県側自治体と連携し、御嶽山の国定公園化を目指している。

③ 令和 2 年度包括外部監査後の状況

令和 2 年度 包括外部監査 「環境施策に関する財務事務の執行について」において、次の意見が出されていたが、県有施設や県が管理する歩道等が台帳により管理されていることを確認した。また、老朽化した県有施設の補修当を行うともに、登山道の維持補修等を行っていることを確認した。

令和 2 年度 包括外部監査 意見 28

10 自然公園施設等整備事業

①要修繕箇所のリスト化について(意見 28)

自然保護課所有の施設は多数存在し、そのほとんどは高地にある。そのため、損耗が激しく、修繕して直ちに老朽化することも考えられるなど、他部局所有の施設にはない特殊性が存在するが、限られた予算の中で県有施設の計画的な修繕・更新を行っていくためには、県有施設のリストを作成することが望ましい。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべ事項はない。

Ⅶ. 産業労働部

1. リゾートテレワーク推進事業

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	産業立地・IT 振興課			
重 点 目 標	○ 付加価値を高め、経済成長を実現 ○ 県民の豊かさ全国トップレベルを維持			
主 な 取 組	1)広報事業等			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	19,066	46,512	10,760	23,474
決　　算	40,130	46,475	16,216	―

② 主な取組の内容

1)リゾートテレワーク推進事業における広報事業等

リゾートテレワーク推進事業における広報事業等は、信州リゾートテレワーク推進チームにおける先進事例の共有と関係者間の連携づくりの継続、発信力のある方のリアルな体験談や各ワークスペースの利用環境の見える化による利用促進を図るものである。

県の IT 産業振興の柱は、「信州 IT バレー構想推進協議会運営事業」と、「地方回帰の流れをとらえた IT 人材誘致の推進」である。

「信州 IT バレー構想」は、2019 年 9 月に策定された。Society 5.0 時代のデジタル社会を担う IT 人材・IT 産業の県内への集積を促すことを目指した計画である。さらに、県内産業の中核を担うものづくり産業を始め、全ての産業のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進や高度化を加速させると共に、産学官が連携して IT ビジネスの創出を促すエコシステムを構築することも同時に目指している。

県は、首都圏・中京圏・北越地域と接点をもつ地理的メリットを有しており、アクセスが良い上、国立公園 5 カ所と国定公園 4 カ所を有するほど全域が雄大な自然に恵まれており、観光で訪れる方も多い。また、リゾート地や観光地で働きながら休暇を取る「ワーケーション」の流れもあり、信州 IT バレー構想の実現に向け、普段の職場や居住地を離れて信州ならではの魅力に触れながら仕事をする新たなライフスタイル、「信州リゾートテレワーク」の提案を 2018 年度から始めている。

③ リゾートテレワーク推進事業

項目	内容
目的	IT 事業と自然環境は、相反するように思われるが、実際には親和性がある。IT の進歩により、リモートワークが一般的になってきた。これにより、通勤に伴う交通量やエネルギー消費が削減され、結果として環境への負荷が軽減される可能性があるが、さらに進めて、職場や居住地を離れて豊かな自然に触れて癒やされながら仕事をするという新たなライフスタイル、県の関係人口を増やす手立ての一環として、さらに、IT 人材・企業の誘致と地域の活性化に寄与するため、「信州リゾートテレワーク」の取組が、2018 年から実施されている。

項目	内容
これまでの取組	○県内 12 市町村をモデルとして、テレワーク環境整備及び受け入れ体制づくりを支援 ○和歌山県とともにワーケーション自治体協議会(WAJ)を設立 ○全国的な PR イベントや首都圏での CM 放送、PR 動画等により魅力を都市圏企業に発信 ○県全域の魅力向上につなげるため、地域の成功例、課題等の共有を図る場として、県下WAJ参加市町村やコーディネート団体で構成する「信州リゾートテレワーク推進チーム」を設立し、団体間の横のつながりを構築中
現状	○県内のテレワーク環境や受入体制は一定程度充実 ○コロナ禍によるテレワークの普及や政府の後押しもあり、全国的にワーケーションの注目度が上昇
課題	○県内先行地域とそれ以外の地域の事業実施状況・実績の差が大きい ○ワーケーションに取り組む地域が全国的に増加しているため、発信に工夫が必要 ○企業によるリゾートテレワークの導入・実施が進んでいない
今後の対応	○ワーケーション実践企業やユーザーにニーズがある安全安心なテレワーク環境の提供、普及及び発信や、実践企業等のリアルな体験を首都圏企業に向けて発信することで、ビジネスパーソンやクリエイティブ志向の副業人材等の信州回帰や利用促進を進める ○アフターコロナで人の移動が自由になりつつあるタイミングに合わせ、市町村と連携したイベントの開催により、県内各地で活発化しているリゾートテレワークを通じた交流や新価値創造を全国に PR し、首都圏等からの更なる呼び込みを図る ○「信州リゾートテレワーク推進チーム」における、先進事例の共有と関係者間の連携の場づくり
事業内容	1)都市圏企業等に向けた PR (7,623 千円) ○企業への訴求力の高いメディアや SNS を活用した情報発信をするとともに、ワークスペースの通信・設備環境の現状調査を実施し標準的な規格を検討する 2)ホームページ等による情報発信(2,057 千円) ワークスペースや受入市町村・団体、各施設の設備情報などをホームページ等により発信し県全域の受入環境の底上げを支援 3)信州リゾートテレワーク推進チームの運営(1,080 千円) ○課題共有・解決、地域間連携による受入検討を行う場を設置
当初予算額	10,760 千円(一般財源 8,046 千円 基金繰入金 2,714 千円)
成果目標	リゾートテレワーク実施者数:600 人(2022 年) (2021 年の実施者数目標:400 人)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 信州首都圏総合活動拠点運営事業費

(1)概要

① 事業概要

項　　目	内容			
課　・　室	営業局			
重 点 目 標	○ 付加価値を高め、経済成長を実現 ○ 県民の豊かさ全国トップレベルを維持 ○ 人口の社会増を実現 ○ インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加			
主 な 取 組	1)銀座 NAGANO 管理運営事業 2)銀座 NAGANO 発信事業			
(単位:千円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当 初 予 算	167,035	181,437	183,321	184,545
決　　算	168,234	217,342	179,281	―

② 主な取組の内容

1)銀座 NAGANO 管理運営事業

県は、平成 26 年(2014 年)東京、銀座に総合情報発信拠点として「銀座 NAGANO」をオープンした。

県の商品を販売する物産店に加え、県内の市町村、事業者によるイベントスペース、県への移住支援の拠点としても成果を上げている。

「銀座 NAGANO」のコンセプトは、「銀座 NAGANO」から長野県が発信する「しあわせ感」を首都圏や世界のみなさまに知ってもらい、心からつながる関係性を構築し、「一人でも多くのコアな長野県ファンを獲得する」ということになっている。

県に人を呼び込むことを考えた場合、絶好の情報発信拠点となっていると考えられる。

銀座 NAGANO 管理運営事業は、銀座 NAGANO の管理運営(賃借料、光熱水費、清掃料等)に係るものである。

表　銀座 NAGANO 来館者数　　(単位:人)

R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
843,731	396,386	470,167	719,370

表　銀座 NAGANO 販売額　　(単位:千円)

R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
229,865	174,526	213,442	274,439

2)銀座 NAGANO 発信事業

コアな信州ファンの拡大に向けて、首都圏在住者の銀座 NAGANO の周知を図っている。

県のヒト・コト・モノ総合案内スタッフ(3 名)を設置しており、オウンドメディア(ホームページ、メルマガ、SNS 等)による情報発信のほか、次の事業を実施している。

○周年祭の開催(令和 4 年 10 月 22 日・23 日)

○広告や新聞へのチラシ折込などによる情報発信

○2 階イベントスペースでの定期イベント開催(令和 4 年度は県主催イベントを 60 回開催している)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

参考

表　都道府県観光費等の状況(平成 14 年度～平成 18 年度)　　(単位:千円)

		H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	平均
1	北海道	2,530,700	2,428,460	1,715,701	1,416,349	1,221,846	1,862,611
2	青森県	4,109,211	4,240,304	2,776,510	2,316,676	1,917,078	3,071,956
3	岩手県	1,556,290	1,596,824	1,089,779	1,002,745	770,980	1,203,324
4	宮城県	839,548	860,902	895,481	800,893	765,432	832,451
5	秋田県	2,697,496	7,456,918	2,027,958	2,098,681	1,904,993	3,237,209
6	山形県	3,990,238	4,466,430	4,438,327	4,556,649	4,313,266	4,352,982
7	福島県	1,800,398	1,672,740	3,428,608	2,845,896	4,002,769	2,750,082
8	茨城県	959,321	1,057,179	1,013,376	922,960	432,086	876,984
9	栃木県	2,146,396	1,752,242	1,912,488	1,218,617	1,472,197	1,700,388
10	群馬県	1,089,477	886,516	757,554	544,402	643,631	784,316
11	埼玉県	2,176,743	1,180,167	894,507	883,550	1,220,205	1,271,034
12	千葉県	2,401,719	1,152,364	2,086,620	2,042,430	1,060,633	1,748,753
13	東京都	6,920,929	9,130,779	5,650,272	5,550,505	5,837,321	6,617,961
14	神奈川県	828,340	807,855	935,459	922,410	928,980	884,609
15	新潟県	2,204,933	2,343,256	2,293,286	1,923,400	1,937,049	2,140,385
16	富山県	4,650,670	4,733,126	4,865,553	4,770,124	4,464,094	4,696,713
17	石川県	1,490,342	1,337,055	1,286,219	1,303,907	1,162,155	1,315,936
18	福井県	1,220,749	991,598	941,243	876,725	697,169	945,497
19	山梨県	522,544	571,978	609,736	605,802	882,316	638,475
20	長野県	4,295,757	2,952,856	1,838,763	2,006,382	1,260,064	2,470,764
21	岐阜県	1,415,824	1,326,130	1,340,516	772,253	701,167	1,111,178
22	静岡県	2,009,159	1,937,080	1,889,772	1,885,417	1,778,782	1,900,042
23	愛知県	520,539	581,535	589,938	518,742	4,860,130	1,414,177
24	三重県	1,512,261	1,168,495	1,294,749	956,431	894,982	1,165,384
25	滋賀県	1,358,292	1,297,455	1,387,835	1,190,169	1,210,383	1,288,827
26	京都府	1,352,496	1,269,773	1,196,094	1,240,513	1,430,647	1,297,905
27	大阪府	1,730,834	1,390,136	1,402,356	1,421,940	1,195,561	1,428,165
28	兵庫県	1,554,153	602,026	786,283	691,257	485,216	823,787
29	奈良県	1,142,164	860,662	799,038	466,293	386,693	730,970
30	和歌山県	881,458	875,715	991,557	513,990	572,380	767,020
31	鳥取県	1,513,639	1,263,865	1,801,679	1,548,234	785,501	1,382,584
32	島根県	1,437,020	1,619,526	1,343,604	1,120,620	1,032,260	1,310,606
33	岡山県	1,074,117	912,104	848,334	652,702	717,569	840,965
34	広島県	940,780	955,629	974,128	762,068	677,581	862,037
35	山口県	1,042,765	844,050	665,595	703,875	656,982	782,653
36	徳島県	2,398,651	2,149,064	2,346,256	2,078,336	1,562,204	2,106,902
37	香川県	893,979	1,236,059	1,216,284	955,621	1,011,134	1,062,615
38	愛媛県	331,660	725,089	1,015,597	298,795	275,173	529,263
39	高知県	581,669	985,758	813,434	787,752	866,120	806,947
40	福岡県	539,502	501,127	564,951	534,867	597,750	547,639
41	佐賀県	970,506	1,019,829	882,045	741,274	754,387	873,608
42	長崎県	2,455,040	1,521,427	1,402,874	1,131,878	1,110,889	1,524,422
43	熊本県	718,727	1,308,001	783,247	738,375	591,806	828,031
44	大分県	909,669	832,472	864,249	635,667	346,425	717,696
45	宮崎県	1,280,637	1,084,866	1,335,081	1,316,205	847,339	1,172,826
46	鹿児島県	1,564,322	1,367,812	1,165,005	1,146,283	1,846,102	1,417,905
47	沖縄県	7,058,473	3,851,778	3,930,721	3,109,755	1,771,415	3,944,428
	合計	87,620,137	85,107,012	75,088,662	66,528,415	65,860,842	76,041,012

表　都道府県観光費等の状況（平成 19 年度～令和3年度）　　（単位：千円）

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
1	北海道	1,134,429	1,206,652	1,318,488	1,066,076	953,973	1,167,692	912,197	1,144,351
2	青森県	1,329,582	1,305,694	1,644,580	2,012,434	1,712,469	1,223,866	1,593,720	1,506,534
3	岩手県	709,859	669,374	709,961	675,423	574,679	522,357	569,808	559,635
4	宮城県	776,819	617,368	596,877	636,276	1,201,624	1,302,071	863,850	712,602
5	秋田県	1,152,445	923,791	941,826	962,887	1,570,824	1,751,106	1,794,604	1,599,115
6	山形県	4,033,099	3,548,416	3,400,151	3,117,096	2,920,397	2,786,724	2,554,889	2,463,751
7	福島県	3,334,987	5,151,277	5,164,527	4,425,465	4,227,974	4,019,208	5,054,876	4,233,767
8	茨城県	499,107	307,073	326,270	285,372	411,919	504,835	394,428	423,686
9	栃木県	1,384,274	1,202,920	1,080,829	884,011	1,161,625	1,127,474	1,124,283	1,176,177
10	群馬県	842,187	905,359	924,059	964,795	986,608	754,092	741,073	755,838
11	埼玉県	1,182,544	1,064,980	1,137,021	898,494	962,345	1,167,864	773,141	975,700
12	千葉県	743,757	1,789,185	904,333	1,006,980	1,183,400	1,164,229	1,184,048	1,166,806
13	東京都	5,943,002	14,283,143	6,965,947	6,271,430	6,851,613	6,702,603	6,464,382	7,926,590
14	神奈川県	938,165	965,376	925,765	796,263	685,985	697,798	652,074	801,161
15	新潟県	1,763,447	1,752,999	2,117,972	1,813,530	1,825,478	1,741,627	1,731,076	1,810,998
16	富山県	1,434,864	1,110,217	1,257,586	1,087,573	1,048,879	1,271,243	1,432,606	1,640,440
17	石川県	1,077,903	988,933	1,511,266	1,252,836	2,219,198	2,535,517	12,926,709	3,314,188
18	福井県	684,258	616,309	635,664	735,162	685,034	671,299	967,946	1,322,979
19	山梨県	860,697	833,828	874,338	1,461,684	972,200	817,294	872,324	1,030,673
20	長野県	1,402,448	1,463,602	1,459,203	1,525,804	1,398,624	1,868,870	1,577,231	2,366,341
21	岐阜県	669,523	639,720	555,914	663,786	546,736	594,894	522,536	751,256
22	静岡県	1,695,538	1,803,177	2,063,685	1,916,021	1,884,906	1,881,442	1,848,195	1,846,209
23	愛知県	492,408	504,862	541,596	537,462	511,130	511,705	495,819	586,736
24	三重県	981,187	818,385	844,554	950,462	1,028,078	1,362,245	852,416	648,149
25	滋賀県	1,168,236	829,638	890,487	827,257	778,229	713,999	720,135	851,187
26	京都府	1,334,421	1,177,259	1,347,696	1,265,546	1,577,167	1,449,410	1,393,633	1,370,065
27	大阪府	1,066,313	825,662	775,427	1,222,848	922,395	669,389	800,362	960,330
28	兵庫県	358,415	319,095	789,948	361,443	391,776	296,705	287,243	311,688
29	奈良県	425,191	569,637	1,206,242	1,732,590	1,258,794	1,272,079	1,286,345	2,162,477
30	和歌山県	651,859	555,920	539,369	694,914	699,251	800,112	1,093,761	1,590,432
31	鳥取県	925,886	893,133	961,317	1,040,627	1,177,778	1,897,401	1,217,376	1,634,964
32	島根県	869,664	815,323	2,269,225	1,129,094	2,057,829	2,470,992	1,841,944	1,927,886
33	岡山県	656,988	553,132	569,953	777,295	1,132,690	630,111	755,672	754,905
34	広島県	693,084	588,736	601,056	804,970	542,929	770,446	737,681	802,377
35	山口県	568,684	520,769	524,204	628,198	861,238	527,910	557,765	734,141
36	徳島県	1,170,343	1,204,447	1,400,488	2,008,899	1,077,116	1,079,360	1,156,127	1,513,418
37	香川県	766,014	690,878	914,711	1,021,602	1,027,375	1,544,422	1,677,750	1,602,695
38	愛媛県	253,818	239,607	387,290	228,050	489,374	499,219	563,910	671,669
39	高知県	995,941	1,022,996	1,776,065	1,584,401	1,770,133	1,547,672	1,684,361	1,938,962
40	福岡県	483,778	465,909	598,604	484,633	434,688	443,271	436,516	733,630
41	佐賀県	555,022	407,471	723,954	467,469	768,934	609,357	667,080	1,539,023
42	長崎県	1,099,145	1,013,145	1,670,669	1,309,017	1,070,966	858,917	1,183,399	924,766
43	熊本県	611,803	564,284	790,691	592,261	608,755	600,577	529,394	560,992
44	大分県	278,504	283,363	502,376	371,514	361,143	400,915	542,796	557,144
45	宮崎県	808,799	850,643	1,412,546	1,103,568	1,030,949	898,056	1,041,987	1,308,268
46	鹿児島県	2,314,924	2,337,869	1,922,325	2,149,877	2,127,200	2,223,995	2,389,675	2,414,467
47	沖縄県	1,543,781	1,988,820	3,060,837	3,866,044	4,822,990	8,420,506	7,699,081	9,990,353
	合計	54,667,142	63,190,376	63,537,892	61,619,439	64,515,397	68,772,876	78,168,224	77,619,521

表　都道府県観光費等の状況（平成 19 年度～令和3年度）　　（単位：千円）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	平均
1	北海道	1,656,422	1,888,484	2,311,987	2,367,937	2,558,443	4,935,046	15,109,712	2,648,793
2	青森県	2,458,310	2,150,546	1,778,221	1,844,207	1,696,559	4,032,671	5,611,850	2,126,750
3	岩手県	1,777,555	814,625	1,004,948	1,144,778	961,996	2,640,314	3,731,373	1,137,779
4	宮城県	882,112	1,528,610	2,293,677	2,259,833	2,037,791	2,717,429	4,001,928	1,495,258
5	秋田県	2,250,503	2,369,378	2,457,572	2,552,516	2,007,891	4,974,855	6,474,826	2,252,276
6	山形県	4,832,601	1,257,064	1,614,654	1,668,243	1,698,280	2,327,246	6,335,134	2,970,516
7	福島県	6,201,757	4,109,289	4,138,961	4,081,915	4,251,558	5,366,033	10,171,393	4,928,866
8	茨城県	1,167,502	862,234	872,889	1,829,714	1,006,246	3,240,274	2,688,128	987,978
9	栃木県	2,727,171	1,414,114	1,596,881	1,441,938	1,664,196	2,903,771	3,063,222	1,596,859
10	群馬県	2,501,720	943,626	1,106,984	1,125,359	1,038,186	2,320,058	4,983,719	1,392,911
11	埼玉県	1,113,219	822,150	851,995	907,288	1,055,938	1,230,792	1,209,316	1,023,519
12	千葉県	2,039,333	1,519,383	1,149,409	1,163,795	1,613,428	2,385,171	3,261,200	1,484,964
13	東京都	40,385,217	18,066,424	18,244,887	18,576,919	21,220,631	20,541,651	22,437,062	14,725,433
14	神奈川県	5,168,354	1,381,122	1,305,841	1,407,028	1,552,306	2,354,650	3,723,521	1,557,027
15	新潟県	1,705,543	1,893,309	1,854,440	1,794,833	1,847,989	2,441,039	9,767,166	2,390,763
16	富山県	1,644,215	1,328,650	1,566,551	1,507,598	1,505,639	2,462,036	6,484,037	1,785,476
17	石川県	4,571,922	19,109,238	3,919,564	3,811,973	4,282,188	5,863,431	26,016,749	6,226,774
18	福井県	1,420,743	1,057,193	1,177,692	848,474	1,202,814	3,186,527	7,876,157	1,539,217
19	山梨県	1,728,378	1,163,534	915,208	1,006,799	956,250	1,789,545	3,339,064	1,241,454
20	長野県	2,015,928	2,145,831	2,095,693	1,797,663	1,775,210	3,894,914	10,469,234	2,483,773
21	岐阜県	1,250,022	1,436,827	1,387,841	2,013,652	4,287,013	5,083,125	3,932,146	1,622,333
22	静岡県	2,127,045	2,156,619	2,691,097	3,224,198	4,263,111	3,141,590	9,352,583	2,793,028
23	愛知県	2,547,496	990,783	1,005,173	848,094	1,011,853	2,333,947	4,614,093	1,168,877
24	三重県	896,832	558,254	682,004	713,040	566,445	2,218,521	5,918,742	1,269,288
25	滋賀県	2,422,598	1,257,988	1,301,837	1,588,390	1,517,054	2,490,941	5,485,992	1,522,931
26	京都府	1,547,804	1,403,977	1,586,959	1,440,847	1,613,504	1,497,465	5,800,864	1,720,441
27	大阪府	3,750,499	1,156,793	1,010,828	1,143,809	1,293,410	1,383,136	5,194,233	1,478,362
28	兵庫県	278,705	451,623	695,236	624,776	629,083	2,374,430	6,781,463	996,775
29	奈良県	3,293,476	2,537,569	1,985,422	1,945,207	1,945,528	3,097,351	3,198,771	1,861,112
30	和歌山県	1,543,706	1,034,149	985,242	1,345,483	1,399,307	2,301,228	5,833,658	1,404,559
31	鳥取県	1,897,595	1,834,339	1,834,381	2,274,839	1,720,632	1,716,633	4,924,837	1,730,116
32	島根県	1,857,409	1,777,960	2,139,042	2,513,902	2,552,747	3,041,740	4,865,114	2,141,991
33	岡山県	1,627,459	796,812	791,335	1,623,689	797,691	647,516	835,450	863,380
34	広島県	740,242	867,255	825,232	1,595,819	1,167,508	3,562,310	5,530,754	1,322,027
35	山口県	548,089	918,638	951,867	1,038,558	775,397	2,641,310	4,457,510	1,083,619
36	徳島県	1,601,368	1,721,392	2,014,101	2,052,409	1,883,606	2,384,236	3,213,180	1,698,699
37	香川県	2,535,112	2,408,727	2,166,428	2,475,576	2,519,567	2,018,833	3,807,420	1,811,807
38	愛媛県	674,658	646,761	653,234	1,243,042	923,172	1,330,764	1,378,973	678,903
39	高知県	2,428,431	3,109,485	3,736,428	3,771,526	6,312,785	4,790,460	7,198,685	2,911,222
40	福岡県	3,117,498	1,671,195	865,865	876,814	854,837	3,064,133	5,821,523	1,356,860
41	佐賀県	1,383,353	1,414,893	1,550,392	1,627,180	1,468,533	1,379,161	3,574,792	1,209,108
42	長崎県	1,736,782	2,795,465	1,445,582	1,266,836	1,612,271	5,136,913	7,710,626	2,055,633
43	熊本県	831,616	7,152,894	2,228,406	2,981,390	5,293,403	2,229,660	7,294,393	2,191,368
44	大分県	1,390,588	6,829,098	746,926	682,231	740,228	1,131,604	5,650,524	1,364,597
45	宮崎県	1,887,820	2,082,329	1,046,905	3,353,066	1,213,656	2,522,826	6,113,142	1,778,304
46	鹿児島県	4,037,274	5,332,347	5,404,786	4,780,309	3,103,733	4,611,501	7,716,293	3,524,438
47	沖縄県	8,812,577	18,080,472	7,513,225	5,653,583	5,776,896	7,893,454	12,334,126	7,163,783
	合計	145,014,559	138,249,448	101,503,828	107,837,075	113,176,509	157,632,241	305,294,678	106,719,947

以 上